

# 特別史跡 新居関跡

保存整備事業報告書 II

－大御門・女改之長屋等整備事業－

2022

湖西市教育委員会



写真1 大御門・女改之長屋・高札・樹形広場整備完了状況（南西より）



写真2 整備事業前（南より）＊整備のため道路位置を振り替えた



写真3 大御門・高札整備完了状況（西より）



写真4 整備事業前（東より）



写真5 女改之長屋外觀整備完了状況（東から）

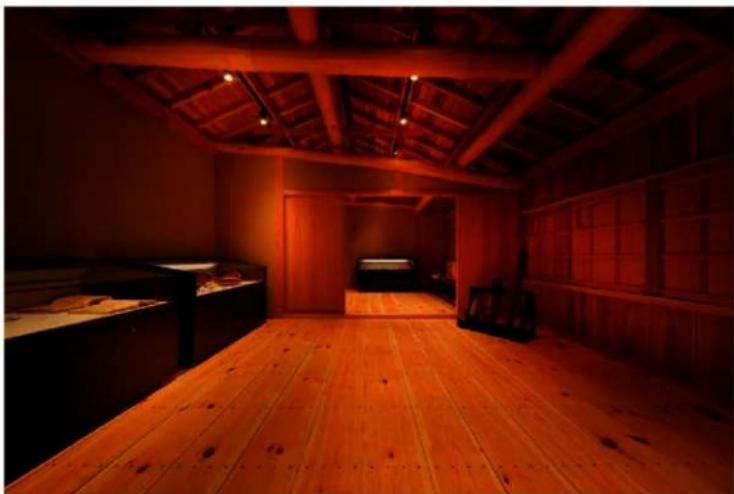


写真6 女改之長屋内部整備完了状況（南から）



写真7 南側木柵整備完了状況（南から）



写真8 整備事業前（北西角から）



写真9 北側木柵整備完了状況（北西から）



写真10 整備事業前（北東から）



写真1 1 裏御門整備完了状況（西から）



写真1 2 整備完了状況（上空から）

## 序

新居関所は、慶長 5 年(1600)に徳川家康によって創設され、大正 10 年 3 月 3 日に保護建造物の指定を受け、その後、昭和 30 年 8 月 22 日に新居関跡として国特別史跡に指定されました。そして昭和 46 年に解体修理を行い、昭和 50 年代になり新居関跡の保存整備の必要性が叫ばれるようになりましたが、新居関跡の保存整備事業が本格化するのは平成の時代になってからです。

平成 5 年度に土地所有者の理解のもと、民有地の買い上げを始め、平成 11 年度には「特別史跡新居関跡整備基本計画」を策定し、新居関跡の復元・保存整備の基本の方針を示しました。この間、関所構内の発掘調査をはじめ絵図・文献史料調査を進めてまいり、平成 13 年度・14 年度に保存整備事業の第一弾として渡船場・護岸整備を完了しました。

そして、平成 22 年 3 月に市町村合併により浜名郡新居町は湖西市となりましたが、事業を継承し、関所の象徴である大御門・女改之長屋等、江戸時代の構内の様子を再現する復元物を完成させることができました。本書はその第二弾の整備事業についてまとめたものです。

新居関跡構内には復元した建物以外にも、海の関所の機能を物語る船会所や土蔵などがあり、保存整備事業はまだ道半ばです。昭和から令和に至るまで、保存整備には時間がかかりますが、今後も、文化庁・静岡県のご指導・ご助言を賜りながら、後世に唯一無二の文化財を受け伝え活用していくため、新居関跡保存整備事業を進めてまいりたいと思います。

この保存整備事業に関係された皆様方に対しまして厚く御礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

湖西市長 影山 剛士

## 新居関跡整備によせて

東海道のほぼ中間に位置する浜名湖の今切渡船場に設置された新居関所は、江戸幕府が全国に設置した五十余の関所の中でも最重視されて規模も大きく、しかもその中核施設である面番所が全国で唯一現存しており、現在は国の特別史跡に指定されている。その所在地の新居町教育委員会では平成 8 年(1996)に関所整備委員会を発足させて同 12 年に關所の保存整備基本計画をまとめ、それに基づいて同 14 年には關所東側の渡船場を復元し、その成果を『特別史跡新居関跡 保存整備事業報告書 I』(平成 18 年)として刊行した。

平成 22 年(2010)3 月に新居町は湖西市と合併し、この關所整備事業は基本的に湖西市へ引き継がれた。整備事業では史跡地の整備と共に、明治以降に失われた建造物の復元も大きな課題であり、平成 23 年に文化庁の助言に基づき關所整備委員会の中に建築史の専門家からなる建築専門部会を設置して、以降、同部会で意欲的に検討が重ねられた。この間、關所周囲の木柵・石積や樹形広場の整備、關所西側の道路の付け替えなどが進み、平成 26 年には当初の保存整備基本計画の大きな目的の一つであった大御門を復元、高札場、裏御門も整備され、令和 2 年(2020)には女改之長屋の復元がなった。

この整備事業が始まる以前に新居関跡を見学に訪れた人々の間からは、しばしば「何故この場所に關所が置かれたのか分からぬ」という疑問の声が発せられた。しかしこれまでの整備事業によって、江戸時代に全国で最も重視された大規模な關所の跡としての体裁がある程度は整い、訪問者に一定程度の正確な關所像を示すことができるようになった。一方で、關所付近の地元住民から異次元の建造物のようにみられていた復元の大御門や女改之長屋が比較的短期間に、以前から残っていた面番所と同様にこれらも「我が町の關所」の構成要素としてみられ始めたように思われる。

当初の保存整備基本計画からは二十年余が経過し、この間、社会状況の変化等もあって必ずしも整備事業が計画通りに進んできたとは言えず、未着手の事業として新居関所の立地を特色づける船会所と關所の諸道具を格納していたと思われる土蔵の復元が残っている。しかし取り敢えず視覚的に關所の大要がある程度整ったこの機会に、『特別史跡新居関跡 保存整備事業報告書 II』を刊行することになった。

ただし近年では新居関所のような文化財に関し、単に復元や保存という観点だけではなく、その文化財を人々の文化生活の中に如何に活用させるべきか、という新しい課題も提起されている。いよいよ本事業遂行の最終段階に入ろうとしている今、この新しい課題に対しても一定の対応が必要になっている。

令和 4 年 3 月

愛知大学名誉教授

特別史跡新居関跡整備委員会委員長 渡辺 和敏

## 例　　言

1. 本書は静岡県湖西市新居町新居 1227-1 他に所在する特別史跡新居関跡の大御門・裏御門・女改之長屋の復元のほか、それらにともなう工作物の保存整備事業についてまとめた整備事業報告書である。
2. 史跡整備事業は特別史跡新居関跡保存整備事業計画(平成 12 年策定)にあわせて、湖西市が実施したものである。
3. 今回報告書に記載した発掘調査・整備工事・事業報告書作成は文化庁・静岡県の文化財保存費補助金を受け、平成 18 年(2006)～令和 3 年度(2021)に実施した。
4. 事業体制は、第 2 章第 3 節に記した。
5. 本書の作成は湖西市教育委員会岡本聰・切池融・鈴木紀子・大須賀広夢及び(有)ウッドサークル中田英史・曾根田雅彦が行った。整備にかかる復元検討・整備内容については中田・曾根田が執筆し、遺構については岡本・大須賀、その他を切池・鈴木がとりまとめ、文責は文末に記した。なお、編集は湖西市教育委員会(事務: 文化観光課)が行った。
6. 特別史跡新居関跡整備委員会委員長の渡辺和敏先生からは巻頭言を賜り、そして第 5 章「新居関跡の整備と建物復元」については同整備委員会建築専門部会委員長の箱崎和久先生に玉稿を賜った。また気賀関所(浜松市)の柵資料の借用については、浜松市北区役所まちづくり推進課にご協力を賜った。ここに記して感謝申し上げます。
7. 発掘調査における現地測量では日本測地系(旧測地系)を使用し、本書掲載の実測図もこれに基づいている。
8. 本書に掲載した工事設計図は施工時に作成したものを編集して用いた。
9. 整備事業に関する記録資料は、すべて湖西市教育委員会が管理・保管している。



# 目 次

第1章 特別史跡新居関跡の概要	
第1節 新居関所の歴史的変遷	1
第2節 関所構内の概要	3
第3節 面番所の修理の記録	11
第2章 新居関跡保存整備事業の概要	
第1節 事業にいたる経過	14
第2節 事業方針・実施経過	15
第3節 事業の組織・事業費	18
第3章 新居関跡保存整備計画	
第1節 新居関跡保存整備全体計画	32
第4章 復元整備事業	
第1節 建造物の整備に向けた基礎検討	34
第2節 関所外郭の整備	42
第3節 樹形・歩道整備	64
第4節 地盤整備	90
第5節 大御門	104
第6節 裏御門	148
第7節 女改之長屋	162
第8節 工作物	203
第5章 新居関跡の整備と建物復元	207
第6章 今後の保存整備に向けた課題	213

## 挿図目次

- |      |                              |       |                              |
|------|------------------------------|-------|------------------------------|
| 図 1  | 今切閑所平面図                      | 図 4 1 | 面番所南側 3 A・4 A・3 B 調査区実測図     |
| 図 2  | 各種史料と面番所の対応関係                | 図 4 2 | 面番所南側 5 A~8 A 調査区実測図         |
| 図 3  | 各種史料一覧                       | 図 4 3 | 面番所南側 2 C~3 D 調査区・地盤確認ゾーン実測図 |
| 図 4  | 面番所柱間実測図                     | 図 4 4 | 造成計画図                        |
| 図 5  | 遺構全体図                        | 図 4 5 | 疊敷舗装平面図                      |
| 図 6  | 護岸東辺北端部の石垣実測図                | 図 4 6 | 疊敷舗装詳細図                      |
| 図 7  | 裏御門・木柵・護岸北辺の石垣実測図            | 図 4 7 | 北区域排水詳細図                     |
| 図 8  | 図面 3 「今切閑所平面図」の記載内容          | 図 4 8 | 植栽植穴詳細図                      |
| 図 9  | 発掘調査全体図・復元想定図                | 図 4 9 | 氣賀閑冠木門柱実測図                   |
| 図 10 | 整備全体計画図                      | 図 5 0 | 大御門実測図                       |
| 図 11 | 尖柵に関する記述                     | 図 5 1 | 大御門遺構名称・木材群実測図               |
| 図 12 | 東護岸北尖柵詳細図                    | 図 5 2 | 大御門発掘調査状況 1                  |
| 図 13 | 北西部遺構分析図                     | 図 5 3 | 大御門発掘調査状況 2                  |
| 図 14 | 北護岸復元想定図                     | 図 5 4 | 大御門周辺遺構図                     |
| 図 15 | 北護岸整備詳細図                     | 図 5 5 | 大御門遺構平面図                     |
| 図 16 | 笠木土台付柵(閑所側)等詳細図              | 図 5 6 | 大御門遺構断面図                     |
| 図 17 | 石付門扉詳細図                      | 図 5 7 | 大御門根包板                       |
| 図 18 | 笠木土台柵(道路側)詳細図                | 図 5 8 | 大御門移転前前面                     |
| 図 19 | 枡形遺構全体図                      | 図 5 9 | 大御門古団面 1                     |
| 図 20 | 石垣土壘東端(第7次調査)実測図             | 図 6 0 | 大御門古団面 2                     |
| 図 21 | 石垣土壘(第17次調査)実測図              | 図 6 1 | 大御門絵画史料 1                    |
| 図 22 | 石垣土壘西端部調査区(第14次調査)全体図        | 図 6 2 | 大御門絵画史料 2                    |
| 図 23 | 石垣土壘西端(第14次調査)実測図            | 図 6 3 | 大御門復元検討の基本仕様                 |
| 図 24 | 枡形北地区遺構分析図                   | 図 6 4 | 大御門文献史料との対応                  |
| 図 25 | 絵画 2 「新居駅閑所の図」(東街使監略圖)部分     | 図 6 5 | 大御門復元検討図 1                   |
| 図 26 | 絵画 3 「東海道分間延絵図」部分            | 図 6 6 | 大御門復元検討図 2                   |
| 図 27 | 枡形周辺の笠木土台付柵に関する記述            | 図 6 7 | 大御門復元検討図 3                   |
| 図 28 | 笠木と考えられる建築部材実測図              | 図 6 8 | 大御門目論見帳 1                    |
| 図 29 | 土壘平面図                        | 図 6 9 | 大御門目論見帳 2                    |
| 図 30 | 枡形石垣土壘・笠木土台付柵詳細図             | 図 7 0 | 大御門目論見帳 3                    |
| 図 31 | 宿高札詳細図 1                     | 図 7 1 | 大御門目論見帳 4                    |
| 図 32 | 宿高札詳細図 2                     | 図 7 2 | 大御門目論見帳 5                    |
| 図 33 | 浦高札詳細図 1                     | 図 7 3 | 大御門整備平面図                     |
| 図 34 | 浦高札詳細図 2                     | 図 7 4 | 大御門整備立面図 1                   |
| 図 35 | 高札板記載内容 1                    | 図 7 5 | 大御門整備立面図 2                   |
| 図 36 | 高札板記載内容 2                    | 図 7 6 | 大御門整備立面図 3                   |
| 図 37 | 歩道整備平面図                      | 図 7 7 | 大御門整備断面図 1                   |
| 図 38 | 歩道舗装・施設詳細図                   | 図 7 8 | 大御門整備断面図 2                   |
| 図 39 | 面番所南側の地盤調査区配置図               | 図 7 9 | 大御門整備断面図 3                   |
| 図 40 | 面番所南側 1 A・1 B・2 A・2 B 調査区実測図 | 図 8 0 | 大御門整備基礎伏図                    |

- 図8 1 大御門整備屋根伏図  
図8 2 裏御門実測図  
図8 3 裏御門遺構図  
図8 4 絵図3「東海道分間延絵図」  
図8 5 裏御門図面史料  
図8 6 裏御門復元検討図1  
図8 7 裏御門和釘長さ検討サンプル模型  
図8 8 裏御門復元検討図2  
図8 9 裏御門目論見帳  
図9 0 裏御門整備図面1  
図9 1 裏御門整備図面2  
図9 2 女改之長屋実測図  
図9 3 女改之長屋礎石等実測図  
図9 4 女改之長屋遺構平面復元図  
図9 5 女改之長屋遺構写真1  
図9 6 女改之長屋遺構写真2  
図9 7 女改之長屋遺構重ね図  
図9 8 女改之長屋絵画史料  
図9 9 新居関所の概略年表  
図1 0 0 女改之長屋図面史料  
図1 0 1 女改之長屋第1次図面  
図1 0 2 女改之長屋第4次図面  
図1 0 3 女改之長屋構造形式  
図1 0 4 女改之長屋復元検討図1  
図1 0 5 女改之長屋復元検討図2  
図1 0 6 女改之長屋目論見帳1  
図1 0 7 女改之長屋目論見帳2  
図1 0 8 女改之長屋整備平面図  
図1 0 9 女改之長屋整備立面図1  
図1 1 0 女改之長屋整備立面図2・断面図1  
図1 1 1 女改之長屋整備断面図2  
図1 1 2 女改之長屋整備屋根伏図・梁伏図  
図1 1 3 女改之長屋整備根太伏図・土台図  
図1 1 4 女改之長屋整備構造補強床伏図・基礎伏図  
図1 1 5 女改之長屋整備構造補強小屋伏図・壁配置図  
図1 1 6 女改之長屋整備構造補強断面リスト  
図1 1 7 女改之長屋整備電気設備配置図  
図1 1 8 女改之長屋整備電灯・コンセント設備平面図  
図1 1 9 女改之長屋整備弱電・自動火災報知設備平面図  
図1 2 0 構内消火栓・暗渠・配線設置図  
図1 2 1 解説板図面

## 表 目 次

- 表 1 今切関所平面図にみる関所構内建物の概要  
表 2 関所建物柿杉板使用箇所と坪数  
表 3 間屋場等勤務の宿役人と人数  
表 4 面番所の修理記録  
表 5 整備事業費一覧表

## 写 真 目 次

### 卷頭図版

- 写真 1 大御門・女改之長屋・高札・樹形広場整備完了状況  
写真 2 整備事業前  
写真 3 大御門・高札整備完了状況  
写真 4 整備事業前  
写真 5 女改之長屋外観整備完了状況  
写真 6 女改之長屋内部整備完了状況  
写真 7 南側木柵整備完了状況  
写真 8 整備事業前  
写真 9 北側木柵整備完了状況  
写真 10 整備事業前  
写真 11 裏御門整備完了状況  
写真 12 整備完了状況（上空から）

## 写 真 図 版

- |        |               |        |              |
|--------|---------------|--------|--------------|
| 図版 1   | 北護岸整備事業前(西から) | 図版 1 7 | 樹形整備前(東から)   |
| 図版 2   | 北護岸整備事業前(東から) | 図版 1 8 | 樹形整備前(西から)   |
| 図版 3   | 北護岸尖柵整備後(東から) | 図版 1 9 | 笠木土台付柵(道路側)  |
| 図版 4   | 北護岸尖柵基礎工事     | 図版 2 0 | 樹形石垣土壘       |
| 図版 5   | 北護岸尖柵石工事      | 図版 2 1 | 樹形石垣土壘       |
| 図版 6   | 北護岸尖柵木工事      | 図版 2 2 | 笠木土台付柵と土壘完成後 |
| 図版 7   | 北護岸尖柵木工事      | 図版 2 3 | 高札木工事        |
| 図版 8   | 尖柵木材          | 図版 2 4 | 高札板設置        |
| 図版 9   | 南辺整備事業前(東から)  | 図版 2 5 | 土壘延長ラインを舗装表示 |
| 図版 1 0 | 南辺整備事業前       | 図版 2 6 | 樹形南区域土壘平面整備  |
| 図版 1 1 | H24補修工事       | 図版 2 7 | 南辺歩道整備前(西から) |
| 図版 1 2 | H24白蟻による破損状況  | 図版 2 8 | 南辺歩道整備後(西から) |
| 図版 1 3 | H24補修完了後      | 図版 2 9 | 南辺柵基礎工事      |
| 図版 1 4 | H26笠木土台付柵整備後  | 図版 3 0 | 面番所南側礫敷      |
| 図版 1 5 | 樹形整備前(南から)    | 図版 3 1 | 礫敷拡大         |
| 図版 1 6 | ×付*門扉設置       | 図版 3 2 | 面番所地盤整備後     |

図版 3 3	木材モック処理	図版 7 6	土壁練りこみ
図版 3 4	大御門柱材	図版 7 7	土壁荒壁
図版 3 5	大御門木工事	図版 7 8	女改之長屋床板・筋交い補強
図版 3 6	大御門和釘打ち	図版 7 9	女改之長屋屋根葺作業
図版 3 7	大御門組立	図版 8 0	女改之長屋柿葺屋根
図版 3 8	大御門屋根瓦工事	図版 8 1	女改之長屋補強金物
図版 3 9	大御門マホガニ嵩上げ	図版 8 2	女改之長屋雨落ち
図版 4 0	大御門基礎工事	図版 8 3	女改之長屋水流し
図版 4 1	大御門組立	図版 8 4	女改之長屋セメントグッズ
図版 4 2	大御門組立	図版 8 5	女改之長屋排水口
図版 4 3	大御門組立	図版 8 6	女改之長屋無双窓
図版 4 4	大御門木工事	図版 8 7	土星接合部の尖柵(西から)
図版 4 5	大御門石工事	図版 8 8	土星接合部の尖柵(東から)
図版 4 6	大御門屋根下葺	図版 8 9	女改之長屋完成後室内
図版 4 7	大御門屋根瓦葺	図版 9 0	女改之長屋完成後室内
図版 4 8	大御門鬼瓦	図版 9 1	女改之長屋完成後展示風景
図版 4 9	大御門建具金物	図版 9 2	女改之長屋完成後展示物
図版 5 0	大御門根包板	図版 9 3	面番所西トイレ撤去前
図版 5 1	大御門完成(脇解)	図版 9 4	防火壁撤去前(東から)
図版 5 2	大御門閉門時(東から)	図版 9 5	防火壁・電柱撤去前(西から)
図版 5 3	大御門完成(北から)	図版 9 6	防火壁撤去作業
図版 5 4	大御門完成(西から)	図版 9 7	電気・消火栓配管
図版 5 5	大御門完成(東から)	図版 9 8	外構設備完成(西から)
図版 5 6	無電柱化した南辺歩道(東から)	図版 9 9	消火栓設置
図版 5 7	裏御門木工事	図版 1 0 0	暗渠排水設置
図版 5 8	裏御門破風板取付	図版 1 0 1	配電盤設置
図版 5 9	裏御門和釘打ち	図版 1 0 2	外構工事完成(南から)
図版 6 0	裏御門組立	図版 1 0 3	電柱移設後(南から)
図版 6 1	裏御門完成(東から)	図版 1 0 4	水道管直結式消火栓
図版 6 2	裏御門箱錠	図版 1 0 5	駐車場整備前
図版 6 3	女改之長屋西辺石工事	図版 1 0 6	駐車場東屋整備後
図版 6 4	女改之長屋土系舗装	図版 1 0 7	駐車場路盤修理前
図版 6 5	女改之長屋金物補強	図版 1 0 8	駐車場路盤再整備後
図版 6 6	女改之長屋梁柱	図版 1 0 9	渡船場柵修理前
図版 6 7	女改之長屋木工事	図版 1 1 0	渡船場柵再整備後
図版 6 8	女改之長屋木工事	図版 1 1 1	浮き桟橋修理前
図版 6 9	女改之長屋木工事	図版 1 1 2	浮き桟橋再整備後
図版 7 0	女改之長屋梁組	図版 1 1 3	面番所叩き修理前
図版 7 1	女改之長屋梁組	図版 1 1 4	面番所叩き再整備後
図版 7 2	女改之長屋壁補強	図版 1 1 5	防犯センサー導入
図版 7 3	女改之長屋維手	図版 1 1 6	解説板
図版 7 4	女改之長屋手斧削り		
図版 7 5	女改之長屋土壁小舞		

# 第1章 特別史跡新居関跡の概要

## 第1節 新居関所の歴史的変遷

### (1) 関所の創設/大元屋敷時代（1600～1701）

慶長5年（1600）、今切渡船との関連において幕藩体制維持のために新たに今切関所（通称：新居関所。以下「新居関所」）が設置された。創設時期については、「特別史跡新居関跡保存整備事業報告書Ⅰ」（註1）で述べたとおり、慶長5年（1600）説と慶長6年（1601）説の他、慶長9年（1604）説（註2）があるが、報告書Ⅰに倣い、ここでは慶長5年とする。

関所の場所は2度の移転ののち、現在の場所に設置されている。まず、関所が創設した際の位置は現在の場所から南東方向約1.6kmの元新居と呼ばれるところで、現在ヤマハ発動機新居工場がある辺り（港町）と考えられている。

慶長6年（1601）の東海道宿駅制度の実施にともない、新居も宿駅に指定されると、新居関所を中心として西方向に城町・中町・西町の町並みが形成された。そのころの新居宿のようすを描いた絵図を見ると、東西に走る往還を挟んで南北に民家が建てられ、関所はその東端の浜名湖岸に設置されていた。新居宿から舞坂宿までは海上26町（約2.8km）の今切渡船で結ばれ、新居側の渡船場は関所構内にあった。新居関所の位置は人の出入りを支配する地の利があった半面、常に荒波にさらされた災害を受けやすい場にあったともいえる。

### (2) 元禄の移転/中屋敷時代（1701～1707）

元禄12年（1699）8月、三河・遠江地方は暴風雨に襲われ、新居一帯も大きな高波被害を受けた。関所の西側に位置した城町（のちの泉町）でも多くの町家が流失や倒壊した。新居宿ではこれより先の延宝8年（1680）閏8月にも高波被害があったことから、幕府は関所の移転を決定、関所と城町の移転が行われることになった。

移転工事は元禄14年7月19日に始まり、10月29日に完了した（註3）。そして移転完了後の翌15年閏8月、新居関所は三河国吉田藩に管理を移管された。

### (3) 宝永の移転/現在の場所（1708～）

元禄の移転から間もない宝永4年（1707）10月4日、東海地方は大地震と引き続いて発生した津波に襲われた。新居宿一帯も大きな被害を受け、関所をはじめ宿場は壊滅状態となり、関所並びに宿場の総移転が行われることになった。宿場と関所の移転工事は宝永5年正月に始められ、関所は3月21日に、宿場の移転は4月に完了した。宝永の宿場総移転は、吉田藩作事奉行土肥孫兵衛により、街道筋だけでなく裏通りにも町家が建ち並ぶ、周辺部に寺社を配置した計画的な町割が行われたのである。その町並みは現代の新居町の町並みに受け継がれている。

また、関所構内の絵図は大元屋敷時代と現在の場所の絵図が現存しているが、関所

構内の建物の配置および間取りは、移転前と現在まで厳密に踏襲されていることが窺われ、今回の復元整備の配置および間取りの根拠資料のひとつとなっている。

#### (4) 関所の廃止

明治 2 年（1869）正月、新政府は箱根関所をはじめ諸道の関門の廃止を決定した。7 月には新居宿周辺が静岡藩へ移管されると、新居関所は 8 月 2 日までに静岡藩郡方役所の鈴木幸一郎へ引き渡された。

#### (5) 新居関所の保存

明治 2 年の廃関後、旧幕臣の深津登門が関所建物を利用して士族の子弟や庶民に読み・書きなどを教えていたというが（註 4）、その実態についてはよくわからない。

翌 3 年 7 月には静岡藩の布令に基づき、静岡・沼津・田中・小島・掛川・浜松・横須賀・相良・中泉とともに新居に修業所が設置されることになり、旧関所が使用された（註 5）。さらに明治 5 年（1872）8 月の学制頒布によって新居では翌年 5 月に隣海院に小学校が開校していたが、6 月の浜松県小学校設置令にともない旧関所内に移転し、77 番小学新居小学校として開校した。小学校用地として使用されたのは、関所構内のうち大御門から東の渡船場を見通したラインの北側であったと思われる。

その後、明治 41 年（1908）には旧関所東側の湖面 1 反 2 畝、さらにもう 1 反 1 畝の湖面が小学校の運動場用地として埋め立てられた（註 6）。このように幕末維新期の動乱をくぐり抜けた新居関所は、全国の関所が取り壊される中で、教育機関として利用されることにより、全面的な破壊から免れることになったのである。

その後、関所建物は小学校として大正 5 年（1916）まで、役場として昭和 26 年（1951）まで使用された。この間大正 10 年 3 月 3 日には内務省より史跡名勝天然記念物に指定、さらに昭和 30 年には国特別史跡に指定され文化財として保存されることになった。

ただ、残念なことに廃関後に、さまざまな用途に使用された際に改変され、関所構内にあった面番所を除く建物は壊され、関所敷地も切り売りされていたため、平成 5 年の公有地化を契機に関所構内の整備事業が始まられ、江戸時代の構内の姿を再現すべく、関所整備が現在に至るまで続けられている。整備の内容については、第 2 章の「新居関跡保存整備事業の概要」に記した。

（切池・鈴木）

註

1 『特別史跡新居関跡保存整備事業報告書 I - 渡船場・護岸整備事業一』（2006 新居町教育委員会）

2 柴田澄男『新居郷』第 5 号（1975 新居町郷土文化研究会）

3 『新居町史第 8 卷』 第 2 編 27 号資料（1986 新居町）

4 『静岡県浜名郡誌全』（復刻版）395 頁（1998 静岡県浜名郡役所）

5 『明治初期静岡県史料』4 卷-125 頁、（1970 静岡県史刊行会/編）『新居町史第 2 卷』通史編下-45 頁（1990 新居町）

6 『新居町史第 2 卷』通史編下-260 頁（1990 新居町）

7 その他参考文献『新居町史第 1 卷』通史編上（1989 新居町）を参考にした。

## 第2節 関所構内の概要

歴史的建造物の復元にあたっては、発掘調査とともに絵画資料や修復資料といった文献資料の検討が欠かせない。新居関跡の復元整備事業においても、これまでさまざまな調査が行われ、その検討結果などをもとに整備が進められてきた。

その結果、平成14年度には「渡船場・護岸」、平成25～26年度には「大御門」、「樹形」、「高札」、そして令和元年度には「女改之長屋」の復元が行われ、「船会所」や「土蔵」の整備が残されているが、次第に江戸時代の関所空間が体感できるようになってきた。

そこで、江戸時代の新居関所構内にはどのような建物や構築物があったのか、またその変遷や使途等について改めて述べておきたい。もっとも、このことについては既刊の報告書でも若干の検討を行ったことがある（註1）。それまでの調査によって明らかになつたいくつかの平面図を比較し、建物の名称や配置の変遷を検討した。そこでは、構内の建物や施設の名称、配置については多少の変化があるものの、基本的には江戸中期以降、建替えや修繕に際して建物の構造、配置が大きく変わることはなかつたと結論付けた。

今回は、整備の基本図面とした「今切関所平面図」（以下、本項では平面図と略す（図1））をもとに、関所構内の建物等の概要や使途について検討する。この平面図には、大御門の形状を除いては安政改築後の関所構内の建物の配置や間取り、寸法などが正確に描かれている。なお、記載内容については詳細な分析があるので参照されたい（註2）。

表1は、平面図に描かれている建物の名称、規模をまとめたものである。関所構内の中心に位置するのが関所建物で、大きく書院棟、面番所棟、勝手・台所棟に分けることができる。また、外部の建物として面番所の西側に船会所（船頭会所）、その西側に関所と町場を区切るよう、南から、大御門、女改之長屋、裏御門が続き、関所建物の北側に土蔵があった。このうち現存しているのは書院と面番所、下番勝手、同心休息所である。

図1 今切関所平面図（個人蔵）

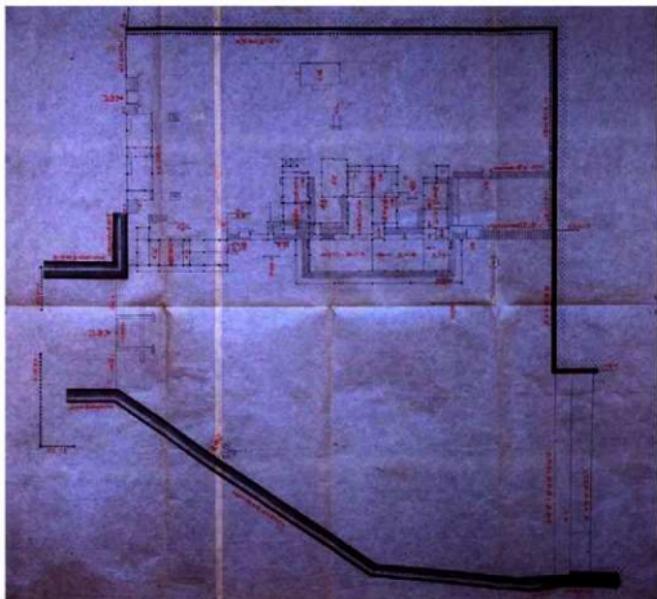


表1 今切関所平面図にみる関所構内建物の概要

棟		部屋名・建物名
関所建物	書院	御書院（8）
		次之間（6）
	面番所	上之間（10）
		中之間（20）
		次之間（25）
	勝手・台所	上番勝手（12）
		下番勝手（8）
		同心休息所（8）
		御用連場（8）
		台所（9）
		土間
外部施設	大御門	
	裏御門	
	女改之長屋	
	船頭会所	
	土蔵	

\* ( ) 内は棟数を表す。

### (1) 書院棟

書院棟には8畳間の御書院と6畳間の次之間の二室あり、いずれにも床の間が付設されている。文化2年(1805)6月、吉田藩主松平信明は帰国に際し「殿様船場より御上り、御閑所御書院迄御上り」と(註3)、渡船場から上がった後で閑所の書院を利用している。また、本陣改めを行う本陣の妻の神文願いの際にも書院を使用することもあった(註4)。書院は公的な対面の場であり公式行事を行う場であったと考えられる。

### (2) 面番所棟

書院次之間から2畳の廊下を隔て南側が面番所である。面番所は、閑所建物の中で検閲機能を有する公の場所にあたる。面番所内は東から10畳の上之間、20畳の中之間、25畳の次之間の三部屋に分かれ、各部屋には床の間が付設されている。中之間は上番所、次之間は下番所、あるいは下改番所ともいわれた。

近藤恒次『東海道新居閑所の研究』(1969年・橋良文庫)の巻頭図版に掲載された「新居御閑所平面図」には閑所役人の座席位置が記されている。この絵図の存在や成立年代は不明などろはあるが(註5)、これによれば上之間には閑所役人は配置されておらず、中之間には番頭1名と給人3名、次之間には下改2名と同心(足軽)小頭1名のほか同心4名が描かれており、役職によって使用する部屋が分けられていたことがわかる。また、中之間の床の間には25張の弓、次之間の床の間には25挺の鉄砲が常備されていた。

なお、嘉永7年(1854)11月の地震で閑所建物は大破するが、その後の面番所の普請にあたっては柿葺にすることが検討されていたようである(註6)。しかし、どういう理由かはよくわからないが、最終的に以前のように瓦葺になったのであろう。

実は、閑所では一部に柿葺の建物もあった。天明3年(1783)の修復の前年に作成された「今切御閑所御修復風破・附増目論見仕様帳」のなかから柿杉板の使用箇所と坪数を示したものが表2である(註7)。屋根の庇に杉板が使用されているほか、表中の書院本屋根、台所・上番勝手、下番足軽勝手、女改長屋、雪隠は坪数からみて柿杉板葺であったといえる。目論見仕様帳には、1坪平均1200枚葺きで、総屋根坪数135坪5合では16万2600枚の柿杉板の使用が見込まれている。ただ、これが安政の改築の際にも同じように取り入れられたかはわからない。

表2 関所建物柿杉板使用箇所と坪数

柿杉板使用箇所	坪数
書院庇	5.93
同本屋根	14.63
雪隠	2.13
台所・上番勝手	45.13
面番所北裏庇他	3.17
下番東庇	4.4
上番勝手庇	1.5
下番足軽勝手	14.3
手桶置場	1.6
雪隠1か所	2.3
惣雪隠	3.1
女改長屋	37.31
合計	135.5

出典：天明2年12月「今切御関所御修復風破・附増目論見仕様帳」（『史料集』所収）

### （3）勝手・台所

面番所の北側には棟続きて勝手・台所棟が設けられていた。西側の棟には8疊の下番勝手、その北側に8疊の同心休息所が続いている。この棟は下番所で執務する下改と足軽の控部屋である。面番所の背後の棟には12疊の上番勝手があり、上番所で執務する者頭（番頭）や給人の控部屋になっていた。

上番勝手の東側には8疊の御用達場がある。この御用達場は町方や宿方にに関する用件を伝達する、まさに関所出入りする人々の御用達の場であったことが指摘されている（註8）。また、海辺改めの実施の通達や慣例に関する話し合いが行われたりしていることから、御用達場は関所御用の場でもあったといえる。

上番勝手と御用達場の北側に9疊の台所がある。台所の北側に4つに区切られた長方形の区画が描かれている。この平面図には記載されていないが、左端の区画は水流しで、残りの3区画は押入であることが別の平面図から判明する（註9）。さらに台所の西側の土間は、別の平面図から釜屋であることがわかる。

### （4）船会所

面番所の西側に路次埠があり、その西側が船会所（平面図には「船頭会所」）である。天保14年（1843）ごろの「東海道宿村大概帳」には「人馬雜問屋場毫ヶ所 御関所御門樹形之内 但船会所兼」とあり（註10）、人馬雜立業務を担った問屋場が船会所を兼務していた。したがって問屋場の中に人馬雜立業務を担った人馬会所と渡船業務を担った船会所があったのである。この図面の中央の土間を挟んで西側が船会所で、東側には記載はないが人馬会所があったのだろう。新居宿は、今切渡船場を控えた土地柄であることから、人馬雜立業務に加え渡船業務が

重要な任務であった。

延享元年（1744）8月の関所修復に際し船会所の由来について書上げたものによれば、「御公儀様宿次御用の御儀は、昼夜に限らず御渡海仕り候、（中略）夜中は御門に錠を御打ち遊ばれ候につき、御門の内に宿役人詰め居り申さず候ては、（中略）、宿次御用指滞り一向相勤り申さず候につき、右のとおり古来より仰せ付け置かれ候」と（註 11）、差し支えないよう古来より関所の構内に船会所が設置されていたことがわかる。

表 3 は「東海道宿村大概帳」にみる渡船業務、人馬維持業務に携わる役人と日々の勤務人数を示したものである。問屋場へは問屋 1 人、年寄 1 人、船頭頭 2 人、下役 3 人、帳付・馬指・人足指 1 人ずつ、水主人足 18 人が毎日詰めていた（註 12）。

表 3 問屋場等勤務の宿役人と人数

役職	定員	日々勤務人数	備考
問屋	2	1	
年寄	2	1	
船頭頭	12	2	今切渡船の組織は 12 組あり、1 組に 1 人の船頭頭。 1 日に従事する渡船は本番、遊番（急の御用勤務）の 2 組。
下役	24	3	1 組の渡船組織に 2 人の下役（添役とも）がおり、 12 組で 24 人。そのうち日々の従事数は 3 人。
馬指	4	1	
帳付	4	1	
人足指	4	1	
問屋場詰 水主人足	18	18	日々船場へ詰める渡船のうち 9 艘は、夜間勤務に備え昼夜勤務。1 艇に 2 人の水主が従事。
舞坂詰船頭 頭	3	1	12 組の船頭頭の担当町（泉町・中町・西町）から 1 人ずつ選ばれ、その内 1 人が舞坂の船着場へ詰める。
同下役	1	1	舞坂詰船頭頭の補佐役として舞坂の船着場へ詰める。
同水主	32	32	前夜から舞坂の船着場へ詰める 16 艘の渡船に従事する水主で、1 艇に 2 人従事。

出典：「東海道宿村大概帳」（天保 14 年・1843）

### (5) 大御門

船会所の西側に位置するのが大御門である。平面図では大御門は冠木門として描かれているが、江戸時代には門の形態も時代により変遷があった。

関所は元禄 12 年（1699）の暴風雨により同 14 年に移転するが、「此節より御関所瓦屋ねに成、御門も前方かふき門故木戸と申伝、瓦門・扣門など出来、是より御門と申なり、以後御門と申候様に仰付られ候故也」とあって（註 13）、この移転により関所は瓦葺となり、門も冠木門から控柱を備えた高麗門になったという。また、享保年間の成立と考えられる「今切御関所留」にも、「御関所古来は木戸にて御座候所、去々年已年御普請已後御門罷り成り候」と（註 14）、元禄 14 年の関所の普請後に木戸から御門になったことが記載されている。こうしたことから、元禄の移転にともない関所建物をはじめ大御門も拡充、整備されたとみてよいであろう。

関所は宝永 4 年（1707）の大地震で壊滅的な被害を受け翌年に現在地に移転するが、それ以降、ほぼ 10 年ごとに修復が行われたよう（註 15）、天明 3 年（1783）の普請では大御門の御門柱を根継ぎして修復している（註 16）。

嘉永 7 年（1854）11 月に発生した安政東海地震は関所に大きな被害をもたらした。関所建物は倒壊し、大御門の両側の御門柱も抜け出し傾き、両袖の塀も倒れてしまったことから、とりあえず門や両袖の塀を起こして応急的な措置を講じている（註 17）。この当時、関所の下改として勤務していた山本忠佐が記した「新居在勤中日録」の安政 5（1858）年 3 月 24 日付の記述には「御関所面番所の方出来につき、辰刻引移り、直と仮門を開き通行し、本門は〆切り候」とあることから（註 18）、関所建物の改築後に大御門の修理を行うために仮門が作られたことがわかるが、詳細は不明である。

その後、幕末の慶応元年（1865）12 月、吉田藩は関所の修復を幕府に願い出たがいまだ見分がないとして、翌 2 年 8 月に再度見分を願い出ている（註 19）。それによれば「其後度々の風雨にて追々破損所も相増し、御門の儀は次第に相傾き危き体相成り、其儘差置き候て甚心配仕り候」と、大御門が次第に傾き危なくなっていると訴えている。このことから、安政 5 年の大御門の修復は応急的に行われたものであったと考えられる。

明治元年（1868）9 月 14 日、新政府より明治天皇の東幸に際し関所の門を瀬戸門に建て替えるよう通達があった（註 20）。ここでいう瀬戸門がどのようなものかは不明であるが、同月 28 日には屋根を取り冠木門になったとある（註 21）。詳しい経緯は明確ではないが、もしかすればこのときの関所構内の状況を描いたのがこの平面図と考えられなくもない。

### (6) 女改之長屋

大御門から北へ土台付笠木柵と板塀が続いたところにあるのが女改之長屋である。平面図には「女改人長屋」とあり、棟続きの建物内に同一の間取りの部屋が南北に 2 軒分連なっている。また前にも見たように、この女改之長屋は杉板を使用した柿葺であった。

享保 6 年（1721）8 月の「遠州新居今切旧記」（文久 2 年 12 月・1862 写）には、「往来の女改の女武人御関所内長屋に抱え置き、右の女の夫足軽並に帶刀にて長柄持ち、鎧出入れ、幕打ち、定燈明等、其のほか者頭、給人の公用使等勤む、宛行三両武人扶持、是は右女への宛行也」とある（註 22）。すなわち女改之長屋は女改めを行った改女の住居で、夫は関所の雑用などを行った足軽であったという。また 2 軒分の長屋であったのは、改女が 2 人いたことによる。

女改之長屋は改女の家族の住居として使用されたが、別の用途で使用された例もみられる。本陣改めを行う本陣の妻の神文願いに際し、裏御門から入った関係者の待機場所としても利用されていたようである（註 23）。

なお、間違ってはならないのは、この場所で女改めが行われていたわけではないということである。女改めをはじめとする閑所改めは面番所前で行われたのである。

#### （7）裏御門

女改之長屋から北の板塀に統いて裏御門がある。平面図には屋根のついた南側が開口門として描かれている。文化 2 年（1805）4 月の「今切御閑所御普請仕様帳」には軒高 8 尺・桁行 2 間の壇子門であったという（註 24）。

閑所役人は閑所の北側に位置する中之郷村の役屋敷に居住し、そこから閑所へ通っていたことから裏御門は、閑所役人が勤務する際の通用門として利用されていた。また、前述のように、本陣改めを行う本陣の妻の神文願いの際には裏御門から構内へ入っていることから、住民の閑所御用に際しても利用されていたのであろう。

#### （8）土蔵

閑所建物から北側に少し離れたところに土蔵がある。一般的に解釈すれば、土蔵には閑所に関する道具類が保管されていたと考えられるが詳細はよくわからない。ただ、安政 3 年（1856）に下改となつた山本忠佐が書き写した史料に「御土蔵之事」として次のようにある（註 25）。

一御土蔵之内其向御用有之明候節ハ、其子細を以御者頭衆へ達封印を受取、長屋の者召呼  
其段申達し鑰（鍵カ）を渡し、役方當番老人刀を指可罷出候、御土蔵御用済候ハ如元封  
印為致右封御者頭衆へ出可申事（以下略）

すなわち土蔵を開けるときは者頭へ申し出て封印を受取り、長屋の者（閑所足輕）に鍵を渡し、さらに当番の役方が刀を携帯し同行だったのである。そして、御用が済めば元のように土蔵に封印し、そのことを者頭に報告するとあり、土蔵の開閉は厳重な監視のもとに行われていたことがわかる。こうしたことから土蔵は単なる物品類の保管場所だけでなく、閑所にとって重要書類等の保管場所ではなかつたかと推測されるのである。

以上、復元整備の基本図面とした「今切閑所平面図」をもとに、閑所構内の建物の概要やその使途などについてみてきた。ただ、実際のところ、こうした建物がどのように使われていたのか、また建物の変遷などは史料的制約から明らかにしえない部分も多い。今後も文献資料の調査、検討を継続していく必要があろう。

（切池）

#### 註

- 『特別史跡新居閑跡 保存整備事業報告書 I 一渡船場・護岸整備事業』（2006 新居町教育委員会） 第 1 章第 2 節
- 『特別史跡新居閑跡 発掘調査報告書 III』（2006 新居町教育委員会） 第 2 章第 3 節
- 『新居町史第 6 卷』近世資料 2・新居町方記録（1983 新居町）文化 - 55 号

- 4 「ふところ日記」(『新居町史』資料編9 1979 新居町) 177ページ
- 5 近藤氏はこの図面について、作成年代は不詳であるが安政改築直後のものであろう、と推測されている。この絵図の検討については、『特別史跡 新居関跡調査報告書I』(1996 新居町教育委員会) 第3章を参照のこと。
- 6 『国特別史跡新居関跡復元整備に関する文献史料集』(2007 新居町教育委員会) 第1部 64号・69号・71号史料。以下『史料集』と略す。
- 7 『史料集』第2部1号史料
- 8 『特別史跡新居関跡 発掘調査概要 - 平成15年度保存修理事業 -』(2004 新居町教育委員会) 2-(1)
- 9 「今切御関所拾分毫之割図」(磐田市教育委員会蔵)。この平面図の検討については、註(5)を参照のこと。なお、この平面図には、面番所次之間から上番勝手に向かう廊下の端に「湯殿」の表記がある。
- 10 『新居町史 第8巻』近世資料4、宿方・地方資料(1986 新居町) 246ページ
- 11 『新居町史』史料編1 (1960 新居町役場) 66ページ
- 12 前掲註10 246ページ
- 13・14 『史料集』第1部18号史料
- 15 『特別史跡新居関跡 発掘調査報告書IV』(2007 新居町教育委員会) 第3章第1節
- 16 『史料集』第1部32号史料
- 17 『史料集』第1部61号史料
- 18 『史料集』第1部95号史料
- 19 『史料集』第1部97号史料
- 20 『史料集』第1部100号史料
- 21 『史料集』第1部101号史料
- 22 前掲註10 12ページ
- 23 前掲註4 177ページ
- 24 『史料集』第2部4号史料
- 25 「新居御関所下改留帳写」(前掲註11 203ページ)

### 第3節 面番所の修理の記録

文化財指定された以後の閣所建物（面番所）の修理記録を後世のために資料が残る範囲で記述しておく。

（鈴木）

表4 面番所の修理記録

年代・修理事業名	修理の内容
S25 復興工事	<p>大正12年（1923）及び昭和19年2月（1944）（遠州三河震源とする）の2回にわたる強震と戦時中の艦砲射撃の余波による損害は極めて甚大であったため、面番所と当時書院となっていた建物の傾斜修理・その他破損箇所修理を実施 （破損箇所）</p> <p>本屋裏側に傾斜のため支柱を5か所施工</p> <p>付属建物 2棟何れも傾斜</p> <p>屋根 本屋全部をつぼ瓦にて葺きあげているが、屋根瓦の破損は多岐に上り、瓦の全部が下方に落ちかけており、雨漏り箇所があり</p> <p>外周 破風、白壁、及び羽目破損</p> <p>内部 床板及び諸所破損</p> <p>工作物 木柵 30間腐朽</p> <p>高札 1か所破損</p> <p>土蔵 閣所付属土蔵※昭和19年震災により倒潰 ＊付属土蔵は面番所西に建てられた近代の学校校舎か</p>
S26 全館防火施設工事	能美式自動及び手動火災警報装置及びペイント塗装工事
S31 旧書院建物の復原工事	板の間3室、東北隅の縁側、東押入3か所、東側土庇、北側土庇、便所、西側廊下合わせて20.148坪
S32 建物修理 便所建築	・本屋床裏の3疊の間、本屋中の間床、次の間床、本屋両脇土庇、縁等4か所の修理 ・古図にならい便所建築 2.2坪
S44 面番所修繕	・面番所南側の建具は明治5年学制により小学校・役場庁舎にした際、採光のためガラス戸に直したが、江戸期に復元のため障子戸に変更 ・面番所の畳を縁付畳に表替えをする ・南面の庇の下地と瓦の葺き替えを行う ・障子・雨戸を作成 ・南面の廊下を横板張りから縦板張りに変更 ・電気配線取替・器具を蛍光灯に変更

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知器の感度が悪いため新規取替</li> <li>・庇や障子戸、垂木などの修理を実施</li> </ul>
S46 面番所屋根替えおよび同心休息所・下番勝手の半解体修理工事（註1）	<p>(面番所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根瓦の4割は旧材を残し、約7,000枚の瓦を葺き替え</li> <li>・面番所北側西端の間の内側漆喰壁を板壁に復元</li> <li>・東側及び西側各二間の壁を撤去して、各間障子引違二本建に復元し、外部に雨戸・戸箱を復元</li> <li>・南側の両端に雨戸の戸箱を復元</li> <li>・中の間及び上の間の正面西端の間の欄間を撤去し、板壁の小壁に復元</li> <li>・正面及び両側面に葛石を復元</li> <li>・背面西より五間の各柱間装置を整備</li> <li>・三疊の間、南北側面の内側漆喰壁を板壁に復元</li> <li>・背面床の間、各三間の天井の高さを旧規に復元</li> </ul> <p>(同心及下番勝手)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北側西の間の窓を撤去して真壁に復元</li> <li>・北側東の間の窓の硝子戸を障子に復し、外側に雨戸及び戸箱を設置</li> <li>・同心休息所西側北端の間の床の間を撤去し真壁に復元</li> <li>・同心休息所西側中央間の真壁を撤去し、障子引違二本建に改める</li> <li>・同心休息所東側北端の間の窓を撤去し、真壁に復元</li> <li>・同心休息所東側中央間の硝子戸を障子に改め雨戸を設置</li> <li>・同心休息所・下番勝手境の建具構えを西側真壁に復元</li> <li>・下番勝手西側北の間を硝子戸に改める</li> <li>・下番勝手東側北の間の窓を撤去して掃出しの障子引違二本建に復元</li> <li>・同心休息所及び下番勝手西側に接続する便所、土間、押入を撤去し縁に復元</li> <li>・下番勝手南側西の間を真壁とし東の間を引違障子二本建の出入口とした</li> </ul>
H16 小破修繕	面番所東北角の便所目隠し板扉（昭和32年設置）が台風により破損したため撤去

H19 書院修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東面軒先漆喰を塗りこめ樋を復旧</li> <li>・屋根上の腐食した破風板の上に銅板を巻き込む</li> </ul>
H21 鬼瓦修繕	台風 18 号に伴う暴風によって、東南隅の降棟鬼瓦が落下し破損したため、欠損部充填補色、裏打ち補強修復し、番線で固定後に熨斗瓦を設置
H23 工作物撤去	面番所南正面にあった冠木門（昭和 56 年に意匠として設置）が台風により倒れたため、撤去
H30 下番勝手・休息所修繕	7 月の台風により下番勝手休息所の東面漆喰が剥離したため、塗り直し
R2 書院修繕・叩き修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書院の東面の軒先漆喰が剥離したため、塗り直し</li> <li>・平成 18 年度に実施した地盤整備工事の面番所叩きの土系舗装が風化したため、舗装剤を変更し再舗装を行った。</li> </ul>
R3 書院修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書院北面及び西面の軒先漆喰が剥離したため、塗り直し</li> <li>・書院東面の雨戸板が破損したため、破損板を取替</li> </ul>

#### 出典資料

註 1 『特別史跡新居関跡修理工事報告書』(1971 浜名郡新居町)

その他、現状変更申請書類等から抜粋

## 第2章 新居関跡保存整備事業の概要

### 第1節 事業にいたる経過

新居関所は明治2年（1869）の廃関後、中心建物だった面番所が明治6年に新居学校として使用されてから新居尋常高等小学校・新居町役場として使用されて現在に至っている。その間、大正10年（1921）3月に内務大臣より史跡名勝天然記念物・保護建造物として指定され、後の昭和30年（1955）8月には文化財保護委員会より特別史跡として指定された。特別史跡指定後の昭和31・32年度には面番所に付設した書院棟の復原整備工事（国補助事業）を実施した。その後、昭和45～46年度には建造物保存修理事業として面番所の半解体修理工事（国補助事業）を行った。そして、昭和51年度には特別史跡の隣接地に新居関所史料館が開館し、史跡・建造物と展示施設が一体化した歴史的空間として公開されることとなった。史料館開館後には新居関所の整備拡張にむけての基礎調査等が行われたものの実現化しなかつたが、平成4年（1992）になって特別史跡指定地（当時：面積3,023m<sup>2</sup>）を含んだ一括の土地について売却の打診があり、平成5年度に文化庁・静岡県の補助事業として史跡地買上げ事業を実施し当時の特別史跡地全体を公有地化した。

この特別史跡公有地化を契機として、新居町では長年の懸案であった新居関所の史跡整備構想を掲げた。史跡地買上げ後の平成5～6年度には漠然とした構想であったが、平成5～7年度の史跡地内外の発掘調査で部分的ながらも江戸期の遺構を確認できたことや関所絵図の調査成果などから建物復元も含んだ史跡整備が念頭におかれた。

平成9年（1997）3月に史跡整備のための指導機関として特別史跡新居関跡整備委員会（以下、整備委員会という）が発足し、平成9年度中にはこれまでの調査成果と課題・整備方針を協議し、史跡整備にあたっては特別史跡の拡大・追加指定が前提条件・課題として示された。

江戸期の絵図からみても面番所の東西の民有地は関所構内であることが明白であり、史跡の追加指定をはかつて公有地化した上で史跡整備を進めることが整備委員会の基本方針となった。平成10年（1998）7月になって隣接土地所有者と史跡追加指定に向けての協議・申請を行い、平成11年（1999）1月27日付けで総面積5,476m<sup>2</sup>が特別史跡に追加指定された。また、追加指定申請作業と並行して平成10年度内に追加指定地の一部（渡船場・護岸整備予定地）買上げ事業・一部発掘調査事業を計画・完了した。なお、この発掘調査では渡船場・護岸の一部が検出された。

平成11年度には史跡買上げ事業と並行して整備基本計画の策定作業を整備委員会で進め、平成12年（2000）3月に「特別史跡新居関跡保存整備基本計画書」をとりまとめた。この「基本計画書」で整備フローが具体的に示され、平成19年（2007）3月に整備基本設計を策定し、整備事業を進めることとなった。

（岡本・鈴木）

## 第2節 事業方針・実施経過

### (1) 事業方針

整備基本計画書および整備基本設計で新居関跡の保存整備は「歴史拠点としての中核施設」として現存する面番所を中心に江戸期の関所機能・空間構成・特徴を表現する位置付けがなされた。

その計画の基本方針として①遺構の確実な保存、②面番所を中心とした新居関跡の特徴を視覚的に表現、③関所の体験を重視した展示・運営、④新居宿まちなみ・まちづくりの核、運営・連携の中心、の4項目を掲げた。その上で関所構内の総合的整備・空間構成の再現をめざす計画とした。各構造物の復元検討においては、「今切関所平面図」を優先史料とし、新居関所の整備対象とする時代は、現存する面番所が新規建築えられた安政2年(1855)から明治2年(1869)廃関までの時期とした。

また絵図や文献では構内の施設について、さまざまな呼称名で記されているが(例:女改人長屋・女改之長屋・長屋)、整備にあたり、整備基本計画以後、統一した名称を用いることにした。

統一後の呼称:面番所・女改之長屋・船会所・土蔵・大御門

### (2) 実施経過

整備基本計画で短期整備計画STEP1とした整備箇所は、現存する面番所の東側に展開する渡船場・護岸跡であり、平成13~14年度に渡船場・護岸整備工事を実施した。

#### (註1)

次にSTEP2として、関所内の総合的な整備を計画し、女改之長屋・船会所・土蔵・大御門・樹形広場・柵・高札場の建物・構造物の復元検討を行った。整備に向けて建築専門部会を組織し、絵図資料の調査検討・発掘調査による遺構検討・「目論見帳」という修理仕様史料からの建物形状の検討を行い、復元しようとする歴史的建造物等の位置、規模、意匠、構造、形式等について十分な根拠を確認し、文化庁との協議を踏まえ、史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会(以下、復元検討委員会)の審査を経て復元整備を実施することになった。

平成17年から発掘調査や資料調査などの復元検討を行い、平成26年の復元検討委員会の審査を経るまでに約10年の年月を費やした。その間にも、地盤整備や構内を囲む木柵の設置などの整備は少しづつ進めていたが、復元が大きく進んだのは、関所前を通る国道301号の道路施設整備の実施が契機であった。かねてから国道下には関所の遺構が残っていることが発掘調査により明らかとなっていたため、史跡・国道整備を同調して進めていたが、国道301号の歩道部と市道の施設整備に合わせ、史跡地外の樹形広場と高札場の整備をまちづくり交付金により実施した。そして、今後の遺構の保全およびこれらの工作物の管理を行うため、平成26年度に新たに国道歩道を含む1,210m<sup>2</sup>の追加指定を行った。

この後、復元検討委員会の審査を受けて大御門を復元し、これにより全国でも類例

の少ない国道の歩道上に復元工作物を整備することとなった。

平成 28 年度には裏御門を復元、平成 29 年度からは構内の建物「女改之長屋」の復元整備に着手したが、伝統建築技法を用いるため、基本計画時の想定よりも費用は増額するとともに、工作物の大御門と異なり、女改之長屋は建造物であったため、建築基準法の適用除外申請を必要とするなど、建築の専門的な知見、財政協議など工事着工までに苦心し、工事着工から約 1 年半の工期を経て令和 2 年 3 月に完成し、公開にたどりついた。

今回、船会所・土蔵については未整備であるが、STEP 2 が長期にわたっていることから、女改之長屋の完成を機に保存整備事業報告書Ⅱを刊行する運びとなった。すでに報告書Ⅰで平成 17 年度までの報告がなされているため、経過は平成 18 年度から記載した。

#### 【復元検討の経過】

平成 17 年度	発掘調査（特別史跡周辺）
平成 18 年度	保存整備の基礎資料「文献史料集」刊行 (関所の建替えや構造、構築物にかかる資料を中心に収録)
平成 21・22 年度	復元建物資料調査 ((有)ウッドサークルに委託)
平成 23 年度	新居関跡整備委員会建築専門部会を設置（大学教授等、建築史の専門家からなる委員会）し、大御門・樹形周辺調査実施 復元検討委員会へ諮問
平成 25 年 3 月	第 1 回復元検討委員会（新居関所の概要・大御門の復元検討 1 回目）
平成 25 年 9 月	第 2 回復元検討委員会（大御門の復元検討 2 回目）
平成 26 年 1 月	第 3 回復元検討委員会（女改之長屋・船会所の復元検討 1 回目）
平成 26 年 3 月	第 4 回復元検討委員会（女改之長屋・船会所の復元検討 2 回目）
平成 26 年 3 月	第 5 回復元検討委員会（土蔵・裏御門の復元検討 1 回目）
平成 27 年 1 月	第 6 回復元検討委員会（女改之長屋 3 回目・土蔵・裏御門の復元検討 2 回目）
平成 28 年度	関所構内防災基本計画策定 ((有)ウッドサークルに委託)

#### 【復元検討委員会での審議内容】

##### ○大御門

- ・大御門の史跡整備に相応しい時期の建物形態はどのようなものか
- ・冠木門または高麗門にする根拠
- ・本柱・控柱の長さについて 地表から冠木までか、地中からか
- ・遺構の解釈
- ・軒瓦の文様について

○女改之長屋

- ・床下の構造と柱位置について
- ・屋根材の維持管理方法

○土蔵

- ・登梁を使わない根拠
- ・折れ釘の使用方法
- ・入り口の底部分の棟瓦の根拠
- ・庇下の石段根拠
- ・礎石とプラン図の配置関係
- ・基礎の石積みの高さの根拠

○裏御門

- ・建築構造について控柱は垂直にし、上部に貫を設けるのではないか
- ・裏御門と女改之長屋との間の柵の根拠

【建築専門部会での審議結果】

- ・絵図、平面図から閑所の構内配置図は宝永の移転前から配置や間取りを踏襲している
- ・「今切閑所平面図」(図1)を復元の優先根拠資料とする
- ・大御門の屋根が柿葺の絵図があるが、一時的な仮葺きと判断
- ・面番所の小屋裏の部材の調査の結果、安政改築時の部材で転用材はないことが判明
- ・大御門の軒瓦は面番所の文様を参考にする
- ・大御門・裏御門・女改之長屋の塗装は黒塗り
- ・女改之長屋の梁間構造2間半4寸角柱とする。水流しひすわり流しの板壁であった
- ・女改之長屋の桁行は史料から4間柱を飛ばしていたが、柱を設けない積極的な理由を説明することが出来ず、移転前図面ではその位置に柱もあることから、柱を追加することで一時文化庁と合意したが、史料を優先し4間飛ばしとした
- ・水甕脇は壁とする
- ・長屋といつても安普請の農民長屋とは異なり、幕府の相応な建物であった
- ・女改之長屋の棟は瓦積み
- ・女改之長屋は史料通りの設計では耐震基準が満たせないため、筋交いを設置
- ・船会所は疊敷き部分が船頭会所、馬さし会所部分も入口として開放する
- ・船会所の提灯置所は本瓦葺。土間づくり。平屋。土戸は観音開き
- ・裏御門は切妻屋根。まぐさ上は吹き放ち。破風板は切りはなし
- ・目論見長の釘の長さは長すぎる。あくまで見積という解釈

### 第3節 事業の組織・事業費

事業は以下の体制により進めた。事業実施にあたっては、事務局を新居町教育委員会事務局（平成21年度に市町合併）・湖西市産業部文化観光課（平成22年度社会教育課、平成25年度文化課、平成29年度スポーツ・文化課、令和3年度から文化観光課に名称変更）内におき、工事・技術面においては新居町都市産業課（平成21年度まで）、湖西市建築住宅課に協力依頼を求め実施した。なお設計監理業務は専門業者に委託した。以下、平成18年度以降の事業指導・執行体制について記しておく。（敬称略・所属は当時）

#### （1）事業指導

特別史跡新居関跡整備委員会（H8-）

委員長 渡辺 和敏 愛知大学（H8-）  
委員 向坂 鋼二 静岡県考古学会（H8-R2.4）  
〃 箱崎 和久 奈良文化財研究所（H11-）  
〃 牧野 盾 地元学識者（H8-H28.4）  
〃 飯田 純男 地元住民代表 新居宿本陣（H8-H28.4）  
〃 金原 孝宜 地元住民代表 本果寺住職（H28.5-）  
〃 寺田 敏幸 新居宿史跡案内人の会（H22.5-）  
〃 後藤 建一 湖西市文化財保護審議委員（R2.5-）  
〃 石本 東生 静岡文化芸術大学（R2.5-）  
〃 萩野 幸宏 新居町収入役（H17-18）  
〃 高内 勢次 新居町教育委員会教育長（H17-18）  
〃 白井 学 新居町副町長（H19-22）

特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会（H23-）

委員長 箱崎 和久 奈良文化財研究所（H23-）  
委員 大野 敏 横浜国立大学（H23-）  
〃 溝口 正人 名古屋市立大学（H23-）  
〃 丸山 俊明 京都建築大学校住環境文化研究所（H23-）

#### （2）事業指導

文化庁記念物課	文化財調査官	平澤 翼（H17-18）
文化庁記念物課	文化財調査官	佐藤 正知（H19-23）
文化庁記念物課	文化財調査官	市原 富士夫（H21-23）
文化庁記念物課	文化財調査官	内田 和伸（H24-28）
文化庁文化財第二課	主任文化財調査官	山下 信一郎（R1-）
	文化財調査官	中井 将胤（H30-R1）
文化庁文化資源活用課	文化財調査官	岩井 浩介（R2-）

静岡県教育委員会文化課	岩本 貴 (H17-18)
静岡県教育委員会文化課	鈴木 伸彦 (H19-21)
静岡県教育委員会文化財保護課	笛原 千賀子 (H22-23)
静岡県教育委員会文化財保護課	鈴木 正悟 (H24-26)
静岡県教育委員会文化財保護課	日吉 淳 (H27)
静岡県教育委員会文化財保護課	山田 啓子 (H28-30)
静岡県文化・観光部文化局文化財課	田村 隆太郎 (R1)
静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課	武田 寛生 (R2-)

#### 事務局

新居町教育委員会教育長	高内 勢次 (H14-H21)
湖西市教育委員会教育長	豊田 郁雄 (H22-23)
"	山下 宗茂 (H24-28)
"	渡辺 宜宏 (H29-)
新居町教育委員会事務局長	疋田 敏行 (H17-18)
"	外山 明 (H19-22)
湖西市教育委員会教育次長	高柳 克生 (H22-)
"	外山 明 (H23)
"	山本 英俊 (H24-26)
"	落合 進 (H27-29)
"	鈴木 徹 (H30-R1)
"	岡本 聰 (R2-)
湖西市産業部部長	山本 信治 (R3-)
新居町教育委員会/湖西市教育委員会/湖西市産業部史跡整備担当	
	岡本 聰 (H18-25/30-R1)
	切池 融 (H22-23/26-28)
	松山 智次郎 (H28)
	鈴木 紀子 (H29-)

#### (3) 事業費

平成18年度以降に国県補助金事業として実施した保存整備工事に要した経費は下表のとおりである。なお、総事業費は補助対象経費を記載したため、市単費整備分については、含めていない。

表5 整備事業費一覧表

年度	補助事業名	事業費内訳
	整備内容	
	総事業費	
H18	(特史)新居関跡史跡等・登録記念物保存修理	発掘資料整理 1,021,370円 工事請負費 4,087,650円
	面番所南側地盤整備工事(1年目)	設計監理 2,433,900円
		その他 735,000円
	8,277,920円	
19	まちづくり交付金事業活用調査	
	(特別史跡新居関跡復元検討に伴う基本設計・大御門復元に伴う史跡調査委託事業資料作成)	設計監理 1,495,200円 その他 281,400円
	1,776,600円	
20	(特史)新居関跡史跡等・登録記念物保存修理事業	資料整理 4,305円 工事請負費 3,025,050円
	面番所南側地盤整備工事(2年目)	設計監理 1,554,000円
		その他 69,420円
	4,652,775円	
21	(特史)新居関跡史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業	資料整理 7,707円 工事請負費 3,675,000円
	北辺・石垣整備工事	設計監理 1,879,500円
		その他 69,420円
	5,631,627円	
22	(特史)新居関跡史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業	資料整理 3,364円 工事請負費 3,780,000円
	北辺・石垣整備工事	設計監理 1,333,500円
		その他 68,040円
	5,184,904円	
	まちづくり交付金	
	復元建物資料調査業務	委託料 2,436,000円
	2,436,000円	
	(特史)新居関跡史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業	工事請負費 3,537,450円 設計監理 787,500円
	北辺・石垣整備工事	委託料 499,800円
		その他 59,250円
	4,884,000円	
	まちづくり交付金	
	復元建物資料調査業務	委託料 2,514,000円
	2,514,000円	

23	(特史)新居関跡史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業	工事請負費 設計監理 委託料 その他	2,929,500円 777,000円 880,362円 263,290円
	北辺・石垣整備工事		
	4,850,152円		
	まちづくり交付金		
	復元建物資料調査	委託料	5,470,000円
	5,470,000円		
24	(特史)新居関跡史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業	工事請負費 設計監理 委託料 その他	3,885,000円 2,940,000円 732,900円 166,450円
	南辺既存木柵補修工事		
	7,724,350円		
	まちづくり交付金		
	樹形・高札場復元実施設計業務	設計監理	6,669,000円
	6,669,000円		
25	(特史)新居関跡史跡等総合活用支援推進事業（史跡等）事業	賃金 設計監理 工事請負費 その他	1,835,820円 5,796,000円 5,281,500円 379,749円
	北辺柵・石垣整備工事		
	面番所漆喰修繕		
	大御門実施設計・埋蔵文化財整理		
	13,293,069円		
	まちづくり交付金		
26	樹形・高札場復元工事	工事請負費	51,088,000円
	51,088,000円		
	(特史)新居関跡史跡等総合活用支援推進事業（史跡等）事業	工事請負費 設計監理 台帳整理 その他	75,567,600円 2,808,000円 925,129円 112,680円
27	大御門復元整備事業		
	79,413,409円		
	まちづくり交付金		
27	国道歩道・樹形整備工事	工事請負費	34,600,000円
	34,600,000円		
	(特史)新居関跡歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	工事請負費 設計監理 その他	1,021,680円 820,800円 169,348円
	北辺景観整備（芝張り）		
	2,011,828円		

28	(特史)新居関跡 歴史活き活き！ 史跡等総合活用整備事業  裏御門復元整備工事  5,716,480 円	工事請負費 3,168,720 円 設計監理 2,430,000 円 その他 117,760 円
	(特史)新居関跡歴史活き活き！史 跡等総合活用整備事業  北区域排水工事・女改之長屋実施 設計  6,290,780 円	工事請負費 510,840 円 設計監理 5,724,000 円 その他 55,940 円
	(特史)新居関跡歴史活き活き！史 跡等総合活用整備事業  女改之長屋復元工事（1年目）  8,152,630 円	工事請負費 7,700,000 円 設計監理 341,000 円 その他 111,630 円
R1	(特史)新居関跡歴史活き活き！史 跡等総合活用整備事業  女改之長屋復元工事（2年目）  74,440,000 円	工事請負費 74,440,000 円
	(特史)新居関跡 歴史活き活き！ 史跡等総合活用整備事業  建築設備・外構改修工事（北側排 水工事）  2,269,940 円	工事請負費 385,000 円 手数料 1,826,000 円 その他 58,940 円
	(特史)新居関跡防災設備整備（記 念物）事業  建築設備・外構改修工事（防火壁・ 東トイレ撤去・消火栓新設）  30,360,000 円	工事請負費 30,360,000 円
3	(特史)新居関跡 歴史活き活き！ 史跡等総合活用整備事業  解説板設置工事  4,098,360 円	工事請負費 3,960,000 円 印刷製本費 81,400 円 その他 56,960 円

#### （4）実施経過

##### <平成 18 年度>

- 5月 県道路部局と史跡整備計画・道路整備計画の打合せを開始。8月に大御門復元に向けた道路整備部局との協議、12月に文化庁調査官との協議を行い、3月に大御門の道路占用のための事前協議を文書にて発出した。
- 6月 第5～10次発掘調査による出土品の譲り申請を県へ提出し、許可を得た。
- 8月 夏休み歴史ボランティア講座で関所の瓦の整理を実施した。(30人参加)
- 8月～3月 桑吉田生物研究所に委託し、木製品の保存処理委託を行った。
- 9月～3月 全体整備計画基本設計書(見直し版)を㈱文化財保存計画協会に委託し作成した。
- 11月 第18回整備委員会を開催。今後の整備全体再計画案を提示し、中之郷本線付替えによる大御門・樹形整備の実施を承認。国道301号の歩道修景案についても承認。
- 1月 面番所前地盤整備工事 154 m<sup>2</sup>(有)徳増土建が施工。工事監理は㈱文化財保存計画協会に委託した。
- 3月 発掘調査報告書IV(遺物編)の印刷製本300部。  
関所文献史料集(目論見帳等)の印刷製本300部。  
平成19年度工事予定範囲(面番所前地盤)の実施設計を㈱文化財保存計画協会に委託し作成。

##### <平成 19 年度>

- 2月 第19回整備委員会にて平成14～平成28年次計画案、平成19年度事業計画(面番所南側の地盤整備工事)および平成20年度事業計画案(北区域整備工事)について承認。当初計画では、現在地に関所が移転して300年を契機として、平成20年度から史跡整備特別事業を立ち上げ、船会所、女改之長屋、大御門、土蔵などすべての整備を平成23年度までに完了する予定であったが、平成21年度の市町合併にからむ財政問題、道路整備の進捗状況などの諸課題に直面し、整備を先送りすることとなった。その間は、史跡北辺の柵、石垣等の整備を3年間(平成20～23年度)にわたり分割で行い、小規模事業と整備を継続していくことが承認された。
- 8月 夏休み歴史ボランティア講座で関所未整理資料の整理を実施した。
- 11月 面番所前地盤整備工事 91 m<sup>2</sup>をミツヤ建設㈱請負により施工。  
工事監理は(有)ウッドサークルが行った。  
平成20年度工事予定範囲(北辺の柵・石垣)の実施設計を(有)ウッドサークルへ委託。

<平成 20 年度>

- 6月 面番所前のタタキ舗装の手直し修繕をミツヤ建設㈱・東京舗装が実施した。
- 8月 第 20 回整備委員会を開催。北辺の尖柵・裏御門の復元検討を行い、形状について審議を行った。また平成 20 年度事業北区域整備工事（石垣・尖柵）について、審議を行った。
- 3月 浜松土木事務所と国道 301 号の拡幅事業計画における埋蔵文化財（関所遺構）の取り扱いを協議。
- 3月 国道 301 号（新居町新居 1235-3. 1235-2. 1227. 1227-2. 1228-5. 1228-4 地先）301 m<sup>2</sup>について、道路管理者である静岡県から指定の同意を得て、新居町が管理団体に指定された。
- 北区域整備工事 北辺柵・石垣整備をミツヤ建設㈱が施工した。
- ・石積工・水路工 16.3m
  - ・木柵工（尖柵） 12.7m（基礎のみ 16.3m）
  - ・排水工 排水管撤去復旧
  - ・小施設工 ロープ柵・境界ブロック敷設 17.6m
  - ・木柵・ロープ柵は防腐処理（薬剤加圧注入）・着色防腐剤塗布

<平成 21 年度>

- 7月 文化庁調査官の現地視察を経て、復元工事に向けての協議を行った。
- 1月 第 21 回整備委員会を開催。平成 21 年度の史跡整備事業（北辺の尖柵・護岸 石積整備、出土木製品の保存処理）、関所周辺の発掘調査結果の報告、復元建造物の資料調査結果について報告を行った。
- 1月 道路付替工事範囲の重機による試掘調査を行い、硬化面・変色面を確認。
- 3月まで作業員による発掘作業を行った。
- 2月 北区域整備工事 北辺柵・石垣整備をミツヤ建設㈱が施工した。
- ・石積工・地覆石工 22m
  - ・木柵工（尖柵） 16.5m
  - ・水路工 7.3m
  - ・小施設工 ロープ柵・境界ブロック敷設 7.3m
  - ・木柵・ロープ柵は防腐処理（薬剤加圧注入）・着色防腐剤塗布
- 駐車場、あずま屋、多目的トイレの整備をまちづくり交付金を用い、白井建設㈱が施工した。
- 3月 県担当による第 15 次調査現場の石列確認。
- 3月 23 日 市町合併により、浜名郡新居町は湖西市と合併し、湖西市が整備事業を引き継ぐこととなった。

<平成 22 年度>

- 4月 関所西側の市道建設地にかかる遺構の保護について市土木部と協議。  
県文化財保護課と市道の遺構概要・国道 301 号内の遺構の取扱い方針・樹形広場整備事業計画の説明を行い協議した。
- 5月 関所西側の市道建設計画について文化庁と協議。市の遺構保存の考え方について、事業経過、追加指定の方針など整理するように指導を受けた。
- 7月 市都市整備部と国道 301 号電線共同溝事業・大御門整備事業・関所周辺景観公共施設などについて協議を実施した。
- 8月 文化庁調査官と関所整備事業の年次計画・内容について説明を行い、復元検討委員会の内容・進め方について指導を受けた。
- 10月 市都市計画課と市道の発掘と埋設管の取扱いについて協議を行い、既存埋設管を移設しないことを前提として実施することに決定した。埋設管は、水道・下水道・NTT 光ファイバーケーブル・ガス管が埋設されている。
- 11月 文化庁調査官と平成 23 年度事業についての説明および復元検討委員会の資料案について説明をし、指導を受けた。
- 11月 市都市整備部と国道 301 号拡幅範囲の関所遺構の取扱いについて、県道路部局に遺構の保存検討を要望していくことを確認した。
- 12月 文化庁調査官・県文化財保護課・県道路部局・市都市計画課と国道 301 号拡幅範囲における遺構の取扱いについて協議。土塁・柵遺構は重要な遺構であるため、道路工事計画との調整を要望した。
- 1月 第 22 回整備委員会を開催。平成 22 年度の史跡整備工事（北柵・護岸石垣の工事、出土製品の保存処理）、女改之長屋、船会所の復元検討、発掘調査の結果報告を行った。
- 2月 地元から国道 301 号線の右折帯の形状改善について要望書が提出される。  
警察・浜松土木事務所などの協力により停止線を変更することで対応した。
- 3月 文化庁調査官と復元検討委員会への審議資料の打合せを行い、25 日に復元検討委員会での審議（史跡の現状、事業計画、女改之長屋平面図）を受けた。  
北辺柵・石垣整備工事 47 m<sup>2</sup>をミツヤ建設㈱が施工した。  
また平成 17 年度に特別史跡指定地内の発掘調査で出土した木製品（笠木柵）2 点の保存処理を㈱吉田生物研究所に委託し実施した。

<平成 23 年度>

- 4月 県文化財保護課より、建物復元にあたり、建築専門部会を組織して検討するよう連絡を受けた。
- 6月 文化庁調査官から平成 22 年 3 月の復元検討委員会の指摘事項と今後の方向、建築専門部会の組織化について指導を受ける。それを受け、7 月上旬特別史跡新

居間跡整備委員会に建築専門部会を設置し、委員を委嘱。下旬に委員による現地確認・協議を実施。

12月 第1回建築専門部会開催。

浜松土木事務所・県建築安全推進課と復元建物の建築基準法の取扱いについて協議し、建築基準法第3条第4項の適用除外案件として県建築審査会に諮ることを確認する。

2月 第2回建築専門部会開催。

2月 建築専門部会の検討作業をふまえ、文化庁調査官と協議。

3月 第23回整備委員会を開催し、事業の経過、建築専門部会の検討作業、発掘調査結果について報告を行った。

史跡の追加指定のため、道路管理者から同意を得るための手続きについて浜松土木事務所と打ち合わせを行った。

北辺柵・石垣整備工事 35 m<sup>2</sup>をミツヤ建設㈱が施工した。

南辺の発掘調査（実調査面積 40 m<sup>2</sup>）を行って江戸期の遺構面・遺構状況を確認、記録した。

平成17年度発掘調査で出土した新居間跡構内の構造物形状を示す木製品3点（柱根包板他）の保存処理を㈱吉田生物研究所に委託し行った。

#### <平成24年度>

6月 国道301号整備にかかる現地協議を浜松土木事務所・県文化財保護課・市都市計画課・道路河川課で行った。

市水道課と大御門工事に伴う水道メーター移設等について打ち合わせ。

第3回建築専門部会開催。各図面を比較検討し「今切関所平面図」を基礎資料として採用。

7月 国道301号整備にかかる樹形土塁の遺構保存について浜松土木事務所・県文化財保護課・県埋蔵文化財センターを交え協議を行った。

国道下において保護層が10cm前後確保できるため土塁は保存が可能。

市有地内の土塁は電線共同溝のルートを南側へ迂回できないか、検討を依頼。

8月 樹形広場・高札場の実施設計を(有)ウッドサークルへ委託。

9月 第4回建築専門部会開催。面番所の現地調査と各史料との整合性を検討。

1月 文化庁調査官現地視察。

2月 市水道課・下水道課と埋設管の取扱いについて協議。

第24回整備委員会を開催し、復元検討委員会の資料説明、樹形整備事業の概略について説明を行った。

3月 NTTケーブル埋設管について、事業者と打ち合わせ。管路上の構造物設置について協議。

南辺に設置した既存の木柵・修景丸太について補修工事をミツヤ建設㈱が施工。

西端区域の地盤整備等にかかる実施設計を(有)ウッドサークルへ委託。

南辺既存木柵と船着場修景の土留丸太の補修工事をミツヤ建設㈱が施工。

第1回復元検討委員会。

<平成25年度>

- 5月 浜松土木事務所へ関所西側信号機の移設場所について関所大御門との景観配慮を要望。
- 5月 国道301号電線共同構事業連絡調整会開催。以後平成26年1月まで9回実施。
- 6月 大御門整備工事のため、道路工事承認申請、道路占用申請、大御門管理協定を締結するための打ち合わせを行った。
- 6月 第5回建築専門部会開催。復元検討委員会（3月）での大御門審議結果報告と課題について検討。面番所の瓦の形状確認。
- 7月 県文化財保護課にて復元検討委員会の資料について打ち合わせを行った。
- 8月 浜松土木事務所から関所前水路付替え工事のための埋蔵文化財発掘の通知書（文化財保護法第94条）を提出。
- 9月 第2回復元検討委員会。
- 10月 第6回建築専門部会開催。復元検討委員会（9月）での大御門審議結果と女改之長屋・船会所の復元検討について検討。  
大御門の実施設計を(有)ウッドサークルへ委託。
- 11月 第7回建築専門部会開催。女改之長屋・船会所の復元検討および大御門・脇屏の実施設計について検討した。  
大御門復元整備について文化庁より現状変更許可が認められる。
- 1月 県建築安全推進課で大御門・高札復元にかかる建築基準法の取扱いについて打ち合わせ。建築基準法の取扱いの考え方について整理を行うこととした。  
第3回復元検討委員会。
- 2月 県建築安全推進課と再度復元にかかる建築基準法の取扱いについて打ち合わせ。  
第8回建築専門部会開催。復元検討委員会での女改之長屋・船会所の指摘事項、土蔵・裏御門の復元検討、大御門・脇屏の実施設計について検討。
- 3月 第4・5回復元検討委員会。  
県建築安全推進課へ建築基準法取扱いの施行状況報告を行い、市では大御門は工作物である、という方針を伝えた。  
第25回整備委員会を開催。平成25年度事業（整備工事・建物復元検討）、特別史跡の追加指定、大御門復元計画について審議、樹形整備工事現場の視察を実施した。

県建築安全推進課と協議し、大御門は建築基準法の建築物として適用除外申請の対象とした。

北辺木柵・石垣整備工事をミツヤ建設㈱が施工

桝形広場・高札場整備工事をミツヤ建設㈱が施工。

ともに工事監理は(有)ウッドサークルが行った。

・桝形広場 脱色アスファルト舗装 500 m<sup>2</sup>、縁石・車止め

・土壇 延長 29m、高 2.1m、腰石積高 1.2m、照明 5 基

・土壇上木柵 延長 25.2m、高 1.8m

・宿高札（木造）長 6 m、幅 2.2m、高 4.2m

・浦高札（木造）長 2.8m、幅 1.6m、高 2.8m

#### <平成 26 年度>

- 5月 県都市計画課と大御門、歩道施設について管理協定の内容、スケジュールについて打ち合わせ。  
再度、県建築安全推進課と大御門整備について協議し、市では工作物として取扱う考えを伝え、適用除外のため建築審査会にかける必要性はないことを確認。市からその旨の説明書を県に提出。
- 6月 県から工作物としての取扱いについて承認の連絡あり。  
建築専門部会等への資料作成業務を(有)ウッドサークルへ委託。
- 7月 第9回建築専門部会開催。女改之長屋、土蔵、裏御門について、平成 26 年 3 月開催の復元検討委員会からの指摘事項に対する復元検討を行った。
- 9月 浜松土木事務所と国道 301 号歩道部の管理に関する協定を締結。
- 10月 国道 301 号歩道部に設置する大御門・桝形広場（脇塀・笠木土台付柵・歩道部舗装・路盤・歩車道縁石等）について、道路占用を申請。  
道路管理者の静岡県から占用許可が下りる。
- 1月 第 6 回復元検討委員会。
- 3月 国道 301 号の供用開始あたり、市管理地を道路敷地として使用することを承諾。  
第 26 回整備委員会と第 10 回建築専門部会を同時開催。平成 26 年度事業（整備工事・建物復元検討）、特別史跡の追加指定、平成 27 年度事業計画（裏御門整備実施設計、北裏景観整備芝張り）について審議を行った。審議後、大御門の整備現場を視察した。  
市消防予防課と復元建物の消防設備について打ち合わせ。
- 大御門復元工事 棟高 5.76m、本柱間 4.55m、控柱間 2.85m
- 脇塀工事 棟高 2.66m、長さ（大御門北側）6.62m、（南側）1.88m をともに山平建設㈱が施工。工事監理は(有)ウッドサークル。

<平成 27 年度>

- 1月 第 11 回建築専門部会開催。裏御門の形状の詳細（屋根板の長さ・釘の長さ・塗料等）について検討。
- 3月 第 27 回整備委員会開催。平成 27 年度事業（裏御門実施設計・芝張り工事・啓発パンフレット発行）の報告、平成 28 年度事業裏御門整備工事と防災設備計画策定事業について審議を行った。  
北区域に移植した植栽部分 250 m<sup>2</sup>について芝張り工事を㈱鳥井工務店が施工した。  
裏御門の実施設計を(有)ウッドサークルに委託し作成した。  
樹形広場整備工事をミツヤ建設㈱が施工。工事監理は(有)ウッドサークル。
  - ・広場舗装(180 m<sup>2</sup>) 透水性脱色アスファルト舗装
  - ・歩車道縁石
  - ・歩道整備工事
  - ・歩車道境界土台付柵(16.4m)
  - ・管理用笠木柵 (59.2m)
  - ・管理用門扉 (7 m)
  - ・歩車道縁石
  - ・歩道部分舗装 (370 m<sup>2</sup>) 透水性脱色アスファルト舗装

<平成 28 年度>

- 10月 第 12 回建築専門部会開催。裏御門の詳細形状（屋根形式・小壁・軒の出・破風板・釘の長さ）等を検討。
- 11月 市水道課と防災基本計画に伴う水道施設について協議し、水道本管から私設消火栓の設置が認められた。
- 3月 第 28 回整備委員会開催。平成 28 年度事業の報告（裏御門復元整備工事、防災設備基本計画策定）、平成 29 年度事業計画の報告（女改之長屋実施設計、北区域排水工事）を行った。  
裏御門の復元工事を(有)袴田建設が施工。工事監理は(有)ウッドサークル。

<平成 29 年度>

- 6月 県建築安全推進課で女改之長屋の建築基準法適用除外申請について事前協議。
- 10月 第 13 回建築専門部会開催。女改之長屋の実施設計細部を検討。
- 1月 北区域の排水のための暗渠工事を(有)袴田建設が施工。工事監理は(有)ウッドサークル。
- 2月 浜松土木事務所で建築審査会の書類について打ち合わせ。
- 3月 第 29 回整備委員会開催。平成 29 年度の事業報告（排水整備工事・女改之長

屋実施設計）について報告、平成 30 年度事業計画（女改之長屋復元工事）、女改之長屋の活用方法、浮桟橋の改修について審議を行った。

＜平成 30 年度＞

- 4月 第 14 回建築専門部会開催。女改之長屋の耐震補強案について検討。
- 6月 県建築安全推進課と建築審査会の事前協議を実施。  
市消防署と女改之長屋の消防設備について打ち合わせ。
- 8月 女改之長屋の整備工事について、文化庁調査官の現地指導を受ける。
- 9月 第 30 回整備委員会開催。平成 30 年度事業報告（女改之長屋復元工事）、令和元年度事業計画（女改之長屋復元工事）、女改之長屋の展示について審議を行った。  
建築専門部会でメール審議を実施。女改之長屋の軒裏塗装範囲、外壁下見板の納まり、吊り束、釘の本数などを検討。
- 10月 女改之長屋の復元工事を山平建設㈱が請負施工。工事監理は（有）ウッドサークル。30 年度は基礎部分のみを施工し、翌年度に残りの建物部分を施工する。

＜平成 31・令和元年度＞

- 1月 第 31 回整備委員会開催。平成 31 年度の事業報告（女改之長屋復元工事）、展示計画、令和 2 年度以降の事業計画（建築設備・外構改修工事、サイン看板設置工事）について審議を行った。
- 8月 令和 2 年度の史跡整備事業について県文化財課と打ち合わせ。
- 12月 文化庁調査官と建築中の女改之長屋の現地指導及び令和 2 年度事業について協議。  
文化庁調査官と令和 2 年度の現状変更について現地協議。
- 2月 女改之長屋復元工事（延床面積 83 m<sup>2</sup>・間口 10 間、奥行 2 間半の長屋建物、こけら葺屋根・土壁造り）が完了。

＜令和 2 年度＞

- 10月 第 32 回整備委員会開催。令和 2 年度の事業報告（建築設備・外構改修工事、復元整備報告書の作成）、令和 3 年度の事業計画（解説板設置工事、石柱移設工事）について審議を行った。  
建築設備・外構改修工事を山平建設㈱が施工。面番所西トイレ、浄化槽、防火水槽、防火壁を撤去し、既存消火栓を操作簡易式消火栓に取り換えた。
- 12月 文化庁調査官と令和 3 年度整備事業について現地協議。

<令和3年度>

- 8月 第33回整備委員会開催。史跡の概要を示す解説板設置工事の板面内容について審議を行った。石柱移設については継続審議とし、令和3年度の移設を見送った。
- 9月 解説板設置工事を(有)袴田建設が施工。
- 3月 整備事業報告書(本書)を刊行。

(鈴木)

註

- 1 『特別史跡 新居関跡保存整備事業報告書Ⅰ－渡船場・護岸整備事業』(2006  
新居町教育委員会)

## 第3章 新居関跡保存整備計画

### 第1節 新居関跡保存整備全体計画

新居関所保存整備の位置付け、事業方針については、保存整備事業報告書I（2006 新居町教育委員会）の第3章と本書第2章第2節に詳細を記載していることから重複を避け、平成18年度から変更した整備計画の箇所についてのみ記載する。

#### ■建物の復元

新居関跡保存整備は新居関所の機能を視覚的に表現することを目的に実施し、現存する面番所を保全するとともに、大御門、船会所、土蔵、女改之長屋、関所構内の工作物を復元整備する事業である。令和3年（2021）現在、大御門、女改之長屋の復元整備が完了し、今後、船会所、土蔵の復元を目指していく。すでに復元検討委員会での審議を経ていることから、実施設計、復元工事の過程を待つところではあるが、今後、史跡保存活用計画の策定により、現状と課題、年次計画、財政上の裏付け等を明確にし、着手する計画とした。

#### ■大御門付近の取り扱い

平成17年度の時点では、大御門と以北の区画施設は原位置での復元的整備を行う方針とし、大御門と道路以南の取り扱いについては、今後まちづくりの検討とともに取り組むものとしたが、平成25年度に国道301号の歩道部と市道の施設整備に合わせ、史跡地外の楕形広場と高札場の整備をまちづくり交付金により実施した。そして、今後の遺構の保全およびこれらの工作物の管理を行うため、平成26年度に新たに国道歩道を含む1,210m<sup>2</sup>の追加指定を行い、この後、復元検討委員会の審査を受けて大御門を復元した。

#### ■渡船場浮桟橋の改修

平成13・14年度に施工した渡船場・護岸復元整備事業の一環として、町単費で浮桟橋を設置したが、木の腐食が進んで西側に傾き、桟橋と壁との間に隙間が生じて転落の危険性があったため、平成29年8月から浮桟橋の利用を停止した。平成29年度の整備委員会で改修について検討を行い、北側渡り橋の一部を改修して残し、それ以外は撤去する方針とした。令和2年6月に東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーの出発式の会場に新居関所の駐車場が選ばれたことから、施設改修の話が進み令和2年1月に史料館東側の駐車場東屋の路盤整備と合わせ改修を実施した。改修は、関所出入り口付近から浮桟橋への階段および浮桟橋を撤去し、渡り橋を固定し設置した。設置に際し、復元した湖底面を毀損しないよう、湖底面にゴムマットを敷き、その上にコンクリート基礎によって据え付けを行った。

#### ■遺構保護と地形復元

平成17年度時点では、整備地盤は、整備事業の最終年度に現存する面番所の高さを尊重して基準高さを定め、遺構面から読み取ることができる微地形を復元するとともに、盛土と石敷舗装による遺構保護を行う計画であったが、事業最終年度の目途が立たず、整備事業終了までの雨天時の来館者の足場の確保のため、令和2年度の外構改修工事の際に、市単費により仮舗装として碎石敷を行った。

## ■活用

平成 17 年度時点では女改之長屋の活用方法は、各種まちづくり関連団体の活動拠点として活用する他、電算検索システムを用いた学習機能を持たせ、日常的な寄り合いや子どもたちの学習の他、少人数の講座や研究会等の活動を想定する、としていた。しかし平成 29 年度、30 年度の整備委員会の審議の中で、活動場所としてだけでなく、復元建物を見るという視点を活かすよう提言があったことから、システム更新のサイクルが早い電算検索システムは導入せず、1 部屋を復元建物の説明展示室、1 部屋を座学室として令和 2 年 3 月から公開した。

## ■防災

平成 17 年度時点では、保存整備に合わせ、自動火災警報器、侵入感知等の機械警備の他、既存受水層を活かした消火栓系統の整備を行う他、巡回巡視等の管理体制を充実させるとしていた。その方針に基づき、平成 28 年度に構内防災設備基本計画を策定した。計画では、自動火災報知設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報設備、避雷設備、監視カメラ設備、赤外線侵入センサー設備の導入を計画したが、このうち漏電火災警報設備と避雷設備は消防との協議により、漏電火災警報設備はラスマルタル建築のみの場合に設置義務があるため不要、避雷設備は住宅密集地であり、落雷の可能性が低いと考えられる割に設置費用が高額であったため設置を見送った。また、広域防災用として防火水槽を改修し残置する基本計画を策定したが、構内の動力ポンプを撤去するため、可搬ポンプを調達しなくては水槽を活かすことができないことや、閑所近接地に公設消火栓が多数あることから、工事経費削減のため事業化を見送った。

平成 30 年度、令和元年度に施工した女改之長屋には自動火災報知機を設置し、令和 2 年度の建築設備・外構改修工事において、水道管直結式屋外消火栓設備の設置、監視カメラ 4 台、赤外線侵入センサーの設置工事を完了した。

## ■段階的整備

平成 12 年（2000）に定めた新居関跡保存整備事業基本計画では、以下に示すように事業を大きく 3 段階に区分し、それぞれの目標を定めて整備実施と公開を行う計画としていた。現時点（令和 3 年度）において、STEP 2 の途中と STEP 3 の 樹形の整備が道路整備との関係により前倒しで整備をしている段階である。今後、史跡保存活用計画の策定とともに、策定から 20 年余り経過した基本計画の見直しを行う必要がある。

- **STEP 1 渡船場・護岸の整備 【整備済】**

湖に面した新居関跡の立地に関わる構造的な特徴を表現する。

護岸石垣、渡船場、湖面の整備・公開

- **STEP 2 現特別史跡指定範囲の閑所構内の総合的整備【現段階】**

閑所構内の諸施設と区画施設を総合的に整備し、まちづくりの核として機能する。

大御門、船会所※、女改之長屋、土蔵※と外周柵等の整備・公開。

※未整備

- **STEP 3 広域のまちづくりと一体的な整備**

閑所史料館の移設拡充、護岸石垣の拡充、湖面の拡大、樹形の整備

(鈴木)

## 第4章 復元整備事業

### 第1節 建造物の整備に向けた基礎検討

#### (1) 新居関所の履歴と史料

新居関所に関する多くの文献史料や図面史料、絵画史料等について、復元検討の参考とすることの妥当性を判断するため、現存する面番所との比較を行い、それぞれの史料の信憑性を検証した。この対応関係を図2に整理する。

ここに、関所建物の履歴に関する時期を次のように区分する。

##### 第1次関所（大元屋敷時代）

慶長5年(1600)に現在地より約1.6km南東（現在の大元屋敷付近）浜名湖岸に創設されてから、大風雨の被害を受け、関所及び城町が元禄14年(1701)に現在の新居高校付近に移転（第一次移転）されるまでの間。

##### 第2次関所（中屋敷時代）

上記の移転後、宝永4年(1707)の大地震により翌年に關所と宿場全体が現在地へ移転（第二次移転）されるまでの間。

##### 第3次関所（現在地）

現在地に移転されてから面番所が建替えられる安政5年(1858)までの間。

第4次関所 面番所の建替えから現在までの間。なお、関所の建造物は幕末まで修復を行いつつ維持されたが、明治2年(1869)廢闈以降には面番所を小学校に転用されたため取り壊しを免れ、その後、町役場に利用され、史跡・特別史跡指定後は書院部分の解体修理、面番所の屋根替え修理、また下番勝手・同心休息所棟の半解体修理を経て現在に至る。

この検討に用いた史料は次のとおりであり、以下、史料名称は適宜省略し、ここに整理する記号名を用いる。なお関所の沿革と図面史料・絵画史料の画像を図3に掲載する。

##### [第1次関所に関する史料]

移転前図面1 元禄6年(1693)「関所普請當時之平面図」

移転前図面2 元禄6年(1693)「今切関所之図」

##### [第2次関所に関する史料]

図面1 年代不明 「新居御関所平面図」

図面2 年代不明 「遠州新居関所之図」

##### [第3次関所に関する史料]

絵画1 江戸中期 「富士荒井関之図」(英一蝶)

絵画2 天明6年(1786)「新居駅御関所の図」(『東街便覧図略』高力種信)

絵画3 寛政～文化3年(～1806) 「東海道分間延絵図」

- 絵画4 文化年間（1804～17）「東海道五十三次 荒井」（葛飾北斎）  
絵画5 文化13年（1816）頃 「東海道勝景図巻」（谷文晃）  
絵画6 天保3～4年（1832～3）「東海道五拾三次之内 荒井」（歌川広重）  
絵画7 天保末年（1844）「東海道五拾三次 荒井」（歌川広重）  
絵画8 江戸後期 「遠州荒井崎季秋朝陽図」（墨江武禅）  
絵画9 安政2年（1855） 「五十三次名所図会 あら井」（歌川広重）  
文献1 天明2年（1782）「今切御闇所御修復風破・附増目論見仕様帳」  
文献2 寛政4年（1792）「一 今切御闇所御普請目論見帳」  
文献3 寛政4年（1792）「三 今切御闇所普請目論見帳 本扣」  
文献4 文化2年（1805）「今切御闇所御普請仕様帳 二」

[第4次閑所に関する史料]

- 図面3 安政5年（1858）建替以降「今切闇所平面図」  
図面4 年代不明 「今切闇所平面図」  
図面5 年代不明 「今切御闇所拾分毫割図」  
図面6 年代不明 「今切闇所面番所平面図」  
絵画10 文久3年（1863） 「東海道荒井之勝景」（歌川（五雲亭）貞秀）  
絵画11 文久3年（1863） 「東海道五十三次 新井風景」（歌川芳盛）  
絵画12 延慶元年（1865） 「末広五十三次 荒井」（二代歌川国輝）

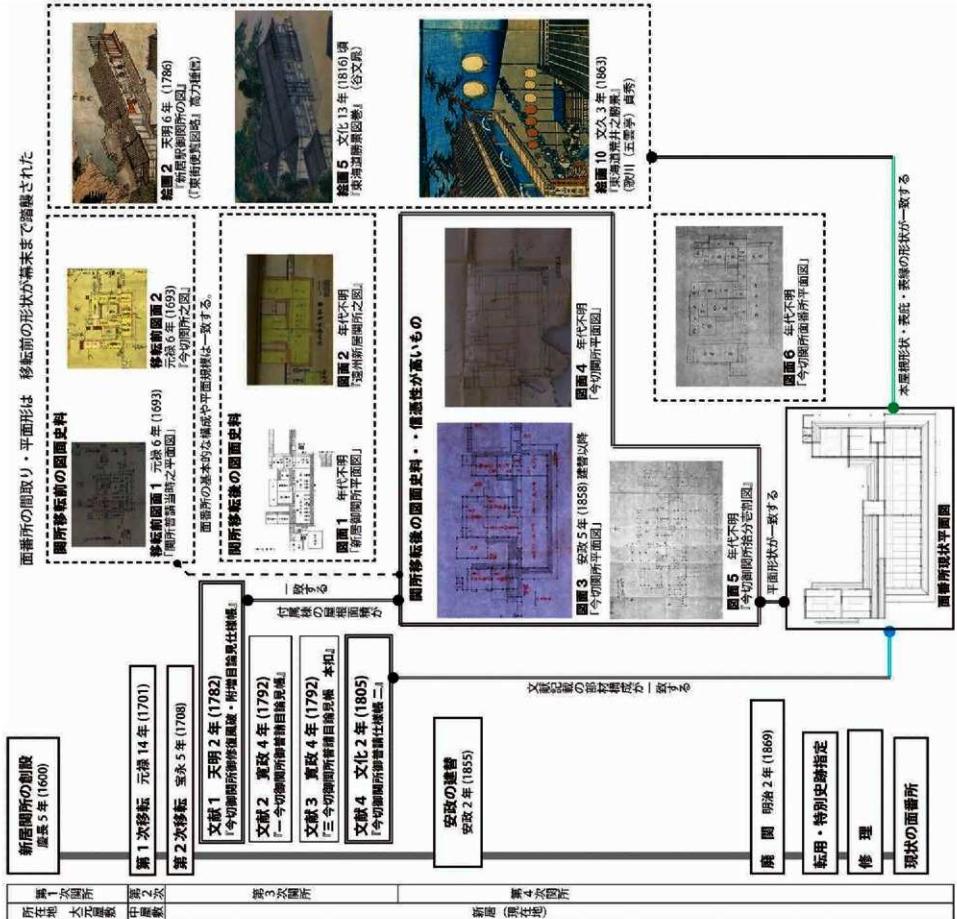
検討では、面番所の平面が判る図面3・4・5を同一縮尺により図化し、間取りや柱表現等について現存する面番所と比較することや、面番所及び北側の付属棟（書院、台所・上番勝手、下番勝手・同心休息所）に関する修復内容を記す文献1・4との比較等を行った。

以上の検討の結果、第3次の安政の建替（安政2年・1855）以前の文献史料と、それ以後の第4次の図面史料とはほぼ一致すると考えられ、建替はそれ以前の構造形式を踏襲したものと推察される。また、図面3・4・5と文献1・4は現存する面番所に対応するものである。特に、図面3は表現が緻密であり信憑性が高い。また絵画史料2・5・10は写実的な表現である。

さらに、第1次の移転前図面1・2（元禄6年・1693）に描かれる面番所は、第4次と間取りが一致することから、基本的な形状は創設から幕末まで踏襲されたと考えられる。

従って、第3次の文献史料と第4次の図面史料は現存する面番所と一致するといえるので、これらは閑所建物の復元の根拠史料として有効と考えられる。なお、船会所・女改之長屋についても、第1次と第4次の図面史料を比較分析した結果、間取りが踏襲されたことを確認している。

（中田）



新居関所の沿革・文献史料		図面史料・絵画史料							
關長5年 寛永14年 寛文2年 同 5年 同 8年 延宝2年 同 3年 同 4年 貞草4年 元禄元年 同 4年 同 7年	1600 新居関所創設 1637 関所築造 1662 関所修復 1665 関所修復(白壁修復) 1668 関所修復 1674 関所修復 1675 関所修復 1676 関所修復 1687 関所修復 1688 曼入れ替え 1691 曼入れ替え 1694 関所修復	現存する面積ととの比較から信憑性が高いと判断された史料							
第1次関所									
同14年7月 同 14年	1701 関所・城町が移転(第1次移転) 御関所瓦屋棟になる	図面史料 関所移転前							
第2次			その他の史料						
同 15年8月 1702 宝永5年4月 1708	関所の管理が幕府から吉田藩へ移管 関所、宿場が現在地へ移転(第2次移転)	図面史料 関所移転前							
宝延 2年8月 1752	関所修復周辺の慣例につき申上書	図面史料 第2次移転後							
第3次關所			図文史料 新居關所新洲造						
宝延 4年4月 1754 同 12年5月 1762 同 13年8月 1763 明和 8年4月 1771 同 9年7月 1772 同 9年8月 1772 安永 2年2月 1773 天明 2年8月 1782	國所修復 代官岩出伊右衛門關所普請見分 關所修復 修復往牒書を幕府に提出 修復請負人決定 大雨により關所被甚大 關所修復完成 大風雨により關所入破	絵画史料 天明 6年(1786)『新居駅關所の圖』(『東便使覽図略』高力種信) 面番所の扁担形は現存建物に近い							
文献1 『今切御關所御修復里破・附増目論見仕標帳』			絵画史料 江戸中期『富士糀井関之図』(英一集)						
同 3年4月 1783 同 3年10月 1783	關所修復 關所修復完成	絵画史料 文化 13年(1816)頃『東海道勝景図巻』(谷文亮) 面番所の扁担形・正面の形状が現存建物に近い							
寛政 4年11月 1792	關所修復完成	絵画史料 寛政 延宝5次(1804~17)『東海道沿五十三次 糀井』(葛峰北斎)							
文献2『一 今切御關所御修復里破目論見帳』									
文献3『三 今切御關所普請目論見帳 本扣』									

図3 各種史料一覧

新居関所の沿革・文献史料		図面史料・絵画史料		
文化元年4月 1804 関所修復完成		現存する面番所との比較から信憑性が高いと判断された史料		
文化2年 1805				
<b>文献4 「今切御関所御番請仕様帳 二」</b> 『三番 今切御関所御修復落札依役者上願』 『三 今切御關所御普請目論見紙』(文化年間)				
文政10年7月 1827	中東代官関所普請見分	 図面3 安政5年(1858) 建替以後「今切関所平面図」	 図面4 年代不明「今切関所平面図」	 図面5 年代不明「今切御関所給分割計図」
第3の面番所	第4の面番所	第4の面番所	第4の面番所	
文政11年3月 1828 面番所廻横等修復完成		 絵画6 天保3～4年(1832～3) 「東海道五十三次之内 荒井」(歌川廣重)	 絵画7 天保末年(1844)「東海道五十三次 荒井」(歌川廣重)	 絵画8 江戸後期 「遠州荒井崎季秋朝陽図」(尾江武祥)
嘉永2年5月 1849	中の間・次の間天井取替え			 絵画9 安政2年(1855)「五十三次名所図会 あら井」(歌川廣重)
嘉永7年11月 1854	大地震により開所倒壊・御門柱傾く 面番所倒壊			 絵画10 文久3年(1863)「東海道荒井之勝景」(歌川芳秀)
<b>嘉永7年11月 1854</b> 地震にて大破の関所普請書上げ ・御門柱抜出し傾倒・両袖櫻御旗・面番所全焼 ・書院・勝手等大破・土蔵大破 ・御門所付裏長屋2軒半焼・櫛・石垣・裏御門破損 ・船頭会所は傾倒するも直詰い ・御門両袖解起す・門扉倒錯・船頭会所に幕打 ・番士は船頭会所に移り、用務にあたる ・仮番所の普請を申立ててる				
嘉永7年12月 1854 面番所屋根被嵩き問い合わせ				
安政2年1月 1855 全面的な改築に着手(安政5年に完了)				
<b>安政5年</b>	<b>1858 面番所新規整備(安政2～5)</b>			
安政3年2月 1856 面番所出来、増ヶ所				
安政5年3月 1858 面番所出来、本門ノ切、仮門通行				
安政5年5月 1858 土木之功告成				
慶応2年8月 1866 関所修復見分願い(御門の修復)				
慶応2年9月 1866 修復見分再願書(御門他の修復)				
慶応4年9月 1868 御門設置				
明治元年9月 1868 屋根をとり冠木門				
明治2年1月 1869 废關				

図3 各種史料一覧

## (2) 尺の検討

新居関所の建築に用いられた尺寸法について、現存する面番所建物の柱間寸法と、各種の尺寸法について比較検討した。

### ・検討方法

面番所の本柱間、及び表底柱間をメートル法により実測し、当時建築に用いられた可能性のある竹尺（享保尺）、及び鉄尺（又四郎尺）、また折衷尺に換算して比較した。

### ・実測値

$$\begin{array}{l} \text{正面本柱の総延長 実測値 (側柱芯芯) } 19,864.25\text{mm} \div \text{ 尺数 } 66 \text{ 尺} \\ = 300.97\text{mm}/\text{尺} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{表底柱の総延長 実測値 (側柱芯芯) } 23,536.00\text{mm} \div \text{ 尺数 } 78 \text{ 尺} \\ = 301.74\text{mm}/\text{尺} \end{array}$$

### ・比較

上記の実測値と竹尺（享保尺）・鉄尺（又四郎尺）・折衷尺と比較した。尚、これらのメートル法による寸法は各現存サンプルの実測値を記す文献によった。

	鉄尺 302.58mm	竹尺 303.63mm	折衷尺 303.04mm
本柱 (300.97mm) の差	1.61mm	1.01mm	2.07mm
表底柱 (301.74) の差	<u>0.84mm</u>	1.89mm	1.30mm

以上の比較において最も差が小さいのは表底柱との比較における鉄尺である。

### ・検討結果

何れの尺に対しても僅かながら差がある。当時、新居関所に独自の基準尺が用いられたとも考えられないので、最も差の小さい鉄尺（又四郎尺）が用いられたと推察される。この鉄尺は、当時大工が主に用いたとされることからも妥当と思われる。なお、復元にあたっては鉄尺に近似する1尺=303mmを用いる。

### ・参考

**鉄尺（又四郎尺）：**竹尺に対して鉄製のものをいう。又四郎尺は、中世以来難波の職人群によって作られてきた曲尺の銘柄をいい、またその長さの尺のことをいう。明治の法制定にあたっては鉄尺系物差しとして使用され、サンプルの実測値は30.258cm。

**竹尺（享保尺）：**大宝律令で制度化された法定尺（大尺）は、後年二系統に分かれており、主に竹で作られる一般用のものを竹尺という。享保尺は、徳川吉宗が享保年間、司天台用として紀州熊野社にあった古尺を模して作ったとされる尺で、竹尺と同じ長さであったという。明治の法制定にあたって使用されたサンプルの実測値は30.363cm。

**折衷尺**：伊能忠敬が享保尺と又四郎尺（曲尺）とを折衷して作ったとされる尺で、明治初期に法定尺として採用される際に使用されたサンプルの実測値は 30.304cm。なお、明治 24 年(1891)度量衡法の制定において 1 尺=10/33m とされた。

(中田)

(参考『図解単位の歴史辞典』小泉袈裟勝 1989 年 柏書房、『単位の起源事典』小泉袈裟勝 昭和 57 年 東京書籍、『ものさし』小泉袈裟勝 1977 年 法政大学出版)

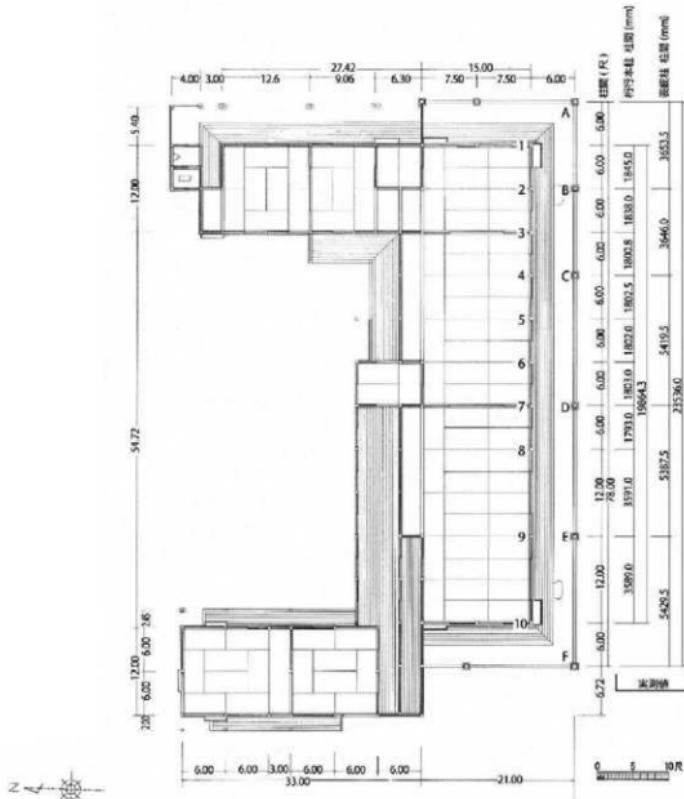


図 4 面番所柱間実測図

(『特別史跡新居関跡修理工事報告書』1971, 文化財建造物保存技術協会竣工平面図に加筆)

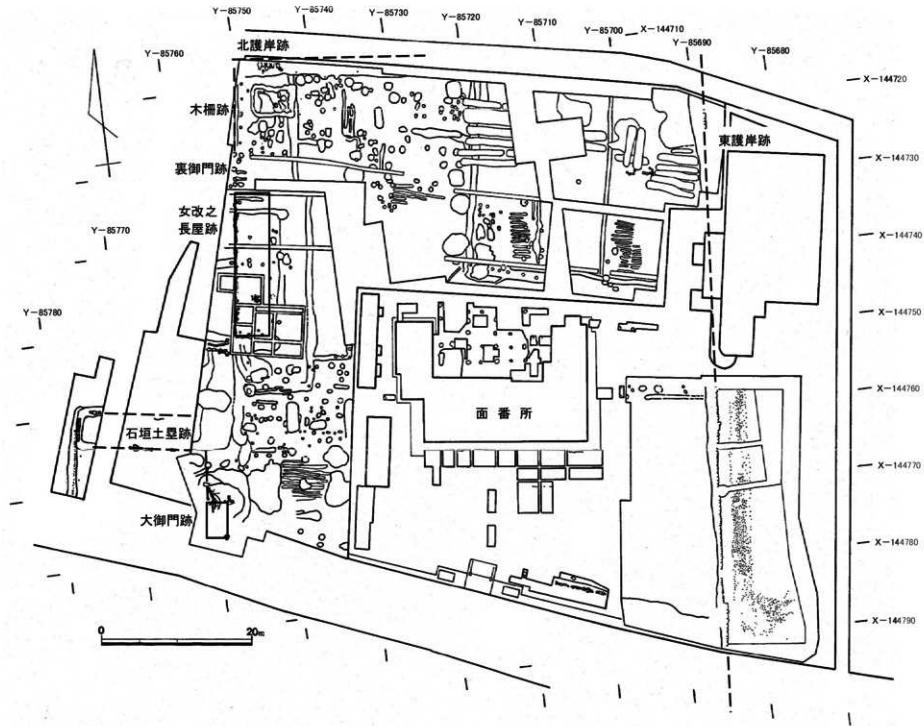


図5 遺構全体図

## 第2節 関所外郭の整備

### (1) 遺構

浜名湖に面した場所に立地することが新居関所の最大の特徴である。発掘調査の結果、江戸期に浜名湖に面して構築された護岸の石垣を敷地の東辺(東護岸)と北辺(北護岸)で検出し、関所の北辺の西端で木柵に関する遺構を検出した。

#### ① 護岸石垣(図6、図7)

護岸東辺の北端の東護岸で、図6のとおり石垣の石材とその裏込礫を南北3.5m分検出し、石垣から1.8m西側で石垣・裏込を構築するための掘方を検出した。

南北方向に連なる護岸石垣の一部を標高1m付近で確認した。石垣の石材は南北に4石残っており、いずれも幅40~50cm・高さ25~30cmの硅岩角礫であった。

整備公開されている面番所東側の護岸石垣は、標高-0.1m付近を胴木上面とし、その上に根石や石垣の石材を積んでおり、それを参考にするなら、北端で確認した石垣の石材の下には高さ1mの護岸石垣が残存すると推測される。

この護岸石垣の東側は木材片を多く含んだ汚れた土の堆積を確認したものの、湖底面や杭列は確認できなかった。

北辺の北護岸は第10次調査(平成17年度)で、図7のとおり北辺の西端で東西に4m分の石垣を検出したものの、石垣の石材を平面的に確認しただけでその積み方まで検出することはできなかった。

石垣を構築するための掘方は標高1.5m付近の基盤砂礫土から掘り込まれ、標高0.6m前後で平面的に石垣の石材を検出した。南北方向を長軸とした石垣の石材が5石並んでいた。これら石垣の石材を検出するまではコブシ大~人頭大の裏込となる硅岩角礫がぎっしりと詰まっていた。

石垣の石材は北側の調査区外まで続いており、石垣の北面は確認できていない。石垣の石材の上面は0.6~0.7m前後となっており、おおむね上面のレベルをそろえた硅岩角礫であった。

最も西側の石垣の石材は東西幅50cm・南北の控長100cmの平面規模で、確認できた5石はどれも控長が長い角礫を配置している。面番所の東に面する護岸の石垣の根石・胴木のレベルを参考にするなら、北辺の護岸で平面検出した石垣の石材の下には根石を含めて2段の石垣が埋もれていることが推定される。調査区内には3段の石垣が残り、石垣構築時の掘方の深さから検出した石材の上に3段の石が積まれ、護岸北辺においても面番所東方の護岸と同じように高さ1.8mの6段に石材を積んだ護岸石垣であったようである。

なお、東護岸の石垣に隣接して東西5.5m・南北6.5m・深さ35~45cmの土坑4-24(図6)を検出しており、関所敷地の東北端部は幕末期の生活用品の廃棄場所となっていた。

## ② 木 檻 (図7)

東護岸の石垣は明治期以降の石材の抜き取りや掘り返しの影響で残りが非常に悪く、図面資料に描かれる護岸内側に沿って南北に設置された木柵に関する遺構はその痕跡すら確認することができなかった。

北護岸では、石垣構築掘方内に2本の丸太10-13・10-14(図7)が接するように検出された。

丸太は検出面から40cm埋まり、下部では径12cmの規模の丸太で、2本が9cmの間隔で東西に位置していた。東側の丸太は裏込礎にのるように検出されており、丸太底面はともに平坦に切断されていた。わずか2本だけなので不確定だが、木柵の可能性も否定できない。

また、北護岸の石垣の構築掘方付近で径14cmの丸太杭10-15(図7)を1か所確認した。10-13・14との位置関係から推測すると、10-13・14の東西列から南側に60~70cm離れた場所に位置しており、木柵の控柱の可能性もある。

新居関所の西辺を示す遺構としては、図面資料に描かれるとおり、南側から土星・女改之長屋・裏御門・木柵を検出した。木柵以外は建物・構造物として復元整備対象となつたため、遺構の詳細は別に記すこととし、ここでは裏御門から北側に続く木柵について記しておく。

図7のとおり、新居関所の西辺となる裏御門から北に続く遺構は、南北方向の溝10-7と南北に平行して並ぶ柱穴10-8~12を検出した。

溝10-7は、裏御門の本柱ラインから北方へ直線的に8m分検出した。この溝は幅30~40cm・深さ60cmの規模であったが、底部の形状は止まらない湧水によって不明確であった。

この溝の東に60cm離れた位置で溝に平行して5基の柱穴10-8~12を検出した。いずれも掘方を確認したところで掘り下げを止めており、柱穴の径25~50cmで、柱間は裏御門の北側控柱から1.83m・1.95m・1.86m・1.94m・1.94mであった。

市第13・14次調査(平成21年度)と県第16次調査(平成22~23年度)では木柵の基礎が残った溝を検出しておらず、溝10-7も木柵基礎を埋め込むための布掘溝で、溝10-7の東側の柱穴は木柵の控柱の跡と判断される。

控柱の柱穴で柱根や柱痕を確認し、柱根は2本残っており、ともに栗材で径10cmの丸太材であった。丸太材の下部は橋の欄干を上下反転させたような形状で、下端は7~8面に加工した三角錐状をなし、下端から8cm前後の部分に上下から打ち欠いた欠きが一巡していた。これらは、市第13・14次調査と県第16次調査で溝内に並んで残った木柵の基礎部分と同様の形状であった。

この様に、新居関所西辺の裏御門北側は木柵で区画され、木柵は掘立柱の構造であった。なお、図面資料の「今切関所平面図」(図8)では、この部分に「尖柵長五間四尺」と記載されている。

(岡本)

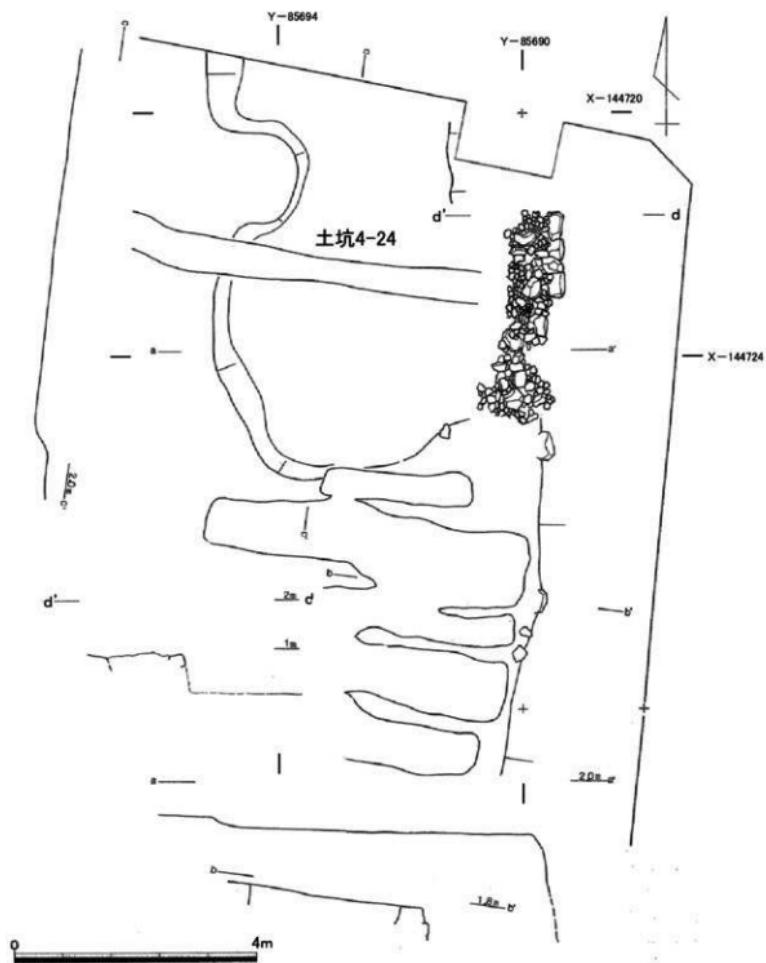


図6 護岸東辺北端部の石垣実測図

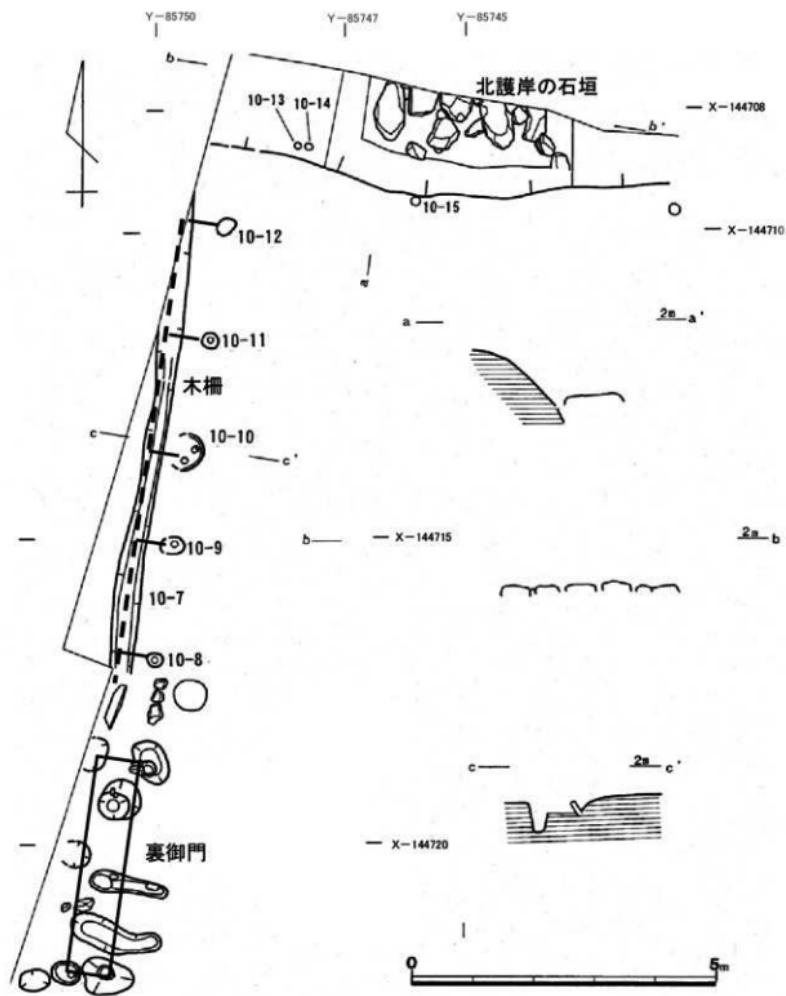


図 7 裏御門・木柵・護岸北辺の石垣実測図

## (2) 外郭の整備概要

閑所の外郭施設に関する発掘遺構と、信憑性が高いと判断された図面3「今切閑所平面図」との対応関係を整理する。ここで、同図の記載事項を図8に、遺構全体図（図5）と図面3から想定される復元形状の重図を図9に示す。次に、遺構や史料等の状況を踏まえて行った整備の全体計画を図10に示す。

### ① 東護岸

#### ・遺構・史料

面番所の東側は、第6次調査（平成12年度）で、東護岸石垣と湖底の杭及び渡船場の一部が発見された。また、その護岸石垣の北端付近でも同様の石垣を確認した。図面4「今切閑所平面図（年代不明）」をはじめとする図面史料や絵画史料に護岸石垣と渡船場は共通して描かれており、その遺構と考えられる。なお、渡船場の南端は国道301号を挟んでさらに南方となる。図面4では、護岸石垣の北半（書院から延びる柵より北側）に、「尖柵」と記されている。

#### ・整備概要

護岸石垣・渡船場を遺構に基づいて整備した。これについては『特別史跡新居関跡保存整備事業報告書Ⅰ 渡船場・護岸整備事業』（2006 新居町教育委員会）を刊行している。また、北端付近について、遺構と文献史料に基づいて「尖柵」を原位置に復元した。

### ② 北護岸

#### ・遺構・史料

北護岸石垣の西端付近は特別史跡指定地内であるが、以東は指定範囲外の道路内となり未調査である。この西端付近では護岸石垣の痕跡を発見した。図面4では石垣上に「尖柵」と記されている。

#### ・整備概要

整備上、北辺には区画施設が必要であることから、本来の位置とは若干異なるが、指定地の北辺に文献史料から復元される「尖柵」を整備した。また、護岸石垣の表示を兼ねた排水路を整備した。

### ③ 西 辺

#### ・遺構・史料

西辺では女改之長屋及び裏御門から続く柵列の基礎掘方及び控柱の柱穴を確認した。図面4では裏御門に接続する「尖柵」が表現されている。

#### ・整備概要

「尖柵」と考えられる遺構が検出されているが、今期整備では管理用出入口とした。

#### ④ 樹形

##### ・遺構・史料

樹形の北側では土壘の高まりと石垣根石が第 17 次調査（平成 23 年度）で発見され、概ねの平面形が判明している。図面 3 では、腰石垣を持つ土壘の上に「笠木土台付柵」が描かれている。また、国道 301 号を挟んで南側では柵列の柱根及び柵列を囲む低い石垣が発見された。図面 3 では樹形の西側を区画する「尖柵」が南端で東に折れ回した表現があり、遺構はこの北端部にあたると考えられる。

なお、樹形の北辺に想定される宿高札・浦高札について、遺構は発見されず図面 3 にも描かれていませんが、絵画 2 「東街便覧図略」や絵画 3 「東海道分間延絵図」に描かれるほか、「東海道宿村大概帳」（天保 14 年 1843 以降）ほかに規模や掲げられた高札内容が記録されている。

##### ・整備概要

遺構や各種史料に基づいて、樹形北側の土壘、笠木土台付柵、宿高札、浦高札、また樹形南側の尖柵、石垣を復元的に整備した。なお、この整備内容については「第 3 節 樹形・歩道整備」で述べる。

#### ⑤ 南辺

##### ・遺構・史料

南辺は国道 301 号を挟んでさらに南方の特別史跡指定範囲外となり、樹形付近の一部を除いて未調査である。図面 4 では、腰石垣を伴う土壘の上に「笠木土台付柵」が表現されている。

##### ・整備概要

整備上、現状の構内と国道歩道との間を区画する必要があるので、この境界部分に笠木土台付柵を整備した。また、歩道上に位置する大御門付近では視線を遮らない管理用の木柵及びスライド門扉を整備した。さらに、関所構内や樹形の景観において関所を厳重に区画していたことを表現するものとして、歩車道境界部分に腰石垣を伴う笠木土台付柵を模した境界施設を整備した。

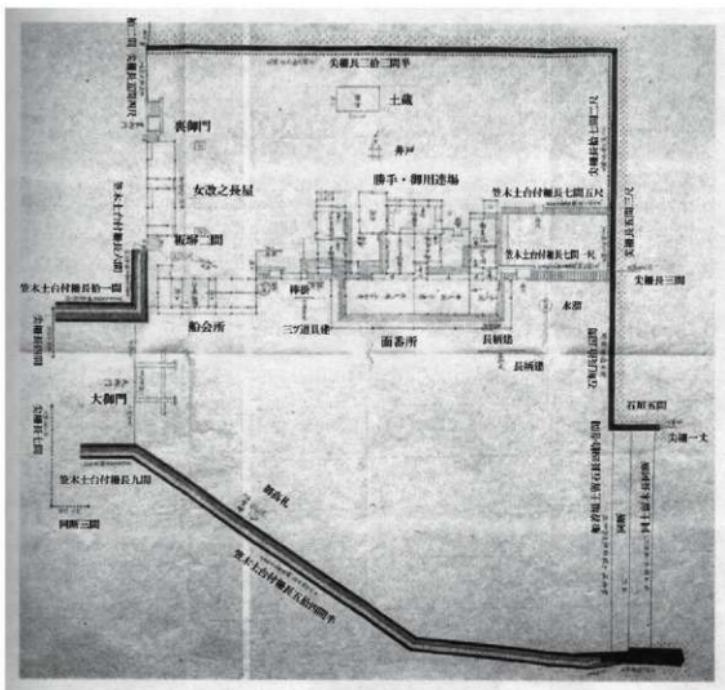


図8 図面3「今切関所平面図」の記載内容

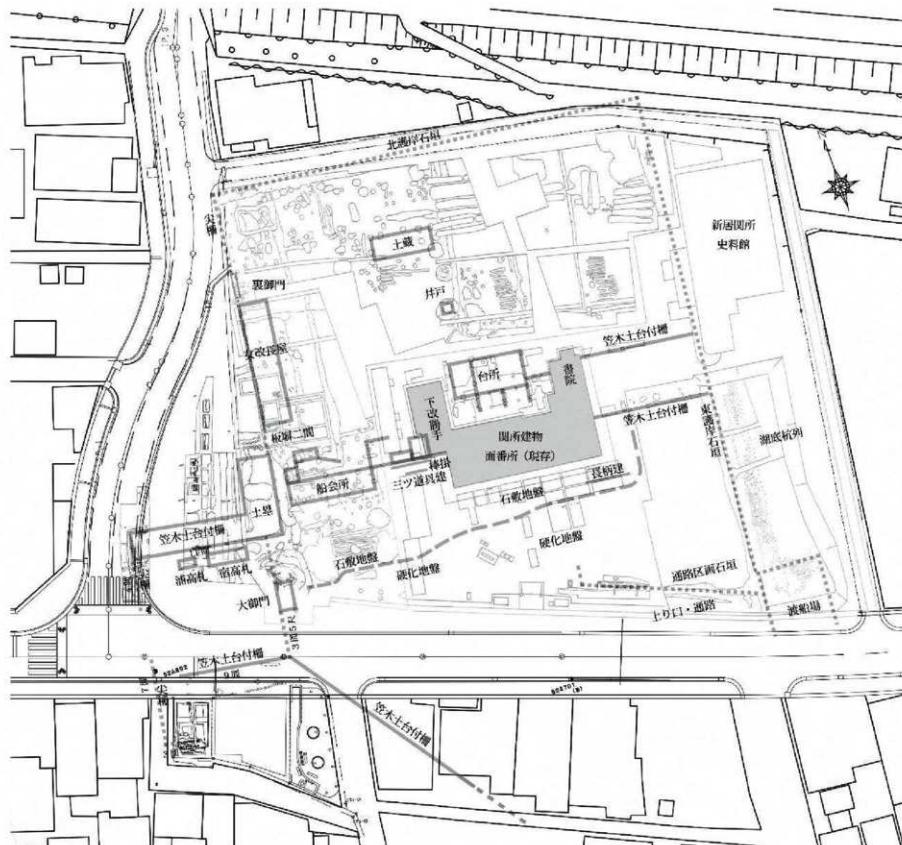


図9 発掘調査全体図・復元想定図

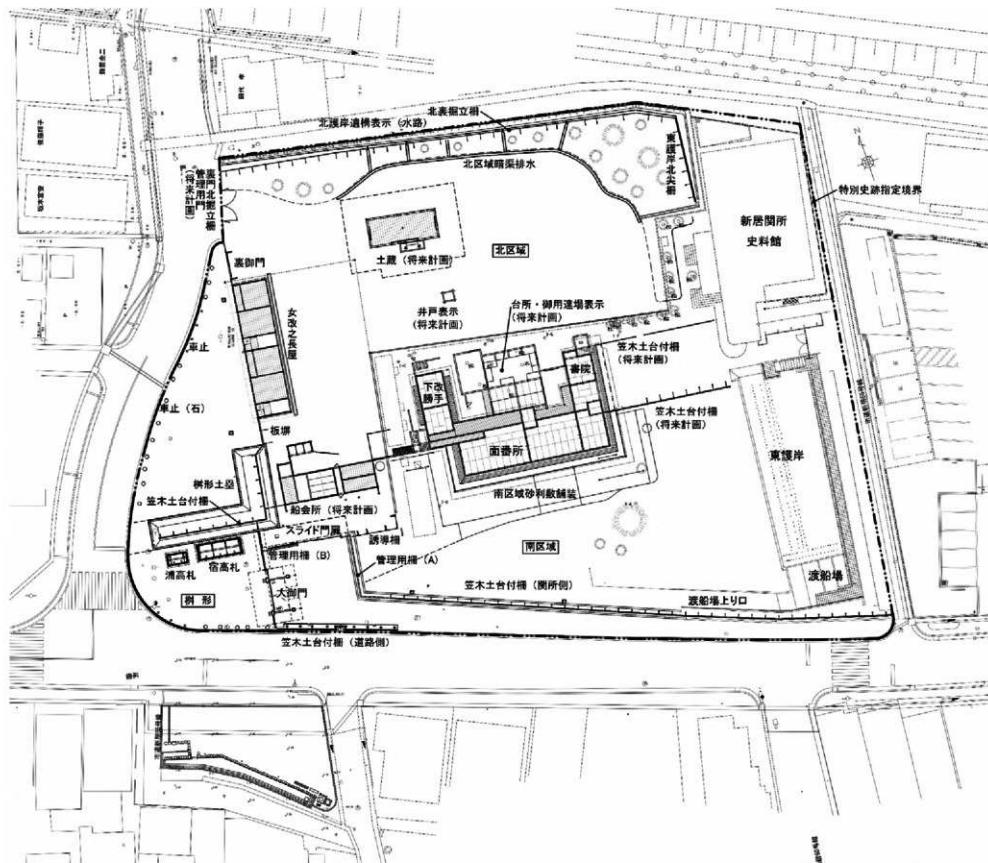


図 10 整備全体計画図

### (3) 東護岸北尖柵の整備

#### ① 復元検討

外郭の柵については図面史料や絵画史料に描かれるほか、文献1「今切御閑所御修復風破・附増目論見仕様帳」(天明2年1782)に多くの建築部材が記されている。東側護岸上の尖柵については、文献1に「書院東乱杭上」として修復に用いた木材や延べ長さ等が記されている(図11)。

この記述において、高6尺の柵に対し長6尺の栗丸太を用いていることから、掘立柱ではなく石垣上に土台を置いて立ち上げたものと判断した。従って、控柱を持つものと考えた。また、貫や控柱については後述する「北裏掘立柵」「裏門北掘立柵」を参考にした。

木部の仕上げについて、文献4「今切御閑所御普請仕様帳二」(文化2年1805)に「面番所東之方角柵裏板付(略)板辦裏表共有來之通墨渋塗之積」とあり、文献2「一 今切御閑所御普請目論見帳」(寛政4年1792)では大御門の破風板他の材に「墨塗渋留」とある。渋墨塗りは木材の防腐と化粧を兼ねたものであり、建物の外壁や雨掛となる部分に施すことが一般的であるので、尖柵についても渋墨塗と考えた。

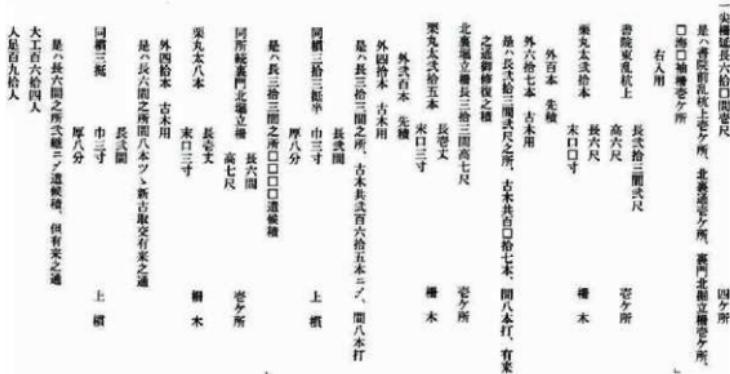


図11 尖柵に関する記述 文献1『今切御閑所御修復破風・附増目論見仕様帳』(天明2年 1782)

『国特別史跡 新居関跡復元整備に関する文献資料集』2007 新居町教育委員会より転載)

## ② 整 備

### ・事業組織（平成20年度）

事業者	湖西市
設計及び工事監理	有限会社ウッドサークル 東京都中央区日本橋人形町2-16-2 人形町ユウビル4階
工事請負者	ミツヤ建設株式会社 静岡県湖西市新居町中之郷92-7
協力業者	
木工事	株式会社モクラボ 兵庫県姫路市安富町三森421-3
石工事	株式会社小林石材工業 東京都港区麻布十番3-7-12

### ・構造形式と材料

土台立柵、控柱付、高6尺、柵貫2段

標準的な1間当りの部材

柵 木 栗丸太、末口3寸、長6尺（土台仕口含む）、8本

土 台 栗、4寸角、1間

柵 貫 栗、幅3寸、厚8分、長2間（2段）

控 柱 栗丸太、末口4寸、長7尺（根入3尺）

但し遺構保護のためコンクリート基礎を設け、掘削深さを50cm以内とした。

控 貫 栗、幅3寸、厚8分、長2.5尺内外、2段

仕 上 渋墨塗 但し、耐候性を考慮して浸透性着色防腐剤塗とした。

### ・石工事

地覆石、硅岩割石、控長40cm内外、外側敷砂利。

本来は護岸石垣の笠石となるが、地形の制約から掘り下げることはできないので、石垣の表示として地覆石を設けた。石材は発掘調査により確認されたものと同質の硅岩を用いた。また湖側となる外側は砂利敷とした。

### ・基礎工事

控柱下にコンクリート基礎を設けた。控柱は将来の更新を考慮してステンレス製の柱脚金物を用いて設置し、取り外し可能なものとした。

#### ・木工事

柵木は栗丸太を皮むき器により皮むきし、先端を発掘調査により発見された柵木を参考に不整形の四角錐にチョウナにより加工した。

控柱は後述する西辺の遺構により柵列からおよそ2尺離して直立する形態とした。控貫は柵の安定性を考慮して2段とし、上段に勾配を持たせた。

#### ・雑工事

控柱の地盤と接する部分は防腐のため銅板巻（厚0.5mm）とした。また、木材には防腐と変形抑制効果のある酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理（モックル処理）を施した。

木部には渋墨塗に替わる塗装として、浸透性着色防腐剤を2回塗りとした。

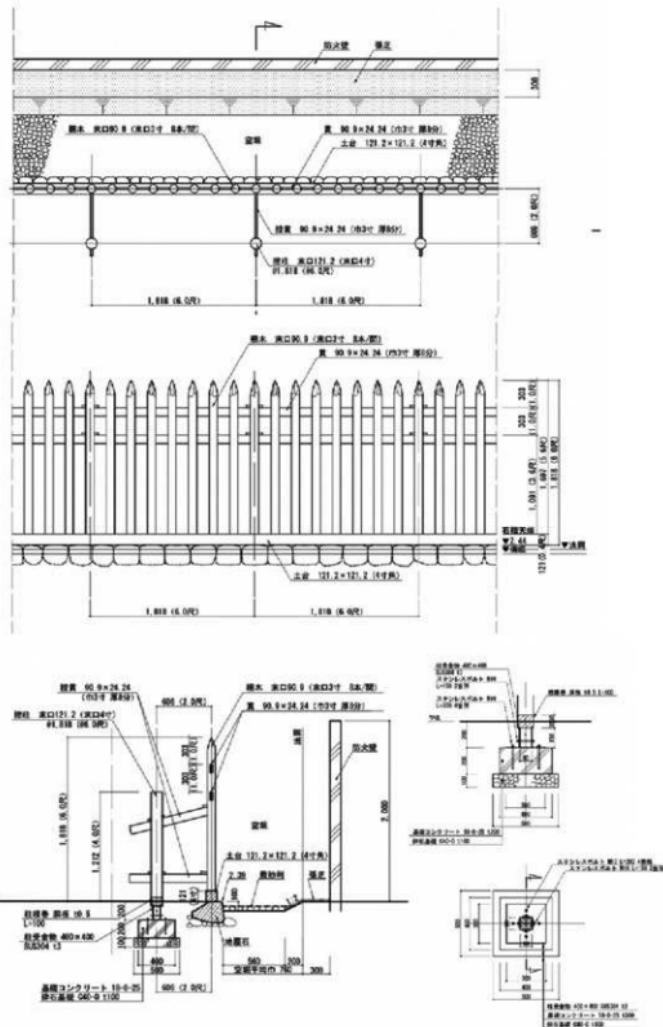


図 12 東護岸北尖端詳細図

#### (4) 北護岸の整備

##### ① 復元検討

北護岸の西端と西辺北部の遺構平面図から検討した（図13）。西辺の裏御門から北側に向かう柵は文献1に記される「裏門北掘立柵」にあたり（図11）、「長六間」と記される。遺構にみる控柱の痕跡は裏御門北方の南北溝から約2尺東の位置にあり、直立する。また、ばらつきはあるものの、裏御門跡からほぼ6尺間隔に並ぶ。確認された4間分の控柱跡の1間分延長した位置が北護岸上の尖柵に接続すると考えられる。

北護岸上の尖柵は文献1にある「北裏掘立柵」にあたり（図11）、高7尺の柵に対し長1丈の柵木を用いることから、根入れ深さは3尺と解釈される。また、「上柵」は柵の延長33間に對し、長2間の材を33挺半とあるので、2間×33.5=67間分となり、柵貫は上下2段と考えられる。また、記述の内容から「裏門北掘立柵」と同様の部材構成であることが判る。何れも控柱に関する記述はないが、「北裏掘立柵」についても西辺の遺構にあるように控柱をもつものと考えた。

北護岸では護岸石垣の痕跡と地盤面の落ち込みを確認している。上記で検討した柵位置と想定される石垣の断面形状の検討（図14）により、妥当なものと判断した。



図13 北西部遺構分析図

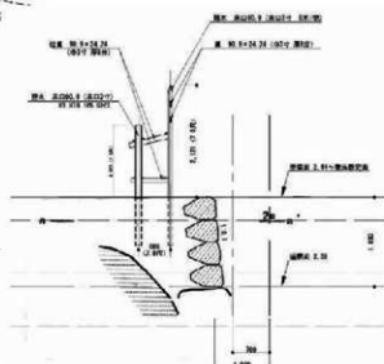


図14 北護岸復元想定図

## ② 整 備

### ・事業組織（平成 20-25 年度）

先述した東護岸北尖柵の整備に同じ（52 頁）。

### ・構造形式

掘立柵、控柱付、高 7 尺、柵貫 2 段

標準的な 1 間当りの部材

柵 木 栗丸太、末口 3 寸、長 1 尺（内、根入 3 尺）、8 本

但し、遺構保護のためコンクリート基礎を設け、掘削深さを 50 cm 以内とした。

柵 貫 栗、幅 3 寸、厚 8 分、長 2 間（2 段）

控 柱 栗丸太、末口 4 寸、長 7.5 尺（内、根入 3 尺）

但し、柵木と同様にコンクリート基礎を設け、掘削深さを 50 cm 以内とした。

控 貫 栗、幅 3 寸、厚 8 分、長 2.5 尺内外、2 段

仕 上 渋墨塗 但し、耐候性を考慮して浸透性着色防腐剤塗とした。

### ・石工事

石積 2 段（高約 45 cm）、硅岩割石、控長 40 cm 内外、外側コンクリート下地敷砂利（斜面部モルタル張）。

北辺の敷地境界には排水路を兼ねた護岸石垣の表示として石積を設置し、その外側は緩い勾配として化粧砂利にて仕上げた。

### ・基礎工事

東護岸北の尖柵と同様に、控柱下にコンクリート基礎を設け、柱脚金物を用いて設置した。また、柵木は溝状のステンレス製受け金具に固定し、控柱と同様に取外し可能なものとした。また、この金具の空洞部分には発泡ウレタンを充填した。

### ・木工事

柵木・控柱は東護岸北の尖柵と同様に栗丸太を皮むきし、柵木は先端を尖らせた。柵貫、控柱、控貫とも東護岸と同様である。

### ・雑工事

控柱及び柵木の地盤と接する部分は、東護岸と同様に銅板巻（厚 0.5 mm）とした。また、木材の酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理（モックル処理）、浸透性着色防腐剤塗りも同様とした。

北側の町道との境界には境界ブロックを設置し、歩行者の安全のため低い木製ロープ柵を設けた。

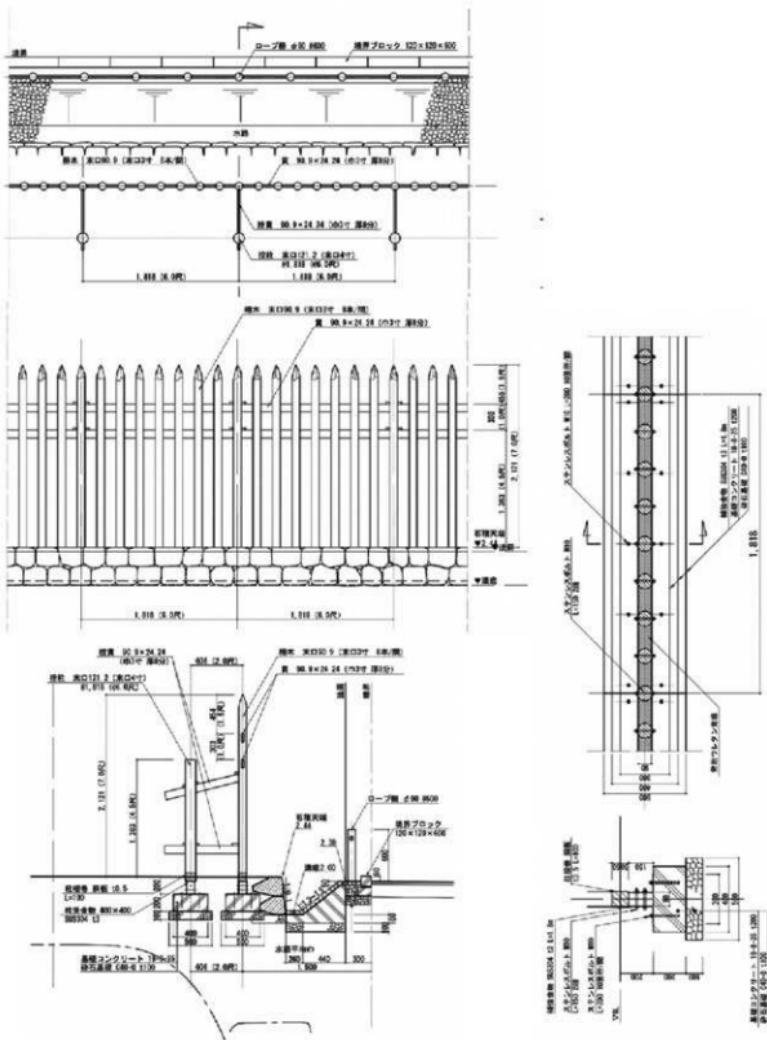


図 15 北護岸整備詳細図

## (5) 南辺の整備

### ① 笠木土台付柵（閑所側・道路側）

国道 301 号歩道の閑所側に設置する境界構造物であるとともに、「今切閑所平面図」(図 8) に記される南辺の笠木土台付柵の表示物である。平成 17 年度までに整備した渡船場上り口の柵に連続し、後述する笠木土台付柵（道路側）を重複するまでの範囲 40.3m (22 間) を整備した。この形状は既設整備の柵と同様とした。

### ・事業組織（平成 26 年度）

先述した東護岸北尖柵整備の事業組織（52 頁）に、笠木土台付柵（道路側・鋼製柵）の制作業者として中村製作所静岡支社（静岡県静岡市清水区宮加三 660）を加える。

### ・構造形式と材料

土台建、控柱付、高 6 尺、柵貫 2 段

標準的な 1 間当りの部材

土 台 栗、4 寸角、1 間

柵 木 栗、4 寸角、長 6 尺、7 本

柵 貫 栗、幅 3 寸 3 分、厚 1.3 寸、長 2 間 (2 段)

笠 木 栗、幅 4.3 寸、厚 3 寸、1 間

控 柱 栗丸太、末口 4 寸、長 1 尺、1 本

遺構保護のためコンクリート基礎を設け、掘削深さを 50 cm 以内とした。

控 貫 栗、幅 4 寸、厚 1 寸、長 2 尺、1 段

仕 上 渋墨塗 但し、耐候性を考慮して浸透性着色防腐剤塗とした

### ・基礎工事

地中にコンクリート基礎を設け、柵土台はコンクリートブロックを介してケミカルアンカーにて固定した。また控柱もこのコンクリート基礎にケミカルアンカー固定とした。

### ・石工事

歩道舗装や閑所構内の砂利敷舗装との境界として雑割石縁石を設けた。この石材は石垣等の遺構と同質の硅岩とした。

### ・木工事

仕口・継手は伝統工法によったが、適宜見え隠れにビスによる補強を施した。木材の仕上げは台鉋とした。また、基礎部分のアンカーボルト箇所は埋木とした。

### ・雑工事

防腐と変形抑制対策として、木材には酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理（モックル処理）を施した。また、控柱の地盤と接する部分はアスファルト塗りとした。さらに、木部には渋墨塗を模した浸透性着色防腐剤を2回塗りとした。

#### ② 管理用柵

大御門付近から歩行者が閑所構内を見通すことができるよう、柵木の間隔を広く、また高さを抑えた簡便な構造の管理用柵（A）を設けた。また、後述するスライド門扉の戸尻は控柱のない管理用柵（B）とした。また、スライド門扉から内側で来場者の動線を制限する簡便な構造の誘導柵を設置した。

### ・構造形式と材料

#### 〔管理用柵（A）〕

土台建、控柱付、高4尺、柵貫1段

標準的な1間当りの部材

土 台 杉、3寸角、長1間、1本

柵 木 杉、3寸角、長4尺、5本

柵 貫 杉、幅3寸、厚1寸、長2間（2段）、1本

控 柱 杉、3寸角、長3尺、1本

控 貫 杉、幅3寸、厚1寸、長1.2尺、1本

仕 上 浸透性着色防腐剤塗

#### 〔管理用柵（B）〕

掘立柵、高4尺、柵貫1段

標準的な1間当りの部材

柵 木 杉、3寸角、長4尺、5本

柵 貫 杉、幅3寸、厚1寸、長2間（2段）、1本

仕 上 浸透性着色防腐剤塗

### ・基礎工事

管理用柵（A）の基礎は笠木土台付柵（閑所側）と同様としたが、土台下を地面からやや上に設置したので、見え掛りとなるブロックに錆御影石を用いた。

管理用柵（B）はスライド門扉との取合から控柱をなしとしたので、柵木をそのままコンクリート基礎に埋め込む構造とした。

- ・その他

石工事、木工事、雑工事は連続する笠木土台付柵と同様とした。

〔誘導柵〕

高1200mm、貫板を用いた簡便な柵とし、木杭にて設置した。仕上は着色防腐剤塗により黒色とした。

③ スライド門扉

高さ約1.2m、開口の有幅約6m、2連式鋼製スライド門扉

閥所構内への管理車両の進入や、将来計画とする来場者の出入口としてスライド門扉を設置した。景観への配慮から整備した木柵と同様に堅格子で黒色塗装、管理用柵と同じ高さ、またレールを用いない車輪敷の製品を選定した。

④ 笠木土台付柵（道路側）

閥所構内や大御門付近からの修景施設として歩車境界に設けたものである。図8「今切閥所平面図」の南辺に記されるように、腰石垣の上に笠木土台付柵を設ける形状とした。

- ・腰石垣

高さ450mm、幅850mmの腰石垣とし、歩道側は遺構に倣って珪岩割石を用いたが、石質がいくぶん脆い傾向があるので、車道側は色調の近い錆御影石とした。また車両の振動等の影響や耐衝撃性を考慮して練積とし、天端のコンクリート面は天然砂利二ト仕上とした。

- ・鋼製笠木土台付柵

腰石垣と同様に、耐久性や強度を考慮して鋼製とした。形状は後述する桟形上の笠木土台付柵を模したものとした。

（中田）

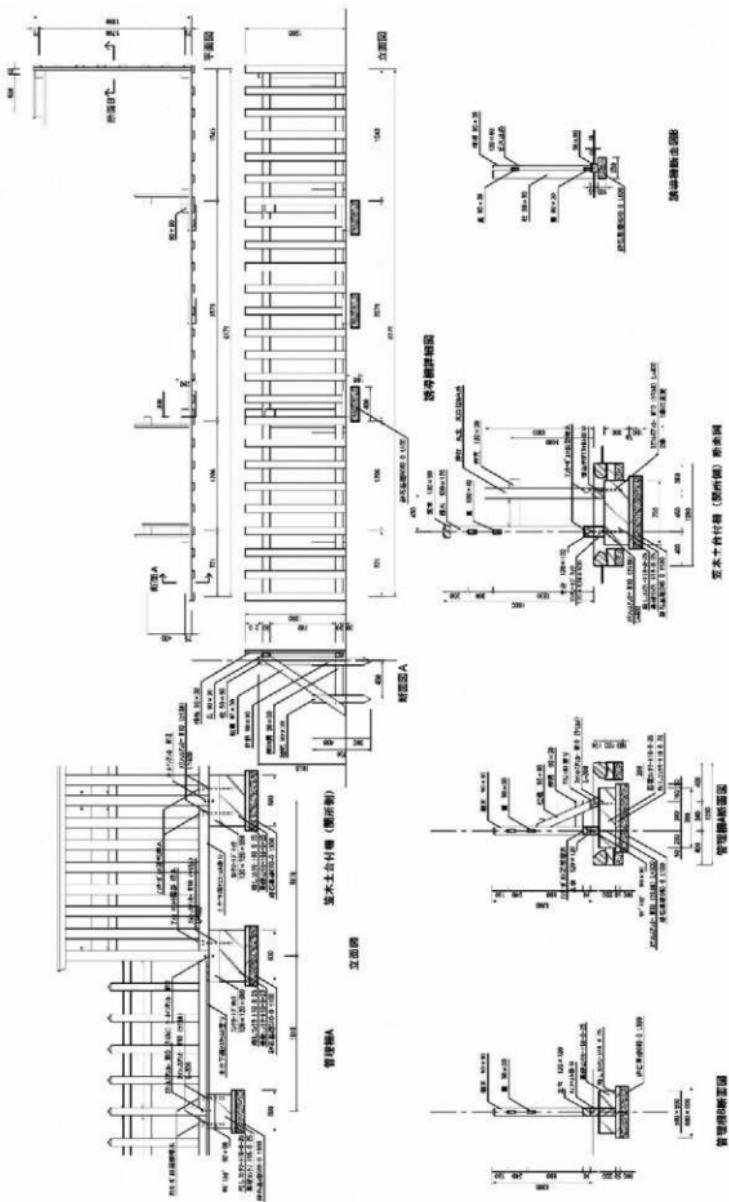
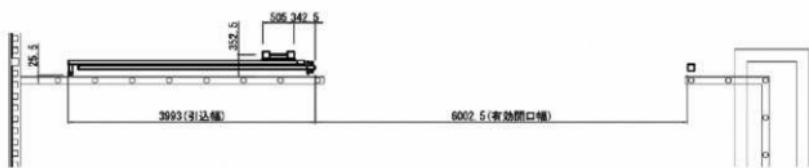
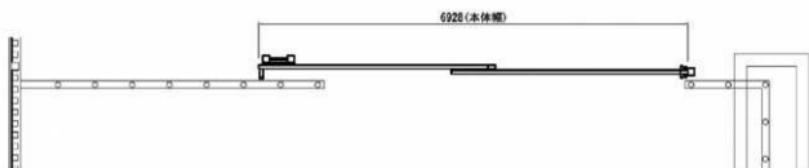


図 16 竪木上台付樁（廻所側）等詳細図

全開時平面図



全閉時平面図



立面図

6928(本体幅)

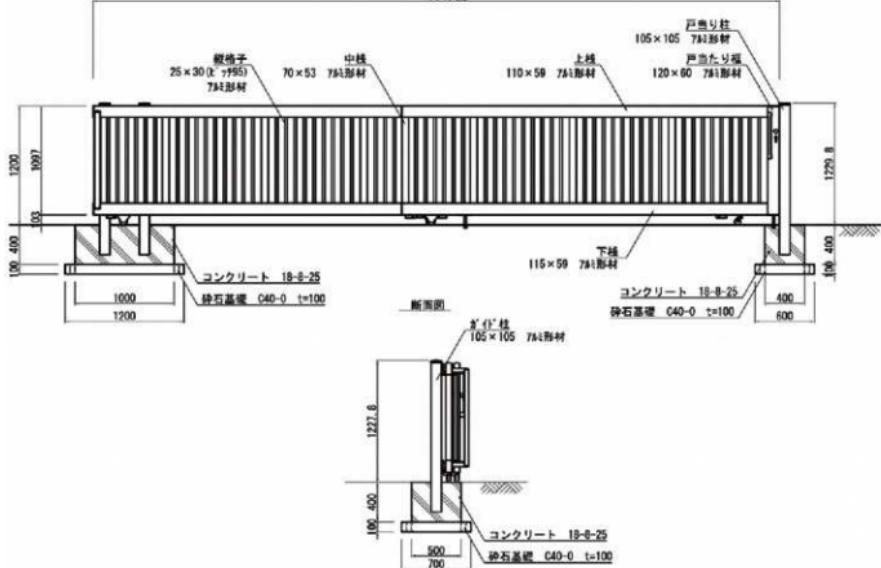
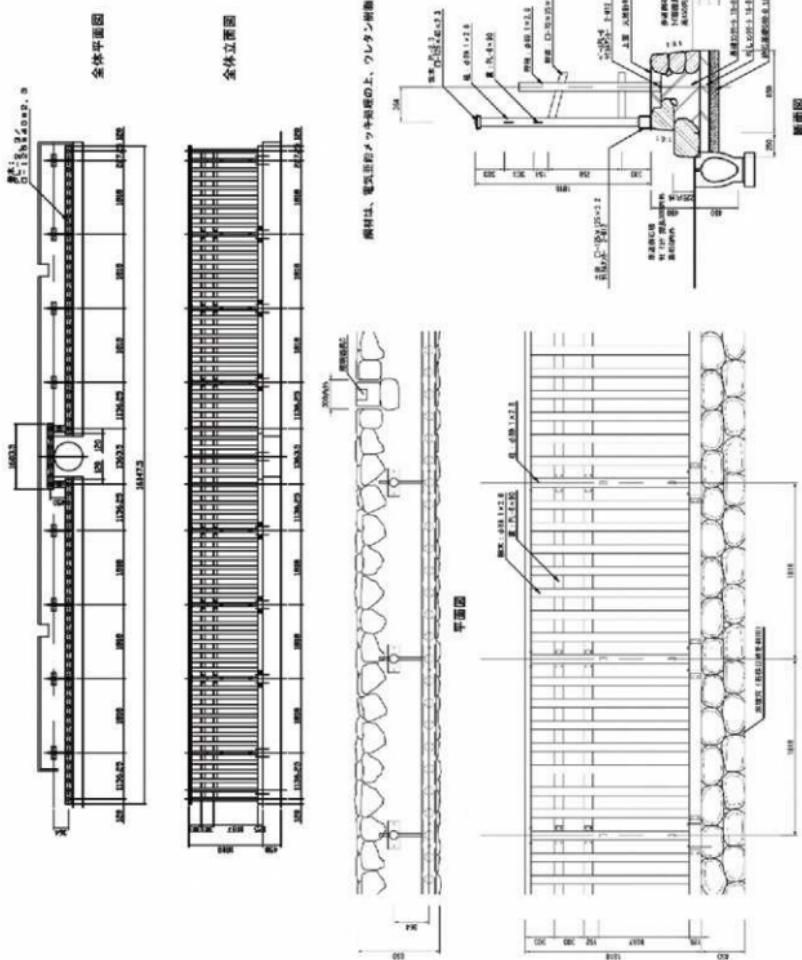


図 17 スライド門扉詳細図



### 第3節 構形・歩道整備

#### (1) 遺構

新居関所の西側の出入口である大御門の外側（西側）を取り囲むように配置された土壘・木柵の内側を構形と呼んでいる。発掘調査により構形の南北を区画した石垣土壘と構形内の地盤を確認した。

##### ① 北側の石垣土壘

大御門掘立穴の北側で検出した遺構であり、第7次（平成14年度）・第14次（平成21年度）・第17次（平成23年度）で調査したので、調査ごとに記述しておく。

###### a. 第7次調査（図20）

大御門掘立穴の北側で土壘基底部の痕跡を検出した。東西方方向5mの範囲に角礫・円礫の密集箇所を確認し、この集礫の北側が30cm程高くなつて南北で段差となっており、集礫と段差を土壘の痕跡と判断した。

東西方向の集礫はコブシ大～長軸30cm程の角礫・円礫で瓦破片も混在していた。これら集礫は規則性がなくて石垣の裏込礫の残存とみられるので、土壘下部は石垣となつていたようである。

石垣裏込の残る土壘南端から北方は礫をほとんど含まない黄褐色砂質土が残つており、集礫箇所よりも高くなつた黄褐色砂質土の広がりを土壘の痕跡と認識した。

第7次調査では東西幅4mの土壘が南北方向に13.6m続き、土壘南端で西へ直角に折れ曲がることが明らかとなった。石垣土壘はその底部が検出されたもので、削平のため江戸期の土壘の高さは不明である。

###### b. 第17次調査（図21）

第17次調査では第7次調査の西側への土壘延長部分を検出した。

この調査でも、土壘の基底部を示す黄褐色砂質土が面的に広がつており、黄褐色砂質土南辺で硅岩礫による石列を東西方向に5.5m分検出した。

土壘南辺を示す石列を構成する角礫は、東西長60cmの石材もあつたが、大半は25～30cm程度の硅岩礫で構成され、石列は南面を揃えていた。これらの礫は長軸を東西に向けて設置され、控えとなる南北長は短いものばかりであった。

このように、土壘南辺には第7次調査の結果と同様に石垣を構築していた。

土壘北辺は、東西に広がる黄褐色砂質土の北側で溝状のおちこみとして検出した。この溝状のおちこみにはコブシ程度の硅岩礫と瓦小破片が混在するように南側から流れ込んでいた。これらは裏込礫と判断されるので、土壘北面も石垣を構築していたことが明らかになつた。

検出した土壘は、石垣を含んだ南北幅は4m程の規模となり、第7次調査区から西側に9m続いていた。なお、土壘の盛土は削平によりまったく残つていなかつた。

#### c. 第14次調査（図22・23）

第17次調査の西側の調査区で、土壘の西端部を検出した。土壘盛土と周囲をめぐる溝および溝内の角礫を確認した。

調査区東壁断面によって標高2m～2.1mまで土壘が高さ60cm残存していたことを確認した。

土壘盛土は混合物のないサラサラの黄褐色砂質土であり、第7・17次調査の土壘範囲を示す土と同種のきわめて軟質なものであった。

土壘西端は、土壘盛土と周囲をめぐる溝および溝内に散在する角礫、西端ではその下層で石列を検出した。

溝は土壘盛土の外側に逆コの字形に検出され、その幅は南面0.6～1m・西面0.7m・北面1.1mであった。

土壘北辺では、土壘基部で北面を揃えた30～40cmの珪岩礫が2石並んで残っていた。この珪岩礫は石垣の根石と判断でき、土壘側に裏込礫が多く残っていたので、土壘北辺には石垣を構築していたことが明らかとなった。

土壘南辺では溝内に裏込礫が散在するように残っていたが、基底部の根石となる規模の大きな礫は残っていなかった。

土壘西端も溝の検出時には裏込礫が散在していたが、これら裏込礫を除去した下層において土壘西端全体で南北に続く7石の石列を検出した。この石列の下部は、湧水で不明確だったが、高さ70cm程の珪岩を確認できたので、7石の石列は根石の上に積まれた石垣の石材であった。

7石の石列はいずれも西面を揃えており、上下面とも比較的平坦な砂岩礫であった。石列の石材は、南北幅30～40cm、東西の控長30～40cm・高さ15～18cmの規模であった。

このように土壘の西端では西辺・北辺で石垣が構築されており、南辺でも石垣の痕跡を確認した。

#### d. 北側の石垣土壘の全体形状

樹形の北側の石垣土壘は、東西方向にのびる土壘がその東端で北に折れた逆L字状の平面形状をなしていた。東西方向の土壘は南北幅4m・東西長22mの規模で、北へ折れ曲がった土壘は東西幅4m・南北長13mの規模を確認した。

東西にのびる土壘では、南辺・北辺それぞれで基底部に根石状の礫や裏込礫が残り、西端では石垣となっていたので、土壘の基底部が石垣となっていたことを確認できた。ただ、新居関所の東側に展開する浜名湖岸の護岸石垣のように土台木を置いた上に根石を設置した強固な石垣とは異なり、基部に大きめの角礫を根石として置いてその上に石を積んだ石垣となっていたようである。

土壘は明治2年(1869)の廃闇後に削平されたため、土壘は盛土が残っておらず、土壘の高さは不明である。しかし、絵画2「東街便覧図略」(図25)を参考にするなら、土壘基底を腰巻石垣とし、石垣上へさらに土を盛り上げた土壘であったことが想定され

る。そして、絵画資料からは、石垣土壘上に木柵が設置され、樹形内を強固に囲郭していたことがうかがえる。

## ② 南側の石垣土壘

静岡県埋蔵文化財センターが国道 301 号南側の第 16 次調査（平成 22～23 年度）で検出した遺構である。特別史跡指定地内の整備には直接関わり合いはないものの、樹形が構成する重要な遺構であるので、参考までに遺構概要を略述しておく。

南側の石垣土壘は幅 3.5m・東西長 14m の規模であった。土壘北面では石の抜き取り痕が確認され、南面では 2 段分の石垣が残っていた。土壘西端でも石の残存が認められたので、土壘外周に石垣を構築していたことが明らかとなった。

南側の石垣土壘は県調査区の東端で南東方向へ土壘が折れ曲がり、市 17 次 B 調査区で石垣土壘の基底部は立ち上がり角度 75 度で高さ 75cm 分の土壘の盛土が残っていた。土壘の盛土は軟質な黄褐色砂質土で、しまりもなくタタキしめた痕跡は見出せなかった。

## ③ 樹形内の地盤

旧市道下を調査した第 17 次調査で樹形内部の地盤状況を部分的に確認した。

地盤面は 2～5cm の小円礫が主体となり、5～10cm の大きめの円礫がまばらに点在するものの、ほとんどの範囲が小円礫の混じった土の硬化面となっていた。

地盤は、樹形東側が標高 1.85m、西側が標高 1.7m となっているので、樹形内は大御門から西側へゆるやかに地盤が下がる地形となっていた。

## ④ 高札場

樹形内部の地盤状況のとおり、調査範囲（第 17 次調査）の大半が擾乱されており、高札場の遺構は確認できなかった。高札の状況を教えてくれるのは絵画資料だけである。

## ⑤ 樹形の構造物配置（図 19）

南北の石垣土壘で囲郭した樹形内部は、南北 18m・東西 18m のほぼ正方形をなし、大御門の外側から西側へ向けてきわめてゆるやかに地盤を下げていた。樹形の西辺は東海道と接続した新居関所への出入口となっており、市第 14 次調査・県第 16 次調査で出入口の南北において木柵基礎部分が残った南北溝と控柱の柱穴を検出している。

南北の石垣土壘や木柵基礎は、図面 3 「今切関所平面図」と同じ平面配置であった。

（岡本）

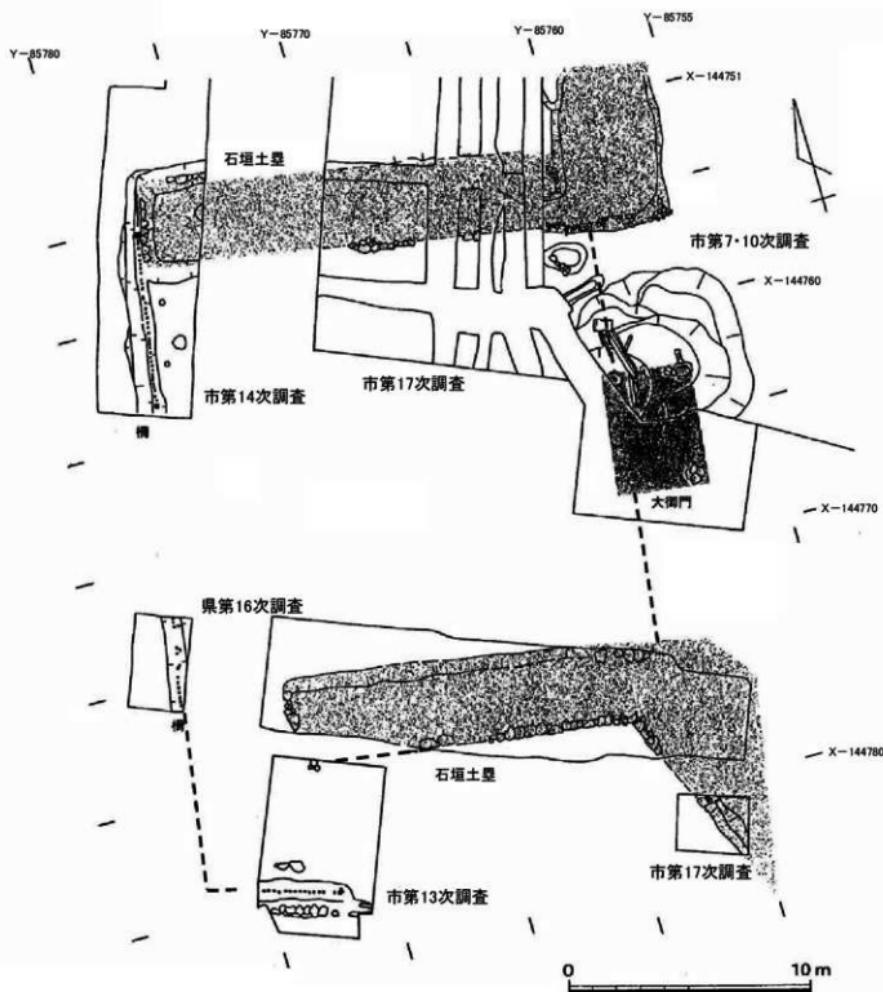


図19 樹形遺構全体図

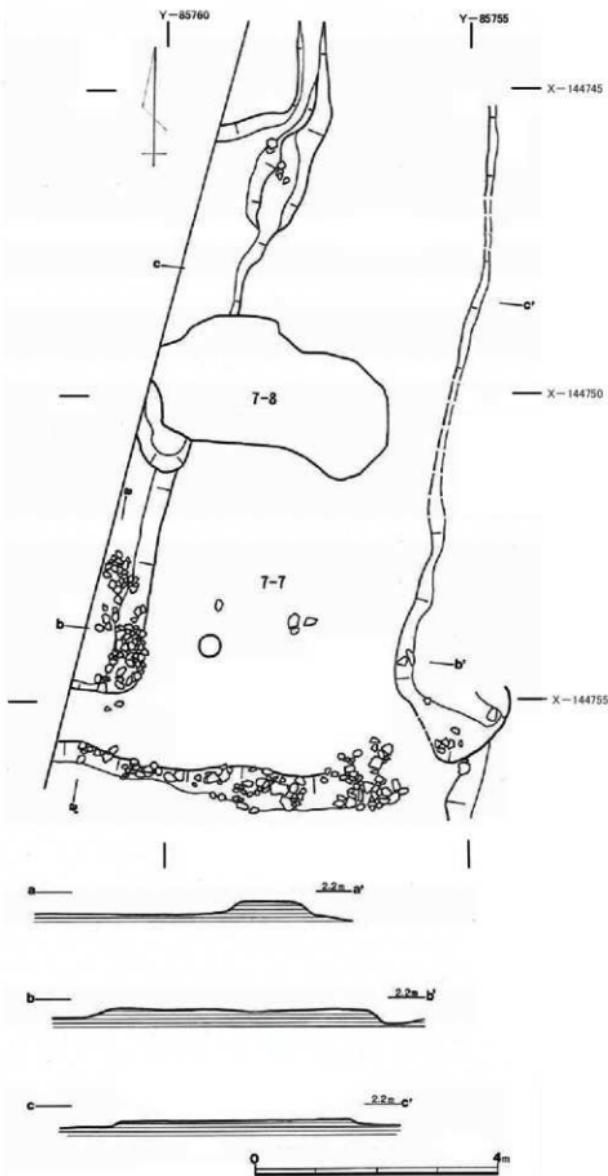


図20 石垣土壌東端（第7次調査）実測図

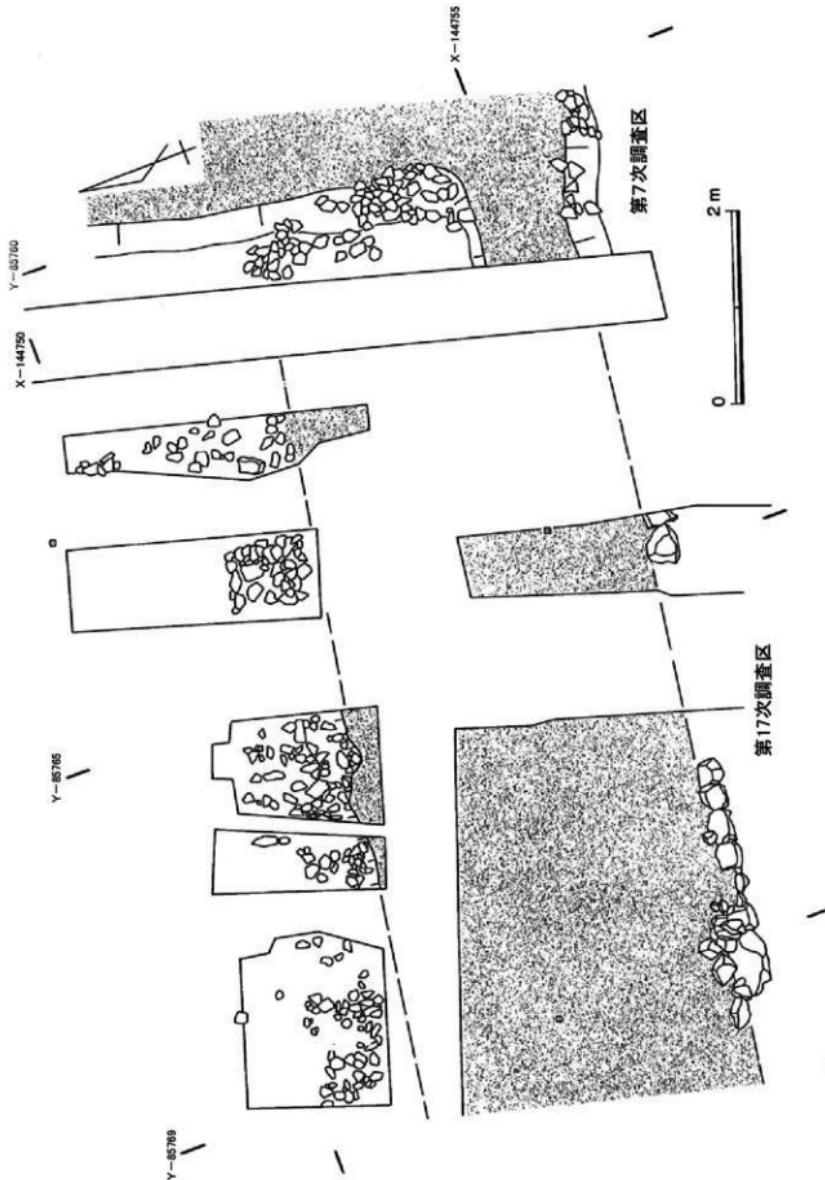


図21 石垣土壠（第17次調査）実測図

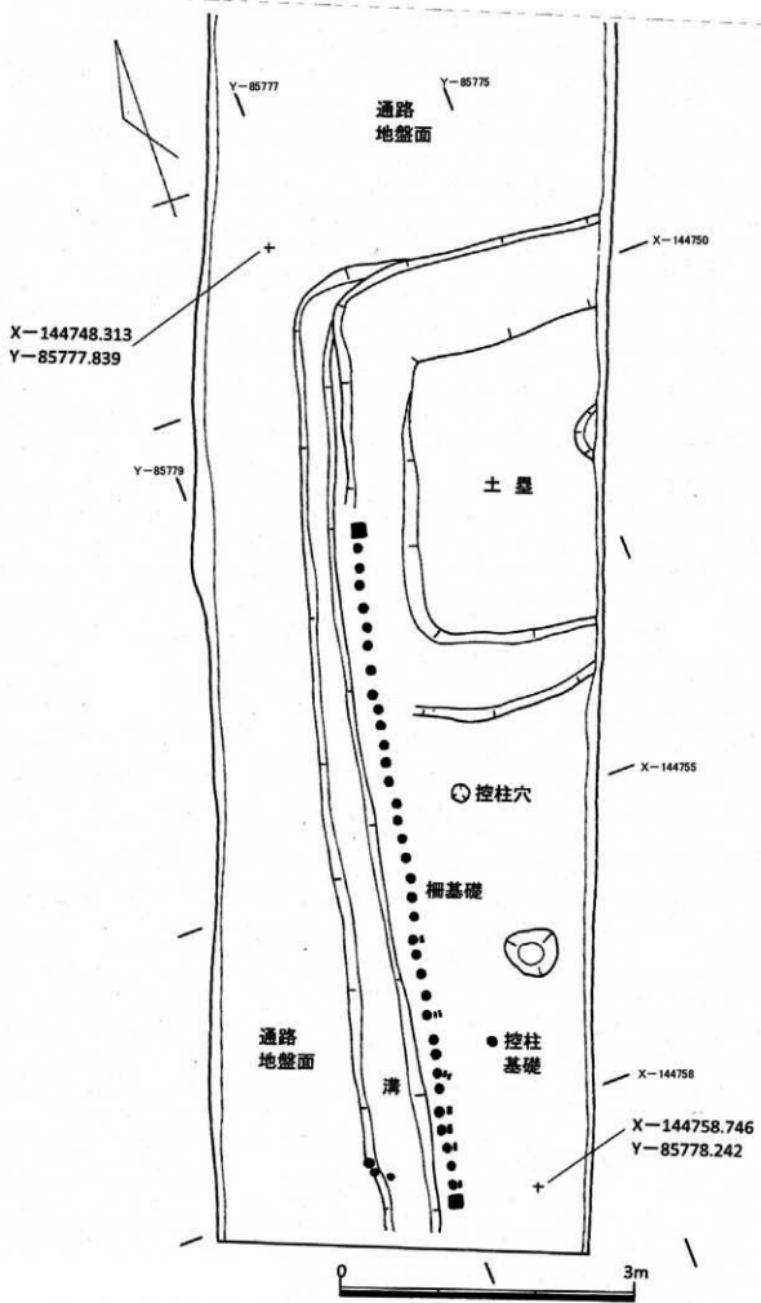


図22 石垣土壘西端部調査区(第14次調査)全体図

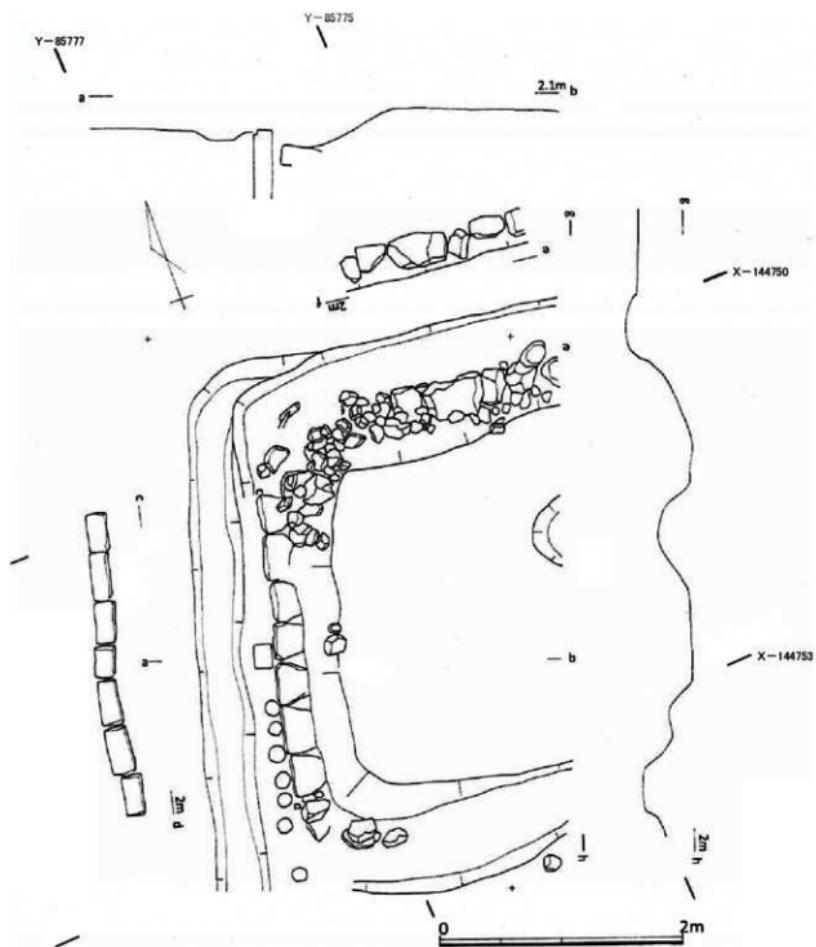


図23 石垣土壌西端（第14次調査）実測図

## (2) 復元検討

### ① 石垣土壘

樹形北の石垣土壘について、道路内に発見された西端付近の根石や、南面中央付近の根石、また南北の土壘の高まりによって概ねの平面形状が推定できる。さらに、北端は図面3「今切閑所平面図」により女改之長屋から「板塀二間」を挟んだ位置と考えられる。東面については、閑所の西外郭線とほぼ一致し、上記の板塀が接続できる位置となる（図8・9・24）。

以上の遺構と図面による検討の結果、東西土壘の長さ73.4尺（22.25m）、西面の幅13.5尺（4.09m）、南北の長さ36.3尺（11.61m）、北面の幅15.5尺（4.70m）に復元される。

石垣の高さについては、文献史料や図面史料には記されておらず、その手掛かりとして絵画2「新居駅御閑所の図」（天明6年1786「東街便覧図略」、図25）を参考とした。この図では腰石垣を持つ宿高札の背後に樹形の石垣が描かれている。その描写から、土壘の石は宿高札の腰石垣よりも若干高いと思われる。宿高札の腰石垣は後述するように高3尺としたので、樹形の石垣をそれより高い4尺とした。

石垣上について、図面3には土壘の土羽<sup>フタ</sup>が表現され、その上に笠木土台付柵が描かれている（図8）。後述するように、この柵には控柱が想定され、その納まりから土壘の天端幅は6尺程度が妥当と考えた。土羽の勾配を1:1.2（約44°）程度として、幅の狭い東西方向の盛土の納まりから、土壘の高さを石垣上約2.6尺とした。

### ② 笠木土台付柵

当該箇所に関連する史料として、文献1「今切御閑所御修復風破・附増目論見仕様帳」（天明2年1782・図27）に「大御門北土手上」、「大御門繞石垣之上」として柵木に関する記述があり、次の事項が読み取れる。

柵の高さは6尺。柵木は栗丸太末口3寸、長6尺。柵木は1間に8本送り。笠木をもつ。

また、図面3の記載に「笠木土台付柵」とあり、柵木の長さと柵の高さがいずれも6尺であることから、土台建ちと考えられ、構造上、控柱が必要となる。さらに、柵貫も必要となる。控柱については、「4-2. (4) 北護岸の整備」で述べた西辺北の尖柵の遺構に倣い1間置きに垂直に立てるものとし、構造的な安定性を考慮して控貫は2段とした。笠木は大御門跡の発掘調査にて発見された笠木と考えられる部材の寸法に倣った（図28）。土台・柵貫の寸法は柵木の径から判断して決定した。また、柵の正面を東西方向の柵では樹形側、南北方向の柵では閑所側と考えて、その反対側に控柱を設けた。

### ③ 宿高札・浦高札

絵画史料として、絵画2「新居駅御閑所の図」(図25)、絵画3「東海道分間延絵図」(寛政～文化3年1806、図26)がある。また、江戸時代中期の旧記「(新居町に関する古記録)」(『新居町史』史料編1(1960 新居町))より次の事項が読み取られる。

宿高札 平面規模 縦三間毫尺四寸余(約5.9m)、横六尺五寸(約2.0m)の範囲を矢来(柵)で囲む。

高札掛建物 柱間三間(約5.5m)、軒高八尺七寸(約2.6m)

高札 大高札(五高札)他、計6枚を掲げた。この文献には各高札の寸法(板長、端幅、中幅)と掲示された文章が記される。)

浦高札 平面規模 縦八尺五寸(約2.6m)、横四尺五寸(約1.4m)の範囲を矢来(柵)で囲む。

高札掛建物 柱間六尺(約1.8m)、軒高七尺五寸(約2.3m)

高札 2枚の高札を掲げた。宿高札と同様に各高札の寸法(板長、端幅、中幅)と掲示文章が記される。)

高札場の一般的な構造は、江戸時代の史料「所々高札場絵図」「御高札絵図類」(いずれも年代不明、旧幕府引継書、国立国会図書館蔵)を参考としたほか、現存例として「歳敷高札場」(東京都大和市、慶長8年1603)、「府中高札場」(東京都府中市、年代不明)のほか、復元例として「神奈川宿高札場」(神奈川県神奈川区、昭和59年1984)を参考とした。

また、関所構内の高札場については、「東海道宿村大概帳」(天保14年1843以降)の記述に、高一丈四尺(約4.2m)、長六尺五寸(約2.0m)、横武丈(約6.0m)である。この高さは石垣を含む総高と思われる。これは宿高札に関する記録ではない。しかしながら、あくまで絵画表現の印象ではあるものの、絵画3を見ると構内の高札場と宿高札はほぼ同規模に描かれていると思われる所以、便宜的にこの総高を用いた。

宿高札の腰石垣の高さについて、想定される宿高札の本部(高札掛建物)を検討した結果、総高1丈4尺から建物の軒高8尺7寸及び、軒から屋根棟木までの高さ2尺3寸を除した3尺を腰石垣の高さとした。

浦高札の腰石垣の高さについては、絵画3より宿高札よりは低いと思われる所以、1尺2寸として整備した。

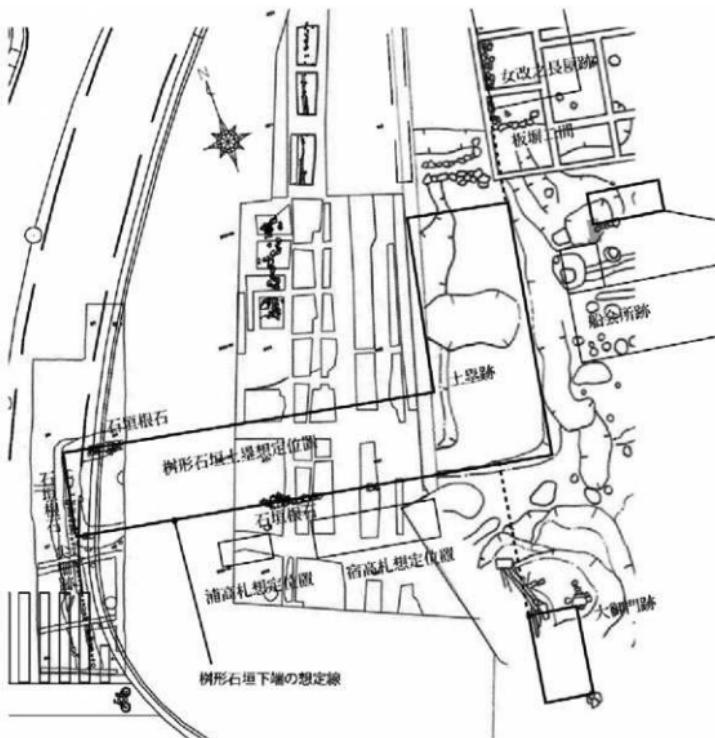


図 24 構形北地区遺構分析図



図 25 絵画2「新居駅御閑所の図」  
(東街便覧図略) 部分



図 26 絵画3『東海道分間延絵図』部分

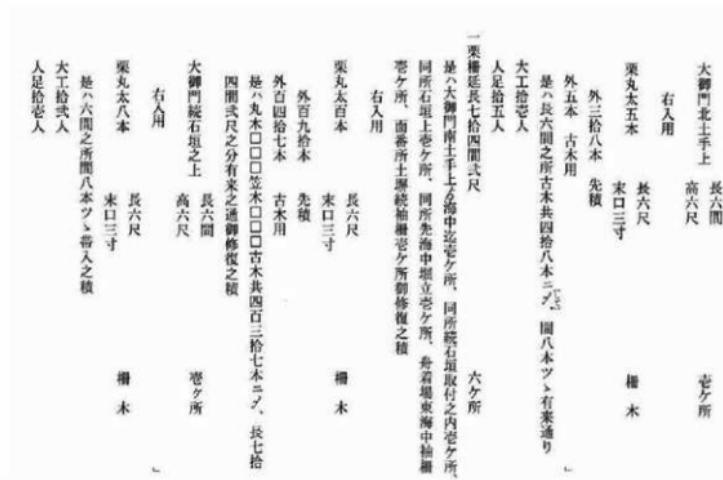


図 27 樹形周辺の笠木土台付樋に関する記述

文献 1 『今切御門所御修復風破・附増目論見仕様帳』(天明 2 年 1782)  
 『国特別史跡 新居閣跡復元整備に関する文献資料集』2007, 新居町教育委員会より転載)

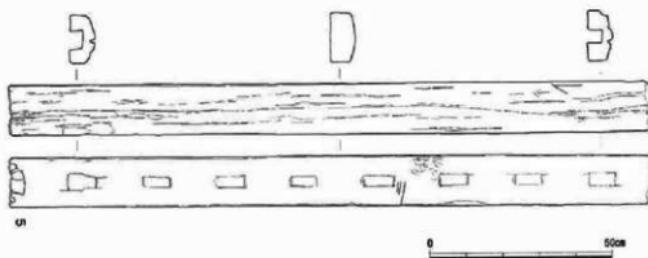


図 28 笠木と考えられる建築部材実測図  
 (『特別史跡新居閣跡発掘調査報告書IV』・2007 より転載)

### (3) 樹形整備

#### ① 事業組織（平成25～26年度）

東護岸北尖端整備の事業組織（52頁）に、高札板の制作業者として中村製作所静岡支社（静岡県静岡市清水区宮加三660）を加える。

#### ② 石垣土壘（図29・30）

前節に述べた想定される石垣土壘の復元平面形状に対し、西端が特別史跡指定地外の市道中之郷本線の車道内となること、また歩道内であるので歩行者が南北に通行できる必要があることから、東西辺の長さを復元想定73.4尺（22.25m）に対し、57.3尺（17.36m）に縮めて整備した。

##### ・石垣工事

石垣延長191.2尺（57.9m）、高さ4尺（1.2m）、面積764.8平方尺（69.5m<sup>2</sup>）

石材及び石積の仕様は発掘調査では明らかになっていないので、東護岸の発掘調査で発見された石積に倣い、硅岩割石、控長450mm内外、雜割石布積、打込み接ぎ、空積とした。石積は高さ1.2mに根石の根入れ10cmとし、栗石基礎（厚20cm）の上に勾配1:0.05を基準に積上げた。石工は文化財石垣の修復・復元に経験のある技能者を充て、各層毎を標準に監督職員・設計監理者の確認のもとに施工した。

裏込めは栗石層（径80～150mm、目潰し碎石共、厚26cm）と改良土（粘性土にセメント系固化材10%、厚10cm）の互層とした。

##### ・土壘工事

石垣天端外側より15cm程度内側に離して粘性土を盛土した。土壘表面は法面整形のうえ野芝全面張とした。

#### ③ 笠木土台付柵

土台立柵、控柱付、高6尺、笠木、柵貫2段

標準的な1間当りの部材

柵木 栗丸太、末口3寸、長6尺（土台仕口含む）、8本

笠木 栗、幅4.5寸、厚2.3寸

土台 栗、3.5寸角、1間

柵貫 栗、幅3寸、厚8分、長2間（2段）

控柱 栗丸太、末口3寸、長4.2尺

控貫 栗、幅3寸、厚8分、長3尺内外、2段

仕上 渋墨塗 但し、耐候性を考慮して浸透性着色防腐剤塗とした。

#### ・基礎工事・石工事

柵土台下にコンクリート基礎を設け、地覆石を並べた。地覆石には珪岩（径 15 cm 内外）を用い、上面を揃えて並べ、補強としてモルタルで固定した。

控柱は地中にコンクリート基礎及びステンレス製柱受け金具を設置し、将来取外しが出来るものとした。

#### ・木工事

柵丸太は史料にみられるように栗丸太を皮むき器により樹皮を剥いで用いた。土台はケミカルアンカーを用いて基礎コンクリートに固定し、ボルト頭部は埋木とした。仕口・縫手は伝統工法によったが、見え隠れにステンレスビス等の補強金物を用いた。角材の仕上げは台鉋だいげんとした。

#### ・雑工事

外郭の木柵と同様に、木部には防腐と変形抑制のため酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理（モックル処理）を施した。また、控柱の地盤と接する部分はアスファルト塗りとした。さらに、木部には渋墨塗を模した浸透性着色防腐剤を 2 回塗りとした。

### ④ 宿高札・浦高札（図 31・32・33・34）

#### ・腰石垣工事

宿高札 石垣延長 55 尺 (16.7m)、高さ 3 尺 (0.9m)、面積 165 平方尺 (15 m<sup>2</sup>)

浦高札 石垣延長 29.2 尺 (8.8m)、高さ 1.2 尺 (0.36m)、面積 35 平方尺 (3.2 m<sup>2</sup>)

石材及び石積は枠形の石垣土壘と同様、珪岩割石、控長 450 mm 内外、雜割石布積、打込み接ぎ、空積とした。石積の高さは宿高札 0.9m、浦高札高さ 0.36m に根入れをそれぞれ 6 cm とし、栗石基礎（厚 15 cm）の上に勾配 1 : 0.05 を基準に積み上げた。

裏込めの仕様、石工や施工中の確認は枠形の石垣土壘と同様とした。

#### ・基礎工事

高札掛建物の中土台下、腰石垣の裏込め内にコンクリート基礎を設け、基礎パッキンを介してケミカルアンカー固定とした。

#### ・木工事

宿高札の構造形式

矢来（柵）

高 3.6 尺、土台（5 寸角）、矢来子 3 寸角、矢来貫 2 段（幅 3 寸、厚 8 分）。

管理用扉（矢来子使用）1 か所。

## 高札掛建物

桁行3間、軒高8.7尺、軒出4尺、總高（石垣上）11尺、切妻屋根、板葺。

中土台を柱筋の縦横に設け、矢來の土台に繋ぐ。腰高に貫を梁行に設け、矢來子に繋ぐ。桁行の貫を3段設ける。柱背面には控柱をそれぞれ設ける。

柱上に下棟木を乗せ、柱に腕木を貫き状に通し、出桁を乗せて屋根板を葺く。屋根板は幅1尺内外、厚7分を2段葺き、目板、押縁止め、勾配4.5寸とし、棟木を乗せ、破風板を設けた。軒の出は矢來を覆うため、4尺（柱芯より屋根板外下角）とした。柱の正面側に高札掛を長押状に2段設けた。木部の仕上げは台鉋とした。

木材は、史料からは不明のため関所外郭の柵に倣い、矢來と高札掛建物の軸部等は栗とし、屋根に関わる部分は杉とした。また、見え掛りとなる部分の釘は和釘とした。

## 浦高札の構造形式

### 矢來（柵）

高2.8尺、土台（5寸角）、矢來子3寸角、矢來貫2段（幅3寸、厚8分）。

管理用扉（矢來子使用）1か所。

### 高札掛建物

桁行1間、軒高7.5尺、軒出3.25尺、總高（石垣上）9.5尺、切妻屋根、板葺。

規模の違いはあるが、軸部の構造、屋根、高札掛等の仕様および材料は宿高札に倣った。

### ・雑工事

関所外郭の木柵と同様に雨掛りの建物となるので、木部には防腐と変形抑制のため酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理（モックル処理）を施し浸透性着色防腐剤を2回塗りとした。なお、着色については渋墨塗りとする根拠がないので、薄い茶系色とした。

### ・高札板（図35・36）

宿高札及び浦高札の高札は、それぞれ江戸時代中期の旧記「（新居町に関する古記録）」『新居町史』史料編1（（1960 新居町））に記される寸法及び文章とし、耐久性があり、反りが少ないヒノキ材を用い、「所々御高札場絵図」（旧幕府引継書）他の江戸時代の史料等を参考に雨蓋を設けた。板は1枚板で難しいものは2～3枚接ぎとした。文字はレーザー掘り文字、黒色塗装とした。高札板の裏側に受け金具を設け、高札掛に折れ釘を打込んで設置した。図35.36に史料に記される各高札板の寸法及び文書を掲載する。

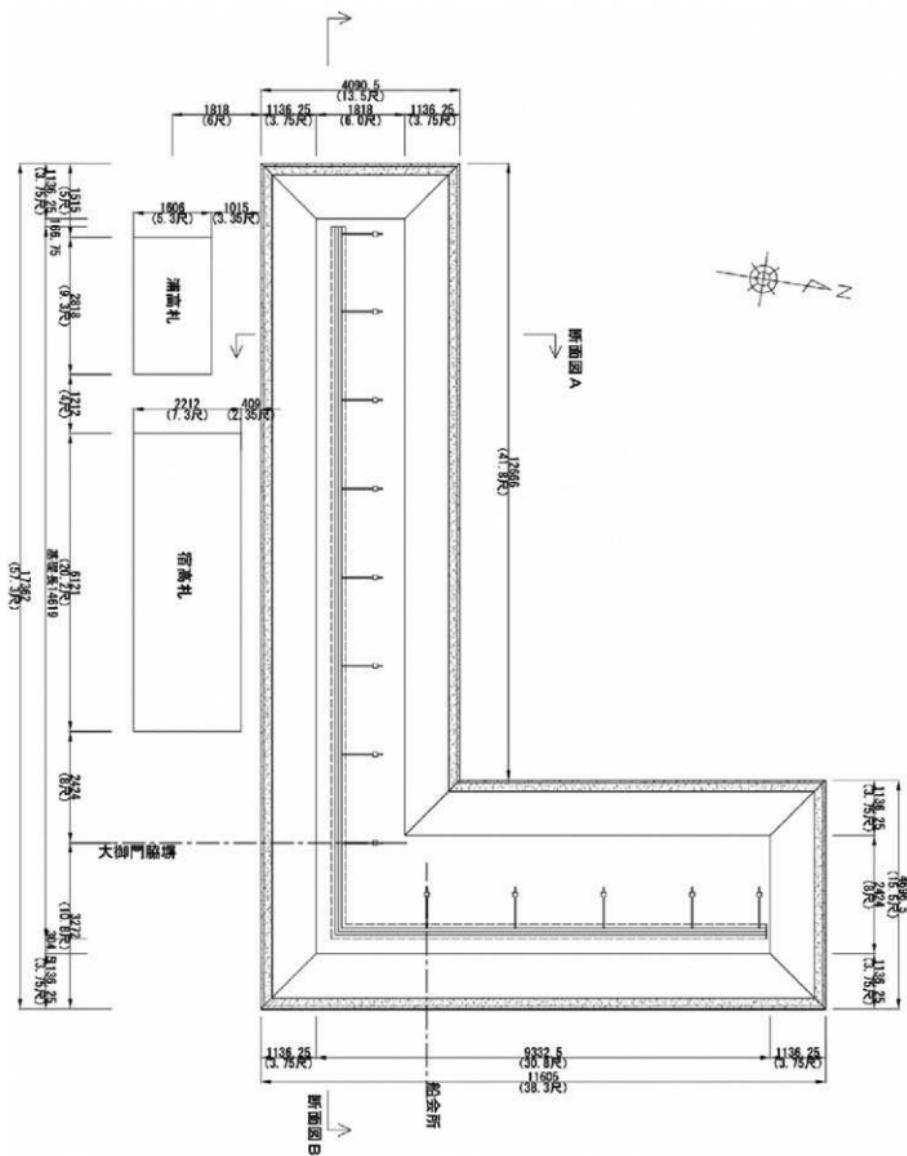


図 29 土星平面図

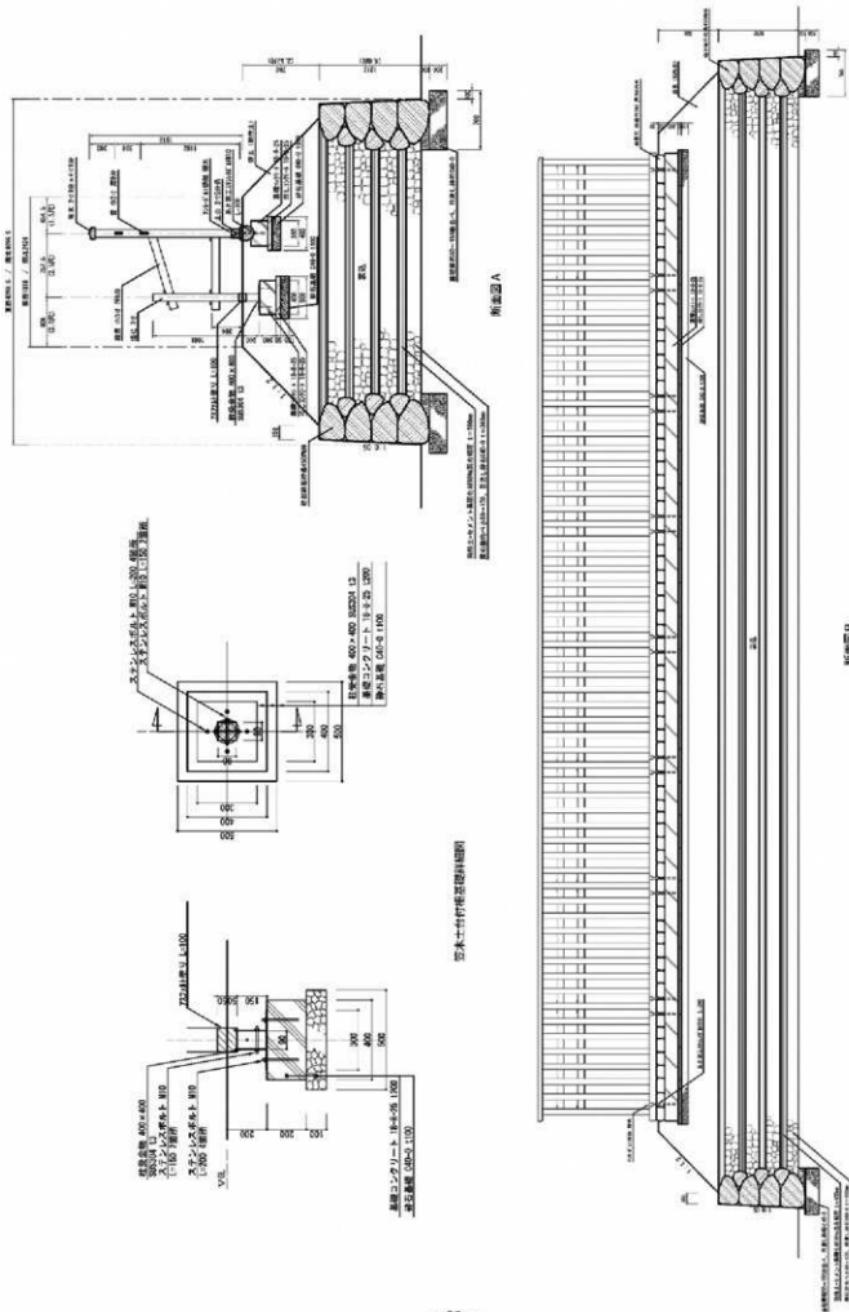


図 30 梶形石垣土壁・笠木土台付構詳細図

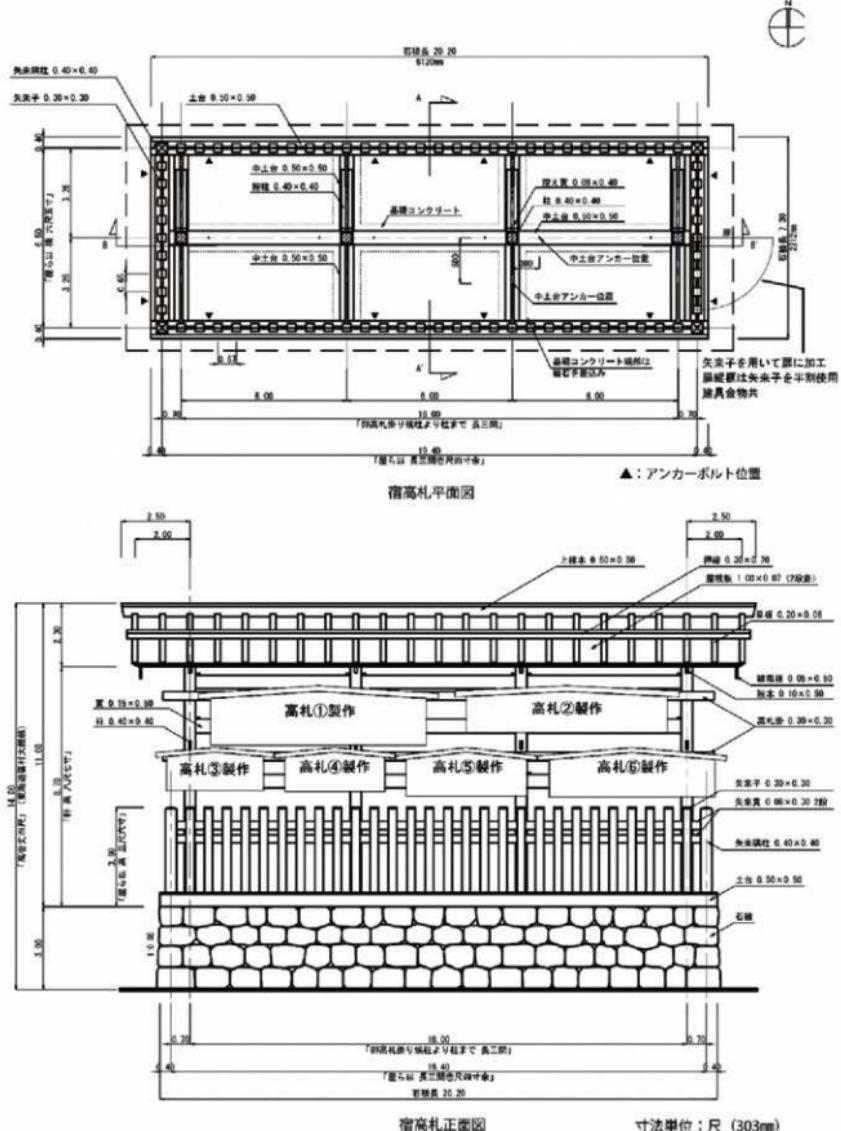
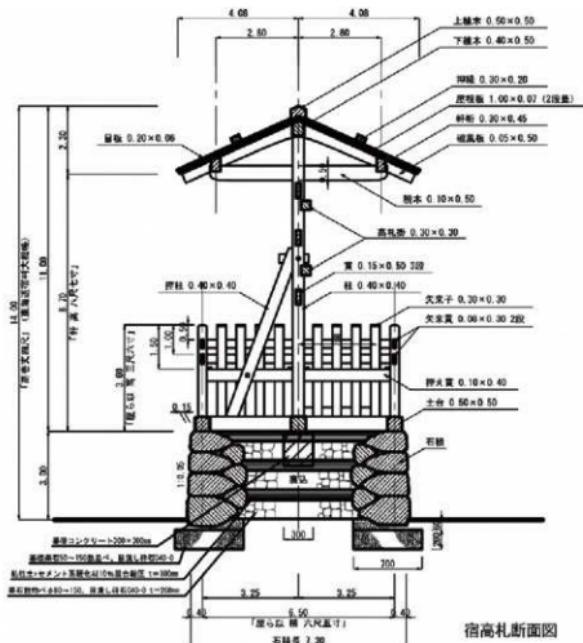
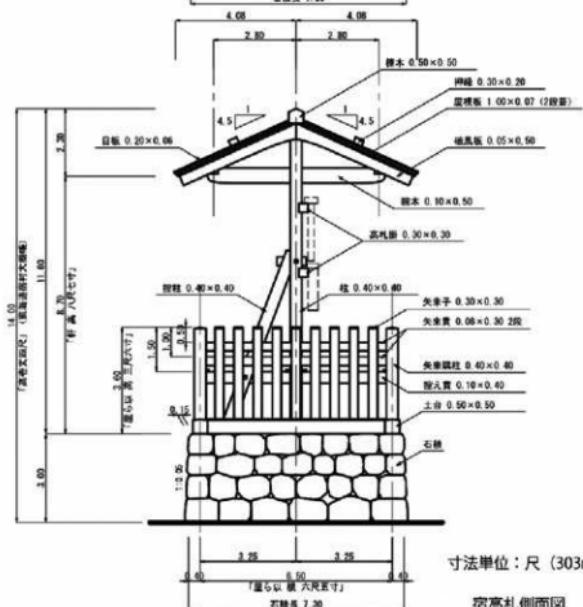


図 31 宿高札詳細図 1



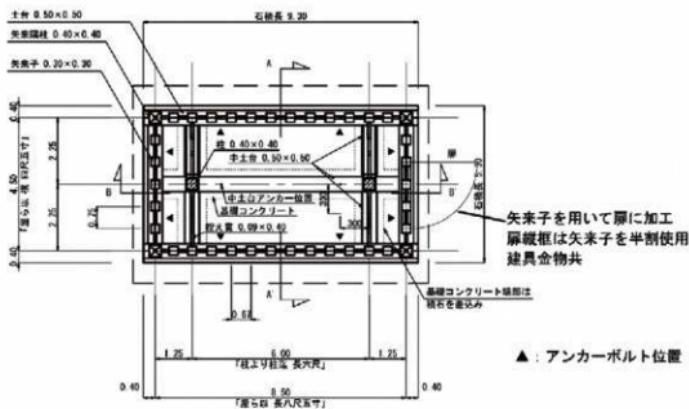
宿高札断面図



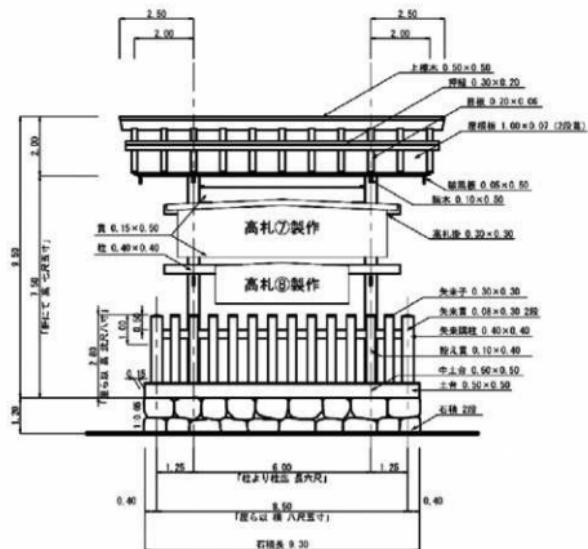
寸法単位：尺 (303mm)

宿高札側面図

図 32 宿高札詳細図 2



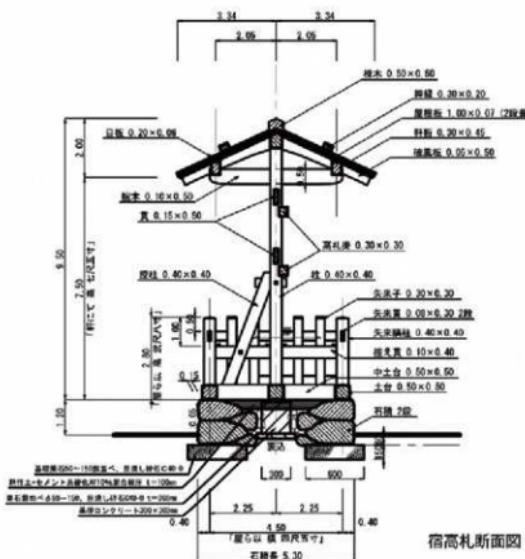
浦高札平面図



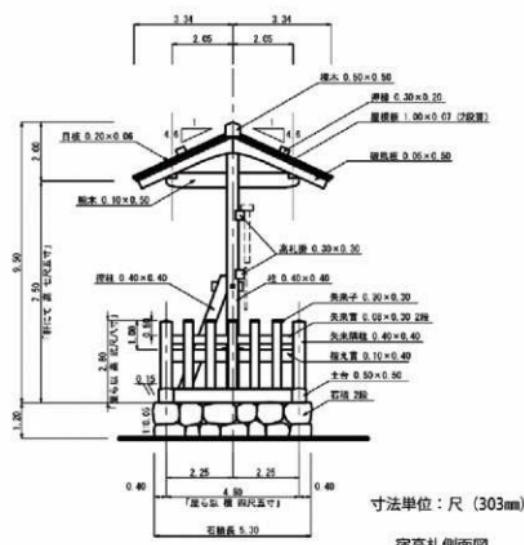
浦高札正面図

寸法単位：尺 (303mm)

図 33 浦高札詳細図 1



宿高札断面図



寸法単位：尺 (303mm)

宿高札側面図

图 34 浦高札详细図 2

高札① 忠孝 板長 7尺8寸2分 端巾 1尺7寸 中巾 1尺9寸5分

奉行

一 親子兄弟夫婦を勘定院  
類に志たすく下人等に至  
玉入る旨はそのへと  
玉水に據を出する事なく  
「一家共身にし居る事なく  
万事其分限透へから  
る事

一 いはりをもしこそ作業を  
いろ控しての苦になるへ  
き事をへかう事  
一 一はりの御用にし御仕事  
一 定寺のそりにしみ合ひ事  
ある事よりに山へから  
小舟なるものゆくし御へか  
ふら事

一 旗持船にけへからず甚達だ  
ものの中へや出へし遼に  
直角よりあらへる、おおに  
てハ真面更にへき事  
三島美堂の船にへや出へし  
旗持船はひどきへき事

一 舟に付はる者ある時既  
通じてあらう事  
一人名めかく止すに便り  
女の下見は身章事いは  
船代に召せられ候事に付  
事

一 頃代の下見へは其所に置  
キ事まことに船代の上見を  
もむ有候事もの呼延す  
からずほり御持ある者は  
制外の事

一 舟に付はる事あらう事  
右の様可相守之者  
者皆可航行罪科

古語り可相守之者候者  
古語り可相守之者候者

高札② 毒薬 板長 7尺3寸 端巾 1尺3寸3分 中巾 1尺5寸

奉行

高札③ キリストン 板長 3尺5寸 端巾 1尺2寸4分 中巾 1尺4寸

奉行

一 新居より之取販并舟貿  
易足貨錢舞坂近  
船貨 特物卷販 三拾五文  
同前乗荷人共二 同前  
同前馬四口附共二 三拾四文  
同断人共一 格武文

一 はれんの訴人 錢五百枚  
いるまんの訴人 錢三百枚  
立かへり者の訴人 同前  
同宿井密門の訴人 錢百枚  
「新居より之取販並舟貿  
易足貨錢舞坂近  
船貨 特物卷販 三拾五文  
同前乗荷人共二 同前  
同前馬四口附共二 三拾四文  
同断人共一 格武文

一 刑禁たり自然不審成者有  
之ハ中出へし御ほうひと  
して

高札④ 駄賀 板長 3尺6寸 端巾 1尺2寸4分 中巾 1尺4寸2分

奉行

一 新居より之取販并舟貿  
易足貨錢舞坂近  
船貨 特物卷販 三拾五文  
同前乗荷人共二 同前  
同前馬四口附共二 三拾四文  
同断人共一 格武文

一 右之通下さるへしたとひ同  
宿宗門之内たりといふ共申  
出る品により銀五百枚下さ  
るへしかくし固他所よりあ  
らばる。におるてハ其所之  
名主并五人組造一類共に罪  
科におこなはるへき者也

泊々にて水質錢  
主人共人 三拾五文  
召遣共人 三拾七文  
馬共人 三拾五文  
科為曲事者也

図 35 高札板記載内容 1

定

定

定

高札⑤ 火付 板長 4尺3寸8分 端巾 1尺3寸4分 中巾 1尺5寸8分

一次を付する者をしらへ早々  
おいでへし其事東からへ  
ふとも申出るにあひて  
ハ其罪をゆるされ急度  
御褒美下さるへき事  
一次を付する者を見付はれ  
火付へ早々申出へし見の  
かしにすべからざる事  
あやしさものあらへせん  
さくをとけて早々御代官  
地頭江召達來るへき事  
一火事之件達長刀脇差等ぬ  
身にすべからざる事  
一大事場共いつれの所に  
ても金銀諸色ひろひとら  
ハ脚代官地頭へ持多すへ  
しもし延地所よりあら  
かるへしたひ同類たり  
といふとも申出る里は其  
罪をゆるされ御褒美下  
さるへき事  
右様々可相付す者於相  
貴者可被行罪科者也

正徳元年五月  
奉行

高札⑥ 駄賃 板長 6尺 端巾 1尺3寸6分 中巾 1尺6寸2分

一次を付する者をしらへ早々  
おいでへし其事東からへ  
ふとも申出るにあひて  
ハ其罪をゆるされ急度  
御褒美下さるへき事  
一次を付する者を見付はれ  
火付へ早々申出へし見の  
かしにすべからざる事  
あやしさものあらへせん  
さくをとけて早々御代官  
地頭江召達來るへき事  
一火事之件達長刀脇差等ぬ  
身にすべからざる事  
一大事場共いつれの所に  
ても金銀諸色ひろひとら  
ハ脚代官地頭へ持多すへ  
しもし延地所よりあら  
かるへしたひ同類たり  
といふとも申出る里は其  
罪をゆるされ御褒美下  
さるへき事  
右様々可相付す者於相  
貴者可被行罪科者也

正徳元年五月  
奉行

高札⑦ 板長 7尺1寸 端巾 1尺6寸 中巾 1尺7寸5分

一次を付する者をしらへ早々  
おいでへし其事東からへ  
ふとも申出るにあひて  
ハ其罪をゆるされ急度  
御褒美下さるへき事  
一次を付する者を見付はれ  
火付へ早々申出へし見の  
かしにすべからざる事  
あやしさものあらへせん  
さくをとけて早々御代官  
地頭江召達來るへき事  
一火事之件達長刀脇差等ぬ  
身にすべからざる事  
一大事場共いつれの所に  
ても金銀諸色ひろひとら  
ハ脚代官地頭へ持多すへ  
しもし延地所よりあら  
かるへしたひ同類たり  
といふとも申出る里は其  
罪をゆるされ御褒美下  
さるへき事  
右様々可相付す者於相  
貴者可被行罪科者也

正徳元年五月  
奉行

高札⑧ 板長 4尺5寸2分 端巾 1尺2寸8分 中巾 1尺3寸9分

一次を付する者をしらへ早々  
おいでへし其事東からへ  
ふとも申出るにあひて  
ハ其罪をゆるされ急度  
御褒美下さるへき事  
一次を付する者を見付はれ  
火付へ早々申出へし見の  
かしにすべからざる事  
あやしさものあらへせん  
さくをとけて早々御代官  
地頭江召達來るへき事  
一火事之件達長刀脇差等ぬ  
身にすべからざる事  
一大事場共いつれの所に  
ても金銀諸色ひろひとら  
ハ脚代官地頭へ持多すへ  
しもし延地所よりあら  
かるへしたひ同類たり  
といふとも申出る里は其  
罪をゆるされ御褒美下  
さるへき事  
右様々可相付す者於相  
貴者可被行罪科者也

正徳元年五月  
奉行

定

定

定

定

図 36 高札板記載内容 2

#### (4) 歩道整備

##### ① 事業組織（平成 26 年度）

関所南辺及び樹形北地区整備と一体工事として実施した。

##### ② 歩道舗装

関所南側及び西側の市道の歩道面は透水性脱色アスファルト舗装とした。なお、整備した樹形石垣土壘の西端では、この土壘が本来はさらに西に連続することの表示として、上記舗装面上に土系色の薄層カラー舗装を施した。また、樹形東側のスライド門扉より北側は土系舗装として歩道とは仕様を変えた。

脱色アスファルト舗装 A 碎石路盤（厚 100 mm）、フィルター層（砂、厚 100 mm）、表層（透水性脱色アスファルト、厚 40 mm）

脱色アスファルト舗装 B 上記舗装 A の上に薄層カラー舗装

土系舗装 碎石路盤（厚 100 mm）、透水性真砂土舗装（MR-7S サンドベイブメント、厚 50mm）

##### ③ 歩道施設

###### ・縁石・車止

南面の国道歩道の歩車境界はこの整備の範囲とし、擬石歩車境界縁石を敷設した。また、樹形及び西側歩道の車道側には車止として硅岩自然石を配置したほか、横断歩道付近や歩道北端付近は管理車両の乗り入れを想定して着脱式の擬石車止を設置した。

擬石歩車境界縁石 鋸御影調擬石縁石、両面 R、高 200 mm、延長 10m に付 1 か所水抜型。

車止（自然石） 硅岩自然石、径 500 mm 内外。

車止（擬石） 鋸御影調擬石車止、脱着式、高 450 mm、200 mm 角。

###### ・照 明

歩道照明として、南側歩道及び樹形石垣土壘東西辺の北側に庭園灯を設置した。また、夜間の演出を兼ねた照明として、大御門及び宿高札、浦高札に埋込型のライトアップ照明を設置した。

（中田）

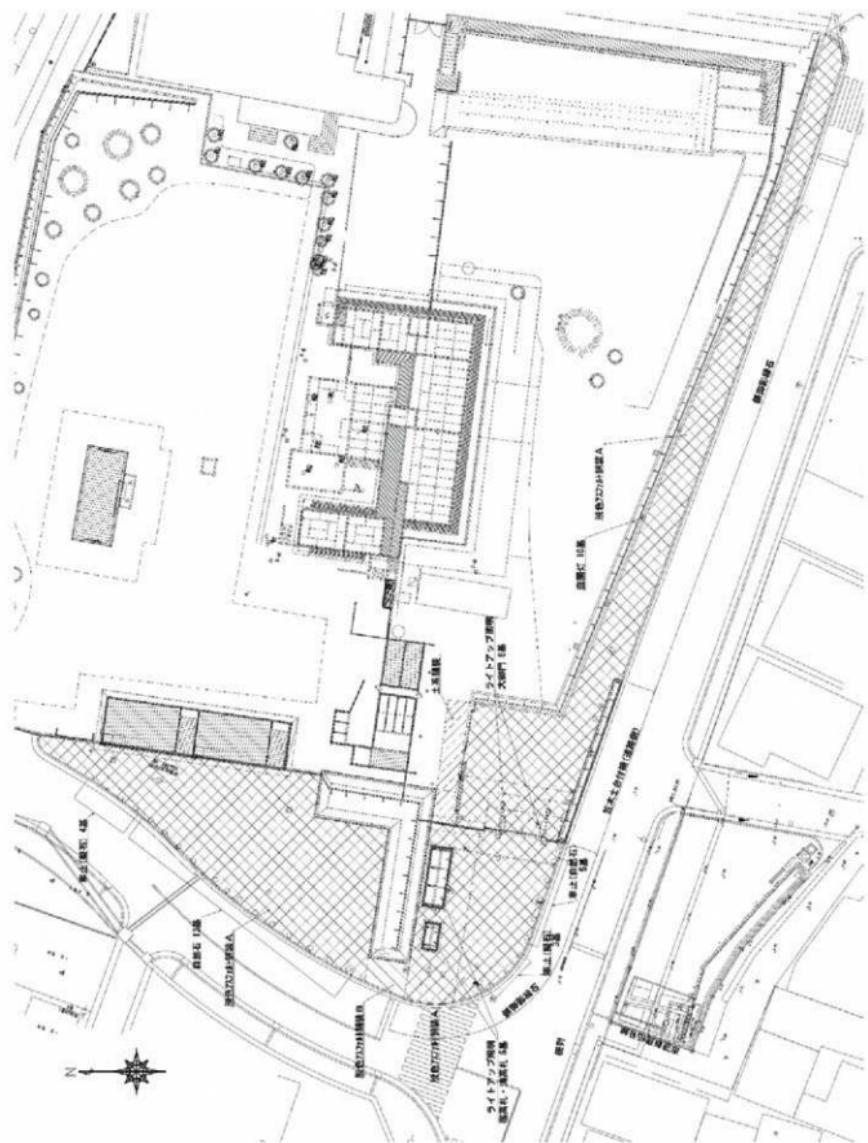


図 37 歩道整備平面図

樹脂アスファルト舗装A	土手端	柵止(直角)	柵止(斜面)
樹脂アスファルト舗装B	砕石多孔質排水石	8.3.8 	8.3.8 
	ライトアップ用樹脂・消音瓦		
照 明 灯	ライトアップ樹脂・消音瓦		

図 38 歩道舗装・施設詳細図

#### 第4節 地盤整備

##### (1) 遺構

新居関所の中心に位置し、幕末期の建物として現存する面番所の南側の地盤を確認するため、調査区を設定した。

###### ① 石敷（図40・41・42）

面番所南面の庇柱付近から南側を調査した。地盤を3面で検出し、最下層で確認した地盤第3面を江戸期の面として把握した。

地盤第3面は、面番所の礎石が埋め込まれる現地表下20～25cmで検出し、石敷面となっていた。石敷はその主体を1～3cmの小円礎とし、まばらに5～10cmの円礎を混在していた。これら円礎の上面はつき固めたように硬化面をなしていた。

石敷は面番所前で少しずつ異なった状況で確認されたので、図39に示す調査区ごとに地盤の状況を記述する。

a. 1A～3A・1B～3B

1A～3A区では全面的に地盤第3面で石敷を確認し、面番所の雨落ちが30～40cmの幅で深さ5cm前後とやや凹んで東西方向に検出した。この雨落ち溝は現存面番所の樋の真下で検出されたもので、安政期に建て替えられた面番所と符合する遺構である。

雨落ち溝の北側は地盤が面番所に向かってゆるやかに高さを増して面番所庇付近では標高2.2mとなり、南に傾斜した石敷となっていた。雨落ち溝の南側から1B～3B区にかけては標高2.1mとほぼ平坦な石敷であった。

1A区の面番所側で長軸20cm・短軸10～15cmの扁平な丸石が東西方向に2m分連なっていた。丸石列は南傾する石敷内部に埋め込むように構築しており、南北とも面は意識していないようであった。1B・1C区ではこの丸石列に連続する丸石は明確でないが、石敷内のところどころに大きな丸石の上面を確認している。

1A～2A区の石敷は、雨落ち溝凹みに10cm前後の大き目の円礎が密集しているほかは基本的に1～3cmの円礎が主体で、平瓦小破片がところどころ石敷内に埋め込まれるように確認された。

3A区では、雨落ち溝の凹みに円礎が部分的にしか残っていなかった。雨落ち溝の北側は1A・2A区と同様で、南側は10cm前後の円礎が比較的密集した状況で確認でき、大きめの円礎の間が小円礎敷となっていた。3A区では雨落ち溝南側に大きめの円礎が多く認められる点が1A・2A区と異なり、4A～8A区を見渡しても円礎の多さ・密集度合いは突出していた。この3A区は面番所の中央に位置していることから、建物の位置と石敷の状況・円礎の多少は関係性があるものと思われる。

1B～3B区では、小円礎敷の中に10cm前後の円礎がまばらに分布しており、1A・2A区とほぼ同一であった。

1B～3B区の南端には昭和40年代以降に設置された消火栓の配管が埋設されており、その断面で石敷下部の堆積状況を確認したが、新居関所敷地造成搬入土の上部とな

る黄色砂質土上に漆喰片や貝殻片を混ぜた粘質土を3~5cmの厚みで敷きならした上に厚さ5cmの石敷を構築していた。

#### b. 4 A~8 A

面番所の中央から西端の調査区で、すべての調査区において雨落ち溝の北側は南側に傾斜する小円礫敷となる。6 A区で1 A区と同じ丸石列が確認でき、1 Aの丸石列を西へ延長した位置であった。そのほかの区では丸石は確認できないが、丸石列上部レベルよりも石敷が高くなっていることから、石敷内に丸石列が埋没している可能性がある。

すべての調査区で雨落ち溝の凹み内に石敷が明確に残らず、深さ5cmの浅い皿状の溝となって下層の黄色土が露頭していた。これは雨落ち溝の凹みにしっかりと円礫が残る1 A・2 A区とは対照的で、3 A区以西では雨落ち溝内に円礫は残っていないかった。

雨落ち溝の南側では1~3cmの小円礫敷となっており、ところどころに10cm前後の円礫が混在する。3 A区で大きめの円礫が密集し、4 A~8 A区を全体的に見渡すと、西に向かうにしたがって10cm前後の比較的大きな円礫の混在・分布する割合が減っていた。

#### (2) 土の硬化面（図43）

2 C・2 D・3 C・3 D

面番所から南側に4m~8m離れ、2 B・3 B区の南側の調査区である。

全体的には1 A~3 Aの石敷と対応するのは1~3cmの小円礫をまばらに含んだ土の硬化面として検出した。小円礫を混ぜた土の硬化面で、小円礫の含まれ方も濃淡があつて一様ではなかった。

土の硬化面は厚さ2cmの硬化面で、黄褐色粘質土が踏みしめられた状況で、上部が灰褐色の色調をなしていた。この下層は新居関所敷地造成搬入土の上部を示す黄褐色~赤黄褐色の砂質土となっている。

2 C区から3 C区にかけて調査区北端から0.8mの場所に長軸15cm前後・短軸7~8cmの円礫が途切れながらも東西方向に列をなした石列を検出した。この石列は面番所庇から4.8mの位置に建物に平行になるように設置され、面番所との関係の深い遺構と思われる。この石列付近は小円礫を混ぜた土の硬化面で、石列までは石敷面は及んでいなかった。石敷面と土硬化面との境界はわからなかったが、東西に掘られた消火栓配管付近であろうと考えられ、面番所庇からおよそ3.6m南側付近と推測された。

2 D・3 D区以南もトレンチ調査の結果、土の硬化面を検出し、第18次調査（平成23年度）では東西1~2m・南北3m程の不整形な範囲に小円礫を多く含んだ硬化面も部分的に検出され、土の硬化面の中にも部分的ながら小円礫を多く含んだ個所がみられた。

なお、面番所から南側へ32mも離れた静岡県埋蔵文化財センター調査の第16次調査区（平成22~23年度）でも一部で石敷を検出した。場所によっては土の硬化面と石敷が入り混じっているようである。

### ③地盤の年代等

第3面となる石敷に貼り付くように直上で19世紀前半以降のひょうそくが出土したこと、石敷が現在の面番所礎石にすりつくように北側に高く検出されたことなどから、地盤第3面の石敷は面番所が建て替えられた安政期～廃閑期の遺構と判断された。

なお、嘉永地震の際には「御閑所面番所通り不残皆倒レ白洲地所々壱尺程もえみ…」という嘉永7年（1854）11月4日の記録にみえる「壱尺程のえみ」の痕跡は検出できなかった。土の硬化面の中で小円礎の混じった箇所は不整形で範囲も限られるので、もしかすると災害後の地盤補修の跡かもしれない。

（岡本）

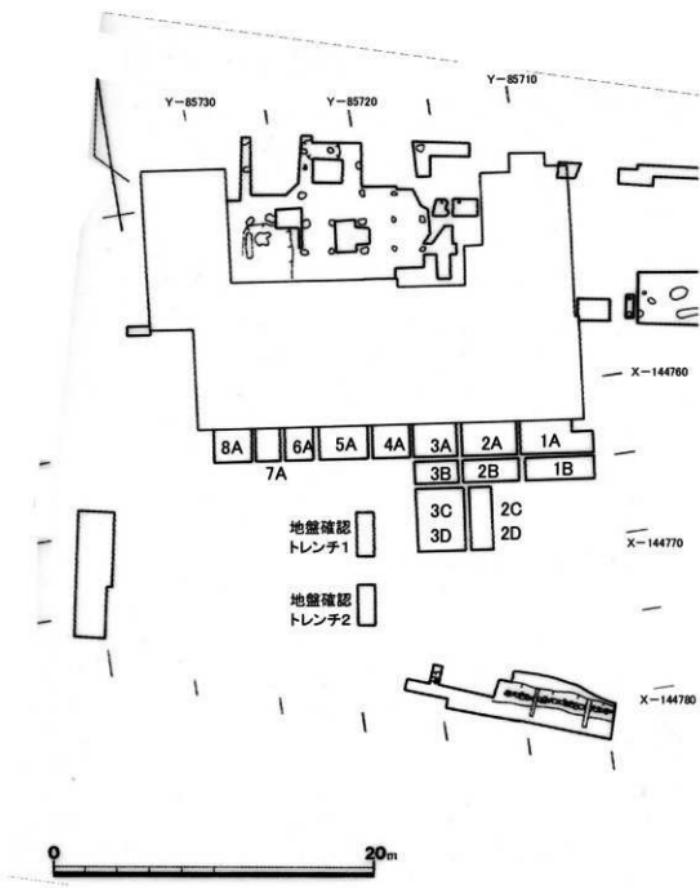


図39 面番所南側の地盤調査区配置図

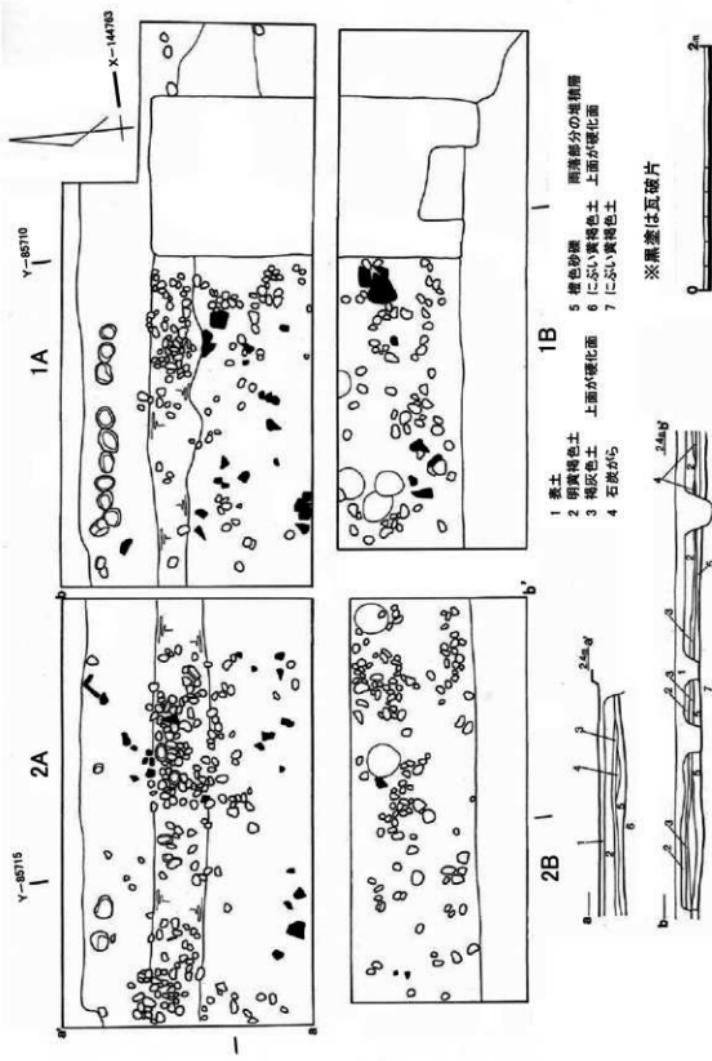
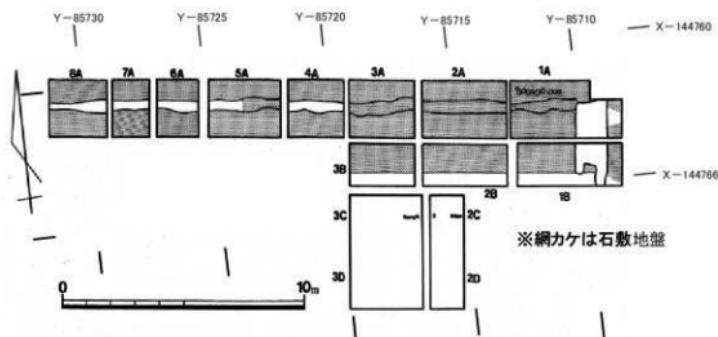


図40 面番所南側 1 A・1 B・2 A・2 B 調査区実測図



調査区配置図

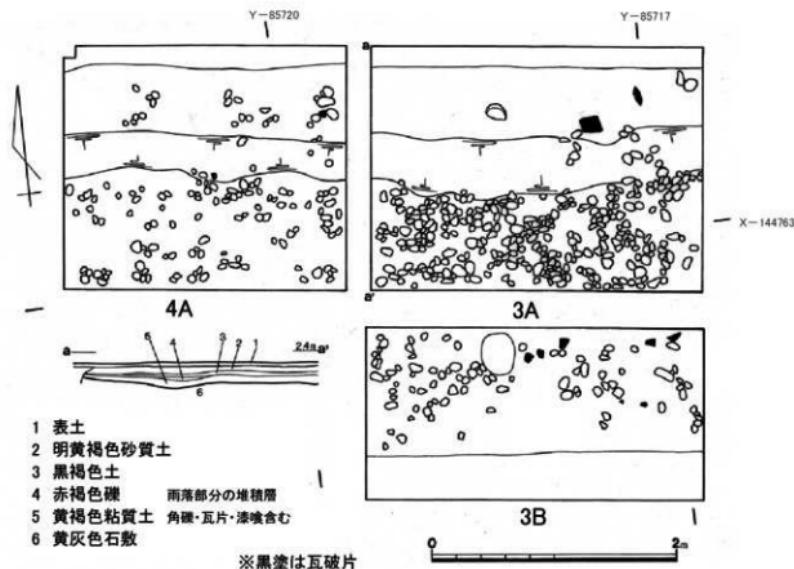


図41 面番所南側 3 A · 4 A · 3 B 調査区実測図

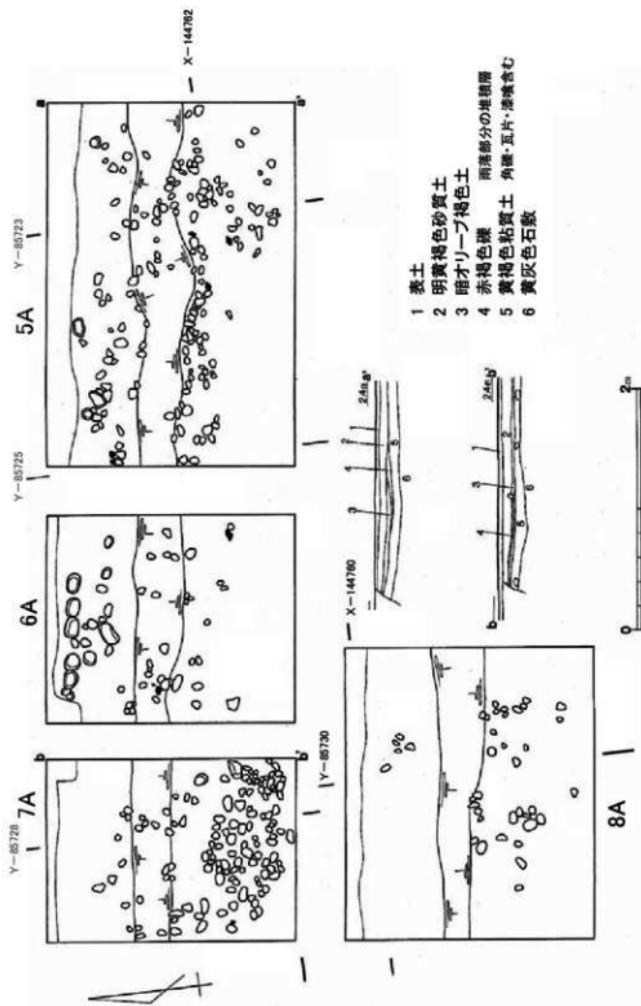


図42 面番所南側 5A～8A調査区実測図

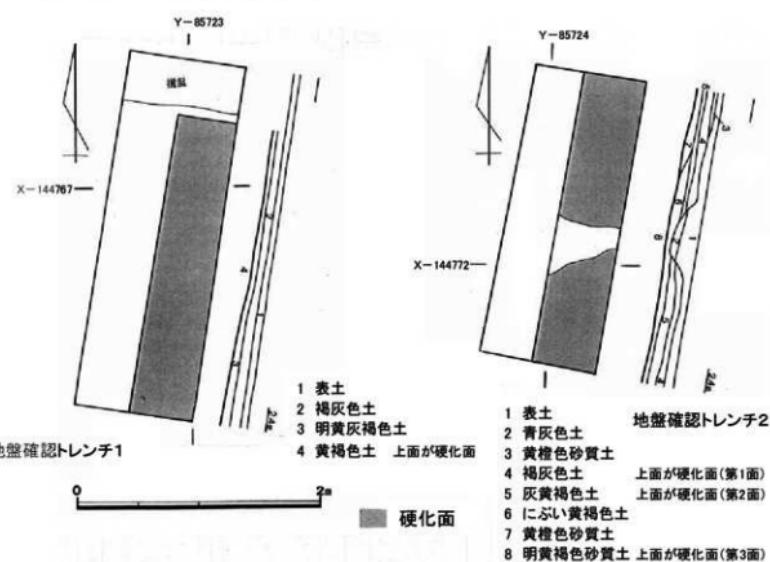
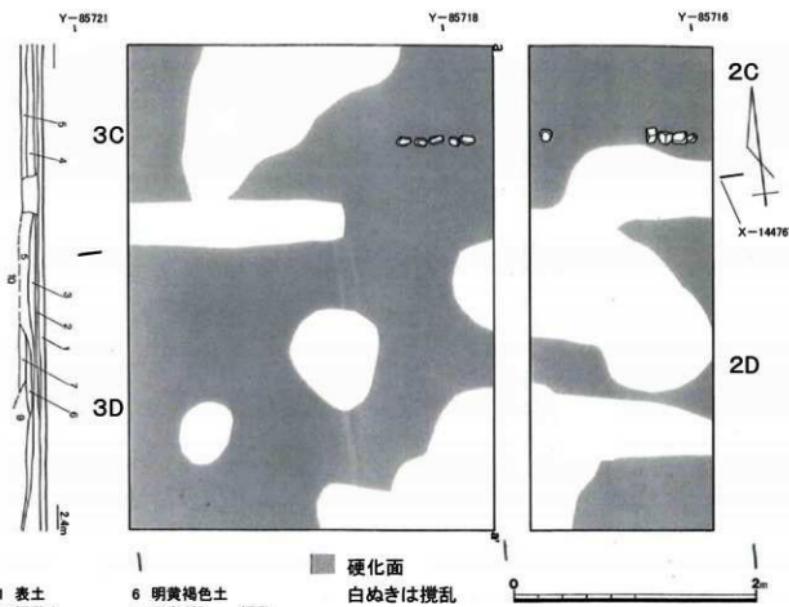


図43 面番所南側 2 C ~ 3 D調査区・地盤確認トレンチ実測図

## (2) 関所構内の地盤整備

### ① 整備地盤高さの設定

整備前の関所構内の地盤はほぼ平坦で、面番所が現存すること、また四周が道路で囲まれることから、現状を大きく改変することはできない条件にあった。この整備では、面番所周囲の現況地盤面を変更しないこと、また各所の遺構検出面から30cm以上となることを条件に排水勾配を考慮して整備地盤高を設定した。排水勾配は、面番所を中心に北及び南方向に横断勾配を設けるとともに、当該地域の地形に応じて西から東方向への縦断勾配とした。

### ② 南区域の舗装・排水

#### ・関所南側の礫敷舗装

既設の面番所周囲は白色砂利舗装となるが、発掘調査により確認された面番所の前の礫敷の状況を表示するものとして、礫敷舗装を施した。面番所の間取りは東から上之間、中之間、次之間となるが、遺構によると上之間前から東にかけては細かい礫を用い、中之間前は大きい礫、次の間前は大小の礫が混ざるような状況であったので、その範囲に応じて用いる礫の大きさを調整して整備した。また、面番所の縁下については叩きを模した舗装とした。

なお、礫敷の遺構は大御門跡から面番所前にかけて確認されているが、面番所以西の範囲については将来計画とする。

礫敷A 路盤：碎石路盤、厚100mm。

表層：透水性真砂土舗装材（MR-7 s サンドペイプメント）に川玉砂利（径20～30mmを主体）を主体に混合、厚50mm。舗装材料を現地でモルタルミキサーを用いて混合。

礫敷B 路盤：碎石路盤、厚80mm。

表層：舗装材料は礫敷Aと同様とし、川玉石（70～80mmを主体）を、表層の硬化前に表面に叩き入れた。玉石を用いるため厚70mmとした。

礫敷C 路盤：碎石路盤、厚100mm。

表層：川玉砂利を径20～30mmを主体にしつつ、径10～50mmを用い、礫敷Aと同様の方法で舗装した。厚50mm。

叩き舗装 路盤：碎石路盤、厚100mm。

表層：透水性真砂土舗装材（MR-7 s サンドペイプメント）を舗装した。厚50mm。

#### ・排水施設

南区域の東半は、地盤面の勾配により整備した渡船場・護岸の水面に放流とした。西半については南辺外郭に整備した笠木土台付柵（関所側）下の雑割石縁石沿いに集

水栓（内径 300×300 mm）を 2か所設け、暗渠管により歩道を横断して道路側溝に放流とした。

### ③ 北区域の舗装・排水

#### ・舗 装

北区域については硬質土系舗装（表層 50 mm、碎石路盤 100 mm）の計画とするが、現在までの整備では路盤まで施工し、表装については将来計画としている。また、土蔵復元予定地の周囲では建設工事の影響範囲を施工範囲から除いて、現状面のままでいた。

#### ・排 水

北区域の排水は北辺の植栽帯手前に集水される。植栽帯に仮設排水路を設けていたものの、降雨時に北辺に水溜まりが生じる状況が続いたため、暗渠排水を設けた。この排水施設は計画する表層施工後も有効なものである。

暗渠排水管 網状管（呼び径 100 mm）をフィルター材（砂）で巻き、外周を不織布で覆った。

導水管 網状管から塩化ビニル薄肉（VU75A）により北外郭に整備した排水路に導水した。北裏掘立柵の基礎コンクリート部分では、これを削孔して導水管を敷設し、排水路側の石積目地から放流するものとした。

### ④ 植 裁

整備前には、面番所南側に 33 本、北側に 5 本のクロマツが植栽されていた。この整備では、関所北の民家や鉄道に対する緩衝を兼ねた修景植栽として、北辺沿いに植栽帯を設け、ここにクロマツ 15 本を移植した。この移植では前年度に根回しを行い、当該年度に掘取りし、植栽客土には発根促進剤を混合した。また、遺構保護のため高植とし、植穴下には防根シート（ルーツストップ：ポリエステル長纖維不織布・防根忌避剤）を敷設した。また、関所史料館前にあったクロマツ 7 本を同様に移植した。なお、移植対象以外の樹木は存置している。

(中田)

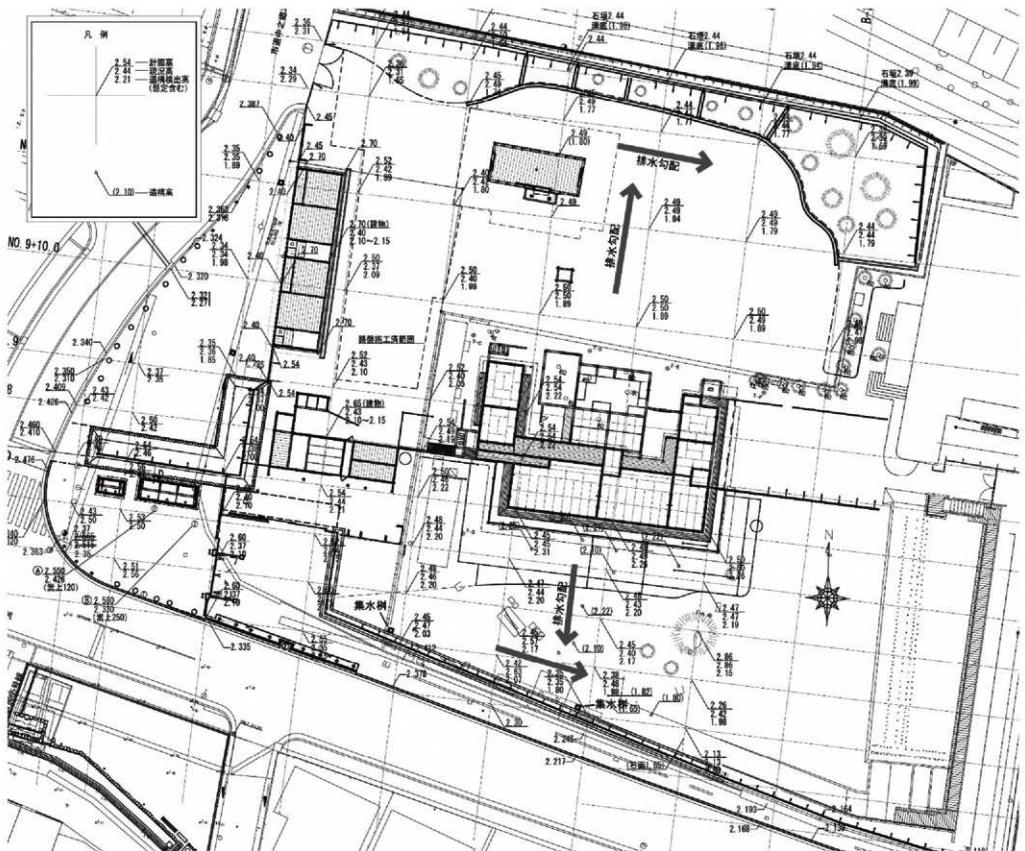
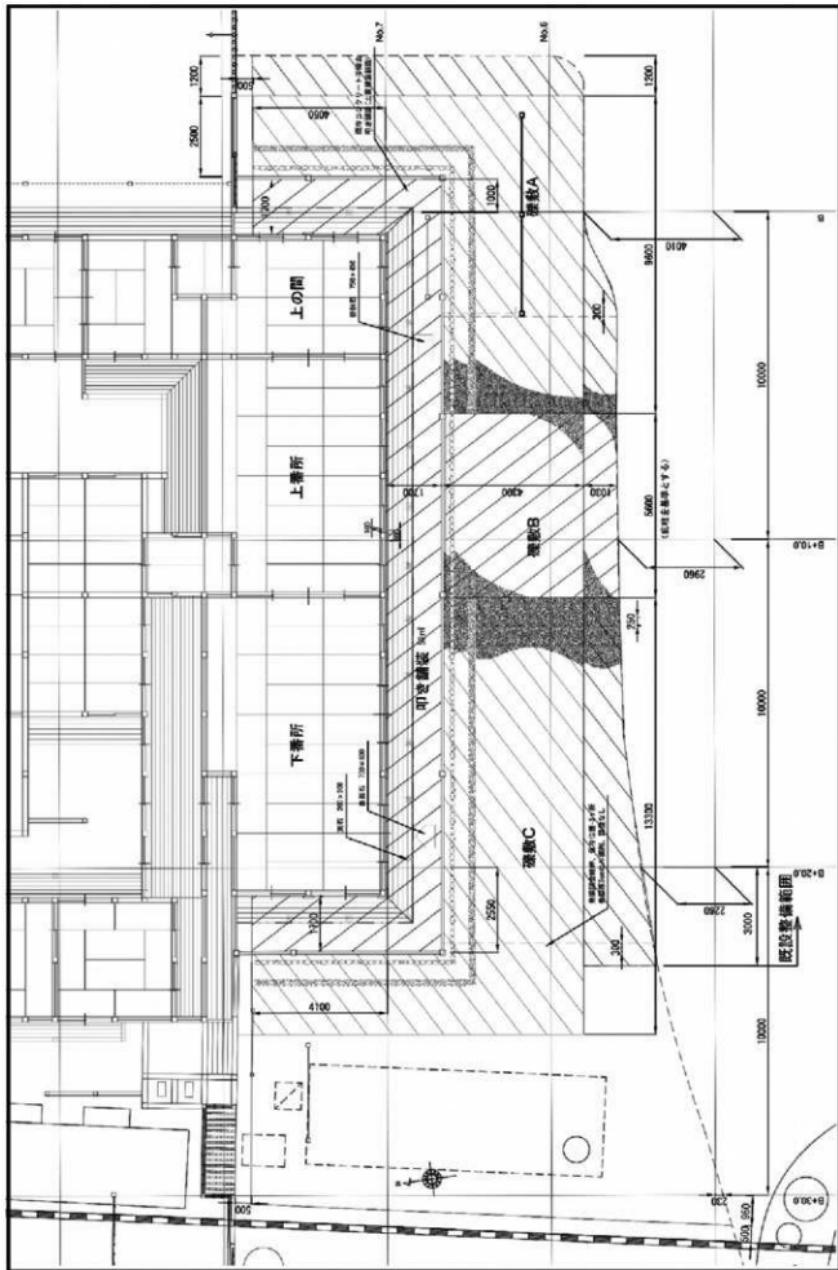


図44 造成計画図

図 45 膜製油装置平面図



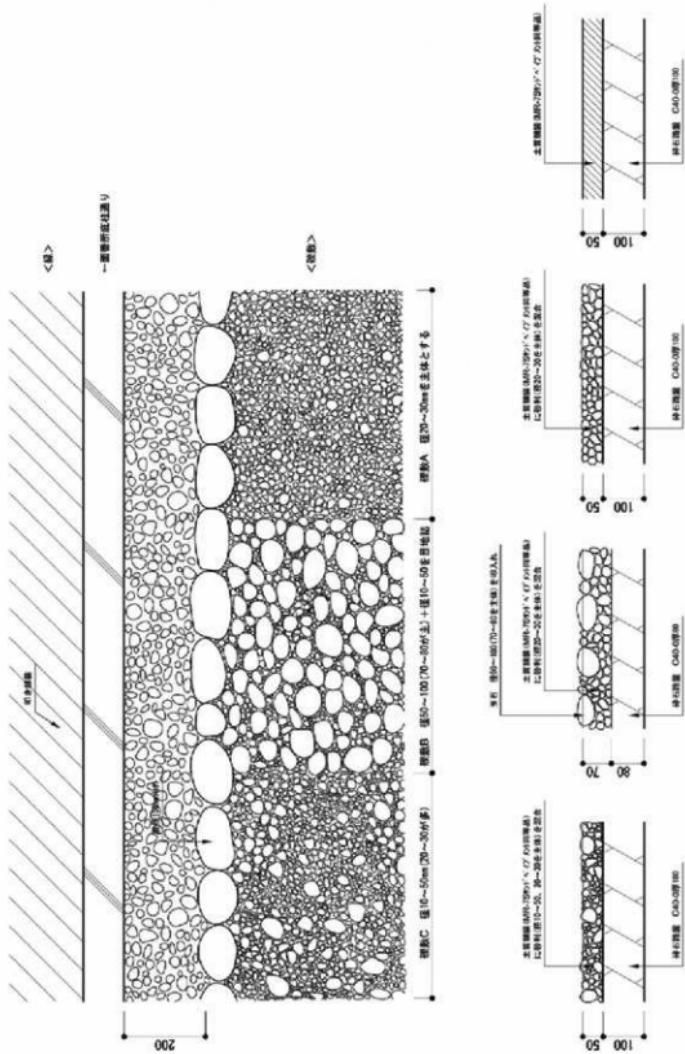


図 46 深敷排水装置詳細図

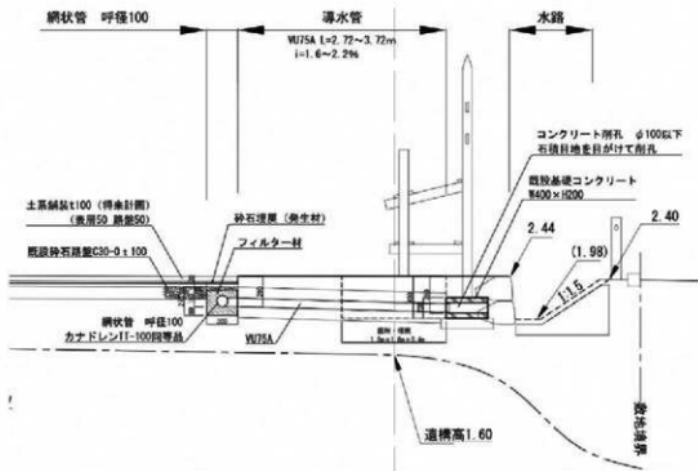


図 47 北区域排水詳細図

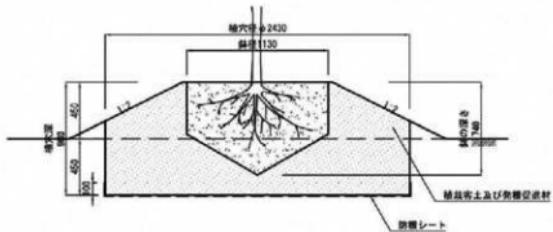


図 48 植栽植穴詳細図

## 第5節 大御門

### (1) 遺構

大御門跡に関する遺構として、門柱を埋め込むための掘立穴や門柱が乗る礎盤石のほか、掘立穴内に構築された木材群を検出した。

#### ① 門掘立穴（図50・51）

遺構東側の小砾敷面及び基盤をなす黄褐色砂質土面から掘り込まれた東西6m以上、南北7m程の不整円形状の巨大なおちこみを掘立穴10-1として検出した。

掘立穴10-1は、2段となって確認され、埋土は大きく上層が黄灰色砂質土、下層に青灰色砂質土が堆積していた。西側にはさらに深く掘り込んだ掘立穴10-2の東端を部分的に確認した。

掘立穴10-1の掘り込み面は標高2.2m付近で、下端は標高0.6m前後であるので、その深さは1.6mである。

そして、掘立穴10-2は標高0.6m付近から掘り込まれ、標高-0.5m付近で礎盤石を検出した。礎盤石の厚みは確認できなかったものの、掘立穴10-2は1.1m以上の深さを有する。

#### ② 稳盤石（図50・51）

##### a. 門北側本柱の礎盤石10-4

掘立穴10-2の底部付近の標高-0.5~-0.57mで上面が平坦となった東西60cm以上・南北110cmの硅岩角礫を礎盤石10-4として検出した。

掘立穴10-1東側に残る江戸期の地盤を示す石敷が標高2.1~2.2mに広がっているので、礎盤石10-4は2.65~2.75m以上の深さの掘立穴内に設置されていた。

##### b. 門北側控柱の礎盤石10-3

掘立穴10-1の東端の底部で礎盤石10-3を検出し、礎盤石は上下に2石が重なっていた。

上部の礎盤石Aは長軸60cm・短軸45cm・厚さ25cmの硅岩角礫で、長軸を東西方向に向けて設置し、その上面は標高0.93mであった。

この礎盤石Aの下部で少し北側にずれて東西方向を長軸とした角礫Bを検出し、長軸90cmで短軸は見える範囲で50cm以上の硅岩角礫であった。礎盤石Aと重なるため厚さはわからなかったが、礫の東部や中央部は割れていた。角礫Bはその上面が標高0.76mであった。

礎盤石Aと角礫Bの間はその南側で角材をかませて礎盤石Aを安定させ、角礫Bの下部は土台となるような1辺20cmの角材が東西方向に埋め込まれていた。また、角礫Bの周辺には角材・丸太材が打ち込まれており、角礫や円礫も残されていた。また、角礫Bの北面中央部から北へ長軸20~30cmの角礫が長軸を東西に向けながら60cmほど連なっていた。

### c. 門南側控柱の礎盤石 97-1

平成 9 年度に当時の国道 301 号道路敷地内で施工された下水道堅坑工事での立会い調査により、当時の道路下 1.5m 付近の土色変化のない青灰色砂質土層中で礎盤石となる大型角礫を検出した。

当時の国道内で施工した東西 7 m × 南北 4 m の工事範囲では大型角礫を設置するための掘方は確認できず、規模の大きな掘立穴の内部に角礫が設置されたものと考えられた。

角礫が検出される上層で加工木材が散乱して点々と出土し、当時の道路下 1.5m 付近でまず長軸 40cm・短軸 30cm の角礫を検出した。上部で最初に確認したこの少し小ぶりな角礫とその直下に重なるように大型の角礫を検出し、これらを礎盤石 97-1 とした。

上部の角礫は、長軸 40cm・短軸 30cm・厚さ 20cm の角礫 C と長さ 45cm・幅 45cm・厚さ 12cm の角礫 D が一部重なり隣接していた。角礫 C・D はそれぞれ上面を平坦する珪岩角礫で、その上面は標高 0.9m であった。

下部の角礫 E は、長軸 80cm・短軸 40cm・厚さ 20cm の上面を平坦とした珪岩角礫で、その上面は標高 0.7m であった。そして、この角礫 E の周辺には割れたような小角礫が残っていた。

立会い調査で確認した礎盤石 97-1 は上下で重複して検出されたが、礎盤石を埋設するためには掘られた穴の痕跡は立会い範囲では確認できなかった。北側の発掘調査で検出した掘立穴 10-1・2 の規模を参考にすると、この礎盤石 97-1 も相当大規模な掘立穴に埋設したものと思われる。

### ③ 掘立穴埋土中の木材群（図 51）

掘立穴 10-1 の掘方北端から 10-1 底部付近で組み合わされた木材群を検出し、出土する高さと出土状況から上部木材群 10-5、下部木材群 10-6 とした。

上部木材群 10-5 は、大御門掘立穴の北端から掘立穴内の標高 1.3m 付近から標高 0.5m 付近にかけて北から南へ下がるように板材や長い角材などを重ねて設置した木材群である。

標高 1.3m 付近の北端に置かれた板材 1 は、板材の長軸を東西方向に置き、板材 1 の下部は角材をかませており、板材 1 の沈下を防いでいた。そして、南東側に向けて長さ 1.2m～2.7m の多数の角材が折り重なるように置かれていた。

板材 1 は門本柱の根包板であり、根包板の内面を上に向けて平らに置いた出土状況とその位置関係から、門本柱から北へ連なる板塀の基礎に転用したものである。そして、板材 1 の下部にかませた長い角材は新居閑所の周囲を囲んだ笠木土台付柵の笠木・土台・柵柱や尖柵などであった。

下部木材群 10-6 は南北方向に埋設したもので、上部木材群の南東端の 30cm 下層で検出した。東端に板材 2 があり、同方向に並んで同じ高さに 2 本の角材を置き、板材 2 の下には板材を支えるように 2 本の角材を置き、さらに下部で東西に向けた角材を 1 本置いていた。

板材2も門柱の根包板で、最下部の角材以外は笠木土台付柵の笠木材であった。木材群10-5・10-6を平面的にみると、礎盤石10-4の上層を弧状に囲むような配置状況で、門の構成部材や新居閑所の外郭を囲んだ木柵材であった。

#### ④ 遺構からみた大御門の平面形状

寛政4年(1792)の修復目論見帳の部材リストから、大御門は本柱・控柱2本ずつで立ち上がる高麗門と推定された。目論見帳では「根入」の記述から掘立柱構造で、本柱は根入9尺と記される。そして、本柱には地表面から3尺下に2本の貫を十文字に入れて地固めとすると記載される。

文献史料も念頭に、検出した遺構から大御門の平面形状は以下が想定された。

掘立穴内で検出した礎盤石は北側で10-4・10-3、南側で97-1の3石であり、10-4が門の北側本柱の礎盤、10-3が門の北側控柱の礎盤、97-1が門の南側控柱の礎盤である。

これらから大御門の平面規模は、本柱一控柱間は2.8m、北側控柱一南側控柱間は4.5mであり、南北の本柱間も4.5mとみられる。

そして、掘立穴の東側に展開する石敷から2.65～2.75mの深さまで本柱が埋め込まれ、控柱はおおむね1.2mの深さに埋め込まれたことがわかる。このように大御門は掘立柱の基礎構造であったことが確認できた。

南控柱97-1周辺の状況もあわせて考えると、大御門の基礎構造となる掘立穴は南北11mもの大規模な土坑状の遺構となる。

#### ⑤ 検出した大御門遺構の時期

史料による嘉永7年(1854)の地震による大御門被害の記述には、同年11月4日「…地震ニテ御閑所御門柱左右共一体ニ傾キ抜、面番所倒レ…」、同年11月9日「…去ル四日巳ノ上刻稀成大地震・津波ニテ御閑所御門柱左右共余程抜傾キ、両袖塀皆倒、面番所皆潰、……」、同年11月20日「遠州今切御閑所去ル四日辰半刻頃大地震ニテ御閑所面番所皆潰レ、…御門柱余程抜出一体ニ傾キ、両袖塀倒レ」など、地震直後の大御門の生々しい姿が記されている。

門の柱が抜け出て傾いていることから、周辺の木柵なども崩壊したことが想像できる。掘立穴埋土中の木材群には門の構成部材であった根包板や閑所の周囲に連なっていた笠木土台付柵・尖柵があり、掘立穴内に意図的に取り急ぎ転用・設置したものと考えられる。

前述のとおり、木材群は門本柱を避ける位置に円弧状に埋め置かれたことから、自立していた本柱の回りへ木材を意図的に設置したことが想起される。あくまで推測であるが、地震で抜け出た門本柱を元に戻すため掘立穴内を掘り返し、門本柱を定位置に戻した後に木材を意図的に配置して埋め戻したと考えられる。特に、上部木材群は大御門本柱の根包板を門から北へ繞く板塀の礎板に転用し、板塀基礎を安定させることが目的であろう。

このように柵や門の構成部材からなる木材群の構成からみて掘立穴内に木材群が残された時期は、嘉永7年（1854）の地震による影響後の大御門復旧時と考えられる。

また、本柱礎盤石では不明だが、控柱礎盤石は南北ともに上下に重なるように大きな角礎を検出した。

こうした現象の類例としては、嘉永地震で倒壊した面番所基礎の状況が参考になる。

昭和46年（1971）の半解体修理では面番所北西部を建て替えているが、その際の礎石確認時には現状の建物礎石の下に重なるように礎石が残っていた。同じように、面番所の正面庇の礎石下にも同じ位置に礎石が残っていたことから、部分的な検出状況ではあるものの、同じ位置にかさ上げする形で面番所は建て替えられたことを示している。

大御門の控柱の礎盤石が上に重ねられたのも面番所の基礎と同じ時期に、あくまで同じ場所に基礎を設置するために行われたものと考えられる。

また、面番所の半解体修理における北西部の建て替えに際して、解体前の写真が工事報告書に掲載されるが、床下の根太に大御門の上部木材群を構成する笠木土台付柵と同じ材や加工痕が残る長い角材などが使われていた。面番所も建て替えにあたり、地震で破損した部材を転用しており、これも大御門遺構内の木材群の転用と同じ現象を示している。

礎石のあり方、地震で破損した部材の転用など、面番所建て替えと大御門検出遺構は共通点が多く、同じ手法で嘉永地震後の復旧にあたったことが推測される。

面番所は地震後の安政5年（1858）までに建て替えが完成したことが文献史料から検証されているので、大御門も抜け出た柱を戻して応急的に門の姿を取り戻したのは安政5年までの間とみてまちがいない。

したがって、調査で確認された大御門遺構は、安政元年（1854）～安政5年（1858）以降に限定できる。

（岡本）

#### ⑥ 大御門の部材に関する参考資料

浜松市北区細江町に所在した氣賀閑所の敷地内と思しき場所において、十文字貫の抜き穴の残る門控柱材が出土している。残存長91cm、幅24cm、厚さ22cmの角材状を呈しており、表面は大部分が炭化しているものの、一部にノコギリ痕と手斧痕が観察できた。部材の大部分は失われているものの、端部に当たる箇所が残存していたため十文字貫を確認することができた。また、部材は辺材を利用しており、三面が平滑に加工されているのに対し、樹皮側の一面のみ加工があまり施されておらず丸みを帯びている。図49に実測図を掲載したので参考としてほしい。

なお、この資料が保存されていることは平成10年代前半に細江町教育委員会（当時）の栗原雅也氏からご教示いただいた。

（大須賀）



写真 十文字貫の痕跡を残す  
氣賀関所冠木門控柱

「寛政四年  
今切御關所御普請目論見帳」より

是ハ本柱式本、土際ぢ四尺三寸上  
ニ而繼根入九尺、但繼手四尺三方  
目透、しやち繼ニして、繼手之所  
卷鐵物柱老子二■拾宛■打、鉢  
八丁ツゝ掛り、右鉄物有來り生直  
候用、鉢鉢■用立分足鉄物仕生  
直シ用、尤土際ぢ三尺下り十文字  
地三貫入、土中地堅メ之積り

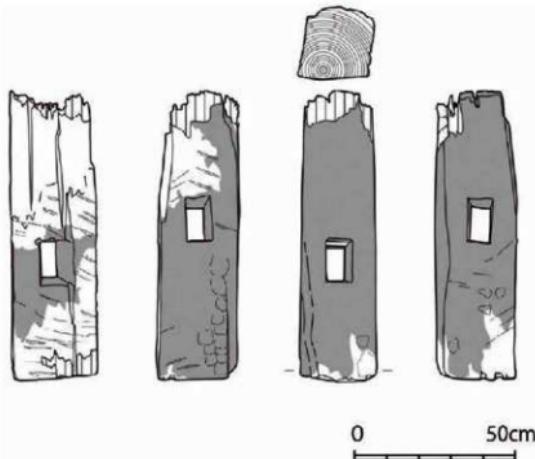


図49 氣賀關冠木門柱実測図

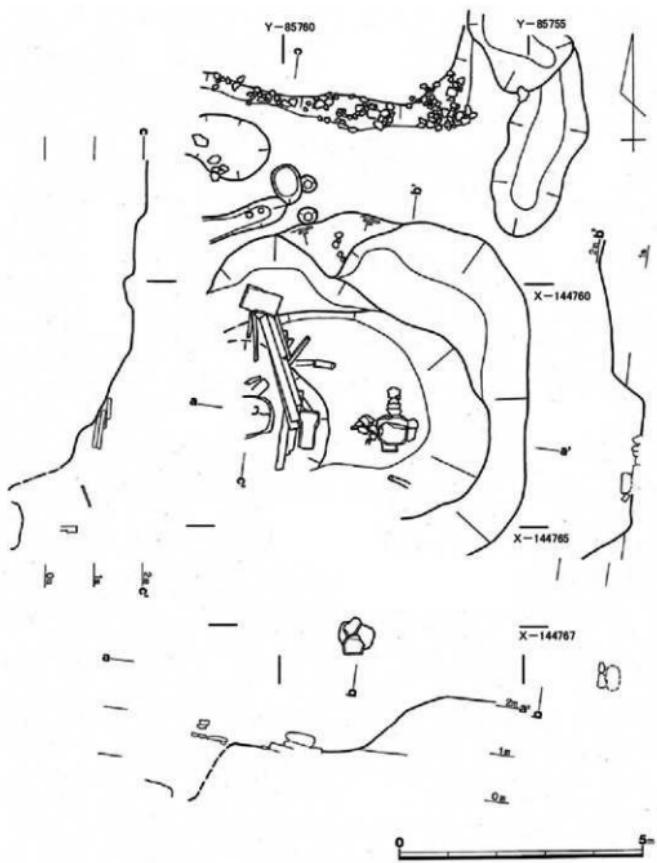


図50 大御門実測図

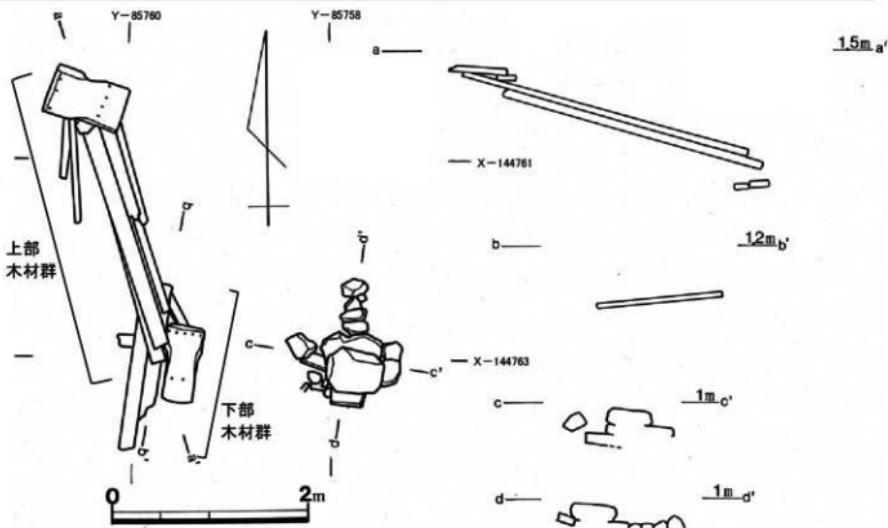
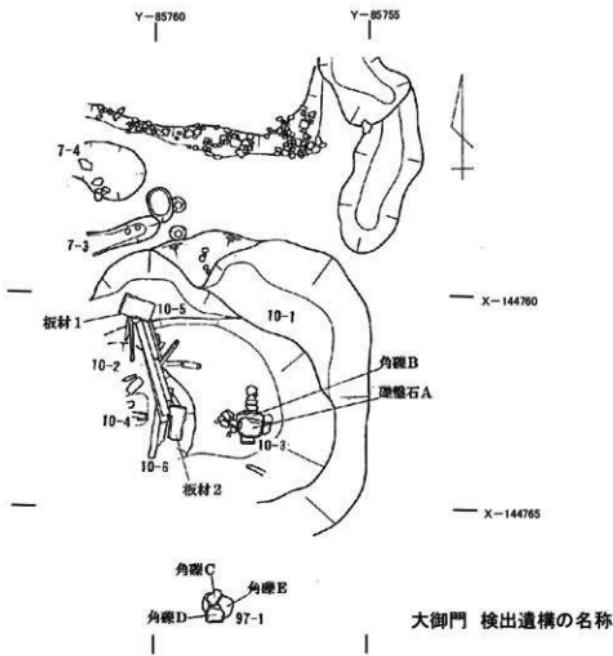


図51 大御門 遺構名称・木材群実測図

## (2) 復元検討

### ① 大御門の履歴

記録によると、宝永5年（1708）関所が現在地に移転後、天明2年（1782）に大御門の屋根瓦葺替え（文献1）、寛政4年（1792）腐朽・破損の進行により根入部分から大規模に修復（建替え）（文献2）、その後も文化2年（1805）などに修復を行い（文献3）、嘉永7年（1854）大地震による傾倒に至る（以下、註1「史料集」）。

関所建物の修復は幕府の下命によるものであり、新居関所では改変を窺わせる記録は無いので、少なくとも現在地に移転後は、仮設を除き基本的な構造形式は踏襲されたと考えられ、宝永5年から嘉永7年の震災までの147年間に大御門の構造形式に変化は無いと推察される。

註1：大御門復元に伴う史跡調査委託事業『国特別史跡新居関跡復元整備に関する文献史料集』（2007 新居町教育委員会）

### ② 嘉永7年震災以後の大御門

嘉永7年（1854）11月4日地震時の大御門は、「御門柱左右共余程抜て傾き」（史料集第1部61号）とあるので、恐らく軟弱地盤のため液状化が生じ、掘立柱が傾いたものと思われる。その僅か10日後の11月14日には「御門両袖拂起シ、御門扉是又取繕」（同前）、翌15日には通行している。これは建て替えではなく応急に引き起こしたもので、恐らくは屋根も降ろし面図3（121頁）に描かれる冠木門のような形状と考えられる。

安政5年（1858）には別に普請した仮門を通行し、本門（大御門）は閉めている（同前95号）。この時、御門の修復を行ったと考えられ、その形状は震災以前の形状を踏襲した高麗門と考えることが最も自然である。その後、根本的な地盤の修復をしなかつたためか、慶応2年（1866）には危うい状態となり、明治元年（1868）には再び屋根を取り外している（同前98号・101号）。

### ③ 大御門の本来の形状

寛政4年（1792）の「一 今切御関所御普請目論見帳」（文献2）を残す理由は、幕府の許可を得た本来の形状を記す故である可能性がある。上記の経緯から、関所の現在地への移転後から寛政4年までに構造形式に変化は無いと推察され、その形状は嘉永7年の震災まで維持された。つまり、文献2は現在地に移転後の江戸時代後期における大御門の本来の形状を伝えると考えられる。

なお、文献2から復元される形状は天明6年（1786）「東街便覧図略」（絵画2）に描かれる御門とも整合する。

### ④ 整備に相応しい大御門の形態

嘉永7年（1854）から安政5年（1858）までの御門は、一時的に仮設としての冠木門となつたが、その後震災以前の本来の形状である高麗門に修復されたと考えられる。従って、復元の目標とする時期は、嘉永7年震災後、面番所が新規に建て替えられ、江戸時代後期における本来の形状の復旧が完全になされた姿が相応しいと考えられる。

## ⑤ 復元検討の手順

大御門の復元検討は以下の手順により行った。

### イ. 遺構との対応

大御門の本柱及び控柱の礎盤石を確認し、位置・柱間を特定した。その遺構は寛政4年（1792）の修復計画書「一 今切御閑所御普請目論見帳」に記される高麗門と一致する。遺構ではそれ以降の変遷はない。

### ロ. 史料による検討

信憑性が高いと考えられる図面史料・文献史料・絵画史料から、基本的な構造形式を検討した。

#### 基本とした資料

- ・図面史料 — 御門の表現があるもの

図面1 年代不明 「新居御閑所平面図」

図面2 年代不明 「遠州新居閑所之図」

図面3 安政5年（1858）建替え以降 「今切閑所平面図」

～安政5年に完成した修復時の冠木門を描いた可能性がある。

- ・文献史料 — 部材が詳細に記されるもの

文献2 寛政4年（1792）「一 今切御閑所御普請目論見帳」

- ・絵画史料 — 瓦葺屋根が大勢を占める。表現が多様であるので補足的な参考に用いた。

絵画2 天明6年（1786）「東街便覧図略」 「新居駅御閑所の図」

絵画5 文化13年（1816）頃 「東海勝景図巻」

絵画10 文久3年（1863） 「東海道荒井之勝景」

### ハ. 類例による補足

細部の意匠等は、現存する面番所の他、同地域・同形式の城門建築を補足資料として用いた。

## ⑥ 遺構との対応

### イ. 大御門の遺構

第10次（平成17年度）及び第17次（平成23年度）の発掘調査によって、大御門の北側本柱及び北側控柱の礎盤石を発見した。また、道路内となる南側控柱位置では、過去の下水道工事において礎盤石の根固石と思われる角礫が確認されている。なお、南側本柱の位置は下水道工事に伴う地下埋設物により失われている。



大御門発掘調査の状況



大御門北側本柱 紋盤石（東より）



大御門北側本柱 調査区（東より）

図 52 大御門発掘調査状況 1

さらに、北側本柱位置の北側に転用材による礎盤板があり、潜戸のある袖塀の脇柱跡の可能性が考えられる。なお、この転用材は文献2に記される控柱の根包板と一致する。



大御門北側控柱 硙盤石



大御門北側 脇柱礎盤板



樹形土里（北側）の西端  
石積の根石と柵木が残る



樹形土里（北側）の西端（北より）



樹形土里（北側）の西端  
柵木が南側に4間分伸びる

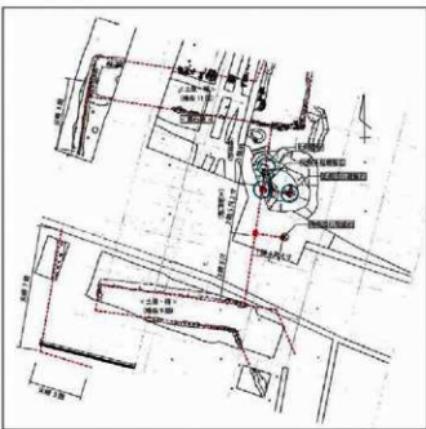
図 53 大御門発掘調査状況 2

図54は、遺構平面図に図面3から想定される位置を重ねたもので、大御門の位置は発見された遺構と一致する。

- ・ 構形土壙の腰石垣の位置が確定でき、大御門・袖塀はこれと直角となる。
- ・ 構形の腰石垣から本柱礎盤石までの距離は図面3に記される3間半と一致する。

・ 図面3に記される大御門の幅2間5尺2寸は、文献2から想定した本柱外側の寸法（柱間2間3尺+本柱幅1尺7寸+根包板厚2寸×2=2間5尺1寸）と近似する。

・ 控柱の礎盤石は本柱から1間3尺4寸となり、文献2に記される控貫等の部材に矛盾しない。



大御門・構形周辺遺構詳細

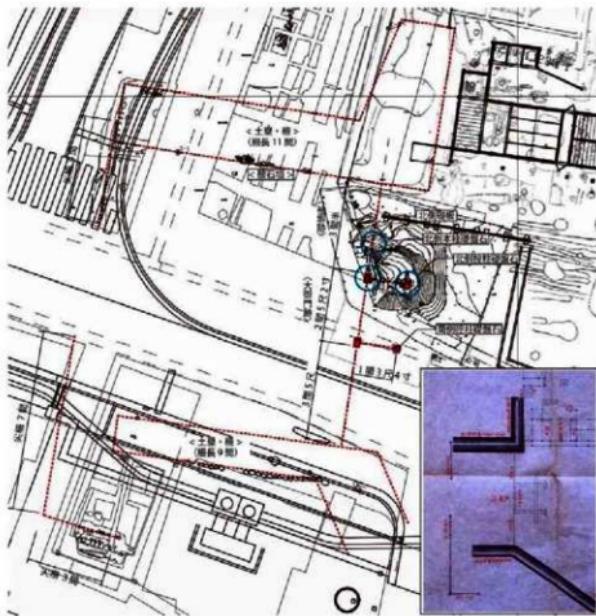


図 54 大御門周辺遺構図

「今切開所平面図」(安政5年、  
1858 建替以前、新居・疋田家蔵)  
(図面3) 部分

ロ、大御門跡

- ・発見された北側の本柱礎盤石・控柱礎盤石、また南側の控柱礎盤石の根固石から、大御門の平面形状が確定される。
- ・北側の本柱礎盤石は周辺の地盤面から約2.7m下となり、文献2に記される根入れ寸法9尺に一致する。
- ・文献2には本柱の十文字貫として長9尺の部材が記されるが、遺構の掘り方の形状はそれに矛盾しない。
- ・北側の控柱礎盤石は想定地盤面から1.3m下となる。文献2では本柱と同様に長6尺の十文字貫が記され、遺構の掘り方はそれに矛盾しない。
- ・北側本柱よりも北側約2.27mに転用材による礎盤板があり、脇柱の礎盤と考えられる。

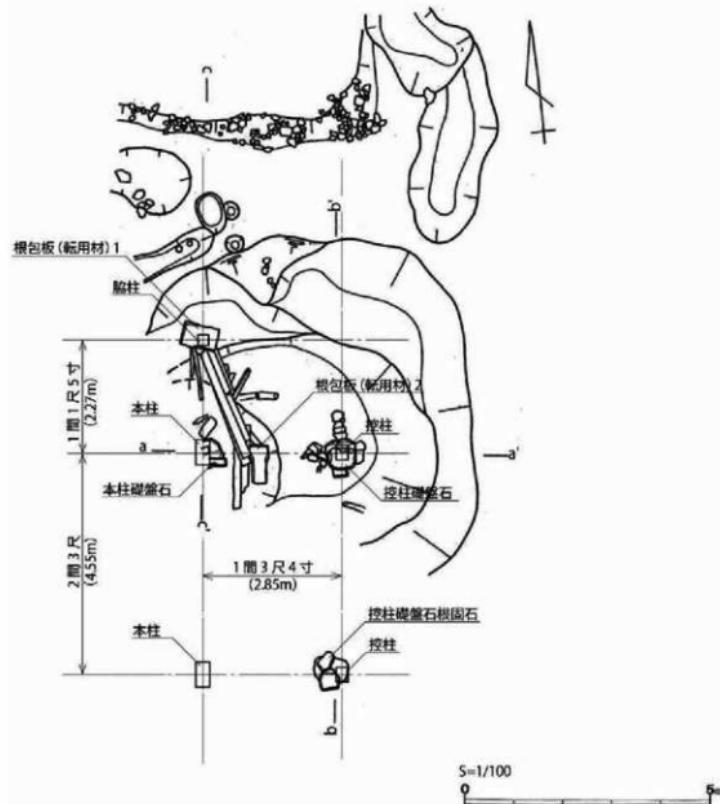


図 55 大御門遺構平面図

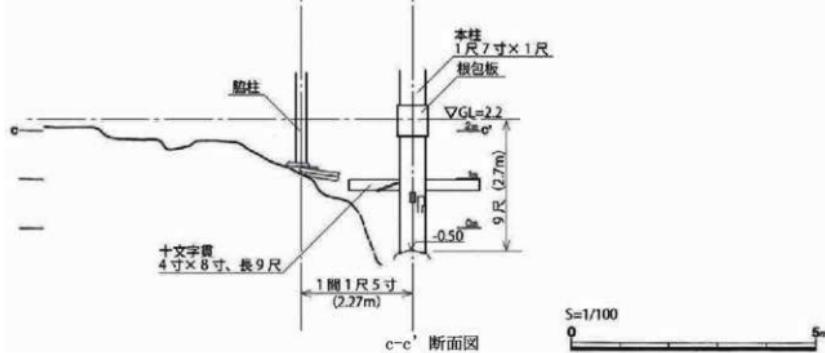
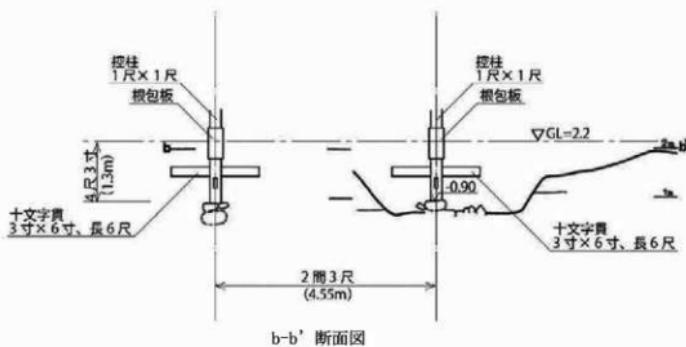
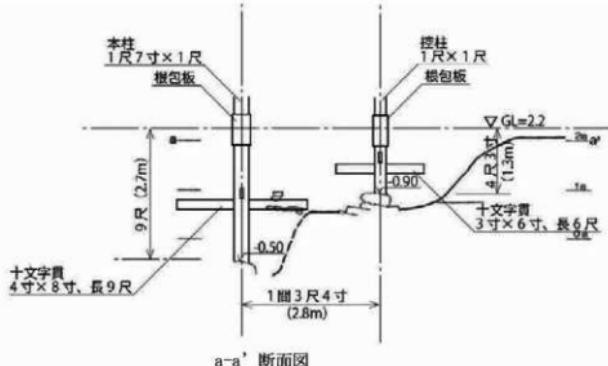


図 56 大御門遺構断面図

#### ハ. 柱根包板

大御門周辺から出土した2点の板材(下図 根包板1・2)は、文献2に記される本柱の「根包板」の寸法に近似する。これらの板材は図の上から約30cm以下の腐朽が進んでいることや、上辺に勾配を持つことなどからも柱の根入れ部分を保護する根包板と考えられる。長さが文献のものより長いなどの違いがあるが、厚さ・幅はほぼ一致するので、どの時点かに取り替えられた部材と考えられる。

##### 遺物 寸法

- 1 : 厚2寸・幅1尺6寸3分・長2尺5寸5分  
2 : 厚2寸・幅1尺3寸・長2尺5寸5分

##### 文献2 本柱 根包板(131頁一覧表番号2)

- 厚2寸・幅1尺7寸・長2尺2寸  
厚2寸・幅1尺4寸・長2尺2寸

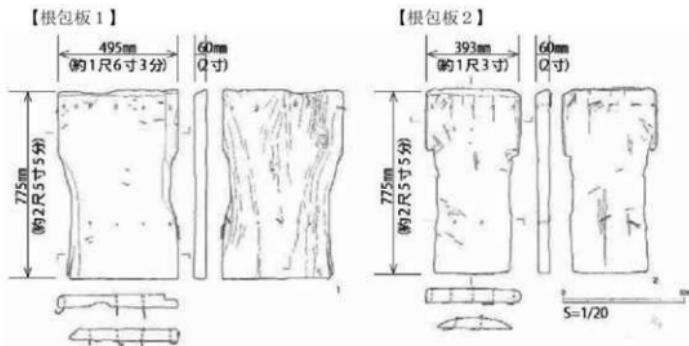


図57 大御門根包板

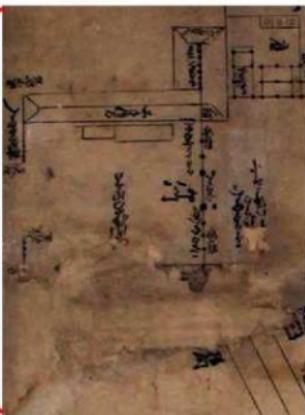
#### ニ. 瓦

発掘された軒瓦は軒丸瓦・軒平瓦が多く、軒桟瓦破片はわずかであった。他は丸瓦・平瓦・桟瓦が確認され、桟瓦の数量はわずかであった。これらより、大御門屋根は本瓦葺であったと判断した。

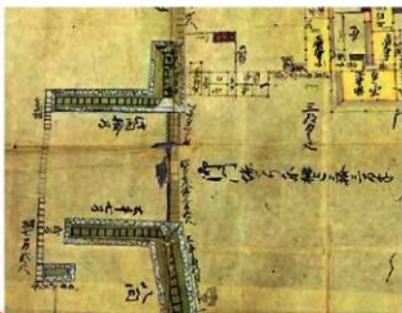
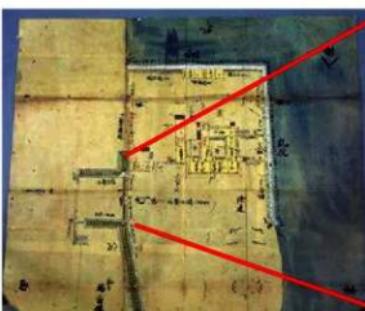
## ⑦ 史料による検討

### イ. 図面史料

- ・移転前図面 1 立面形が描かれる、屋根形、豎格子欄間、北側に潜戸、両袖塀に屋根あり表記に「大門」「格子ランマ」、正面側の立面のため控は表現されない。
- ・移転前図面 2 立面形が描かれる、瓦屋根、豎格子欄間、北側に潜戸、両袖塀に瓦屋根。
- ・図面 3 冠木門の立面表現、表記に「大御門」大御門の幅に「二間五尺二寸」、袖塀北側に「三間半」、同南側に「三間五尺」。この図は安政5年（1858）の灾害復旧当時の仮設的な冠木門を表現したものと思われるが、位置関係は遺構と一致する。

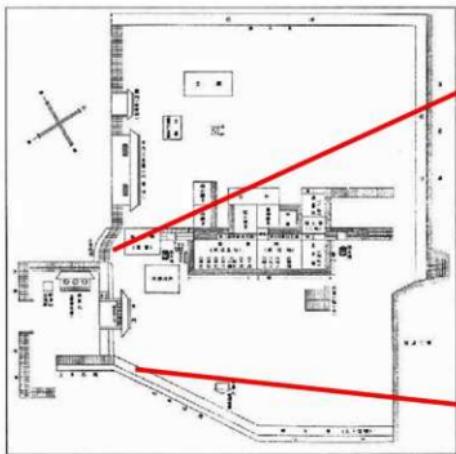


移転前図面 1 元禄6年（1693）「関所普請當時之平面図」（新居関所史料館蔵）  
(他の図との比較のため、天地を逆に掲載)



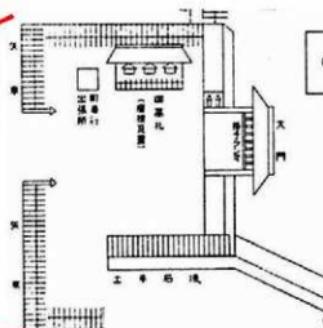
移転前図面 2 元禄6年（1693）「今切関所之図」（郵政博物館蔵）

図 58 大御門移転前図面



図面1

年代不明「新居御関所平面図」『東海道新居関所の研究』  
写か

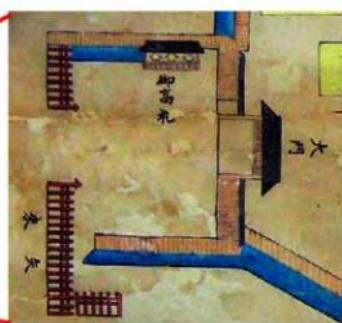


図面6 (36頁) 同原資料の書



図面2

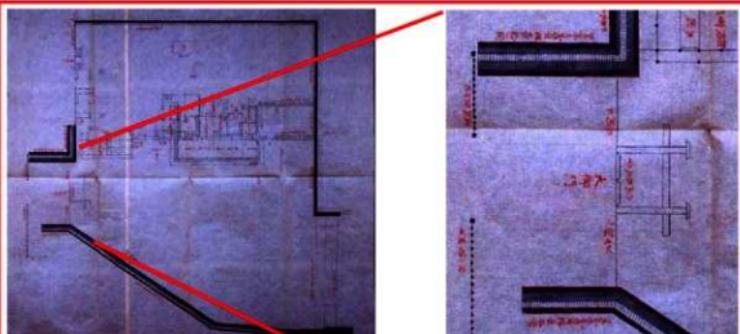
年代不明「遠州新居關所之圖」(新居関所史料館蔵) 昭和初期の書写か



図面2

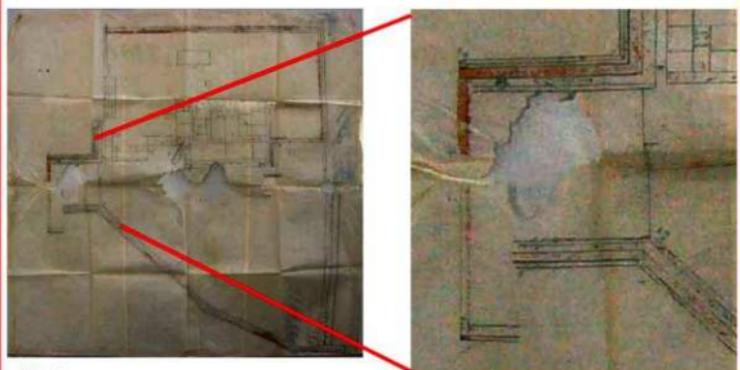
大御門部分拡大

図59 大御門古図面1



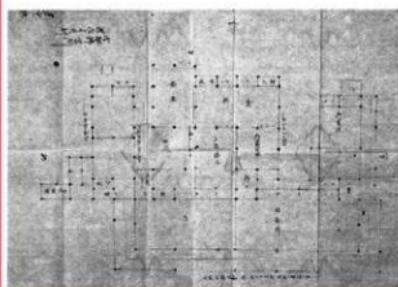
図面3

安政5年・1858 建替以降  
「今切閑所平面図」(新居・疋田家蔵)



図面4

年代不明「今切閑所平面図」(新居閑所史料館蔵・鱸家文書)



図面5

「今切閑所拾分毫割図」  
(疋田市教育委員会蔵)  
面番所平面のみ

図60 大御門古図面2

口、文献史料

新居関所の修復に関する文献史料のうち、大御門について記されるものとして次があげられる。

・文献 1 天明 2 年（1782）「今切御閨所御修復風破・附増目論見仕様帳」

大風による災害に伴う修復にあたって必要となる部材が書き上げられる。  
大御門については「一 大御門并左右板扉瓦屋根縁 是ハ大風ニ而吹落損シ、不足之分御修復之積」として、大御門の大巴瓦、板扉の坪巴瓦・のし瓦・大巴鼻瓦を記している。

・文献 2 寛政 4 年（1792）「一 今切御閨所御普請目論見帳」

「一 大御門御修復 高壱丈七尺六寸 柵三間五尺 巾式間壱尺 壱箇所」として、以前の修復から 10 年を経て腐朽・破損が進み危険であるので修復するとあり、柱根継ぎ、屋根葺き直し、建具取替え等に伴い必要な木材や金物について書き上げられている。

前文の内容や部材名・寸法から、本柱の他に控柱・控屋根の記述があるので、控屋根を持つ高麗門であったことが判り、おおよその構造が復元できる（図 68・69 の番号 1・5・23 他）。

1 間 1 戸高麗門、切妻屋根、瓦葺、櫻戸付きであることがわかる。

脇扉と控屋根の部材に墨塗の記述があるため、部分的に墨塗としたことは考えにくいため、大御門全体を墨塗としていたと判断した。

・文献 4 文化 2 年（1805）「今切御閨所御普請仕様帳 二」

発見された部分には大御門の修復に関する記述は欠失のためか見当たらぬが、面番所の修復に必要な部材を書き上げる中に大御門の貫等を転用するあり、同時に修復したことが判る。

#### 八、絵画史料

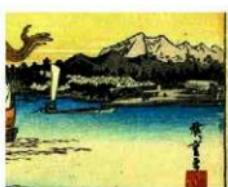
- ・絵画2 瓦屋根、開口上に堅格子欄間、北側に潜戸、控は構図の角度から見えない、袖屏瓦葺。
- ・絵画5 瓦屋根、控屋根、「閑門」の表記、両袖は柵の表現。



絵画1  
江戸中期「富士荒井関之図」  
(英一蝶)

絵画2  
天明6年(1786)  
「新居駅御関所の図」  
(『東街便覧図略』高力種信)

絵画3  
寛政～文化3年(～1806)  
「東海道分間延絵図」



絵画4  
文化年間(1804～17)  
「東海道五十三次 荒井」  
(葛飾北斎)

絵画5  
文化13年(1816)頃  
「東海道勝景図巻」  
(谷文晁)

絵画6  
天保3～4年(1832～3)  
「東海道五拾三次之内 荒井」  
(歌川広重)

図61 大御門絵画史料1

・絵画 10 構図から瓦屋根のみ描かれる。



絵画 8

江戸後期

「遠州荒井崎季秋朝陽図」

(墨江武揮)



絵画 9

安政 2 年 (1855)

「五十三次名所図会 荒井」

(歌川広重)

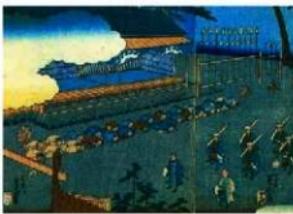


絵画 10

文久 3 年 (1863)

「東海道荒井之勝景」

(歌川 (五雲亭) 貞秀)



絵画 11

文久 3 年 (1863)

「東海道五十三次 新井風景」

(歌川芳盛)

図 62 大御門絵画史料 2

## ニ、類例による補足

屋根廻りの破風や懸魚、反り等は現存する新居関所面番所の他、吉田城の城門を移築したと伝えられる本興寺惣門（湖西市鷺津）を参考とした。

大屋根・控屋根の鬼瓦は、面番所の鬼瓦の形状をもとに決定した。堀屋根の鬼瓦は面番所降棟の鬼瓦の形状をもとに決定した。平唐草瓦と軒巴瓦の文様は、発掘調査で出土した瓦に倣って形状を決定した。

大屋根けらばの納まりについては、文献・図面史料からは判断できず、近県（静岡・愛知・三重・滋賀・岐阜）に現存する高麗門の類例が何れも蓑甲みのこうであることと、新居関所大御門が幕府施設の正門であることから、重厚な意匠となる蓑甲とした。

大御門と脇堀屋根との納まりについては、柄振板を設けて脇堀屋根を突き付けるか、設げずに鏡柱際で止めるかを検討した。近世城郭・社寺・住宅の類例によると、どちらの例も見られ、格式によるものでもなかった。絵図や文献2（131～135頁）に柄振板の記載がなかったことより、柄振板を設げずに鏡柱際で止めて納める形式とした。

懸魚は新居関所面番所に倣い、梅鉢懸魚とした。

破風板の意匠は、名古屋城旧二之丸東二之門等の現存する高麗門を参考として眉欠2段とした。

扉は碓氈閑所（群馬県安中市）の門扉を参考とした。碓氈閑所の門は昭和31年（1956）に復元されているが、門柱・門扉は明治2年（1869）の廢閑時まで用いられていたものとされる。

## ⑧ 大御門の復元検討

### イ、復元検討の基本仕様

文献2「一今切御門所御普請目論見帳」(寛政4年 1792)に大御門の修理にあたって必要となる部材が書き上げられており、その構成から1間1戸高麗門、切妻屋根、瓦葺、潜戸付きであることが判る。

絵画・図面史料を参考としつつ、文献2に記される部材から想定される構造を復元検討図として図化した。

復元の仕様		根拠となる資料等
位置	関所西邊南側	発掘調査により発見された基礎遺構による
構造形式	一間一戸 高麗門 潜戸付き	絵画・図面史料及び文献2による
	本柱間 2間3尺(本柱芯芯)	遺構及び扉寸法(37)、冠木包板(3)寸法による
	控柱間 9尺4寸(本柱・控柱芯芯)	本柱・控柱の礎盤石による
	袖柱間 7尺5寸(本柱・袖柱芯芯)	本柱礎盤石・礎盤板による
	高さ 棟高 1丈9尺	文献2表題部分の記述1丈7尺6寸は野地板天端(大工仕事)までと解釈
	控棟高 1丈5尺	本屋根との納まり検討による
柱	本柱 幅1尺7寸厚1尺 梁・楠材	記述による(1)
	掘立柱 根入9尺	根入深さは遺構と一致する 記述による(1)
	控柱 1尺角 檜材・楠材	同上
	掘立柱 根入4尺3寸	遺構による
	本柱・控柱共	
	地面際を厚2寸の根包板で巻く	発掘調査で本柱の根包板を発見 記述による(2・7)
	土中に十文字貫を設ける	記述による(8)
欄間	大戸の鶴居上に格子欄間	絵図・図面史料に描かれる 記述に「冠木上■敷居・鶴居」とあり(4)、この格子の部材と考えられる
扉	大戸 下半板羽目、上半格子窓	記述部材による(35~46)
	潜戸 板戸	
屋根	本屋根・控屋根共	文献表題部分の「桁三間五尺 幅武間毫尺」は軒出の寸法と思われる 記述の前文に「量根瓦取解シ」とある。また「瓦棟」等の部材が記される(18)
	切妻屋根 瓦葺	天明2年に瓦屋根修理の記録がある

※ ( ) 数字は文献2(131頁～135頁)の一覧番号

図63 大御門復元検討の基本仕様

## □ 文献史料との対応

### ■ 文獻2－目論見帳（寛政4年）に記載された部材及び寸法

<凡例> ■ 記載されていた部材（番号は参考資料の部材番号を示す）

[文字] 記載されていた寸法（部材寸法も含む）

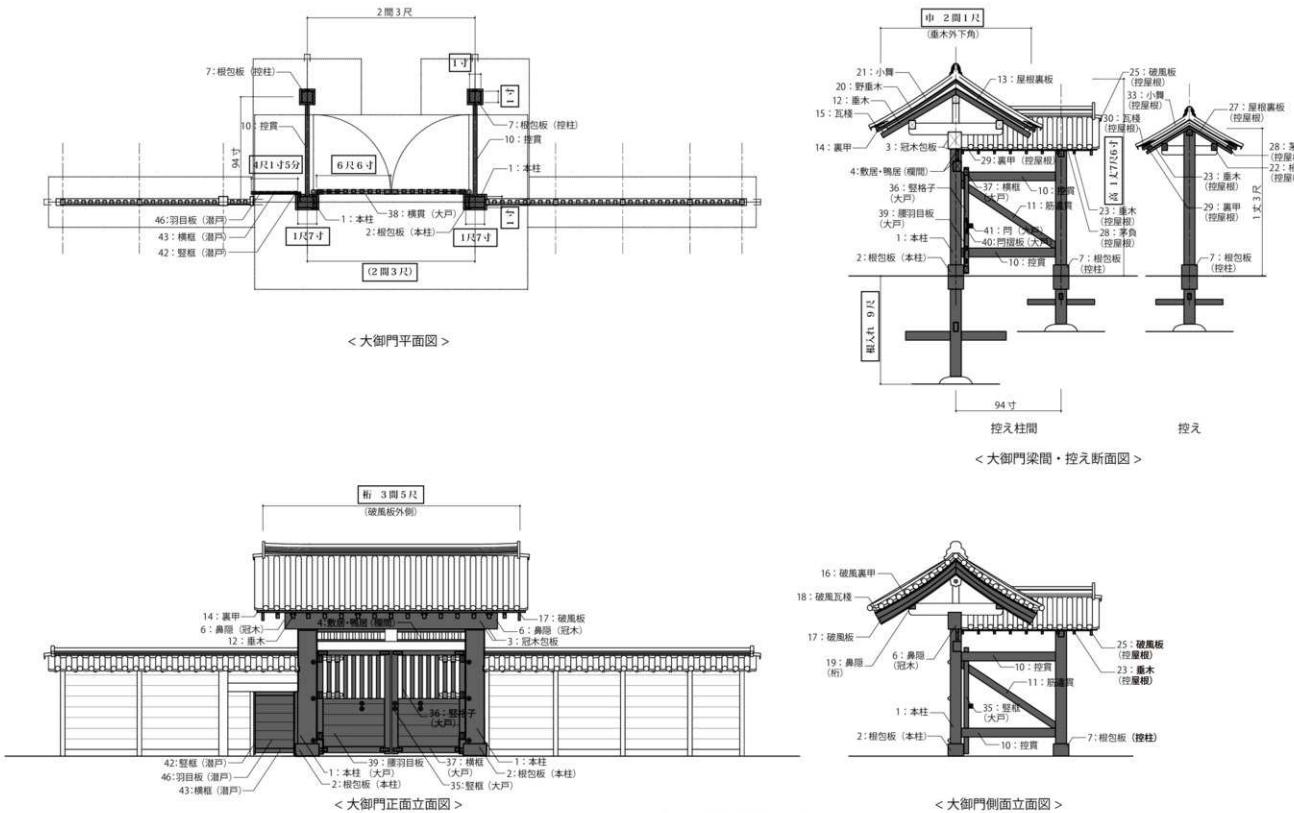
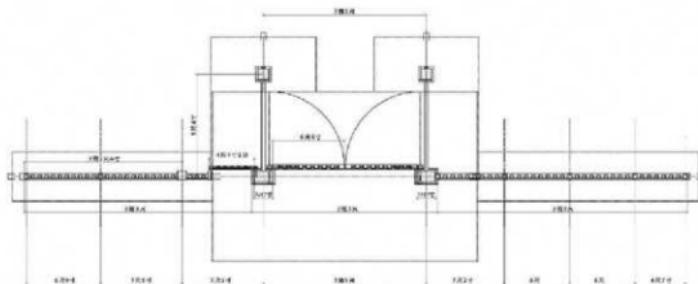
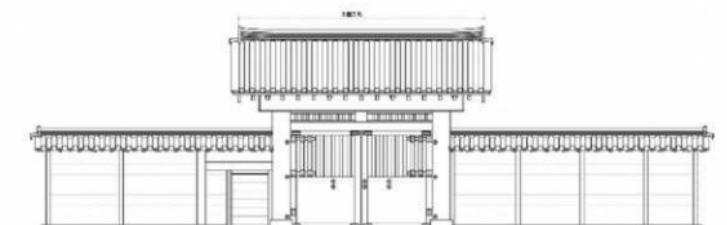


図64 大御門文献史料との対応

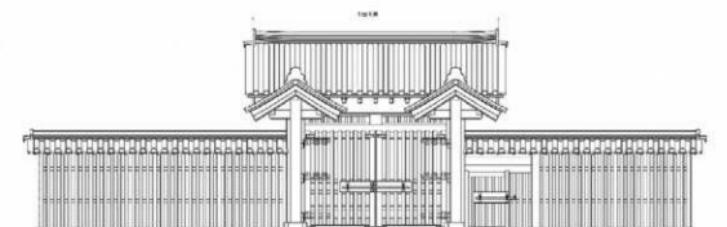
八、復元検討図



復元検討平面図

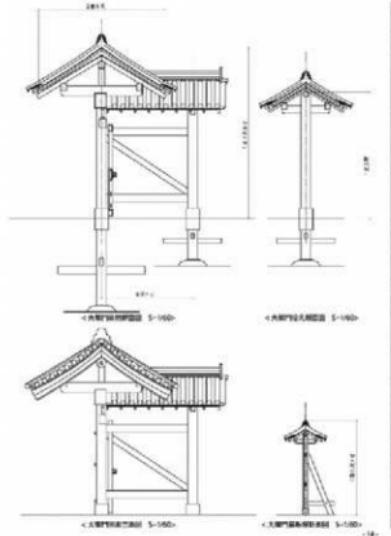


復元検討正面図

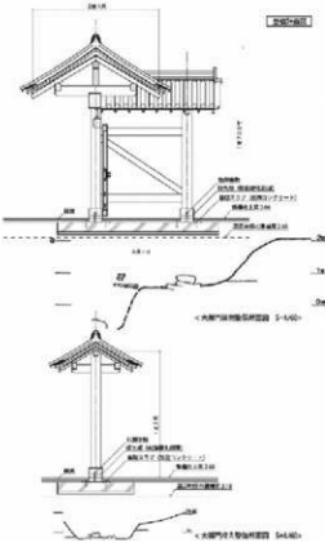


復元検討背面図

図 65 大御門復元検討図 1



復元検討断面図・立面図



整備検討断面図

図 66 大御門復元検討図 2

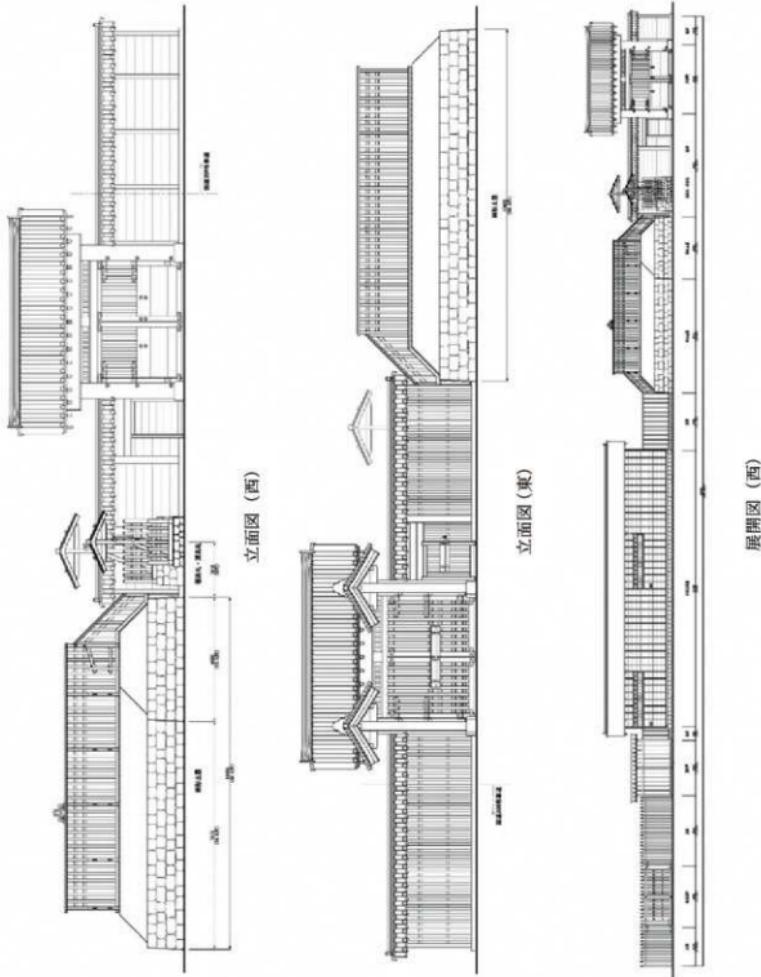


図 67 大御門復元検討図 3

	高1丈7尺6寸		
一大御門御修復	桁3間5尺	1か所	
	巾2間1尺		

此御入用

番号	部材名称	部材名称(史料)	厚さ	幅	長さ	数量	材種他	記述
1	本柱	本柱	1尺	1尺7寸	1丈 3尺3寸	2本	楓・楠	是^「拾ヶ年以前天明三卯年御修復御座候所、御門柱武本根御藤附土中埋込候所、根包板并杆底基危相成候間根絆柱。鉢巻物示(等)」生産し之積り、扣柱・貫共朽腐候分、且本屋根・扣屋根・垂木・裏振・裏甲・瓦錠・羽風・同瓦錠共外御修復、且大扉笠板附付候方」古権立格子・両扉共取替、滑扉・不残取替候積り、其外取替、尤屋根瓦取解シ、不足之分^足瓦仕、葺直し漆喰塗メ■修復之積り
2	根包板(本柱)	右根包板	2寸	1尺7寸 1尺4寸	2尺2寸	8枚	古板	是^「有来り之通根包、尤古木之内」以見合取替候積り
3	冠木包板	冠木包板	1寸 1寸	1尺6寸 1尺2寸	1丈4尺	東側 1枚 下羽 1枚	檜板	是^「有来り之通包替候積り
4	敷居・鶴居(欄間)	冠木上■ 敷居・鶴居	1寸8分	2寸5分	6尺	4本	楠木	是^「有来敷居・鶴居朽換候^付取替候積り、但帯入
5	控柱	[ ]	1尺角	1丈 8尺2寸	2本	楓・楠 萬用		是^「本柱杏木[ ]杏木宛[ ]五尺武式土際占[ ]」
6	鼻隠(冠木)	[ ]	■■■■■	■■■■■	■■■■■	2枚	杉板	是^「冠木鼻留押板朽候^付取替[ ]墨塗、渋留候積り
7	根包板(控柱)	扣柱根包板	2寸	1尺2寸	2尺2寸	8枚	楠板 (楓)	是^「扣柱武木、根包板本四枚ツト根入巷尺[ ]」
8	十文字貫	十文字貫	4寸 3寸	8寸 5寸	9尺 1間	4本	栗木	是^「本柱武木、土中根堅メ之積り、柱杏木^武本宛
9	(不明)	(記述なし)	4寸	4寸5分	4間	2本	古木梢木	是^「扣柱武木、土中根堅メ之積り、杏木^武本宛
10	控貫	貫木	3寸5分	8寸	1丈■寸	4本	梢木	是^「西側分、尤有来之役相用候^付釘メ斗(計)
11	筋造貫	筋造貫	3寸	6寸	1丈1尺	8丁	梅貫	是^「本柱占扣柱■筋造貫柱[ ]西側分
12	垂木	■■■■	2寸5分	3寸	8尺	15本	■木	是^「東屋根裏垂木有来り之分析損候^付取替候積り、尤西屋根裏之分^冇木相用候^付釘メ斗
13	屋根裏板	屋根裏板	6寸	1尺	6尺	32枚	檜板	是^「東側屋根析行三間五尺・梁[ ]」
			(記述なし)			32枚	西側分 冇木用	
14	裏甲	[ ]	2寸	8丁	2間	2丁	杉木	是^「東之方片側裏甲[ ]之積り
			(記述なし)			2本	西ノ方析 冇木用	

図68 大御門目論見帳1

15	瓦棟	瓦棟	4寸角	4間	2丁	杉木	是‘祈行瓦棟長押挽’ノ裏表行‘造、但墨塗洪留
16	破風裏甲	破風裏甲	8寸	9寸	8尺5寸	4本	又木 桼木
17	破風板(控屋根)	破風[ ]	2寸5分	1尺4寸	8尺	4本	■木
18	破風瓦棟	破風瓦棟	2寸5分	9寸	8尺	4本	杉木
19	鼻隠(折)	■■■■	2寸	■■■	■■	4?	桼板
20	野垂木	野垂木	2寸角	8尺5寸	20本 20本	杉木 古木用	是‘大御門野垂木[ ]両側屋根不残取替候積り、尤有木之分’釘メ斗
21	木舞	木舞	8分	■■	2間	25丁	杉木
							外式給七丁 古木用
22	柄(控屋根)	左右扣屋根 柄木	5寸	6寸	1丈 1尺5寸	2本	桼木
						2丁	古木用
23	垂木(控屋根)	同 垂木	2寸	2寸2分	4尺5寸	32本	桼木
			2寸	切削用		11本	大御門垂木 古木用
			(記述なし)			17本	是‘扣屋根両袖片付袖屋根[ ]抬■木ノ片側八本ツ’
24	破風裏甲(控屋根)	同 破風裏甲	2寸	6寸	■尺	4本	杉木
25	破風板(控屋根)	[ ]	2寸	1尺	4尺5寸	4枚	桼板
26	鼻隠(折)	同 柄[ ]	■寸5分	■■	8寸	4枚	■板
27	屋根裏板(控屋根)	左右扣 屋根裏板	6分	1尺	6尺	32枚	古板
28	茅負(控屋根)	[ ]	2寸5分	4寸	1丈 1尺5寸	4本	古木
29	裏甲(控屋根)	同 柄行裏甲	2寸	6寸	1丈■尺	4本	杉木
30	瓦棟(控屋根)	■■棟	3寸角	1丈2尺	2本	杉木	是‘同断両袖分、片袖屋根両側ニテ抬六枚ニ・片側八枚ツ、但本屋根 ■■相用候積り
31	破風瓦棟(控屋根)	同 瓦棟	3寸角	5尺	4本	杉木	是‘右同断、羽風瓦棟長押挽’ノ造、但同断
32	(不明)	[ ]	2寸	8寸	1尺5寸	2枚	■木
33	木舞(控屋根)	同 木舞	1寸■分角	1丈 1尺5寸	20本 20本	杉木 有木用	是‘朽腐候’付取替候積り、尤有木之分’[ ]
34	(不明)	大御門[ ]	(■■■5分)	1丈7寸	(不明)	(不明)	[ ]古木用、[ ]
35	堅板(大戸)	堅[ ]	4寸	5寸5分	■■■ 五寸	1本	(不明)木
36	堅格子(大戸)	堅格子	3寸5分角	9尺5寸	14本	(不明)木	是‘右同断、片厚七本ツ’、但帶入
37	横樋(大戸)	[ ]	4寸	5寸5分	6尺6寸	2本	(不明)木
				[ ]		2本	古木用
38	横貫(大戸)	横[ ]	8分	3寸5分	6尺6寸	8丁	(不明)木
							是‘右同断、片厚四丁ツ’、但帶入

図 69 大御門目論見帳 2

38	腰羽目板(大戸)	同 腰羽目板	6分	1尺	6尺	9枚	(不明)板	是「腰通り羽目板高四尺三寸之所、横板ニノ片扉四枚半ちかひそぎ之積り
40	門檻板(大戸)	冠貫檻板	1寸	1尺	6尺6寸	1枚	(不明)板	是「朽損候ニ付取替之積り
41	門(大戸)	冠[ ]	5分角	—	8尺	1本	(不明)木	■■(是ハ)右間断
42	堅板(潜戸)	堅板	2寸5分	3寸5分	5尺8寸	2本	梢木	是「ハリ腰妻板■堅板新規取替積り
43	横板(潜戸)	[ ]	2寸■分	■寸8分	■尺 1寸5分	2本	梢木	是「右間断、上下横かまち帯入■ニ取替積り
44	堅格子(潜戸)	堅[ ]	1寸6分	2寸5分	5尺8寸	5本	梢木	是「有來候通り堅五通りニノ帯入之積り
45	横貫(潜戸)	横貫	1寸6分	2寸5分	5尺8寸	2丁	梢木	是「右間断横式通貫ニノ帯入之積り
46	羽目板(潜戸)	[ ]	[ ]	1尺	4尺 1寸5分	6枚	梢板	是「腰■五尺■之所、横板ニノ六枚そぎニ相違ひそぎ之積り
47	巻金物(木柱根廻)巻鉄物	3分	2寸	5尺6寸	6枚	巻直し	是「木柱三本根廻之所へ巻鉄物用巻木取替	
48	鉄釘	鉄釘	頃6分	—	2寸	240本	—	是「同断、巻鉄物巻枚四枚本打、但打直し用
49	平鉢	平鉢	■■	9分	5寸5分 爪2寸	16丁	生直し	是「木柱三本根廻之所メ鉢、桂巻木一鉢八丁打
50	真折釘	皆折釘	—	—	5寸	64本	—	是「木柱・扣柱共四本根巻板治六枚、巻枚四本打有来り難用立候ニ付新規
51	板鉄物	板鉄物	2分	3寸	8寸	8枚	生直し	是「木柱上扣柱ニ取付筋連貫直打候積リ、但筋連打巻丁四枚ツレ表裏
52	錆釘	錆釘	頃4分	—	2寸	44本	新規	是「同断板鉄物打付之積リ、但板鉄物巻枚ニ拾木打
53	正鉢	正鉢	—	—	8寸 爪2寸	4丁	新規	是「本屋根懸魚式つゝ、錆巻付式丁打ニ有來難用立ニ付取替積り
54	両鉢	両鉢	—	—	4寸 爪1寸5分	4丁	—	是「扣壓横左右懸魚式つ繁鉢ニ用、巻少ニ付或挺打、尤有來朽腐候付取替候積
55	5寸釘	五寸釘	—	—	5寸	580本	—	本屋根桁行表甲長四間之所、五拾巻木打ニノ两侧分打付釘
						150本		同瓦様長四間所、巻[ ]
						48本		同巻生[ ]之所、拾五本打両側分
						30本		羽風裏甲由本長八尺五寸、巻本ニ付拾六本[ ]候分
						64本		羽風瓦棲四本長八尺、巻本ニ付拾本打
						40本		左右袖屨根垂木長四尺五寸、巻本ニ付就本打、三拾武本分
						64本		同桁行[ ]長巻丈巻尺五寸、巻本ニ付拾武本打、四本分
						48本		同桁行表甲長五尺、巻本ニ付拾本打、四本分
						64本		同羽風裏甲長五尺、巻本ニ付拾本打、四本分
						40本		本屋根桁隣シ雨押板四枚(左右分)[ ]ニ付武本打
						16本		大御門忍木鼻雨押板武枚、巻枚ニ付四本打
						8本		

図 70 大御門目論見帳3

56	4寸釘	四寸釘	—	—	4寸	725本	—	
内訳						16本	—	扣屋根桁隨シ四枚、巻枚付四本打
						66本	—	大御門冠木東側包板六本巻拾各通打付釘
						55本	—	■■■包板打付釘五本[ ]拾各通り打
						120本	—	木星根野垂木取拾[ ]五寸巻木二付[ ]
						96本	—	扣屋根瓦棟四本長丈武尺、巻本付拾四本打
						52本	—	扣屋根羽風瓦棟四本長五尺、巻本付拾三本打
						320本	—	扣屋根木舞四拾本長巻丈武尺、巻本付八本打
						2710本	—	
57	2寸5分釘	武寸五分釘	—	—	2寸5分	1535本	—	木星根うら板六拾各枚四分、巻枚拾五本打
内訳						800本	—	扣屋根裏板三拾武枚、巻本付拾五本打
						225本	—	大御門屏式枚腰羽目板九枚、巻枚付拾五本打
						150本	—	くもり墨[ ]式拾五本打
						520本	—	木星根木[ ][ ][ ]
58	3寸釘	三寸釘	—	—	3寸	6つ附	—	
59	大扉附坪	大扉附坪	有来之便用		6つ附	平均 1寸6分	平均 2寸7分	2尺 3寸5分
						—	—	是“生直し、尤朽廢相見候間、襷巾共足鉄物三分割いた候精り
60	板巻鉄物	板巻鉄物	3分	6寸	9寸8分	2枚	新規	是“大扉堅かまち巻鉄物堅巻本付三ヶ所、巻ヶ所ノ武方巻ノ武枚ツソ
61	板巻鉄物	同			10枚	10枚	生直し	10枚
						2枚		
内訳						3分 [ ]分 [ ]寸 爪2寸	[ ]	■平錆 是ハ扉堅縦武本根組候所[ ]之積り
						(記述なし)	■4枚	3方 卷鉄物 但 生直し
						4分	7寸2分	2方 卷鉄物 新規 2方 卷鉄物 生直し
						6寸	10枚	是“間断堅格子四本巻鉄物本付三ヶ所ツソ、内巻ヶ所ノ武方版板有之候件、三方斗リ巻鉄物”巻ヶ所“四方を武方ツソ巻鉄物”ノ武枚ツソ積り、此所可入
						6枚	24枚	
						1枚	新規	是“右同断巻鉄物拾枚釘四拾本[ ]巻鉄物巻枚拾武本打、百武拾八本”武方卷[ ]八本打之積り
						7枚	126本	打直シ
						8枚	新規	是“大扉表力堅縦(かまち)石横扣[ ]つなぎ鉄物、大扉巻枚付四枚ツソ武枚分
62	釘	錐(ママ)釘	(記述なし)		50本	新規	是“右同断巻鉄物拾枚釘四拾本[ ]巻鉄物巻枚拾武本打、百武拾八本”武方卷[ ]八本打之積り	
63	板鉄物	板鉄物	3分	3寸	8寸	1枚	新規	是“大扉表力堅縦(かまち)石横扣[ ]つなぎ鉄物、大扉巻枚付四枚ツソ武枚分
						7枚	打直シ	是“右鉄物錐釘巻枚[ ]八本ツソ積り
64	釘	錐釘	頭4分		2寸	24本	新規	是“右鉄物錐釘巻枚[ ]八本ツソ積り
65	平錆	平錆	3分	8寸	5寸 爪2寸	40本	新規	是“くもり堅豎柱(かまち)上横柱[ ]つなぎ鉄物四枚表裏共八枚ツソ
						5枚	生直し	是“くもり堅豎柱(かまち)上横柱[ ]つなぎ鉄物四枚表裏共八枚ツソ
66	附坪(潜戸)	くもり堅附坪	—	—	—	3枚	—	是“有来生直し
67	鏡	同つき鏡	7分	1寸8分	6寸	1つ	但銛とも	是“有来候仕替之積り
68	板巻鉄物	板巻鉄物	3分	3寸8分	1尺1寸	2枚	生直し	是“くもり堅豎柱四方巻鉄物武ヶ所分
69	錐釘	錐釘	頭6分		2寸	4本	打直シ	是“同断巻鉄物巻枚拾■打
			頭4分		32枚	32枚		

図 71 大御門目論見帳 4

70	板巻鉄物	板巻鉄物	3分	3寸8分 5寸5分	1枚 1枚	新規 生直し	是^同断堅格子三方巻鉄物武ヶ所
71	鍍釘	鍍釘	内訳	頭6分 頭3分	26本	打直し	
					2本		
					24本		是^右巻鉄物巻一枚拾三本■
72	板巻鉄物	板巻鉄物	3分	2寸 1尺9寸	1枚	生直し	
			3分	2寸 4尺4寸	1枚	新規	是^冠木包板巻鉄物長巻尺九寸二方中通り長四尺四寸二分、両端シ^巻候 積り
					1枚	生直し	
73	鍍釘	鍍釘	—	—	70本	打直し	是^右巻鉄物鍍釘中通り巻鉄物分拾四本、両端ニ式拾八本ツト打■
74	賃金物	<わんかう	差渡3寸6分		11 1ツ	生直し 新規	是^大御門本柱本二付六つ、表本へ三つツレ、同扉武枚ニ六つ、内四ツハ 冠貫付候扉三つツレ式通、或ツ片扉ニ打、但有来候通り
			4分	1尺2寸 1尺7寸	3挺		
75	門通し鉄物	冠貫通シ鉄物	4分	9分	両爪長 6寸4分		是^有來り生直シ、尤両爪ニ朽換シ候付足鉄物仕打爪候積リ

(以下、不明)

図 72 大御門目論見帳 5

### (3) 整備

#### ① 事業組織（平成 26 年度）

事業者	湖西市
設計及び工事監理	有限会社ウッドサークル 東京都中央区日本橋人形町 2-16-2 人形町ユウビル 4 階
工事請負者	山平建設株式会社 静岡県浜松市中区中央 2-8-16
協力業者	
耐震補強設計	株式会社MAY設計事務所 東京都新宿区岩戸町19-202
瓦葺工事	有限会社フジイ瓦工業 東京都板橋区徳丸 3-6-10
鬼瓦作成	山本鬼瓦工業株式会社 愛知県高浜市青木町 4-2-35
木工事	株式会社モクラボ 兵庫県姫路市安富町三森 421-3
石工事	株式会社小林石材工業 東京都港区麻布十番 3-7-12
土木工事	ミツヤ建設株式会社 静岡県湖西市新居町中之郷 92-7

#### ② 基礎工事

柱通り、柱・控柱全体と堀に基礎コンクリートを打設した。基礎コンクリートの打設に関しては、現場は特別史跡指定地であるため遺構面に影響を与えることのない深さまで掘削して行った。掘削・床付けは遺構面に影響を与えないよう手作業で行った。碎石材は遺構面への将来的な影響を考慮し、再生材ではなく新規材を使用した。碎石基礎（t80 mm）の上に捨てコンクリート（t30 mm）を打ち、その上に基礎コンクリート（t300 mm）を打設した。柱・控柱の柱脚固定は、受金物（ステンレス製角パイプ t5 mm）を基礎コンクリートから立ち上げ、上から柱材を落とし込んで固定した（受金物はコンクリートから約 360 mm 立ち上げ、約 340 mm 埋め込み）。受金物と柱脚はステンレスボルト（M22）を十字に通して固定した（コンクリート内埋め込み部φ1,500 mm）。柱脚のボルト部分は埋木をし、包板で隠れる位置とした。堀の土台は基礎コンクリートからアンカーボルト（M12）を立ち上げ固定した。堀の柱は基礎からホールインアンカー（M12）を立ち上げ固定し、方杖はケミカルアンカーボルト（M12）で固定した。土壌斜面の尖端部分の土台はアンカーボルト（M10）を立ち上げて固定した。

既存のマンホール部分は仕上げ高さに合わせ、周囲に補強筋を入れた。

#### ③ 石工事

脇堀下の地覆石と縁石は珪岩（180×150 mm）を使用し、基礎コンクリート上にモルタルで固定した。

#### ④ 木工事

細部の納まり検討として原寸図を作成して施工した。仕口・縫手は伝統工法によったが、適宜見え隠れ部分にビスによる補強を施した。仕上げは控柱を除いて飽仕上げとし、控柱はチョウナ仕上げとした。柱の面取りは1分とした。羽目板・屋根板は和釘止めとした。

柱の土中部分にあった十文字貫は、基礎コンクリートを打設したため使用しなかった。

使用した木材は文献2の記載に倣い樹種を決定した。

##### 「大御門使用木材」

檼：本柱・控柱・根包板・門摺板・門

梅：敷居・鶴居・母屋・腕木・控貫・筋違貫・垂木（控）・破風裏甲・破風板・  
堅框・堅格子・横框・腰羽目板

杉：冠木・鼻隠・付木鼻・束・欄間格子・マグサ・棟木・控棟木（腕木）・垂木・  
化粧野地板・野地板・野棟木・裏甲・茅負・破風裏甲（控）・木舞・懸魚・  
貫・方立

松：野垂木

##### 「辨使用木材」

梅：柱・間柱・土台・垂木・出桁・腕木・方杖

杉：束・棟木・広小舞・羽目板・方杖貫・猿頭

#### ⑤ 耐震補強工事

耐震補強として基礎コンクリートを打設し、柱・控柱共に基盤から立ち上げたステンレス製の受金物に落し込み固定した。

屋根下地は土居葺きの上に瓦棟を設置し、平瓦は下地材にステンレス釘で固定して落下対策を行った。棟積部分は内部にステンレス金物を立ち上げ、棟と平行に設置した貫材に全ての熨斗瓦と冠瓦を銅線で結び落下対策を行った。

辨は土台と方杖を基礎コンクリートから立ち上げたアンカーボルトで固定した。

#### ⑥ 屋根工事

下地は土居葺きとし、柿板の大きさは  $260 \times 180 \text{ mm}$  ( $t1.2 \text{ mm}$ ) で、葺き足は  $75 \sim 80 \text{ mm}$  とした。新設した瓦棟 ( $39 \times 16 \text{ mm}$ ) は間隔（縦  $135$ 、横  $230 \text{ mm}$ ）とし、平瓦の葺き足は  $130 \sim 135 \text{ mm}$  とした。

大屋根の棟積部分は耐震補強として内部にステンレスプレート金物を9本立ち上げ（間隔  $860 \sim 960 \text{ mm}$ ）、防水紙を巻き付けた貫材を棟と平行に設置して固定し、棟積の瓦を全て銅線で結び付けて落下対策とした。控屋根の棟積部分も同様とした。鬼瓦の設置は裏側に銅線を通し、耐震用プレートや貫材と固定した。

谷部分はステンレス ( $t0.3 \text{ mm}$ ) を捨て葺きし、その上に銅板 ( $t0.5 \text{ mm}$ ) 敷きとした。

#### ⑦ 建具工事

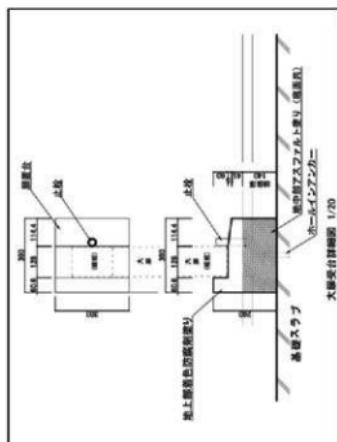
建具は大扉 ( $9.2 \times 6.6 \text{ 尺}$ ) 2枚と潜戸 ( $5.5 \times 4.1 \text{ 尺}$ ) 1枚を製作した。羽目板は和釘止めとした。鉄製金物（貝金物・肘坪金物・門金物・板金物）は製作し、煮黒目仕上げ（黒色）とした。

## ⑧ 雜工事

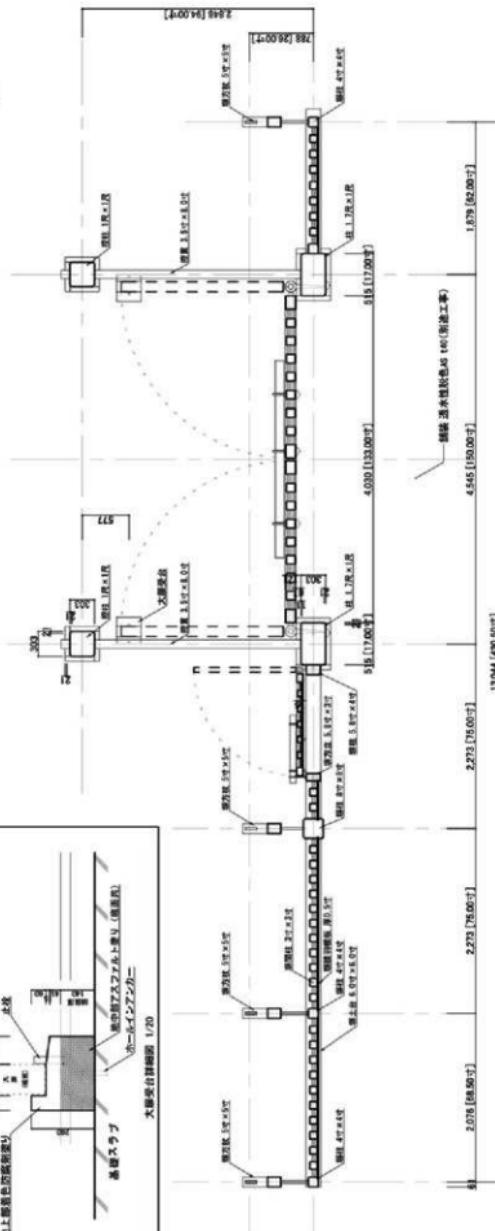
木材には渋墨塗りに替わる塗装として浸透性着色防腐剤の3回塗りを行った（黒色）。塗装は見え隠れとなる部分にも行った。根入部分となる柱脚部分は防腐処理としてアスファルト塗の上、銅板（t0.5 mm）巻きとした。

（曾根田）

(4) 大御門整備面図

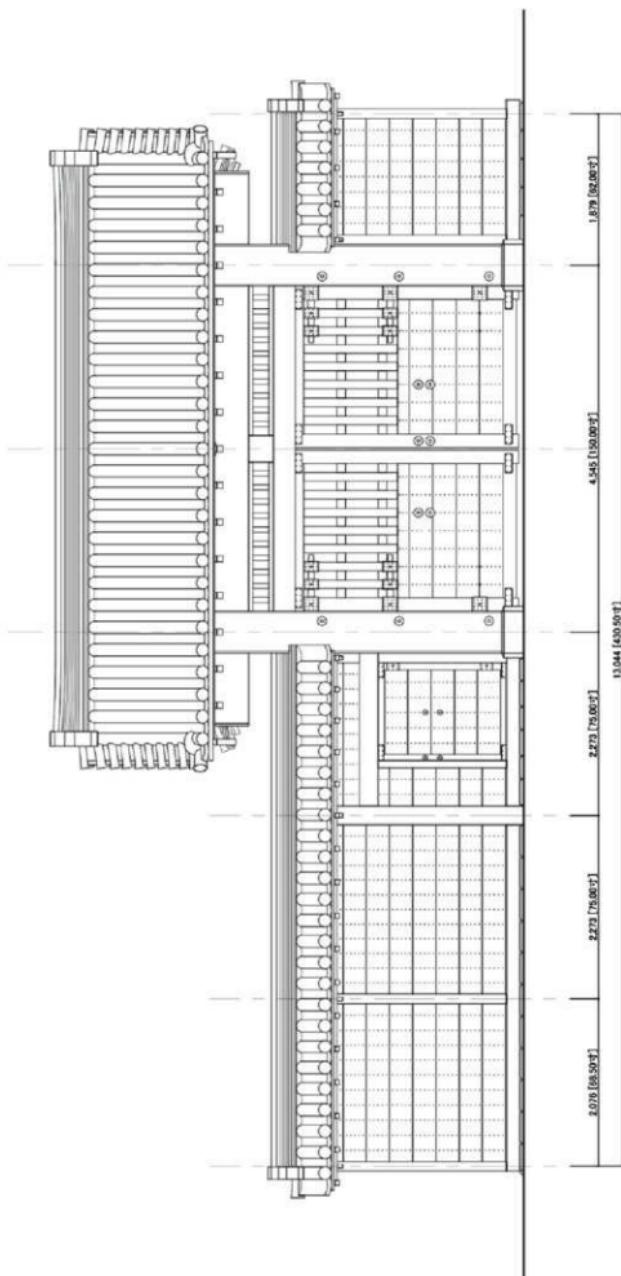


(注) 施設名は、2面に付する。  
 特記) 一端は木造の壁、3端は土、中央部にて瓦葺  
 施設は色々な施設があるが、3端はアスファルトモーリー(太口)、側面はアス  
 フタルート、側面の施設はアスファルトモーリー  
 施設は瓦葺にて左端  
 左端・側面は瓦葺、側面にて瓦葺「瓦葺屋根瓦に接する」  
 右端・側面は瓦葺、側面にて瓦葺「瓦葺屋根瓦に接する」  
 施設は瓦葺、側面にて瓦葺「瓦葺屋根瓦に接する」



平面図 1/60

図 73 大御門整備平面図



西立面図 1/60

図74 大御門整備立面図 1

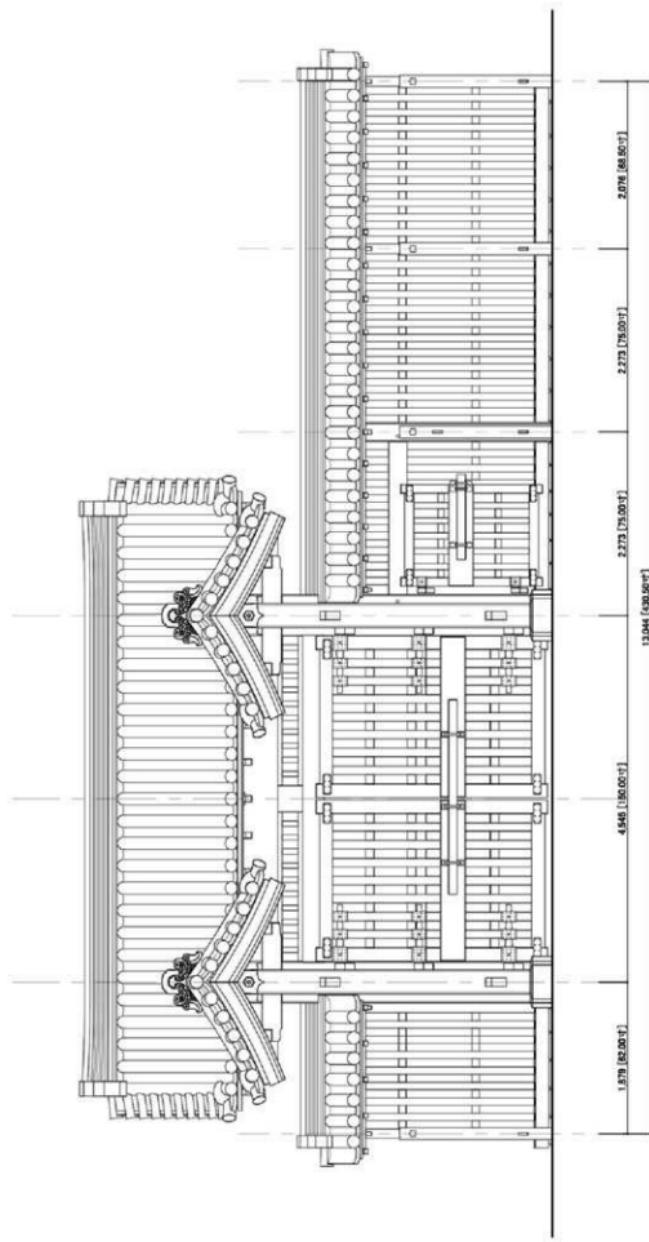


图 75 大御門整備立面圖 2

東南立面圖 1/60

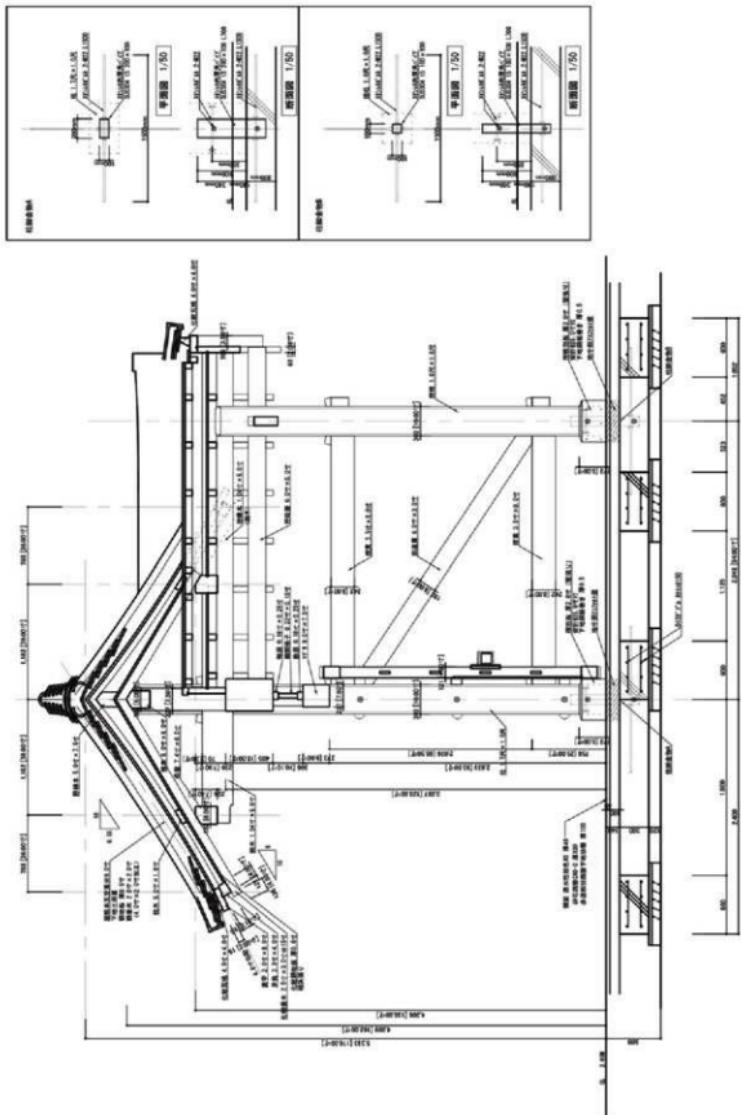
北立面圖 1/60

圖 76 大御門整體立面圖 3

南立面圖 1/60

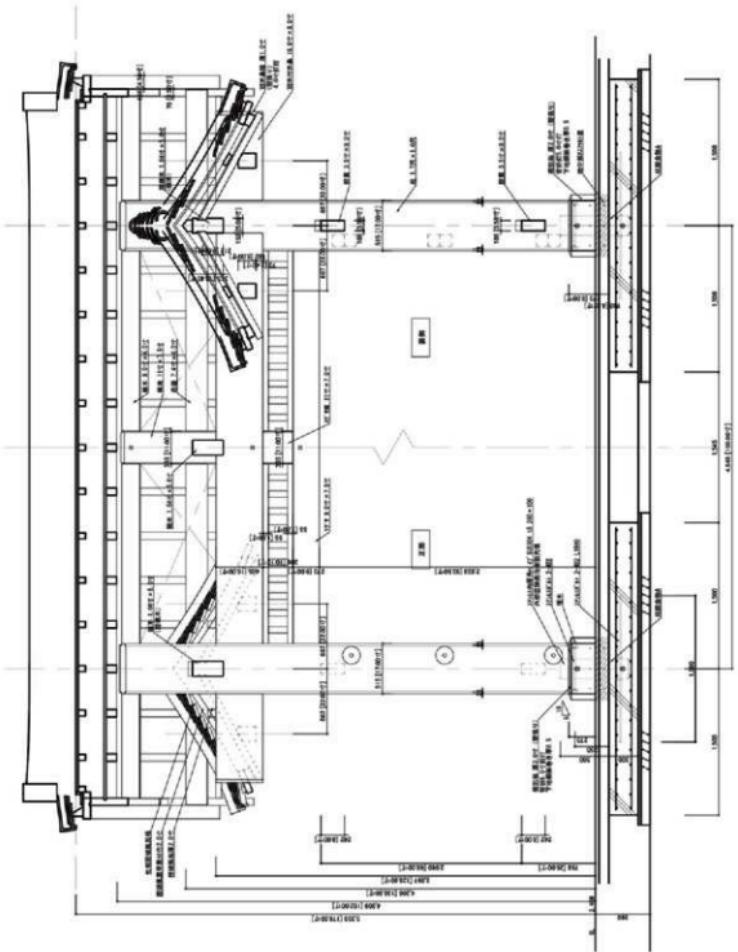
2.448 [84.00 ft]

2.448 [84.00 ft]



断面图 A 1/50

图 77 大闸门整体断面图 1



断面図 B 1/50

図 78 大御門整備断面図 2

爆断面图 1/50

受断面图 1/50

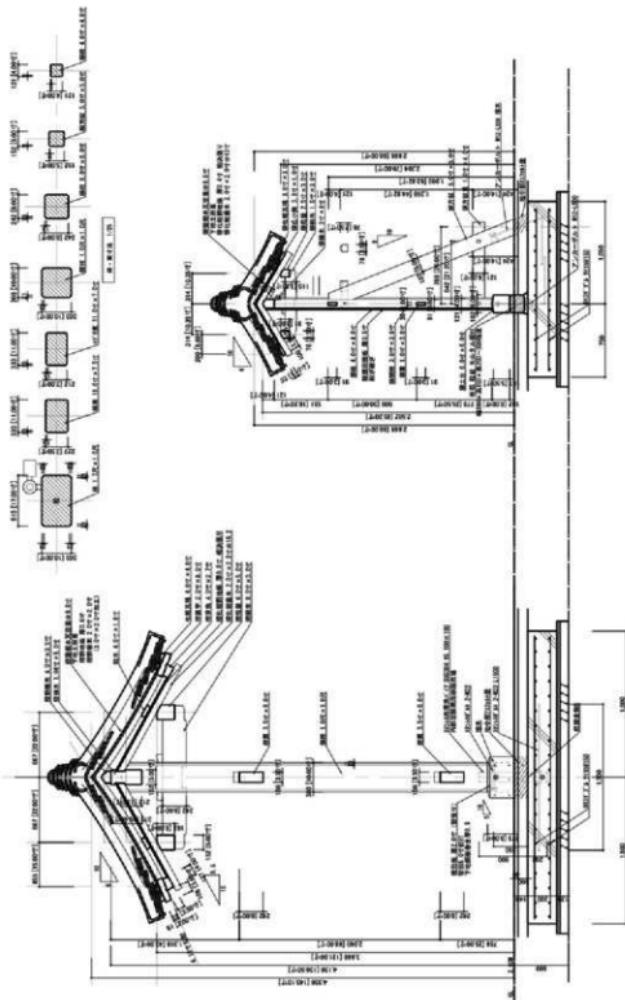
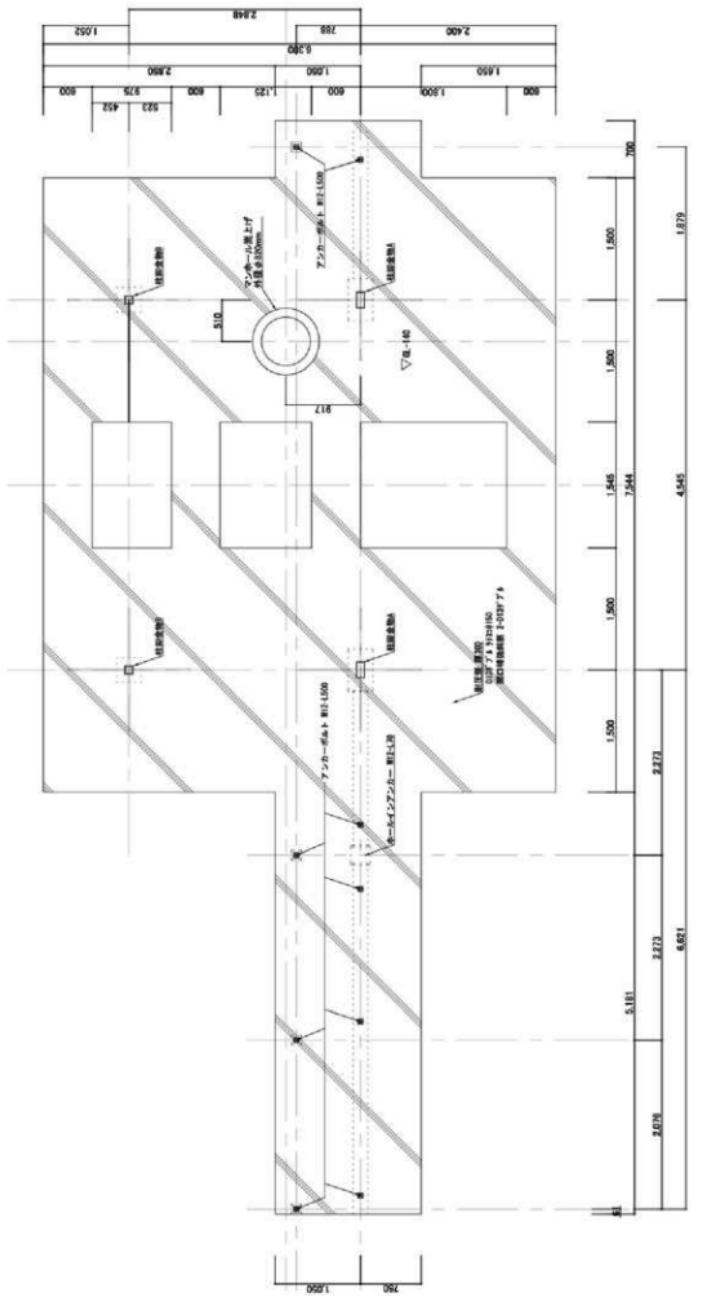


图 79 大闸门整幅断面图 3



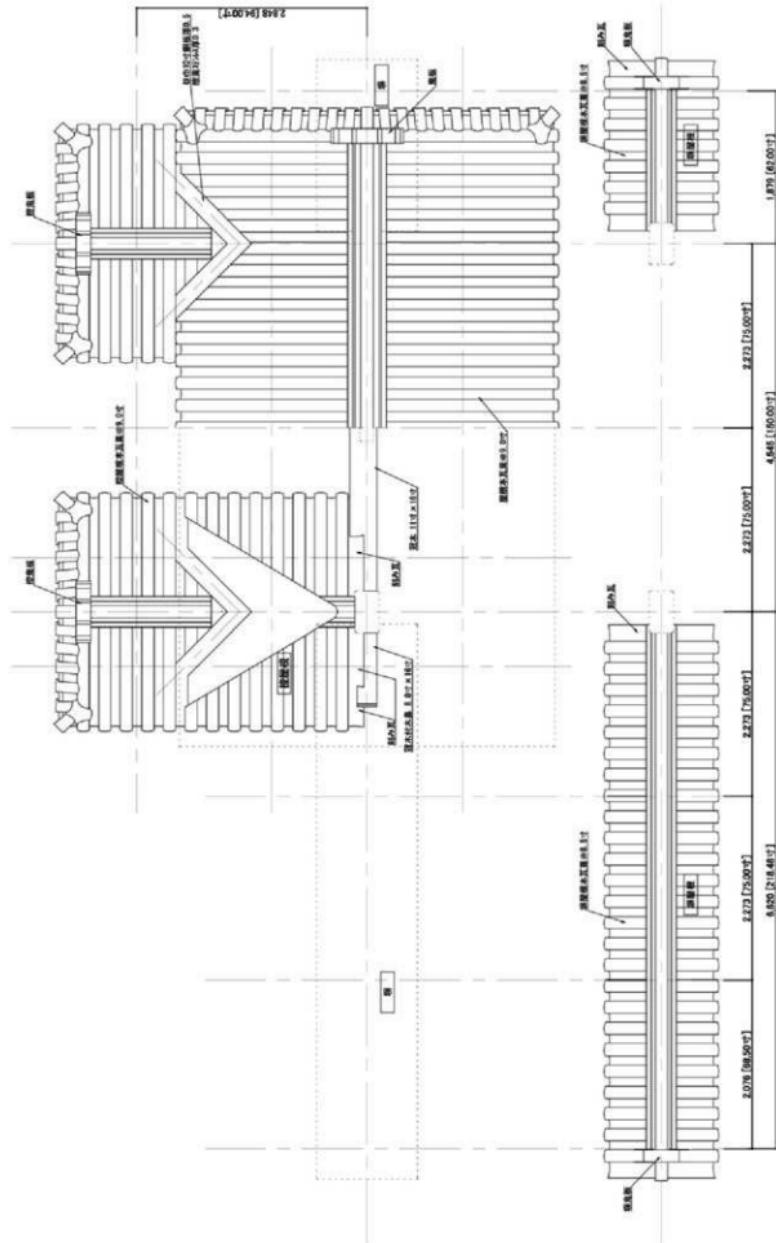
基礎底図 1/60

図 80 大御門整備基礎底図

特記：巴、大、高直立柱品（荷重強度試験）、  
柱、柱頭、屋根板、瓦瓦頭、瓦瓦身、瓦瓦底）

屋根状図 1/60

図 81 大御門整備屋根代図



## 第6節 裏御門

### (1) 遺構

女改之長屋の北側でいくつかの不整形な柱穴を検出し、裏御門跡と断定した。

#### ① 柱穴等（図82）

裏御門の柱穴は、門本柱として143・148・150が位置し、控柱として144・151が該当する。

門本柱穴143・148・150はそれぞれほぼ1.8mおきに位置しており、控柱の柱穴も143・150から0.9m東に144・151が位置する。

門本柱の柱穴143は東西40cm・南北35cmの平面規模で、東端付近に丸太状の木材が立った状態で残る。柱穴148・150は後世の搅乱や流れ出る湧水で十分な観察ができないかったものの、143と同規模と思われる。

控柱の南側柱穴144は東西85cm・南北65cmの柱穴で側面には珪岩小角礫が詰め込まれていた。北側の柱穴151もその上面で珪岩小角礫を確認した。また、柱穴151の北側には長軸30cmほどの角礫が3石分列状をなして残っていた。

門本柱の柱穴143・148の東側で土の硬化面155を検出し、その範囲は東西2m・南北2.1mであった。そして、土の硬化面の下部で東西方向に長さ1.3~1.5m・幅0.3~0.5mの2本の小溝を検出した。

#### ② 裏御門の平面形状

西側に本柱の柱穴がおおむね1.8mごとに並び、南端・北端の本柱の柱穴の0.9m東側に控柱穴を検出したので、南北方向に2間、本柱-控柱間が半間という平面形状となる。

そして、土の硬化面の位置から、本柱の南側1間分は開口部であって通路であったことを示している。柱穴以外に礎石を据え付けた痕跡もないことから、裏御門は掘立柱の基礎であった。

柱穴の重複がないことや女改之長屋とその北側に続く木柵との位置関係よりみて、宝永5年以降廃闕となる明治2年（1869）まで同じ位置に裏御門は建っていたものと考えられる。

（岡本）

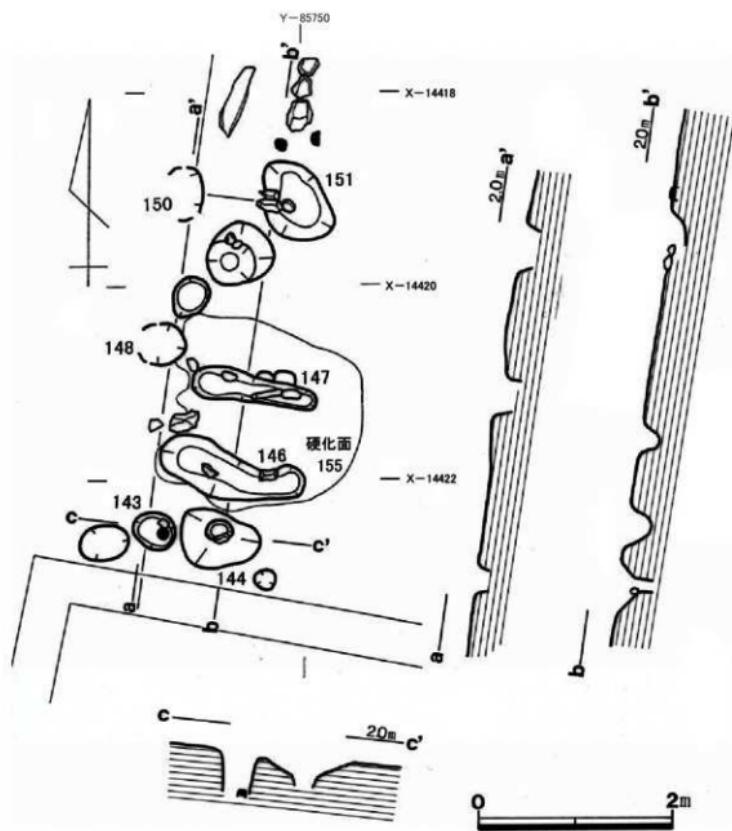


図82 裏御門実測図

## (2) 復元検討

### ① 復元検討の手順

裏御門の復元検討は以下の手順により行った。

イ、遺構との対応

裏御門の門柱及び控柱の柱穴を確認し、位置・柱間を特定した。その遺構は文化2年（1805）の修復計画書「今切御関所御普請仕様帳二」に記されるものと一致する。遺構ではそれ以降の変遷はない。

ロ、史料による検討

信憑性が高いと考えられる図面史料・文献史料・絵画史料から、基本的な構造形式を検討した。

基本とした資料

・図面史料 — 門の表現があるもの

移転前図面1 元禄6年（1693）「関所普請當時之平面図」

移転前図面2 元禄6年（1693）「今切関所之図」

図面1 年代不明「新居御関所平面図」

図面2 年代不明「遠州新居関所之図」

図面3 安政5年（1858）建替え以降「今切関所平面図」

図面4 年代不明「今切関所平面図」

・文献史料 — 部材が詳細に記されるもの

文献4 文化2年（1805）「今切御関所御普請仕様帳二」

・絵画史料 — 関所の西辺に棟門のような表現で描かれる。

絵画3 寛政～文化3年（～1806）「東海道分間延絵図」

② 造構との対応

イ. 裏御門の造構

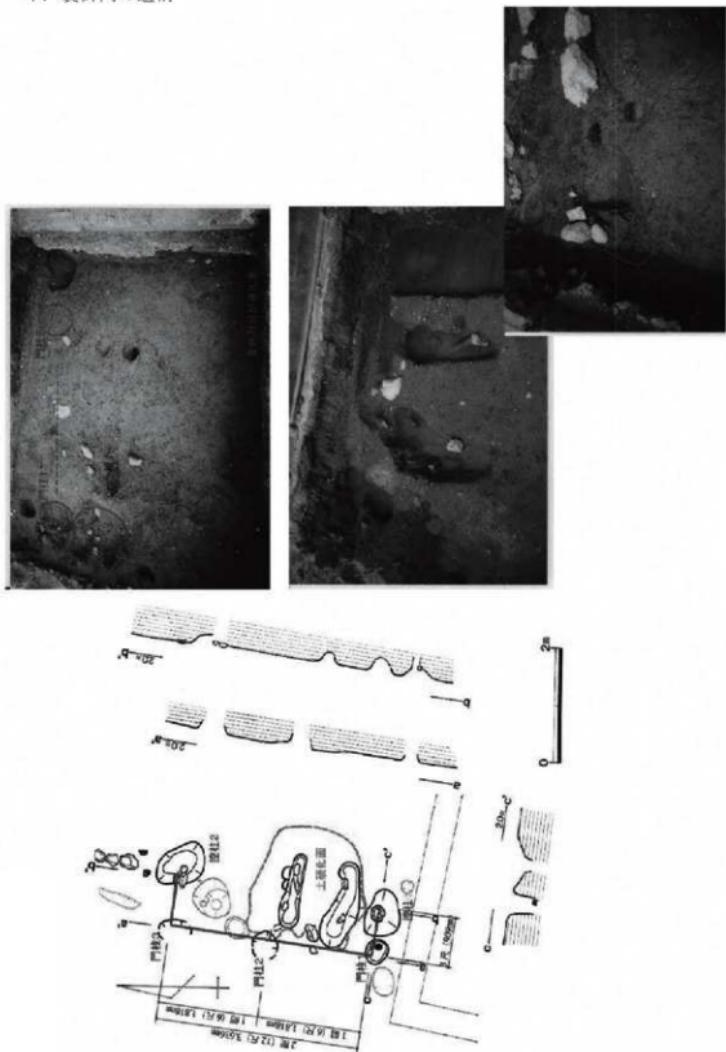


図 83 裏御門造構図

### ③ 史料による検討

裏御門は女改之長屋の北側に隣接し、関所の西辺を区画する施設である。掘立柱の遺構や図面史料・文献史料から極めて高い精度での復元が可能である。

#### イ. 文献史料

文献4 文化2年(1805)「今切御関所御普請仕様帳 二」

「一 裏御門 軒高8尺 柵行2間 帷子門(略) 朽腐難保ニ付、新規建替候積」として、ほとんど全ての部材が書き上げられる。

なお、その他の文献史料には裏御門の記述は見られない。

#### ロ. 絵画史料

絵画3 寛政～文化3年(～1806)「東海道分間延絵図」

関所の西辺に棟門のような表現で描かれる。

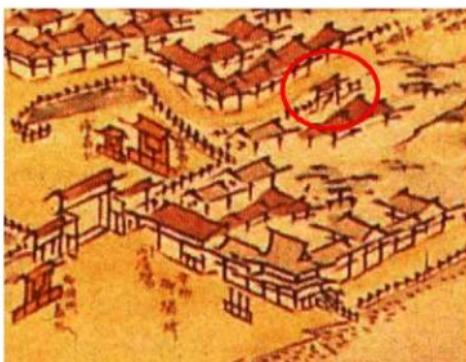


図84 絵図3 「東海道分間延絵図」  
(寛政～文化3年(1806))

## 八、図面史料

### ○第1次図面1「関所普請当時の平面図」

(元禄6年・1693)

開口状の表現と「裏御門」「二間」の記載がある。

### ○第1次図面2「今切開所之図」

(元禄6年・1693)

関所構内側からの立面表現があり、寄棟屋根が描かれ、「裏門」「二間」の記載がある。

### ○図面1（第4次）「今切開所平面図」

(安政5年・1858 関所面積倍以降)

開所の外側から見た立面が表現される。桁行2間、南1間分が開口、北1間分が羽目板、小さい屋根が描かれる。

### ○図面2（第3 or 4次）「今切開所平面図」

(年代不明・新居関所史料館蔵 織文書)

裏御門の北側に延長する柵とは異なる表現が見え、裏御門に当たるのではないかと思われるが、判然としない。

### ○図面3（第3 or 4次）「新居関所平面図」

(年代不明・『東海道新居関所の研究』より)

立面表現であり、両側の柱と屋根が描かれて、「板屋根」と注記される。

### ○図面4（第3 or 4次）「遠州新居関所之図」

(昭和初期の書写・新居関所史料館蔵)

図面3と同様な立面表現となる。

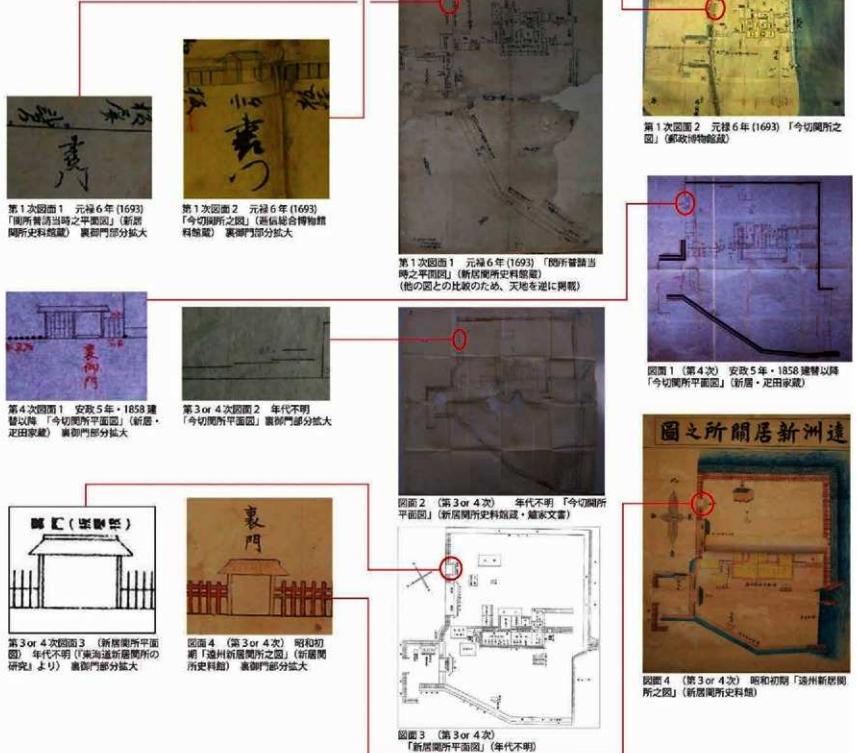


図 85 裏御門図面史料

#### ④ 裏御門の復元検討

文献4「今切御闇所御普請仕様帳二」（文化2年・1805）に構造材や建具、屋根材、金物など、殆ど全ての部材が書き上げられており、それに基づき復元検討図を作成した。また、発見された柱・控柱の柱穴とも一致する。

なお、文献中の戸尻羽目の目板（図86中7）、厚4分、幅9寸とあるが、目板であるので幅9分と読み直して復元検討図を作図した。

##### イ、屋根形式

絵図史料の中には寄棟に見えるものもあったが、板葺屋根であることと、文献4の中には寄棟に関する部材が記されていないことから切妻とした。

##### ロ、軒の出

文献4より軒高8尺・柱高8尺5寸・腕木の出1尺5寸とし、屋根勾配4寸で屋根板長さ（2尺2寸）として復元検討図を作図した。しかし、文献4に記載される屋根板長さが3尺となっていることから、復元設計では軒高・柱高・腕木の出と屋根勾配を維持して軒の出を極力長くし、屋根板長さを2尺7寸とした。

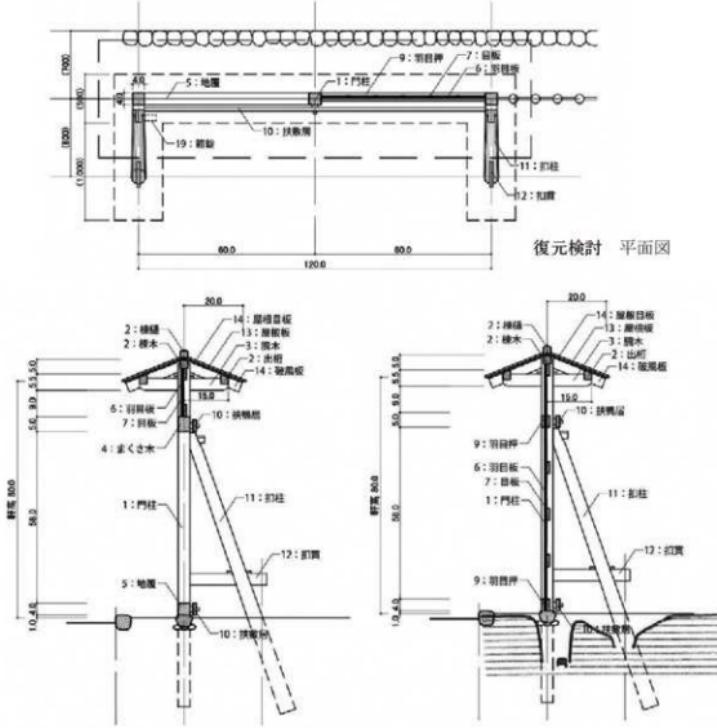


図 86 裏御門復元検討図

#### ハ. 小壁

まくさ木より上の高約2尺部分は文献4に記される羽目板・目板の数量では不足するが、開口とは考え難いため復元検討図では板壁とした。しかし文献4は、ほぼ建替えに近いものであったため、記された木材の数量が全てであると判断して復元設計では、まくさ木の上を開口とした。

#### ニ. 控柱

発掘調査により、本柱よりも控柱掘り方の面積が大きいことから、根入部が斜めになっていたと判断し、傾斜型の控柱とした。文献4（157頁）に記載された控貫の本数も柱2本に対して2本となっていたことから、控柱は傾斜型で足元に控貫が入る形状と判断した。

#### ホ. 和釘の種類・本数・長さ

和釘の種類については、文献2の大御門に関する記述で「皆折釘」として他の釘との書き分けをしていたが、裏御門では書き分けされていないことから巻頭釘とした。

和釘の長さと本数については、文献4に記述されている長さで作成した場合、羽目板・屋根板共に裏側へ突き抜けてしまう長さとなっており、本数も多く記述されている。

壁板（羽目板）部分を文献4に倣う寸法とすると、目板（厚0.4寸）・羽目板（厚0.4寸）・羽目縁（厚1.0寸）で厚さが1.8寸となるが、釘の長さが4.0寸のため、釘が部材よりも2.2寸長くなることより裏側へ突き抜けてしまう。建具の開閉と見学者等の安全を考慮すると、突き出た釘を折り曲げることとなる。本数については幅1尺あたり5本（幅方向）となり、かなり間隔が短く板材に割れが入る可能性がある。

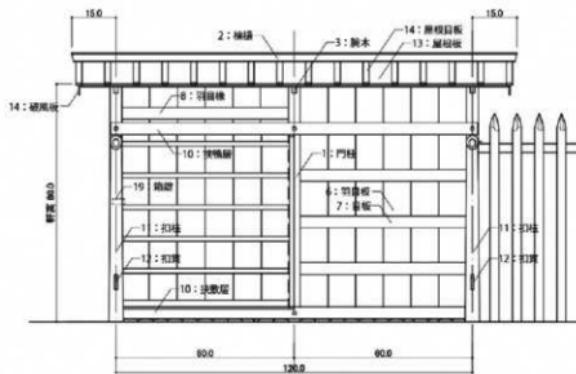
屋根板部分については、目板（厚0.6寸）・屋根板（厚0.6寸）・出桁（3.0寸）で厚さが4.2寸となるが、釘の長さが5.0寸のため、釘が部材よりも0.8寸長くなるため出桁下に釘が突き抜けてしまう。本数については幅1尺あたり5本（幅方向）となり、かなり間隔が短く板材に割れが入る可能性がある。

釘が板壁の裏側へ突き出している例類も無く、間違ったイメージを残してしまうことと部材の割れを防ぐため、文献4の和釘長さ・数量は当時の予算確保等の理由により実際よりも大きなものとしている解釈し、部材寸法にあったものを採用した。

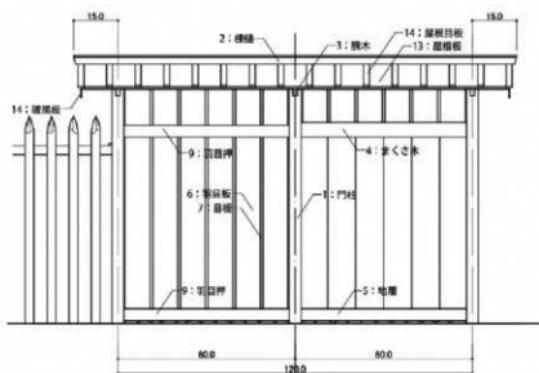
板壁は1.5寸長の釘を使用し、屋根板には3.0寸長の釘を使用した。本数はどちらも幅1尺あたり3本（幅方向）とした。



図87 裏御門和釘長さ検討サンプル模型  
(文献どおりの長さで和釘を作成)



復元検討 東側（関所内側）立面図



復元検討 西側（表側）立面図

図 88 裏御門復元検討図 2

へ、今切御開所御普請仕様帳二（文化2年1805）

※づして　木:等　石:より  
※」は原史料の一丁(オモテ・ウラ)ごとの区切りを示す

一裏御門 軒高8尺  
桁行2間 燭子門 1ヶ所 是<sup>フ</sup>御修復之度々柱根縫いいたし相保候如、年数相立、柱其外~~面~~朽腐離保付、新規建替候積

右御入用

番号	部材名称	部材名称(史料)	厚さ	幅	長さ	数量	材種他	記述
1	門柱	門柱	4寸角(書落)	1丈 1尺5寸	3本	杉木	是 <sup>フ</sup> 根入三尺之積	
2	桁・棟木・檼	桁木 棟木 檼	2寸5分	3寸	2間半	4本	杉木	(記述なし)
3	腕木	腕木	1寸5分	4寸	3尺	3本	古木	是 <sup>フ</sup> 有来之分相保候積
4	まさ木	まさ木	4寸	5寸	1間	1本	古木	是 <sup>フ</sup> 古木之内見合造候積
5	地檻	地檻木	4寸角	1間	1本	古木	是 <sup>フ</sup> 右同断	
6	戸尻 羽目板	戸尻 羽目板	4分	1尺	6尺	6枚	杉板	(記述なし)
7	戸尻 目板	同目板	4分	9寸 (9分か)	6尺	1枚	杉板	是 <sup>フ</sup> 羽目板剥目五ヶ所分 <sup>フ</sup> 遣候積
8	羽目様	羽目様	1寸	4寸	6尺	5本	杉木	(記述なし)
9	羽目押	羽目押	1寸	4寸	2間	1本	杉木	是 <sup>フ</sup> 式ツ切 <sup>フ</sup> ノ下上分
10	換敷居・鴨居	換敷居・鴨居	1寸2分	4寸	2間	2本	松木	(記述なし)
11	扣柱	扣柱	末口4寸	1丈	2本	栗木	(記述なし)	
12	扣貫	扣貫	1寸	4寸	3尺	2挺	古貫	(記述なし)
13	屋根板	屋ね板	6分	1尺	1間	15枚	杉板	是 <sup>フ</sup> 武ツ伐 <sup>フ</sup> ノ、同家根抬五枚充両側分
14	屋根目板・破風板 共	同目板 破風板共	6分	1尺	1間	4枚	杉板	是 <sup>フ</sup> ニツ伐 <sup>フ</sup> ノ、十八枚割 <sup>フ</sup> ノ遣候積
15	戸堅棟	戸堅棟	1寸6分角	1間	2本	杉木	是 <sup>フ</sup> 裏御門引戸堅棟 <sup>フ</sup> 遣候積	
16	戸横棟	同横棟	1寸2分	1寸6分	5尺6寸	5本	杉木	是 <sup>フ</sup> 横貫五通之積
17	潜棟	潜棟	1寸6分	3寸	5尺6寸	1本	杉木	(記述なし)
18	櫻車	櫻車	差渡3寸		2ツ	—	(記述なし)	
19	箱籠	箱籠	鏡共差渡長6寸		1ツ	—	(記述なし)	
20	坪かね	坪かね	—	—	—	3ツ	—	(記述なし)
21	輪かきかね	輪かきかね	—	—	—	3ツ	—	(記述なし)
22	3寸釘	三寸釘	—	—	3寸	150本	—	是 <sup>フ</sup> 羽目板五本ツ <sup>フ</sup> 五通打
23	4寸釘	四寸釘	—	—	4寸	350本	—	是 <sup>フ</sup> 目板一枚十本打、家根板一枚 <sup>フ</sup> 十本打
24	5寸釘	五寸釘	—	—	5寸	160本	—	是 <sup>フ</sup> 目板・破風板一枚八本打、羽目板押二枚、巻本 <sup>フ</sup> 八本打
25	6寸釘	六寸釘	—	—	6寸	7本	—	是 <sup>フ</sup> 棟様 <sup>フ</sup> 打候分
26	大工 人足	大工 人足	—	—	—	28人	—	是 <sup>フ</sup> 大工手伝一人 <sup>フ</sup> 壹人ツ <sup>フ</sup>
						28人	—	

図 89 裏御門目論見帳

### (3) 整備

#### ① 事業組織（平成28年度）

事業者	湖西市
設計及び工事監理	有限会社ウッドサークル 東京都中央区日本橋人形町2-16-2 人形町ユウビル4階
工事請負者	有限会社袴田建設 静岡県湖西市新居町中之郷1599-4
協力業者	
木工事	株式会社モクラボ 兵庫県姫路市安富町三森421-3
石工事	株式会社小林石材工業 東京都港区麻布十番3-7-12

#### ② 基礎工事

耐震補強として基礎コンクリートを打設し、柱・控柱共に基礎に固定したステンレス製の受金物に固定した。

基礎コンクリートは柱通りと柱・控柱通りに打設した。基礎コンクリートの打設に関しては、現場は特別史跡指定地であるため遺構面に影響を与えることのない深さまで掘削して行った。掘削・床付けは遺構面に影響を与えないよう手作業で行った。砕石材は遺構面への将来的な影響を考慮し、再生材ではなく新規材を使用した。砕石基礎（C40 t100 mm）の上に捨てコンクリート（t50 mm）を打ち、その上に基礎コンクリート（t200 mm）を打設した。柱・控え柱の受金物（ステンレス製 t3 mm）は、基礎コンクリートから立ち上げたステンレスボルト（M10）4本で固定した。受金物と柱は、ステンレスボルト（M10）を十字に打ち、控柱と受金物はステンレスボルト M10 を側面から2本打って固定した。

#### ③ 石工事

裏御門下と脇廊下の地覆石と縁石は珪岩（150×150 mm）を使用し、基礎コンクリート上にモルタルで固定した。

#### ④ 木工事

細部の納まり検討として原寸図を作成して施工した。仕口・継手は伝統工法によったが、適宜見え隠れ部分にビスによる補強を施した。仕上げは控柱を除いて鉋仕上げとし、控柱はチョウナ仕上げとした。柱の面取りは1分とした。羽目板・屋根板は和釘止めとした。

本工事で使用した全ての木材には防腐・変形抑制・紫外線の影響抑制効果のある酸化亜鉛含浸処理（モックル処理）を施した。

使用した木材は文献4の記載に倣い樹種を決定した。

「裏御門使用木材」

杉：柱・羽目押・羽目縁・腕木・出桁・棟木・羽目板・目板・押縁・控貫・

猿頭・屋根板・棟樋・破風板

赤松：地覆・挟鶴居・挟敷居

栗：控柱（丸太）

「脇扉使用木材」

杉：柱・羽目板・羽目縁・笠木

赤松：土台

**⑤ 建具工事**

建具は板戸（6.0×6.0尺）1枚を製作した。下框に櫻の戸車を設置した。戸板は和釘止めとした。

**⑥ 雜工事**

木材には渋墨塗りに替わる塗装として浸透性着色防腐剤の2回塗りを行った（黒色）。塗装は見え隠れとなる部分にも行った。根入部分となる柱脚部分は防腐処理としてアスファルト塗りとした。控柱受金物の空洞部分は発泡ウレタンを充填した。

**⑦ 外構工事**

全体の舗装仕上げは将来工事となるため、門周囲は砂利敷きとした。

（曾根田）

(4) 裏御門整備図面

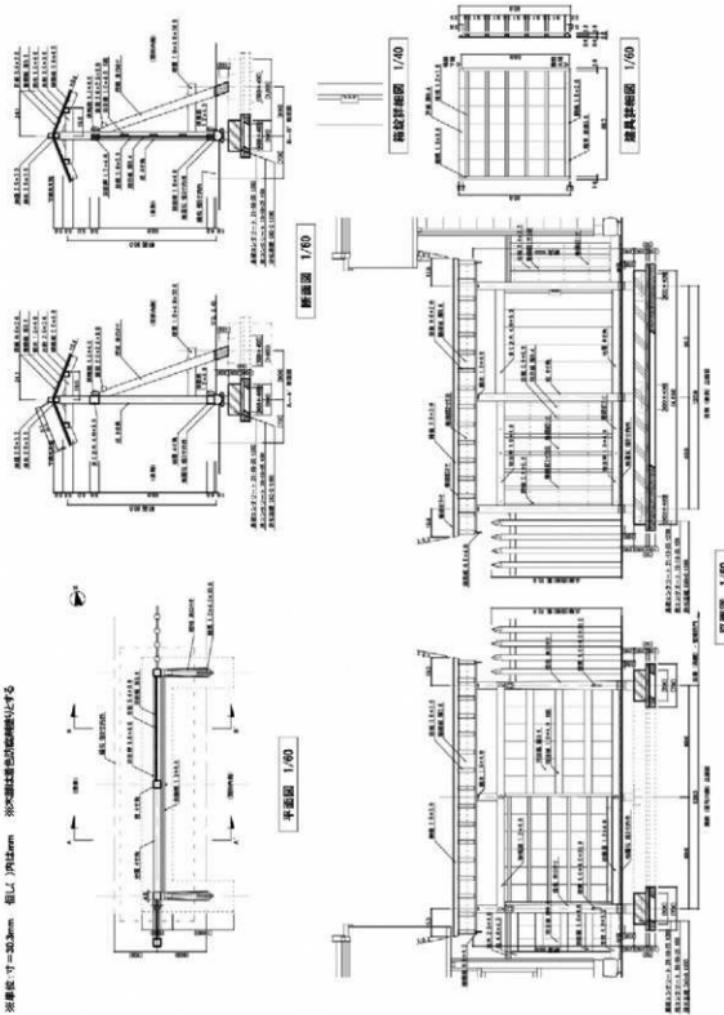
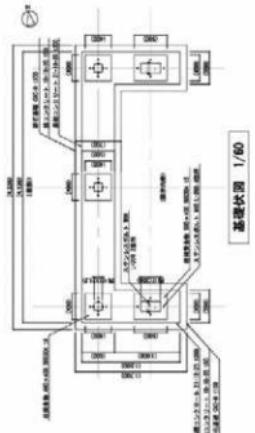


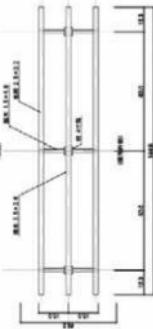
図 90 裏御門整備図面 1

米原位: ハー=30.3m　但し、内はmm

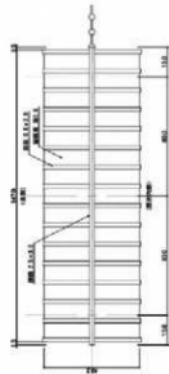
穴木柱は総合計算面に記入する



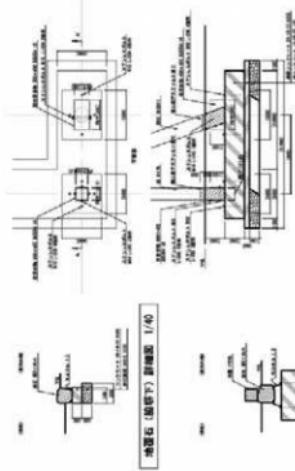
基础状図 1/40



基础状図 1/60



基础状図 1/60



基礎状図 (地盤下) 1/40



基础状図 1/40

図 91 基礎門整備図面2

## 第7節 女改之長屋

### (1) 遺構

女改之長屋は、図面資料によると新居関所構内の西端沿いに南北に長い建物として描かれる建物である。建物跡を示す礎石や石列、溝や段状をなす遺構を検出した。

#### ① 石列（図92）

建物の西端で南北方向に一直線にのびる石列15を18m確認した。石列の中央部では西側に面を揃えて30～50cmの硅岩角礎が5石分およそ2m残っていた。この中央部以外では裏込的な小角礎が列状に続いていた。この角礎列や裏込礎の西側では硬くしまった地盤を検出した。

中央の5石の角礎の上面は標高1.75～1.8mで西側の硬化地盤面に設置され、その南北に残る裏込礎の上面レベルは標高1.9mであった。後述する造成土と中央の角礎列のレベル差は20cmであるので、残っていた角礎の上に1石を積んだ2段の石積となっていたと想定できる。したがって、石列の中央部に残る5石の角礎は建物基礎をなす石積の根石と判断した。

なお、石列の北端付近では、小角礎の希薄な部分で径18cmの丸杭178が検出された。石積の根石を設置するための地業の痕跡と考えられる。

#### ② 建物範囲造成土（図94）

女改之長屋跡と想定される場所の南半分は近年の建物コンクリート基礎が残っていて判然としないが、コンクリート基礎の北側で造成土と思われる堆積層を確認した。

この堆積層は礎をほとんど含まない黄白色砂質土で、新居関所敷地を造成し基盤となった黄褐色砂礎土上に10～20cmの厚みで残る。基盤の黄褐色砂礎土は、女改之長屋の中央付近からゆるやかに北へさがっており、基盤土がより低くなつた場所に搬入造成土が堆積している。およそ標高2m前後の高さに上面を揃えて造成されていた。

黄白色砂質土内には散在的でわずかに瓦小片が含まれ、砂質土上には炭化物層が薄層となって散漫に確認できた。後述する礎石等はこの造成土中に据え置かれており、礎石周辺には黒灰色の厚さ1～2cmの薄砂層が部分的ながらも平面的に残っていた。建物南半の礎石は基盤の黄褐色砂礎土の上面に設置されていた。

#### ③ 礎石等（図92）

礎石など建物基礎が部分的に残り、南半では基盤砂礎土上面、北半では造成土層中で礎石・集石・粘土面・焼土・変色面を検出した。

##### 礎石 116

石列15南端から1.8m東側で東西を長軸とした長さ40cm・幅27cm・高さ22cmの硅岩角礎を確認し、その上面は平坦で標高1.96mであった。この礎石は基盤砂礎土上に置かれており、据え付け痕跡はみられなかった。

##### 礎石 125

石列15中央部の角礎列のおよそ3.6m東側に残っていた礎石である。東西32cm・南

北 35cm・高さ 10cm の方形状の硅岩角礫で、上面は平坦で標高 2.02m であった。礎石は造成土中に設置されていた。

#### 礎石 128

礎石 125 の北西で確認されたもので、石列 15 から東に 1.8m 付近に位置する。東西 35cm・南北 30cm・高さ 15cm の三角形状の硅岩角礫で、上面は平坦で標高 1.99m であった。礎石は造成土中に設置されていた。

#### 礎石 124

礎石 125 から 0.9m 東に位置し、東西 20cm・南北 30cm・高さ 8cm の硅岩角礫で、上面は平坦で標高 2.05m であった。礎石は造成土中に設置されていた。

#### 粘土面 126

石列 15 中央の角礫列と礎石 125 の中間で確認された粘土面である。粘土面は東西 45cm・南北 65cm の長方形範囲に暗黄褐色粘質土が 2cm の厚さで残っていた。粘土面は造成土中の標高 1.9m の高さで確認した。この粘土面は礎石を据え置くための地業の痕跡と思われる。

#### 焼土 127

粘土面 126 の北側に接して検出された焼土面で、1~2cm の厚みで東西 55cm・南北 30cm の範囲に残っていた。粘土面 126 とほぼ同じ高さで確認している。

#### 粘土面 117

建物跡の南西端に位置する礎石 116 の 1.8m 程東側の基盤砂礫土で検出された粘土面である。基盤土上に厚さ 1~3cm の黄灰色粘質土が 25cm 程の不整形な形状をなす。

#### 集石 118

基盤砂礫土上に 10~20cm の硅岩角礫が 4 石固まって残っていたものである。

#### 集石 122・123・130

集石 123 は礎石 124 の 2.2m 程南側に残る集石、集石 122 は集石 123 から西側に 2m の場所におよそ 0.7~1m の規模で広がる集石で、硅岩角礫の固まりである。

集石 130 は礎石 128 の東側 3.2m に広がる密集した小礫群で、硅岩角礫で構成される。

#### 変色面 136

集石 130 の北側 1.5m 付近に小砂利を混じえた明灰褐色土面が検出されたものである。これは東西 50cm・南北 120cm の範囲に造成土と異なる土が面的に確認され、その厚みは 2~5cm であった。この変色面の南端で陶器の中壺を埋設した埋甕 131 を検出した。

#### ④ 溝・段（図 92）

前述の礎石など建物基礎遺構が検出された周辺で溝や段状の遺構を検出している。

#### 溝 112

礎石 116 から集石 118 のラインの南側で東西方向の溝を検出した。溝は東端で北側に 1.2m 分 L 字状に折れ曲がりコーナーを区画するような形状であった。そして、溝は石列 15 よりも西側へ続いていた。

幅 1.2~1.6m・深さ 0.2~0.4m の規模で西側に深くなるので、関所構内から構外へ向けた排水溝である。石列 15 から礎石 116 の間の溝北肩には小角礫や瓦破片が溝内へ流れ込むように残っていた。

#### 溝 132・段 158

溝 112 は西から北に折れ曲がって終わっているが、その北側延長で溝・段状の遺構が連続している。

溝 132 は長さ 4m・幅 0.7~0.9m の規模で、深さは南端で 17cm であるがより北側で浅くなつて溝としての東側の掘方は消失する。溝埋土上部で 20~30cm の珪岩小礫が散在的に残っていた。

溝 132 の西掘方はさらに北側に連続して直線的に残り、段となる遺構 158 へ続く。この段は溝 132 北端から 7.5m 北側へ続くもので、東西の段差が 5~8cm とわずかだが、溝 112 が北側へ屈曲する位置から連続して建物跡の東辺を区画する遺構となる。

#### 溝 157

石列 15 の中央部の角礫列の西側で東西方向の溝 157 を検出した。この溝は石積の根石である角礫列の中央から西にのびるもので、幅 1.1m で未掘のため深さは不明だが、埋土上面で角杭状の木材がいくつか確認できたので、木組みの溝と判断された。この溝周辺の堆積土には貝殻も多く残ることから、近くに食べ物を扱う場所が想定される。

また、角礫列と接する溝内に径 50cm・深さ 20cm の木桶 156 が残っていた。

#### ⑤ 遺構からみた女改之長屋の平面形状（図 94）

個々の遺構から女改之長屋の建物平面を想定する。

建物の西辺を示すのは石列 15 である。その中央部にしか角礫列を残さないが、裏込礫の存在により南北 18m にわたって石積を構築していた。そして、石列の東西では 30cm もの高低差があり、西側の地盤からみて 2 段の石積を構築し、石積を建物基礎としていた。この高低差は新居関所の構内外のレベル差を示し、石列の西側は土の硬化面となつており、構外の通路面と判断される。女改之長屋は新居関所西辺を画した建物で、建物と関所構内外には高低差があった。

礎石や石列・粘土面・集石など部分的ながらも建物基礎が検出された。石列 15 の規模から南北 18m、東西は石列 15 から礎石 124 の幅でみて 4.5m の建物が復元できる。

中でも石列 15 中央部から粘土面・礎石 125 を結んで礎石 124 から集石 118 ラインまでの交点ではそれぞれがおよそ 1.8m 単位で配置され、粘土面 126 から礎石 128 までは、3.6m となっている。1 間を 6 尺単位で礎石など建物基礎を配置している。

そして、これら建物基礎をとりまくように南辺では溝、東辺では溝・段が確認でき、段状の遺構により建物はその東側よりも少し高い場所に建築されていた。

また、関所構外に続く溝 157 には女改之長屋建物に接して木桶が置かれることから、建物内の排水をこの木桶でいったん受け、桶からオーバーフローする形で西側へ排水していた姿も想定される。そして、石列 15 南端の東西溝の付近に角礫などが集積する

ので、建物内からここへも水を落としてから西側の構外へ排水していたと考えられる。

建物に関連する遺構として、礎石 125 の東側の段付近で埋甕や埋設陶器が検出されている。埋甕 135 は胴部径 70cm もの常滑赤物甕で貯水用の甕と思われるし、埋設陶器 133 は底部が意図的に割られたことから植木鉢と考えられる。女改之長屋の生活を考えるうえでも重要な遺構となろう。

女改之長屋は新居関所構内の西辺に位置する礎石建ての建物で、南北 18m・東西 4.5 m の規模で、東西方向は 2 間半の礎石配置が明らかになった。そして、溝・段などで建物が建っていた範囲が特定できた。

#### ⑥ 検出した女改之長屋跡の遺構時期

建物西側の土の硬化面上から出土した遺物は、18 世紀～19 世紀前半の幅広い時期の陶磁器であった。石列 15 裏込には 18 世紀後半～19 世紀前葉の陶磁器や瓦破片が混在するので、この時期に建物西辺の石積の改修か修繕の可能性を示唆する。19 世紀初頭の文化 2 年（1805）に長屋の本柱や土台・大引の修繕計画が目論見帳から読み取れるので、出土遺物もこの時期の修理の痕跡を示すのかもしれない。

遺構に建物の変遷痕跡がないことや出土遺物の時期からみて、女改之長屋は宝永 5 年（1708）の移転後から建屋の修理を受けながら廃闇の明治 2 年（1869）まで新居関所の西辺の境界に位置していた。

（岡本）

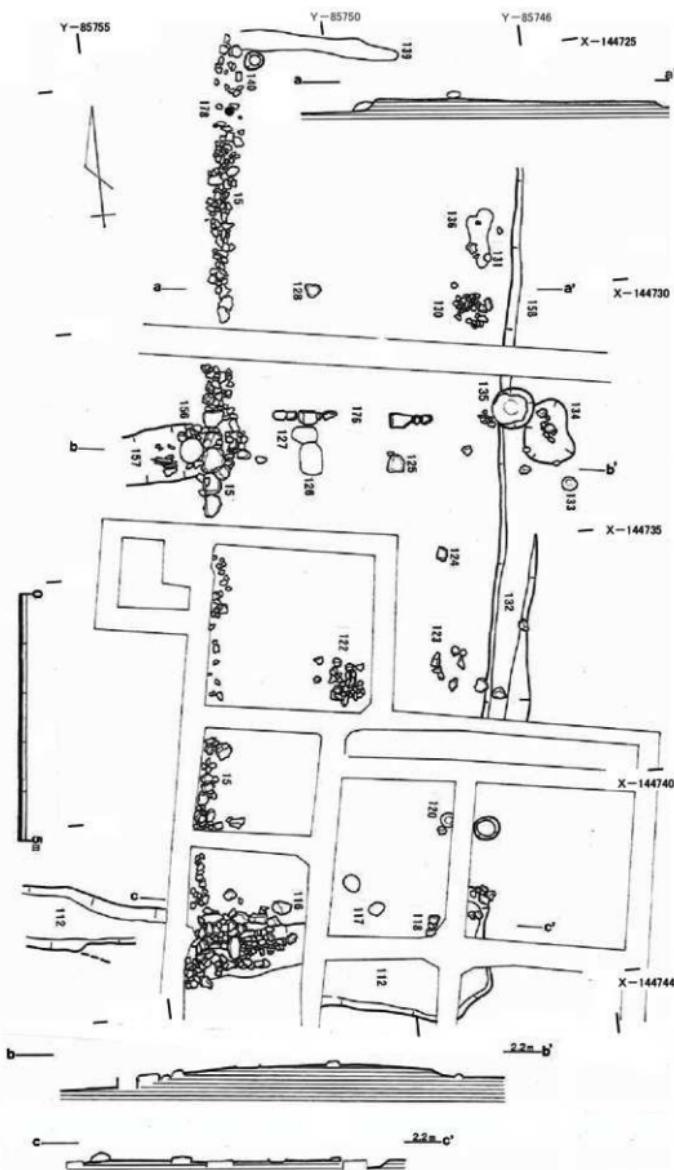


図92 女改之長屋実測図

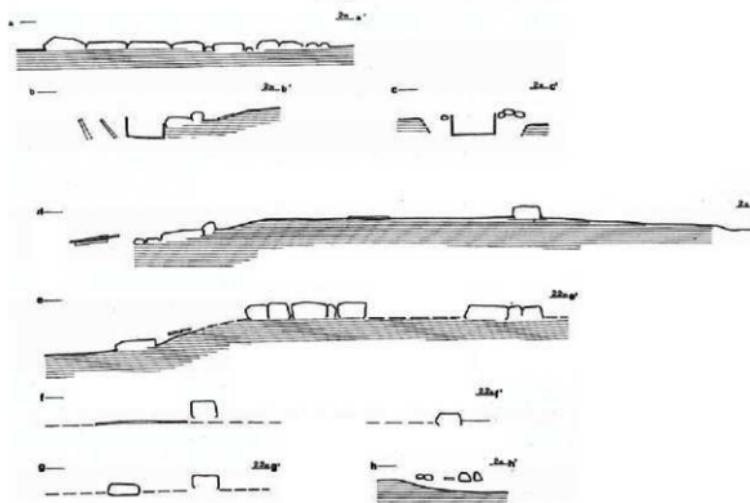
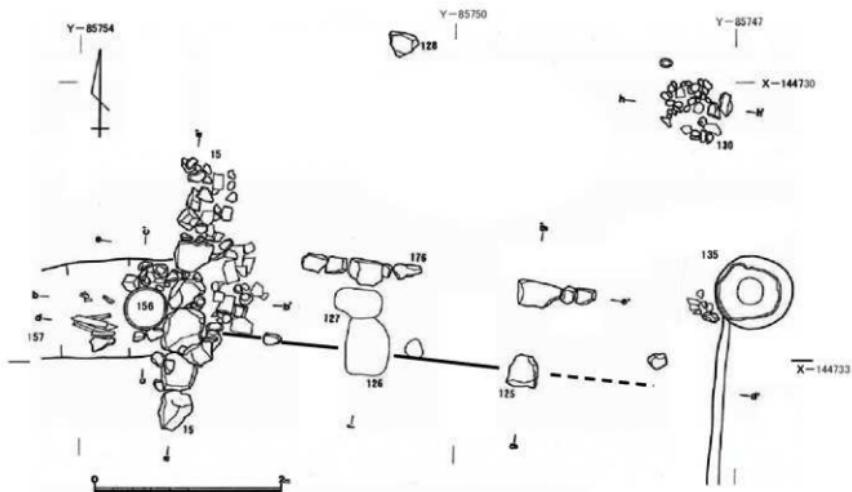


図93 女改之長屋礫石等実測図

## (2) 復元検討

### ① 復元検討の手順

女改之長屋の復元検討は以下の手順により行った。

#### イ. 遺構との対応

「今切閑所平面図」他の絵図によると、女改之長屋は新居閑所の西辺に位置する建物で、南北を棟方向とし、その西壁は閑所の外郭となっている。発掘調査の結果、該当する範囲から西辺の土台下石積や礎石の痕跡、また造成地盤、溝跡等が発見され、建物の位置が確定できる。

#### ロ. 史料による検討

信憑性が高いと考えられる文献史料・絵画史料・図面史料から、基本的な構造形式を検討した。

##### 基本とした資料

###### ・図面史料 —

移転前図面1 元禄6年(1693)「閑所普請當時之平面図」

移転前図面2 元禄6年(1693)「今切閑所之図」

図面1 年代不明「新居御閑所平面図」

図面3 安政5年(1858)建替え以降「今切閑所平面図」

###### ・文献史料 — 部材が詳細に記されるもの

文献1 天明2年(1782)「今切御閑所御修復風破・附増目論見仕様帳」

屋根について、「惣屋根坪百三拾五坪五合(略)」の材料「柿 こけら 杉板」

の総量が書き上げられる中に、「三拾七坪三合毫匁 女改長屋」と記される。

また、「壁拾三坪四合」として修復箇所が書き上げられる中に「女改長屋南ノ方塗直し之積」とある。

文献3 寛政4年(1792)「三 今切御閑所普請目論見帳 本扣」

女改之長屋に関する記録無し。

文献4 文化2年(1805)「今切御閑所御普請仕様帳二」

「女改入居長屋 但 衍行拾間 梁間式間半 内三尺庇 壁ヶ所」是ハ本柱・土台・大引ホ朽腐候分ハ新規取替、其外共難保場所都而御修復被仰付候積」として、大引、柱や建具まわり、水流箱、板置や外壁の漆板、釘などの部分修理に要する部材と、大工人工数を書き上げる。

###### ・絵画史料 —

絵画2 天明6年(1786)「新居駅御閑所の図」(『東街便覧図略』高力種信)

絵画3 寛政～文化3年(～1806)「東海道分間延絵図」

### ② 遺構との対応

「今切閑所平面図」他の絵図によると、女改之長屋は新居閑所の西辺に位置する建物で、南北を棟方向とし、その西壁は閑所の外郭となっている。発掘調査の結果、該当する範囲から西辺の土台下石積や礎石の痕跡、また造成地盤、溝跡等が発見され、建物の位置が確定できる。

#### イ. 西辺石積跡

建物が想定される範囲の西辺に土台下の石積と考えられる石列（171頁図94中15）が発見された。その中央付近では長径30～50cmの石材が西側に面を揃えて並んでいる。この石列よりも東側（建物内側）は造成土によって西側よりも30cm以上高くなっていることから、おそらく地覆は2段積の石積であったと思われる。

尚、この石列の北側に丸太杭（図94中178）があり、地盤補強のようにも思われる。

#### ロ. 磐石跡

建物跡の南辺に、西辺石積跡から6尺の位置に磐石（図94中1）があり、また12尺の位置に粘土面（図94中2）がある。さらに、集石（図中Ⓐ）は磐石根石のようにみられる。これらは図面3「今切閑所平面図」に描かれる南辺の柱位置と一致する。

また、建物跡中央付近に磐石（図94中4）と粘土面（図94中5）があり、同じく絵図に描かれる間仕切り壁の柱位置と一致する。

さらに、東辺のやや小振りな石（図94中3）は東外壁の東等の磐石の可能性がある他、建物内北よりの石（図94中6）は床組の東石の可能性がある。

建物跡の中央や北寄りの東西方向にある石列（図94中176）は、周辺の磐石（図94中4 上面レベル2.02m）よりも高いレベル（上面2.12～2.18m）であること、またこれに対応して後世の土管が発見されたことなどから、土管埋設以前の側溝のようなものと推測され、女改之長屋の遺構ではないと考えられる。この他、集石等が見られるが、やはり後世のものかと思われる。

#### ハ. 造成土

建物跡の中央以北に、厚さ10～15cmの黄白色砂質土層が発見された。この層は礫をまったく含まないもので、南側の遺構確認面となる層の上に乗るものである。女改之長屋の周辺地形は、各所の検出レベルからみて北側に緩やかに傾斜しているようであるが、この堆積層は建築の地業として搬入された造成土と考えられる。この造成土は船会所と同様であり、建物範囲は周辺よりも少し高く造成していたものとみられる。

#### ニ. 段差・溝

建物跡の東辺推定線から東側に約1.2mの位置に段差（図94中158）があり、その南半では外側に溝（図94中132）がある。段差は最大で8cmと小規模なもので、南北に連なっていたと思われるが、北端・南端は後世の建築基礎や溝によって消失している。また、南端では溝（図94中112）が発見されており、これらは建物範囲を区画するものと考えられる。

#### ホ. 排水溝

西辺石積跡の中央付近に、西側に延びる溝と木桶が発見された。文献4「文化二年 今切御閑所御普請仕様帳 二」に水流しの記述があり、文献3「今切閑所平面図」には水流しと思われる描画がある。

落差のある水流しの排水を木桶で受けて閑所構外へ流すような仕組みが想像される。

木桶は、径約50cmで上部は腐食しているが20cm分の高さが残っていた。また桶内に角礫・瓦片が落ち込んでいた。

#### へ、埋甕等

段差（図94中158）付近には埋甕やゴミ穴と思われる穴が掘られている。その中で、埋甕（図94中135）は胴径約70cmの常滑赤物大甕が埋設された遺構である。水甕であろうか。また埋甕（図94中133）は陶器鉢底部が埋設されたもので、鉢底部中央に穿孔が施されることから植木鉢と推定される。

#### ト、瓦だまり

建物南端の構（図94中112）の中から膨大な瓦破片が出土している。女改之長屋は図面3「新居関所平面図」（177頁）に粉小屋とあり、文献1「天明二年 今切御関所御修復風破・附増目論見仕様帳」からも柿葺と読み取れる。従って出土した瓦がどこの屋根材であったかは定かではない。

#### チ、焼土層

西辺石積跡（図94中15）の西側一面で石垣の段差を埋めるように最上層で焼土層が検出されている。焼土層には陶磁器破片や焼けた瓦破片、また焼けた壁土片が大量に含まれることから火災痕跡と思われるが、どの建物のものか定かではない。

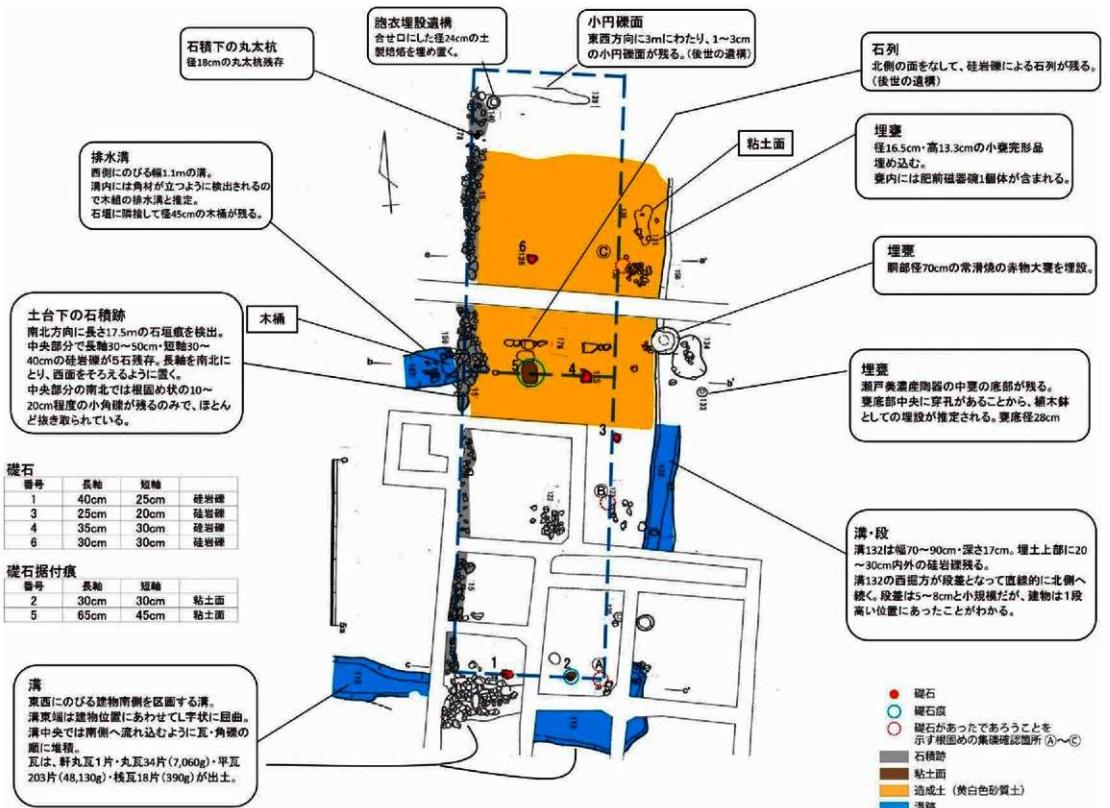


図 94 女改之長屋遺構平面復元図



②女改之長屋全景



④南辺より



⑥南端の溝（東より）



①西南隅



③南端の溝



⑤南端の溝

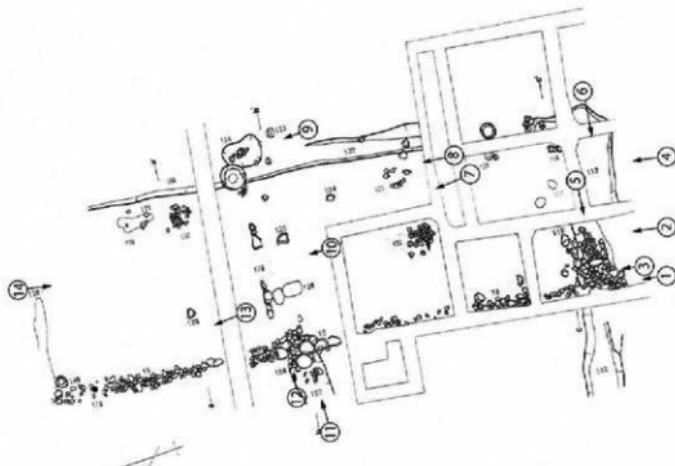


図 95 女改之長屋遺構写真 1



⑦礎石3・礎石想定箇所B



⑧東辺の段・溝



⑨東辺の埋甕等



⑩礎石4(右)・礎石痕5(左)



⑪土台下の石積跡



⑫土台下の石積跡・礎石痕5・礎石4



⑬北側より全景



⑭礎石6

図 96 女改之長屋遺構写真 2

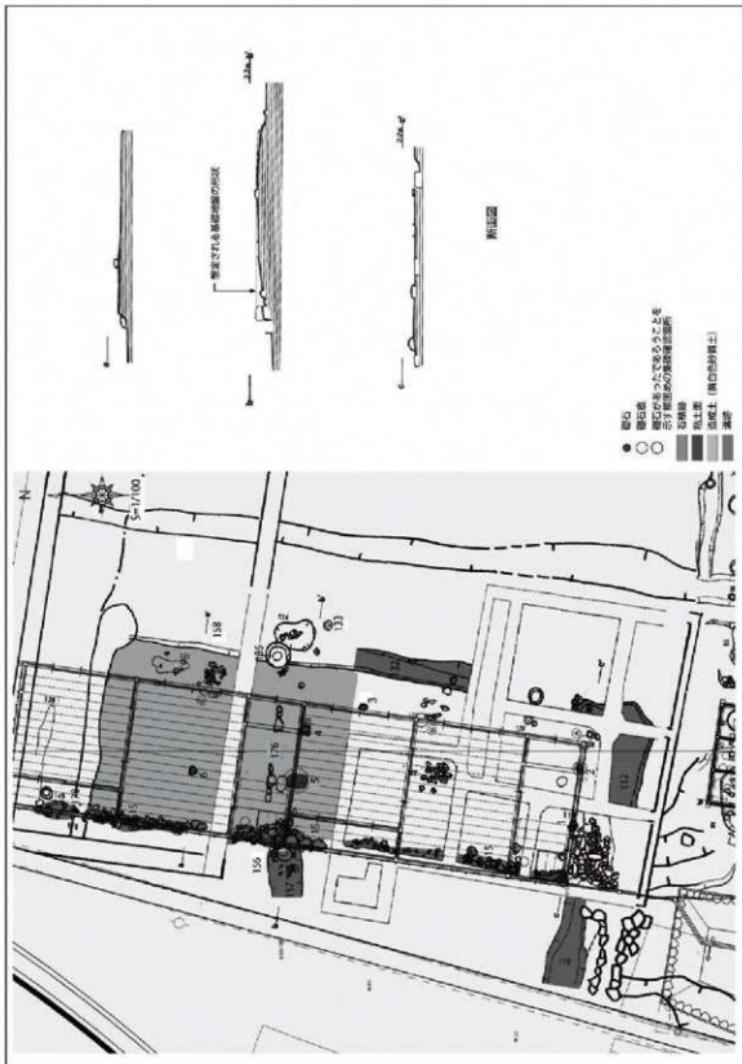


図 97 女改之長屋遺構重ね図

### ③ 史料による検討

女改之長屋は、新居関所の活用において「新居宿史跡案内人の会」等のまちづくり関連団体の活動拠点として、少人数の講座や研究会、あるいは日常的な寄り合いや子どもの学習の場とする目的で、復元的整備を目指した。

女改之長屋の建物は、絵図史料や文献史料より、南北を棟方向として桁行10間、梁間2間半の規模であり、南北を2等分した平面と考えられる。また、関所の西辺に位置しており、この建物外壁が関所の外郭の一部となっている。

#### 本来の用途

名 称	長屋拾間	元禄6年（1693）・平面図（新居関所史料館蔵）
	長屋拾間	元禄6年（1693）・平面図（郵政博物館蔵）
	女改之長屋	不明・基本平面図（個人蔵）
機 能	女改めを行った改女の家族が居住した長屋	
人數等	2家族	
備 考	◎享保6年（1721）8月「遠州新居今切旧記」（『新居町史』第8巻 P12）往来の女改の女武人御関所内長屋に抱え置き、右の女の夫足軽並に帶刀にて長柄持ち、鎧出し入れ、幕打ち、定燈明等、其のほか者頭、給人の公用使等勤む、宛行三両武人扶持、是は右女への宛行也、意味⇒往来の女改めの女二人、御関所内の長屋に抱えおいている。右の改女の夫は足軽で、帶刀、長柄持ち、鎧の出し入れ、関所の幕出し、定灯明役のほか、者頭（吉田藩から派遣された関所役人）、給人（関所役人、馬回り衆とも呼ぶれる）の使いなどを勤めている。給料は3両2人扶持、これは改女の給料である。	

#### イ. 文献史料

- ・文献1 「今切御関所御修復風破・附増目論見仕様帳」（天明2年・1782）

屋根について、「惣屋根坪百三拾五坪五合（略）」の材料「柿杉板」の総量が書き上げられる中に、「三拾七坪三合壱匁 女改長屋」と記される。

また、「壁拾三坪四合」として修復箇所が書き上げられる中に「女改長屋南ノ方塗直し之積」とある。

- ・文献2 「三 今切御関所普請目論見帳 本扣」（寛政4年・1792）

女改之長屋に関する記録無し

- ・文献4 「今切御関所御普請仕様帳二」（文化2年・1805）

「女改人居長屋 但 桁行拾間 梁間弐間半 内三尺底 壱ヶ所」「是ハ本柱・土台・大引ホ朽腐候分ハ新規取替、其外共難保場所都而御修復被仰付候積」として、大引、柱や建具まわり、水流箱、板疊や外壁の蔀板、釘などの部分修理に要する部材と、大工人工数を書き上げる。

ロ. 絵画史料

・絵図1 「東街便覧図略」

(天明6年・1786)

「新居駅御関所の図」として描かれる絵図では、女改之長屋は範囲外となり表現されていない。



絵図1 「東街便覧図略」天明6年(1786)

・絵図2 「東海道分間延絵図」

(寛政～文化3年・1806)

女改之長屋付近に、建物の簡略な表現がある。



絵図2 「東海道分間延絵図」

(寛政～文化3年(1806))

図98 女改之長屋絵画史料

時期 場所	第1次關所 (大元屋敷)	第2次關所 (中屋敷)	第3次關所		第4次關所	
			(現在地)			
年代	～慶 1長 65 0年 ～	～元 1様 71 04 1年 ～	～宝 1永 75 0年 8 ～	～寶 1永 87 5年 4 ～	～安 85 5年 8 ～	～明 82 8年 9 ～
出来事	新居關所創設	第1次移転	第2次移転	大地震により 面番所倒壊	面成 面成所他の修復	關所廢止

図99 新居關所の概略年表

## 八、図面史料

女改之長屋が描かれる図面史料は下記の通りである。

そのうち、平面形状が描かれる開所移転前の第1次図面1・2、また現在地に移転後（第3次）の図面1・2について、平面形状を比較した結果、現存地に移転する以前から間取りは概ね踏襲されたと考えられる。

第1次と第3次の大きな相違点は第3次に梁間が半間広がることである。この半間分は、文献4に記される「梁間式間半内三尺庭」の庇にあたる部分と考えられる。その他、本体部分の間取りや構造は踏襲されたと考えられる。

○第1次図面1 「開所普請當時之平面圖」

（元禄6年・1693）

移転前図面では、女改之長屋の位置が異なり、面番所前方の櫛状に描かれている。

この図では船会所と同様に間取りに柱位置が描かれている。また表記に「長屋捨間」「土間」「イオリ」とあり、「長屋」と呼ばれたものかと思われる。

移転後の図面1と比較して、表側が半間狭いこと、各室に間仕切を表現することが異なるものの、間取りは概ね一致する。

○第1次図面2 「今切開所之圖」（元禄6年・1693）

間取りに柱位置が描かれ、「長屋捨間」「女改番」「土間」などの表記がある。

平面形状は移転前図面1と一致するが、柱位置や床面の施設の表現箇所が若干異なる。

上記図面と同様に図面1の間取りと概ね一致する。

○第4次図面1 「今切開所平面圖」（寛政5年・1858建替以降）

間取りに柱位置及び間仕切が描かれている。また各室に長方形の面番が描かれているが、押入や附等と考えられる。表記に建物の名前として「女改人長屋」と記される。

移転前の図面史料と比較して表側が半間広くなっているほかは、間取りは踏襲していると考えられる。

○第3・4次図面2 「今切開所平面圖」

（年代不明・新居開所史料館蔵・鶴家文書）

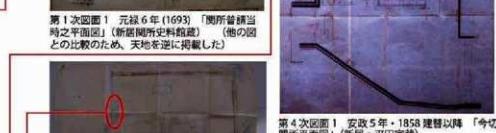
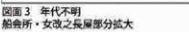
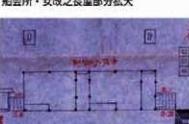
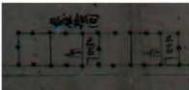
間取りのほか、床の仕上げ等の区分と思われる線が表現され、土間と思われる部分には灰色の塗色痕跡がある。

面番所や船会所と同一の範囲と考えると、図面1と比較して全体に小さく描かれている。

○第3・4次図面3 「新居開所平面圖」

（年代不明『東海道新居開所の研究』より）

南北を開所外縁の櫛に沿まる形で、立面的に描かれ、窓2か所が表現される。また「女改之長屋（粉小屋）」と注記されている。粉（ソギ）とは木を得そいだ板のことであり、柿葺きの屋根を表すと判断される。



第1次図面1 元禄6年(1693)「開所普請當時之平面圖」（新居開所史料館蔵）

第1次図面2 元禄6年(1693)「今切開所之圖」（新居開所史料館蔵）

第4次図面1 宽政5年・1858建替以降「今切開所平面圖」（新居・足田家蔵）

第3・4次図面2 年代不明「今切開所平面圖」（新居開所史料館蔵・鶴家文書）

第3・4次図面3 「新居開所平面圖」（年代不明）

**検討の手順**

基礎史料 建築表現が最も緻密で、信憑性が高いと考えられる第4次図面1「今切開所平面圖」（寛政5年・1858建替以降）を基準として、他の絵図と比較した。（第4次）

対象史料 船会所及び女改之長屋の屋内平面形状が描かれる次の図面史料を対象とした。

第1次図面1：「開所普請當時之平面圖」（元禄6年・1693）

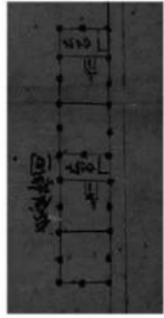
第1次図面2：「今切開所之圖」（元禄6年・1693）

第3・4次図面2：「今切開所平面圖」（年代不明・新居開所史料館蔵・鶴家文書）

平面図化 各図面史料に描かれる開所間や、同一図面にある面番所の規模に基づいて幅を推定し、3尺四方の格子上に作図した。

比較検討 作図した各図について、第4次図面1との相違点を抽出した。

第1次図面1



第1次図面2



図 101 女改之長屋第1次図面

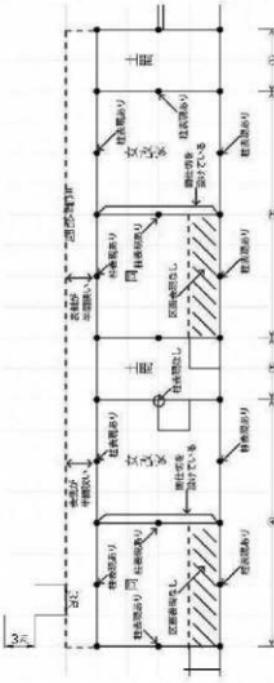
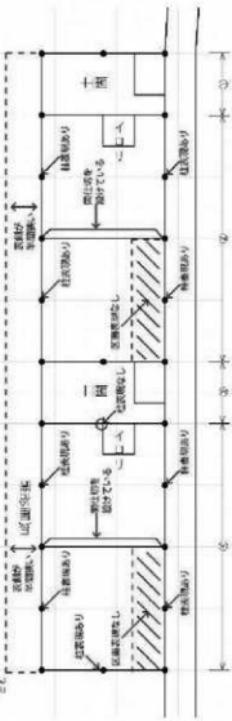
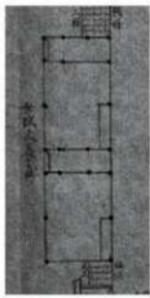


図 101 女改之長屋第1次図面

第4次圖面1（基準史料）



第3or4次圖面2

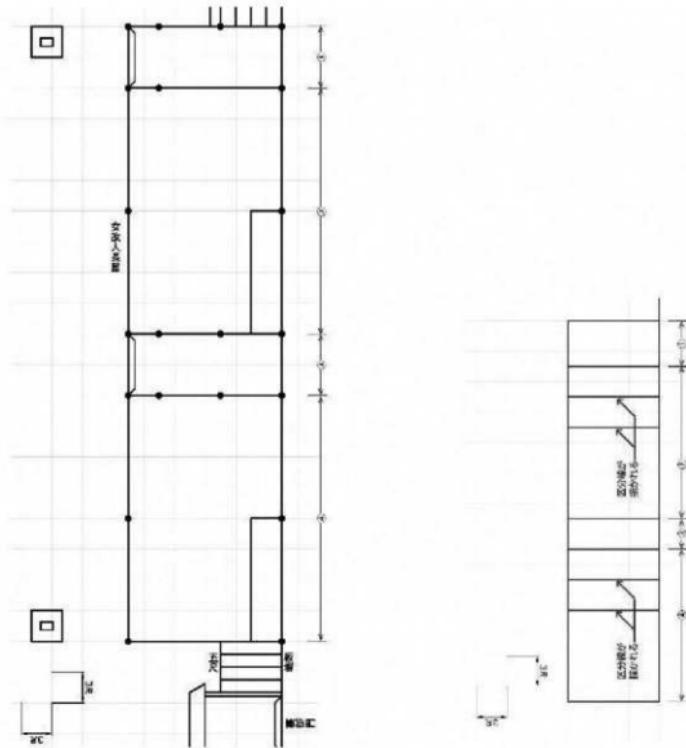
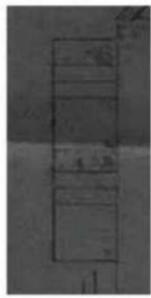


图 102 女改之長屋第4次圖面

二、構造形式

部 分	構造形式	復元の根拠等	備 考
規模・構造	木造平屋 柱行10間・梁間2間半 梁間2間半の内半間は庇抜い 南北を棟通りとする 大きく桁行方向を大きく南北二つに区分し、それぞれ南側1間分を出入口とする 各区分の部屋は、間仕切りを設けて2部屋とする	第4次図面1に概略平面、柱位置、土間位置が描かれる。 第4次図面1の通り、庇抜いとする半間分は、軸組構造上の庇部分と思われ、部屋はこの部分を含んで1部屋とする。 文献では女改之長屋について「桁行治間 梁間式間半 内三尺底」とある一方で、妻度を持つ船会所では「桁行17間 梁間式間半」としている。建物規模として外間に開まれる部分のみ記したとも判断される。 間取りは、現所の移転前から踏襲されたと考えられる。第1次図面1に記載して各区分を2部屋とする。	
架 構	土台に柱を建て、本柱を立ち上げる。土台5寸角 本柱4寸角長1丈 庇柱4寸角長9尺 柱上を梁で繋ぎ、桁を載せる(折置き組み) 梁上を地檻で繋ぎ、小屋組を載せる 庇柱上に桁を載せ、本柱との間に繋ぎ梁を設ける 主屋・庇塊の柱の無い部分は、梁間に2間半の梁を架け、桁行梁を受ける 桁行梁は、4間分を2丁累縦とする	部材断面寸法は文献4に記される。 土台は2間長にて使うことから、土台上に柱と判る。 現存する面番所建物に倣す。 第4次図面1は基本的な間取りを表現したものと考えている。この南北の区分双方に柱も壁も表現されないところから、柱は無いと解釈した。	
床	出入口のある1間分は土間とし、奥に板敷1段分を置く。杉板 厚6分 部屋部分は板張りとする。松板 厚6分 幅1尺	文献4に「入ロ板張」とある。 文献4に床板の記載がある。	
壁	西通 高1丈 蔊板(下見板張り) 縦押縁 1間に5本(間隔1.5尺) 北通 妻壁共 蔊板(下見板張り) 縦押縁 1間に5本(間隔1.5尺) 東通 蔊板(羽目板) 併し開口上のみ目板付き 南通 土壁に掛窓(下見板張り)	文献4に記載される蔊板数量、押縁数量より判断される。 全面に開口を持つことから、壁は妻敷居・框の上下となり、羽目板と考えた。 文献4に「外高1丈 長式間半 土蔵共蔊板ヲ以仕庭」とあり、他の蔊板・押縁とは別記する。 文献より、土蔵は上見に掛窓である。 文献1の壁修理の記述に「三坪四合者女改長屋南之方塗直し」とあり、南側の桁下面積に近似する。 文献4に伴う修理では、西通の土台や貴等に及んでいることから、仮に西通が土壁であればその修復について記されていなければいけないが、この中には見られない。従って、蔊板に関する記述が別記される南通りのみ土壁と見えることが妥当と思われる。 隣接する船会所や雪蔵等の延焼防止などのためであろうか。	
開口・建具	東通 出入口2か所 6尺間の出入口、板戸、引き違い 出入口間と部屋の間仕切2間分2か所 板戸、引き違い 東通 意2間分4か所 高3尺 板戸、引き違い 西通 意1間分2か所(水流し上り) 高1尺 無双窓 水流しが2か所 幅3尺 長3尺 水流し箱置台	文献4に「入ロ戸門戸」、「車・右向断仕込」とあり、板戸の部材と考えられる。 文献4に「中仕切り戸」、「但戸戸戸」があり、この部分に該当すると想われる。 文献4に「引戸戸」、「引戸戸戸」の記述があり、戸板の幅から3尺と算えられる。 また、「引戸戸戸」の記述に「二重幕」とあり、引き違いの意か、あるいは戸板を二重としたものか不明。 蔊板、縦押縁の記述される数から、基通は出入口以外全面と判断した。 文献4の「意此處」、「同枝縁」の記述より、戸板を取り重して幅1間分の意2か所と考えられる。 意仕様に関する記述は無いが、水流しの上り取りと思われる。一般例より無双窓と考えた。 文献4に「水流箱置台」の記述あり、幅3尺×長3尺の水流箱と考えられる。 第1次図面1に、入口となる開口部の前に箱状の表現がある。 発掘調査から、南側の水流し位置付近に木桶と排水溝が発見されている。 文献4に「水流箱置台」とあり、記される部材から転ばし根木のような台と思われる。	
屋 根	和小屋 切妻屋根 檜葺 杉板 長1尺 幅3寸 厚1分 齧足1寸	文献4には屋根に関する記述は無い。 文献1の壁修理の中にも「三治七坪三合一匁 女改長屋」とあり、桟板の記述がある。 庇部分も、一体として屋根を葺いた場合(作図)の屋根面積は文献1の屋根面積と近似する。 また、桟板について「長一尺 幅三寸 厚2分」、「平モ坪一付二百石秋暮」とあり、以下の計算により算出寸となる。 $1坪 = 幅6尺 \times 横6尺 = 横6尺 \div 3(桟板) = 20枚$ $横6尺 \div 1寸(葺足) = 60枚$ $20枚 \times 60枚 = 1200枚$	

図 103 女改之長屋構造形式

#### ④ 復元検討図

##### イ、間取りの考察

新居関所に抱え置かれた改女2人とそれぞれの家族が暮らした建物であり、下図面の①・②と③・④が同じ間取りである。

①・③は出入口土間で、第1次図面1に描かれる表現は文献4「今切御関所御普請仕様帳二」（文化2年 1805）に記される水流しと考えられ、排水を想定すると造構の水受桶に一致する。

文献4に記される板疊・窓（庇）はこの水流しに伴うものと推察される。また、恐らくは水甕も置かれたと推察される。

②・④は居室で、第1次図面1・2では二間に分かれる。第4次図面1では間仕切りは表現されないが、10坪の広間とは考え難く、間仕切りを設けることが自然と判断した。

また、第4次図面1に描かれる区画は押入と考えた。

第4次図面1に描かれる東側半間分は、文献4に記される「梁間二間半 内三尺底」の庇に当たると考えられるが、母屋と庇を同一の小屋組みとした場合でも庇と呼ぶ例のあることや、一体屋根として作図した葺き坪が文献4とほぼ一致することから復元図を作成した。

なお、本柱（1丈）と庇柱（9尺）の長さは文献4に記される。

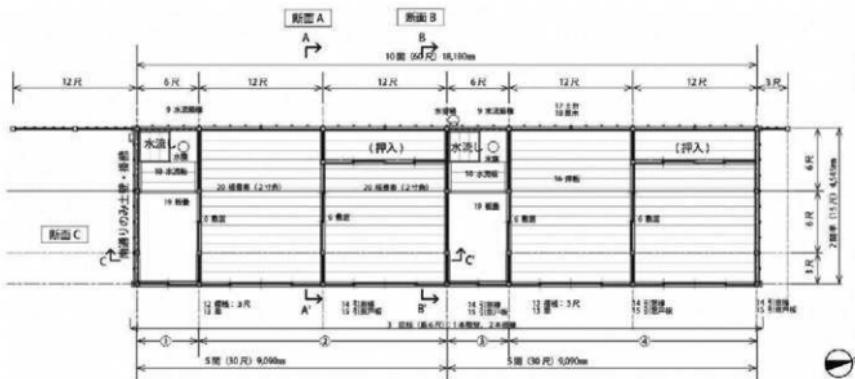


図104 女改之長屋復元検討図1

#### ロ. 架構の考察

第4次図面1（177頁）は基本的な間取りを表現したもので、南北二つの間取り双方に柱も壁も描かれない。ここに柱と壁があったのであれば、描かれてしかるべきである。したがって無いと解釈した。

上記の柱が無いことにより、主屋正面に4間分の無柱空間を確保することが、この建物の特徴と解釈した。用途上、敷・鶴居により2室に分割しての使用と1室空間としての利用に供することができる。

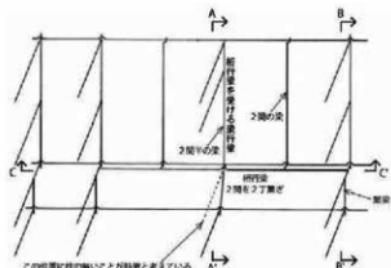
第4次図面1は、基本的な間取りは1室として認識されていたため、間仕切りの表現がないと判断した。

移転前の第1次図面では当該位置に柱があるが、梁間が2間で庇を設けない側通りであるので状況が異なる。

柱間隔を4間飛ばす程度のこととは、一般民家でも行っていることであり、松材が比較的豊富で、流通経路にのせずに材を入手できたと考えられる当地方の状況で考えれば松丸太を用いれば高級ということはない。

桁行4間分の中央通り梁間に庇を含む2間半の梁を架け、長4間分の桁行梁を2丁繋ぎとして載せる架構とした。

民家建築の四方下屋造（神奈川では「二の小屋造」）と呼ばれる架構の上屋・下屋境の構造に類似した構造となる。



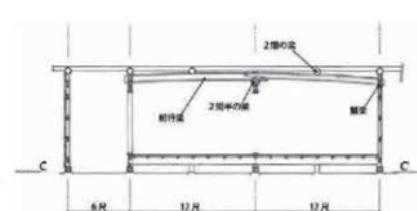
基本構造単位架構推定模式図



復元検討断面図A



復元検討断面図B



復元検討断面図C

図105 女改之長屋復元検討図2

#### 八、棟の形式

棟の形式については、文献4「今切御関所御普請仕様帳二」（文化2年 1805）に箱棟等の部材の記述がなく、絵図を確認してもわからなかった。女改之長屋の周囲から瓦が発掘されたことから、棟積みと鬼は瓦とした。

#### ニ、小屋組の形式

棟に鬼瓦を設ける形式としたため、屋根端部は蓑甲で納めることより、小屋組は野小屋を設ける形式とした。

#### ホ、外部墨塗り範囲の検討

女改之長屋の墨塗りについて、文献4には記載がない。しかしながら、他の目論見帳等では大御門や櫓・堀に「墨塗り渋留」などと記されること、また面番所の修繕にも「灰墨」「渋」を用いている（「式番 今切御関所御修復御普請落札直段 書上帳」文化2年 1805）ことから、女改之長屋の外壁には墨塗りを施していたと判断した。

墨塗りの範囲は外部のみとした。妻面屋根は破風板と登り裏甲を墨塗りとし、それに応じて軒先は広小舞と裏甲のみを墨塗りとし、軒裏の野地板は墨塗りしなかった。外壁は下見板と桁までを墨塗りとし、妻面の母屋は外部のみ墨塗りとした。外部周りの建具は外面のみ墨塗りとし、堅樁の小口面は墨塗りしなかった。

#### ヘ、床板の和釘本数

文献4によると、床板の和釘（3.0寸長）は幅1尺×長6尺あたり25本（幅方向に5本）と記述がある。床板厚（0.6寸）・根太（2.0寸）で厚さが2.6寸となるが、釘の長さが3.0寸のため、釘が部材よりも0.4寸長くなるため突き抜けてしまう。本数も同数とすると、間隔が短くなるため床板に割れが入ることが想定される。釘が根太の裏側へ突き出している類例も無く、間違ったイメージを残してしまうことと部材の割れを防ぐため、文献4の和釘長さ・数量は当時の予算確保等の理由により実際よりも大きなものとしていると解釈し、部材寸法にあったものを採用した。

床板は2.0寸長の釘を使用し、本数は幅1尺あたり20本（幅方向に4本）とした。

桁行10間  
一女改人居長度 但  
梁間2間半  
内三尺庇

1ヶ所

是「本柱・土台・大引朽腐候分」新規取替、其外共難保場所都御修復  
被仰付候積

## 右御入用

番号	部材名称	部材名称(史料)	厚さ	幅	長さ	数量	材種他	記述	(ア:して オ:など)	解釈
1	大引	大引	末口8寸	2間1尺	3本	松木	是「大引三ヶ所朽腐、座落候」付取替候積	大引の内、何れかと判断される。 各部屋の短手方向は柱芯にて2間と考えられるので、大引長2間1尺に矛盾しない。		
2	庇柱	庇柱	4寸角	9尺	1本	杉木	是「壹本」難保「付取替」、一本「武ツ伐」柱武本根雜、但金輪縫之積り	記述から庇柱の材寸は9尺と判る。1本を取替えの他、2本を根継ぎしている。		
3	庇柱	同断	4寸角	6尺	1本	杉木				
4	本柱	本柱	4寸角	1丈	1本	杉木	是「朽腐候」付取替候積	記述から、本柱の材寸は1丈と判る。		
5	貫 根木掛	横貫	1寸	4寸	2間	2挺	杉貫	是「■本柱「通貫」造、一挺「根木懸」造候積	壁通りの貫材と、根木掛けである。	
6	敷居	敷居	2寸	4寸	1間	1本	松木	是「中仕切敷居換候」付取替候積、但式筋溝付	中仕切りの敷居4ヶ所の内1ヶ所である。	
7	窓庇 板	窓庇板	4分	1尺	1間	6枚	杉板	是「窓換候」付、武ヶ所分取替候積	窓は、移転前回面に描かれる水流しの上を考えると窓幅1間となる。 記述より、庇板は1ヶ所当り幅1尺×長1間×3枚、庇長15尺とすると窓幅1間に對し幅1尺×長1.5尺×12枚となり、板を2重書きと考えられる。	
8	窓庇 棚椽	同棖椽	1寸2分	1寸4分	1間	8本	杉木	是「一本武ツ伐」、拾本「樋椽、六本「腕木」造候積	記される延長は6尺×3本=48尺 窓庇1箇所当り目板長1.5尺×7本=10.5尺、破風板1.5尺×2本=3.0尺、桁6尺、腕木1.5尺×3本=4.5尺、計24尺。2箇所にて48尺	
9	水流箱 標	水流箱椽	1寸	4寸	2間	2挺	栗貫	是「女改人武入水流或ヶ所朽換候」付武ヶ所分、一挺四ツ伐」、水流箱四方椽「造候積	水流L2ヶ所分となり、記される数量から判断すると方3尺の水流しが2ヶ所となる。	
10	水流 底板	水流板	1寸	1尺	1間	3枚	栗板	是「右同断武ヶ所分		
11	水流箱置台	水流箱置台	—	—	—	1式	—	水流所造尺・三尺の小様巻ケ所	上記水流箱を置く台と考えられる。同文献に記される角樋の標木に2寸5分角、3寸角などの寸法が記され、軒ばね根太のような台と思われる。	
12	櫛 棟	櫛棟	1寸5分	2寸5分	3尺	1本	杉木	是「入口戸櫛換候」付取替候積	出入口2ヶ所の内、何れかの戸板の櫛棟と戸車と考えられる。	
13	戸車	車	差渡1寸5分	—	—	2つ	—	是「右同断仕込候積		
14	引窓 檇	引窓檇	1寸	4寸	2間	1挺	松貫	是「武ツ削、ハツ伐」、引窓武ヶ所分窓檇之積	記述の流れから、東面の窓と思われる。 記される内容より、1寸×2寸×長3尺の材8本となり、窓1ヶ所(1枚)あたり3尺×3尺と判断される。	
15	引窓 戸板	引窓戸板	4分	1尺	1間	4枚	杉板	是「武ツ伐」、引窓戸ニ重葺之積	記述より、幅1尺×長3尺×8枚となる。上記の引窓檇より、窓1枚には、伐板3枚を用いることとなる。ここでは「右同断」等の記述が無いことから、14引窓檇に記される「引窓武ヶ所分」を含む3枚以上の窓戸に用いたものであろう。 また「二重葺」とは、板を2重に用いたものか、或いは引き違いを表現したものかとも思われる。	
16	床板	床板	6分	1尺	1間	12枚	松板	是「床板朽腐候分引抜ケ取替候積	床板の材質・寸法がわかる。	
17	土台	土台	5寸角	2間	5本	栗木	是「長屋西側通土台腐換候」付、新規取替候積	西通り延長60尺であり、記される部材合計延長と一致する。		
18	貫	貫木	1寸	4寸	2間	5挺	松貫	是「右同断取替候積	西通りの貫材と考えられる。土台に間接して記されることから地貫であろう。	
19	板量	板量	6分	1尺	1間	3枚	杉板	是「入口板量一枚取替候積	幅1間の出入口土間に置かれたと考えられる。水流しの近くに1疊分の板量を想定した。	
20	板量寄	板量寄	2寸角	1間	1本	杉木	(記述なし)			

図 106 女改之長屋目論見帳 1

21	蔀板	蔀板	4分	1尺	1間	■77枚	杉板	是'■■空朽損候付、新規取替候積	24(1寸2分釘)の記述より、蔀板は177枚と判断される (板合計187枚 - 引窓戸板4枚 - 窓庇板6枚 = 蔽板177枚)但し部材枚数
									以下、2面押縫の考察より、南面掛額を除いて板枚数を試算 西通 1間当り10枚(高1丈)×10間 = 室2枚×4間 = 92枚 東通 1間当り9枚(高9尺)×10間 = 室3枚×4間=出入口6枚×2間=54枚 北面 1間当り10枚(高1丈)×2.5間 = 25枚 両側妻壁 3枚×2面 = 6枚 以上計177枚
22	蔀押縫	同押縫	1寸2分	1寸4分	1丈	68本	杉小割	是'右回断	前記の蔀板に伴う押縫と判断される。以下、対応箇所の本数を計算 尚、土蔵の構造の記述より、押縫は6間に本、1.5尺間隔と考えた。 西通 高1丈、10間×4本+1本(端部)=41本 - (窓分扣除) 2尺×14本=2.8本(28尺)=38.2本→39本 東通 窓上高2尺×13本×4箇所+出入口上3尺×7本×2箇所 =14.6本(146尺)=15本 北通 高1丈、2.5間×4本+1本(端部)=11本 両側妻壁 [3+(2.5+2+1.5)×2]×2=3本(30尺) 以上計68本 但し、東通は開口があるので羽目板と考え、押縫は目板なし。
								外高老丈 長式間半 土蔵共部板ヲ以仕直候積	「高老丈 長式間半」とは側面の壁と思われる。また「土蔵共部板ヲ以仕直」とあるが、土蔵は土壁に「掛額」である。この部分だけ「外」として別記されるところから、側面のみ土壁であったもの。 13年間の隔たりはあるが、文献1(天明2年)に壁の修復として「女改長屋南之方塗直し」とあることから、この南面のみ土壁とも思われる。
23	蔀請木	蔀請木	1寸	4寸	1間	7挺	杉貫	外六尺簷抵 古木相用候積	船会所の蔀請木と同様に、蔀請縫の釘請木で横綱のようなものと思われる。
24	1寸2分釘	帯寸武分釘	—	—	1寸2分	4675本	—	是'蔀板・引窓戸板・庇板共百八拾七枚、戸枚廿五本打候積	4分厚の板に用いる釘で、幅1尺×長6尺あたり25本を計上する。
25	3寸釘	三寸釘	—	—	3寸	1575本	—	是'三百本'床板一枚武十五本打、七拾五本'板疊板一枚廿五本打、千武百本'床板打釘'大引取替候付、所々床板取崩候付打釘遣	6分厚の床板等に用いる釘で、上記と同じに幅1尺×長6尺あたり25本を計上する。
26	5寸釘	五寸釘	—	—	5寸	716本	—	是'根太・鰐板・水流板打付候様	根太や水流し板などに用いる蔀縫とは22押縫のことか。
27	大工	大工	—	—	—	160人	—	是'大工吾人'壱人ツト之積	修復に伴う大工・手元の人工数である。
	手伝人足	手伝人足	—	—	—	160人	—		

以下、文献1『今切御闈所御修復風破・附増目論見帳』(天明2年・1782)に記される女改之長屋に関する事項

屋根修理に関する記述	- 憲屋根坪百三拾五坪五合 外口口坪 船頭会所仕經之所減之 此 計 (路) 三拾七坪三合一勺 女改長屋 (路) 柿板板拾六万武千六百枚 長巻尺 巾三寸 厚巻分 但棟差留之積 但平坪二付 千二百枚葺	作成した復元図の屋根面積 (12.1尺+8.9尺) × 64尺 = 1344平方尺 (37坪3合3勺)となり、記述の面積と近似する 葺坪当りの柿板枚数より、葺足1寸と判断される
壁修理に関する記述	- 壁拾三坪四合 (路) 三坪四合者女改長屋南之方塗直し之積	南面側の壁面積 ①粙土台土上から側板下まで、9尺 × 5.6尺 × 2 = 100.8平方尺 ②妻壁2.2尺 × 2尺 ÷ 2 = 13.2平方尺 ③庇 (9尺+8尺) × 2.6尺 ÷ 2 = 22.1平方尺 ①+③=122.9 ①×②=114 ①+②+③=136.1 目論見帳では122.4平方尺であり、①+③と近似する 痛みやすい部分として、①+③と考えることが妥当と思われる

図 107 女改之長屋目論見帳 2

## ⑤ 耐震補強

### イ、耐震補強の設計方針

復元構造として成り立つものを建築することを大前提とする。復元構造で耐震性が不足する場合は、極力改変しないことを原則とし、将来技術の進歩があった場合、取り外すことで復元構造へ戻すことが可能な補強を行う。意匠並びに活用上支障の無いものとする。

### ロ、耐震補強評価方法

診断方法：「木造住宅の耐震診断と補強方法2012年版」(防災協会)の精密診断法1  
地震地域係数：Z=1.2 (静岡県の条例より)

荷重：復元平面に即して算出する

接合部（仕口、継手等）：現行基準と同等の金物による補強がなされていることとする

基礎：鉄筋コンクリートとし、土台と緊結がなされていることとする

劣化：新築のため、ないものとする

※本部接合部は見え隠れとなる部分には金物による補強を行う

### ハ、耐震補強方法の概要

復元は、当初の形や材料および工法に沿って行うことを原則とするが、展示上の影響のない範囲で、耐震上の評点を高めることを目指す。

#### ・上部構造・耐震壁

主要な耐力壁は、在来の土塗壁（厚70mm以上）とする。

垂壁、袖壁は板壁（真壁）で内部に空きがないため、構造用合板による準耐力壁化を図る。

耐震上の評点を高めかつ外観を極力損なわないため、押入に木製筋違を用いる。

#### ・接合部

耐力壁の柱（内部、両端）の柱頭・柱脚には、原則として全て金物を配置する。

梁継手、仕口には、可能な限り（見えがかり上著しく支障がないよう配慮）の金物を配置し、緊結する。

#### ・水平構面

小屋を見せるつくりのため、火打ちや水平プレースは設けない。

#### ・基礎

基礎は、鉄筋コンクリートのマットスラブを設ける。

土台は、礎石を貫通させたアンカーボルトにより、基礎と緊結する。

西側（A通）の土台は、石積の上で直接には基礎と緊結できないため、火打ちにより直交する。

土台（0～10通）で固める設計とする。

大引には足固め金物を設け、引抜きを抑止する。

### (3) 整備

#### ① 事業組織（平成30年～31年度）

事業者	湖西市
設計及び工事監理	有限会社ウッドサークル 東京都中央区日本橋人形町2-16-2 人形町ユウビル4階
工事請負者	山平建設株式会社 静岡県浜松市中区中央2-8-16
協力業者	
耐震補強設計	株式会社MAY設計事務所 東京都新宿区岩戸町19-202
設備設計	ASOU企画設計 神奈川県横浜市青葉区荏田北3-5-1-409
屋根工事	
柿葺工事	株式会社友井社寺 兵庫県丹波市山南町阿草1302
瓦葺工事	有限会社フジイ瓦工業 東京都板橋区徳丸3-6-10
鬼瓦制作	山本鬼瓦工業株式会社 愛知県高浜市青木町4-2-35
木工事	株式会社モクラボ 兵庫県姫路市安富町三森421-3
左官工事	田中昭義左官株式会社 京都府京都市西京区嵐山宮ノ前町35-4
建具工事	佐賀建具店 兵庫県神崎郡神河町新野245
石工事	株式会社小林石材工業 東京都港区麻布十番3-7-12
電気設備工事	株式会社旭電気工業所 静岡県湖西市新居町浜名597-3

#### ② 基礎工事

石積みとなる西側のA通りを除く建物下と塀・控柱下に基礎コンクリートを打設した。基礎コンクリートの打設に関しては、現場は特別史跡指定地であるため造構面に影響を与えることのない深さまで掘削して行った。掘削・床付けは手作業で行った。碎石材は造構面への将来的な影響を考慮し、再生材ではなく新規材を使用した。造構面との縁切りのため堀底に合織不織布（t10 mm）を敷き、碎石地業（C30 t50 mm）の上に捨てコンクリート（t50 mm）を打設し、コンクリートスラブ（t200 mm）を打設した。

基礎コンクリートからステンレスプレート（t6幅100 mm）を立ち上げて大引を固定した。

塀の土台はケミカルアンカーボルト（M12）を立ち上げて固定した。

塀控柱の柱脚部は受金物（ステンレス製 t12 mm）を基礎コンクリートから立ち上げ、上から柱材を落とし込んで固定した。受金物と柱はステンレスボルト（M12）2本で固定した。

### ③ 石工事

西側の A 通りは碎石地業の上に石積み(2段)とした。柱下の礎石は450 mm内外とし、土台下の地覆石は巾180 mm内外とした。礎石・地覆石と雨落ち縁石は硅岩を使用し、基礎コンクリート上にモルタルで固定した。地覆石の天端は10 mm内外の精度で据えた。

### ④ 木工事

細部の納まり検討として原寸図を作成して施工した。仕口・継手は伝統工法によったが、適宜見え隠れ部分にビスによる補強を施した。木部の仕上げは梁を除いて鉋仕上げとし、梁はチョウナ仕上げとした。柱の面取りは、現存の面番所を参考に1分とした。礎石・地覆石に接する土台下と東下には光り付けを行った。梁材は丸太であるが、両面は下見板外壁との取り合いのため外側のみタイコ落としとした。

柱材はひび割れ対策として見え隠れとなる部分に背割りを入れた。

梁の継手は台持ち継とし、土台と桁の継手は両目違い鎌継とした。

開口が2間となる箇所は、鴨居の下がりを考慮して小壁の内部に吊束を入れた。

外周部と土塀側尖撃に使用した木材には防腐・変形抑制・紫外線の影響抑制効果のある酸化亜鉛含浸処理(モックル処理)を施した。

押入内部に床下点検口を設けた(2か所)。

床板の和釘は、目論見帳によると1枚(1×6尺)につき25本打ちであったが、釘の間隔が短いため板に割れが出る可能性があることから1枚につき20本打ちとした。和釘の長さは目論見帳によると3寸長となっていたが、床板厚が6分で根太厚が2寸であり、床下に突き抜けてしまうことから2寸長とした。破風板は大御門・裏御門の破風板と同様に5寸長の和釘打ちとした。

使用した木材は文献4「今切御闇所御普請仕様帳二」(文化2年 1805)の記載に倣い樹種を決定した。

「女改之長屋使用木材」

杉：柱・根太・根太掛・貫・半柱・鴨居・垂木・破風板・化粧裏板・広小舞・裏甲・登裏甲・野垂木・野母屋・野地板・品板・下見板・押縁・水切・胴縁・羽目板・目板・窓鴨居・天井板・天井胴縁・屋根板・腕木・補強柱・補強土台・補強梁・補強筋達

松：大引・敷居・床板・梁・繫梁・桁・桁行梁・母屋・棟木・小屋束・小屋貫・野棟木・窓敷居

栗：土台

※梁と大引は丸太材

※「補強」材は耐震補強のために追加した材

「板扉・尖柵使用木材」

杉：柱・貫・押縁・笠木・羽目板・目板・控柱・控貫

赤松：土台

栗：土台・柵木・貫

### ⑤ 構造補強工事

構造補強として、筋違(90×90 mm)と補強土台・柱・繫ぎ梁を設けた。筋違は外観への影響と構造のバランスを考慮して押入部分に設けた。

窓開口部の腰壁の下地は構造用合板張り（t 9 mm）とした。

柱上下端と横架材との仕口が引き抜きに対して脆弱であり、個々の耐力壁の能力が十分発揮されないので、L型金物による接合部の補強を行った。なお、L型金物は各壁の厚みの中に納め、外観には影響しないよう配慮した。

梁・棟木と小屋束は、引き抜き対策としてカスガイで固定した。同様に大引と束もカスガイで固定した。

#### ⑥ 屋根工事

屋根は柿葺とし、棟積は瓦葺（駁斗3段）とした。

軒反りは緩やかとし、反り出しへ野垂木で行い、反りに合わせて野地板を設置した。

屋根の鬼瓦は、新居関所面番所の降棟にある鬼瓦の形状を元に決定した。

軒付は軒付板（幅140 mm、長さ150 mm）を7段積みとし、その上に水切り銅板を入れた。水切り銅板は軒先から15mm出でて折り曲げた。軒付の表面は鮑仕上げとした。平葺きの柿板（厚1分、長1分、幅3寸内外、葺き足1寸）は杉赤身の手割り材とし、上り1尺ごとに銅板敷き込みとした。平葺き板は真鎌釘と竹釘（長さ35mm）打ちとした。

棟積部分は耐震補強として頂部にステンレス金物を立ち上げ（間隔860～960 mm）、ステンレス筋を棟と並行に立ち上げ金物に固定し、棟積の瓦を全て銅線で結び付けて葺くことで落下対策とした。鬼瓦の設置は裏側に銅線を通し、ステンレス筋と固定して落下対策とした。

#### ⑦ 左官工事

壁は内外とも中塗り仕上げとした。小舞下地完了後、荒壁塗りを行い、裏返しを行つた。乾燥後、斑直しを行い、中塗り後に仕上げ塗りを行つた。

荒壁土は三河産の土を使用し、中塗と仕上げは京都産で同じ土を使用した。仕上げ塗りの色は、近隣にあり江戸期の中村家住宅（浜松市 重要文化財建物）を参考にした。

荒壁土は粘土に藁（50 mm程度）と水を合わせた。中塗り土は土にスサ（5～15 mm）と砂と水を合わせた。

小舞竹は幅24 mm（間隔縦50mm、横40mm）、簾竹15 mmφ（間隔300mm）を使用した。藁繩5 mmφ。

貫伏せには寒冷紗を使用した。

室内側の柱チリ廻りは、土壁の剥がれ対策としてノレン付けした。

#### ⑧ 建具工事

出入口板戸（6×3尺）を4枚、間仕切り板戸（6×3尺）を20枚、窓戸（3×3尺）を16枚、無双窓（1.5×6尺）を2枚作製した。

出入口板戸は、文献4に倣い戸車（1.5寸径 横材）を設けた。戸車の敷居となる土台の構部分は、劣化対策として堅木（樫）による埋木を行つた。

板材は横桟を吸付き桟とし、和釘止めとした。

各板戸は縦框に引手（78×21 mm）を設けた。

窓戸は室内側に上げ猿を設けた。

## ⑨ 雜工事

木材には渋墨塗りに替わる塗装として浸透性着色防腐剤の2回塗りを行った。塗装は見え隠れとなる部分にも行った。外壁と板扉・尖槽は黒色とし、内部は無色の塗装とした。外壁の黒色塗装範囲は桁高さまでとし、軒裏は無色の塗装とした。妻面は破風板までを黒色塗装とし、軒先の広小舞・裏甲までを黒色とした。建具は外部に面する部分のみ黒色とした。

珊瑚柱の柱脚部は防腐処理としてアスファルト塗りとした。

建物内部の土間部分は、路盤 (C30、t130 mm) 敷きの上、土系舗装仕上げ (t40 mm) とした。

## ⑩ 外構工事

建物東側に雨落ち（有効 W300 mm）を設置した。雨落ちは板状排水材敷きの上、単粒度碎石5号の上に化粧砂利 (t30 mm) 敷きとした。掘削・床付けは造構面に影響を与えないよう手作業で行った。

雨落ちの東側は、仕上げが将来計画であるため路盤 (C30、t100 mm) 敷きのみの整備とした。

## ⑪ 設備工事

### イ、電灯設備

土間を除く4室の母屋下にライティングレール（各4本）を設置し、可動式のスポットライト（各2箇所）を設置した。土間にはペンダントライト（各2か所）を設置した。

照明スイッチは土間の土壁に設置し、壁内の貫材にビス止めして固定した。露出配線は目立たないよう塗装した。

土間を除く4室に床下コンセント（計10か所）を設けた。コンセントは床板幅のボックスに納め、床板材の蓋を設けた。

### ロ、換気設備

シックハウス対策として床下換気扇を設置した（2か所）。換気扇は床板幅のボックスに納め、床板材の蓋を設け、床下コンセントの蓋と同寸法とした。メンテナンス時には取り外しが可能なように取り付けた。

### ハ、自動火災報知設備

各部屋と土間に空気管を配置し、自動火災放火設備を設置した。空気管の色は木部に合わせて薄い茶色とし、露出配線は目立たないよう塗装した。発信機は土間内部の壁内の貫に直接ビス止めし、盤の色は土壁に合わせた。

電灯分電盤は押入内部に設置した。

(曾根田)

(4) 女改之長屋整備図面

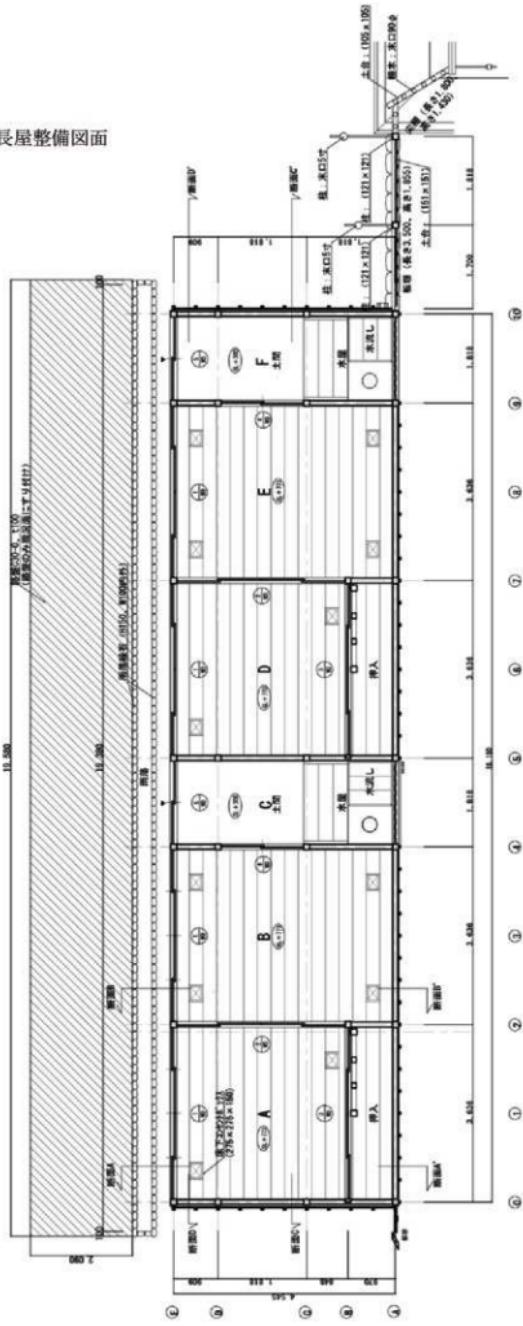
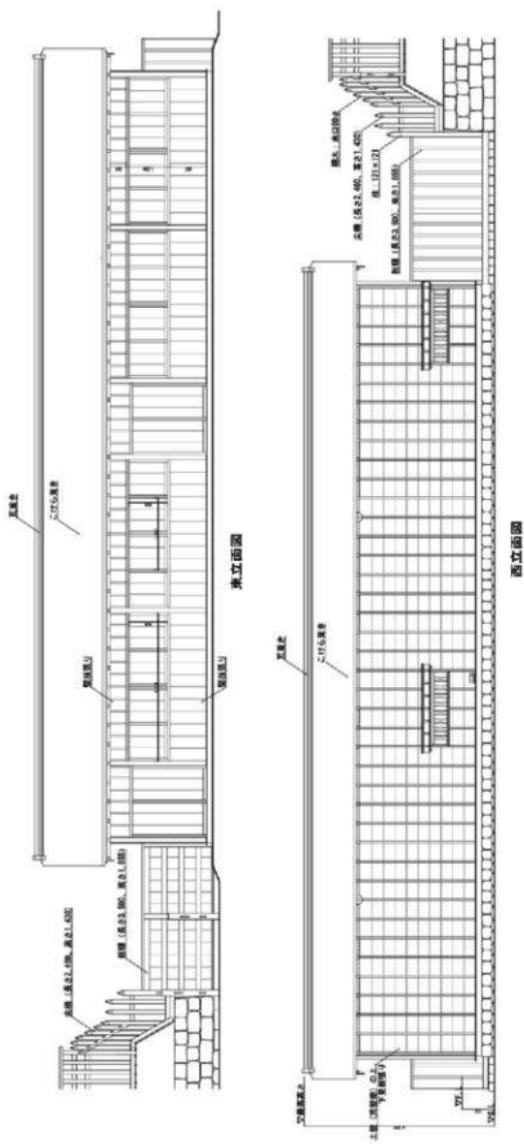
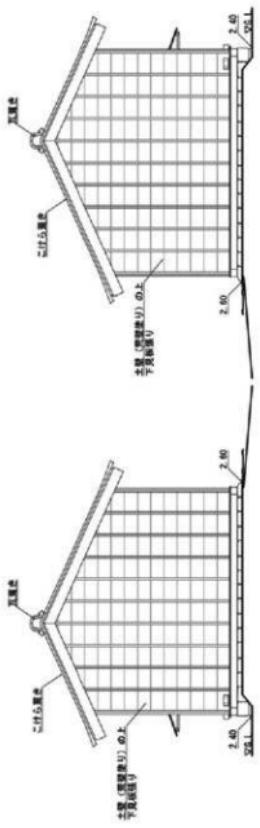


図 108 女改之長屋整備平面図

平面図 1/100





南・北立面图 1/100

南立面图  
北立面图

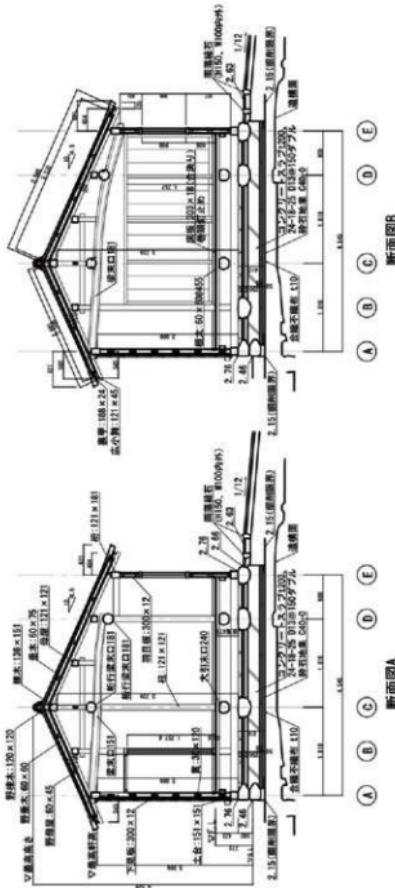


图 110 女改之长屋整幅立面图 2·断面图 1

断面图A·B 1/100

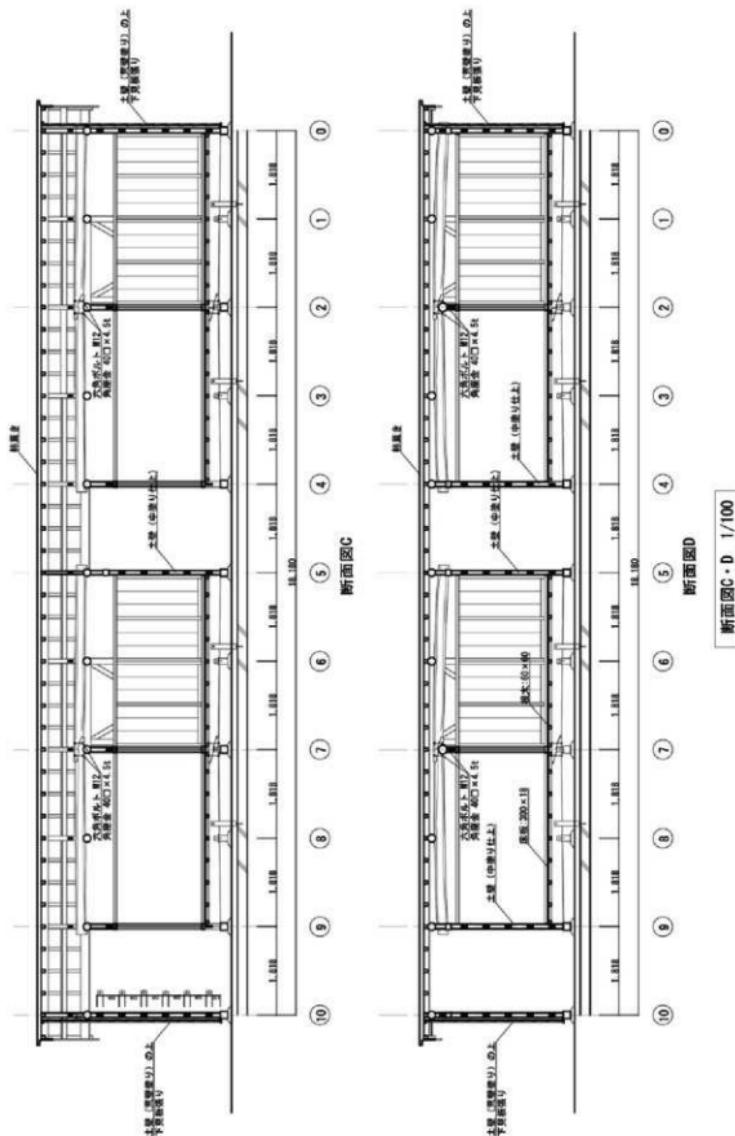


図 111 女改之長屋整備断面図 2

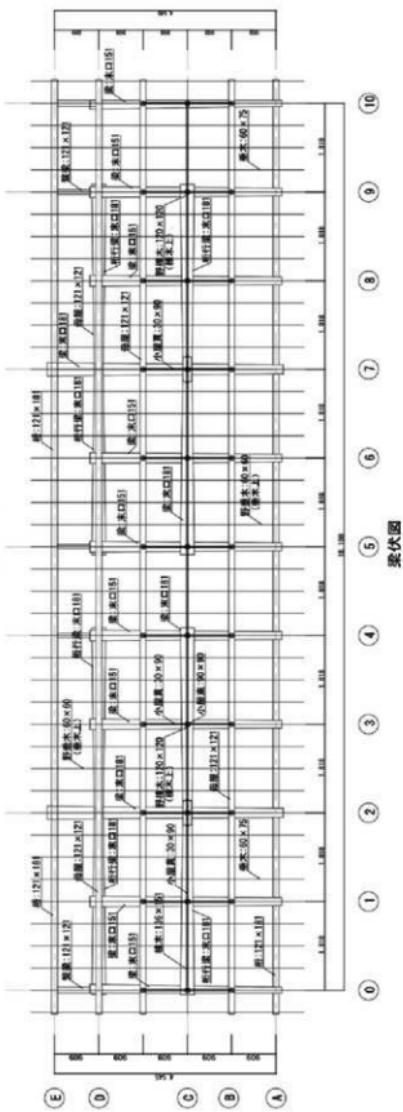
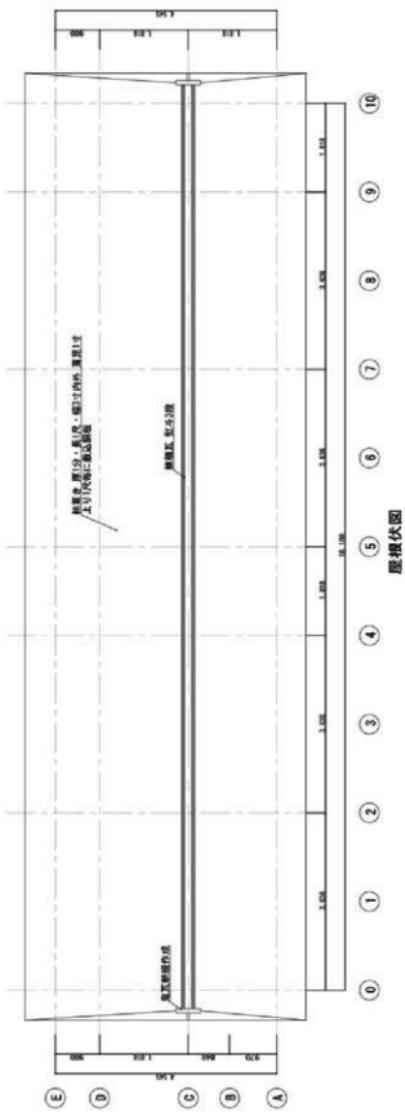
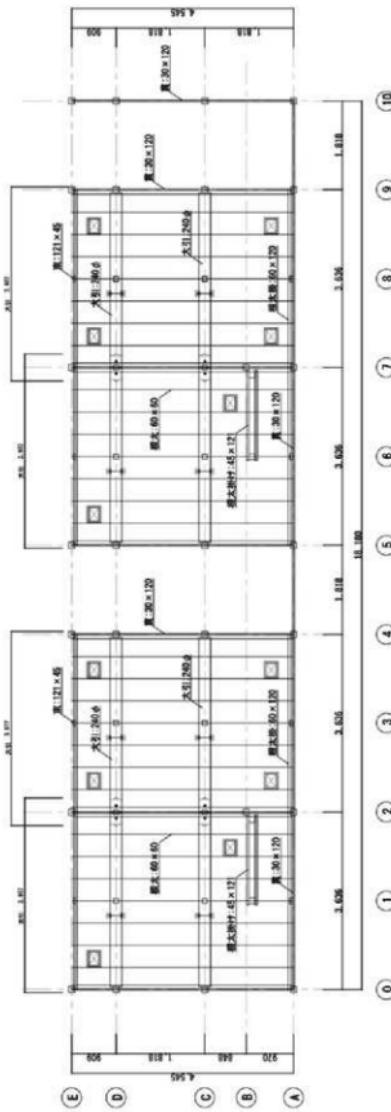


图 112 女改之長屋能備屋根伏图·梁伏图

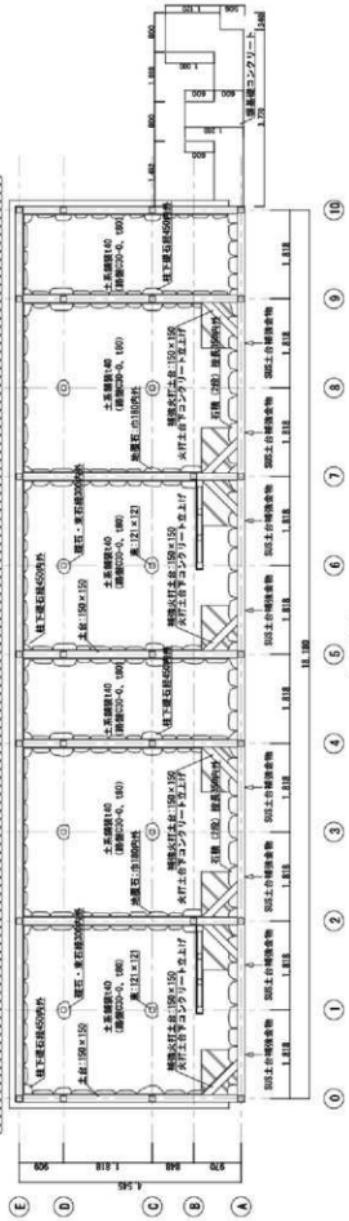


① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩  
相模状図



-

- 196 -



① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩  
相模・土台状図

図 113 女改之長屋整備根太伏図・土台図

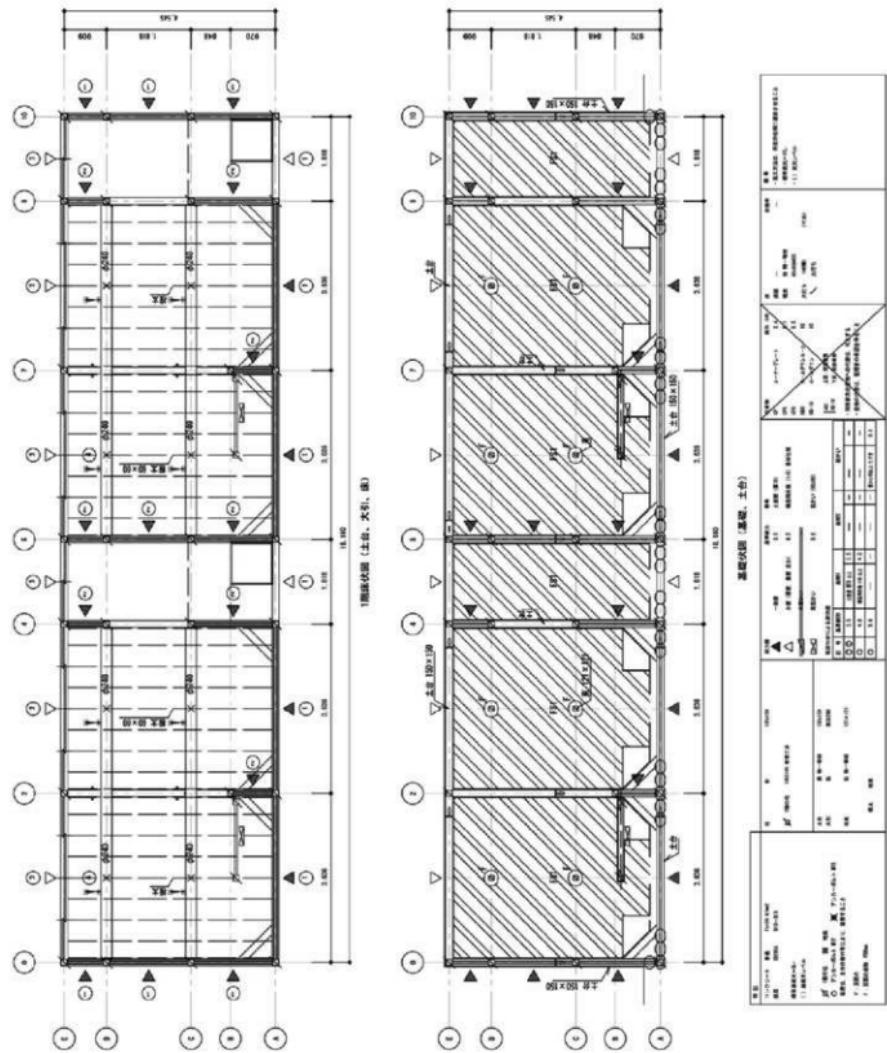


图 114 改之長屋整備構造補強床伏図・基礎底図

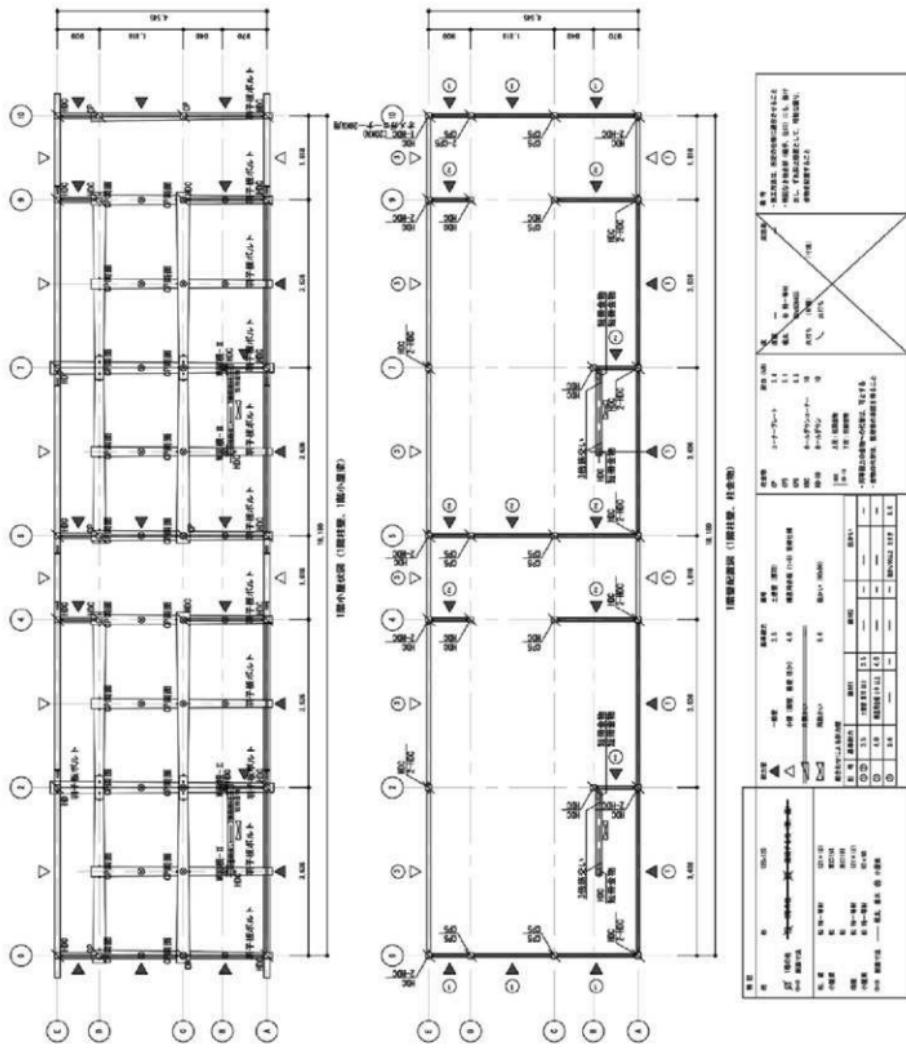
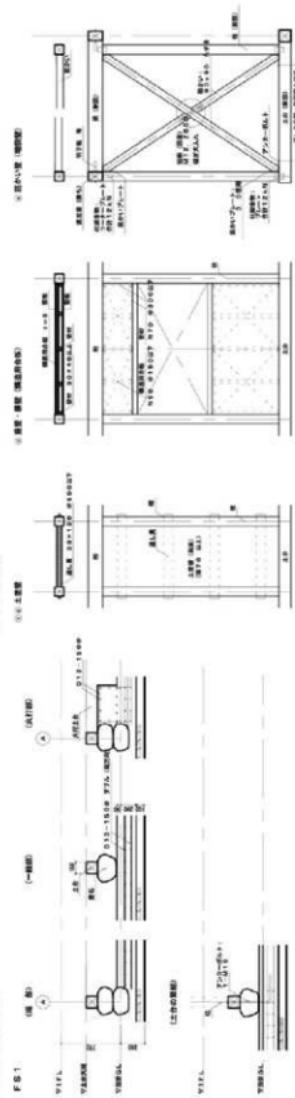
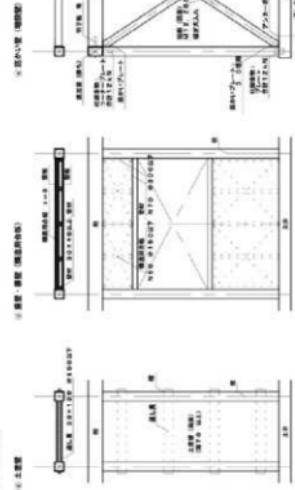


図 115 女改之長屋整備構造強小屋外図・壁配置図

## 1. 構造変更詳細図



## 2. 補強構造図



## 3. 鋼筋金物の配置図

鉄筋配置が不明の時に、柱の各部に直角に取り付けるよう可能な方法にこれを用ひ、各部に直角に配置する。

参考

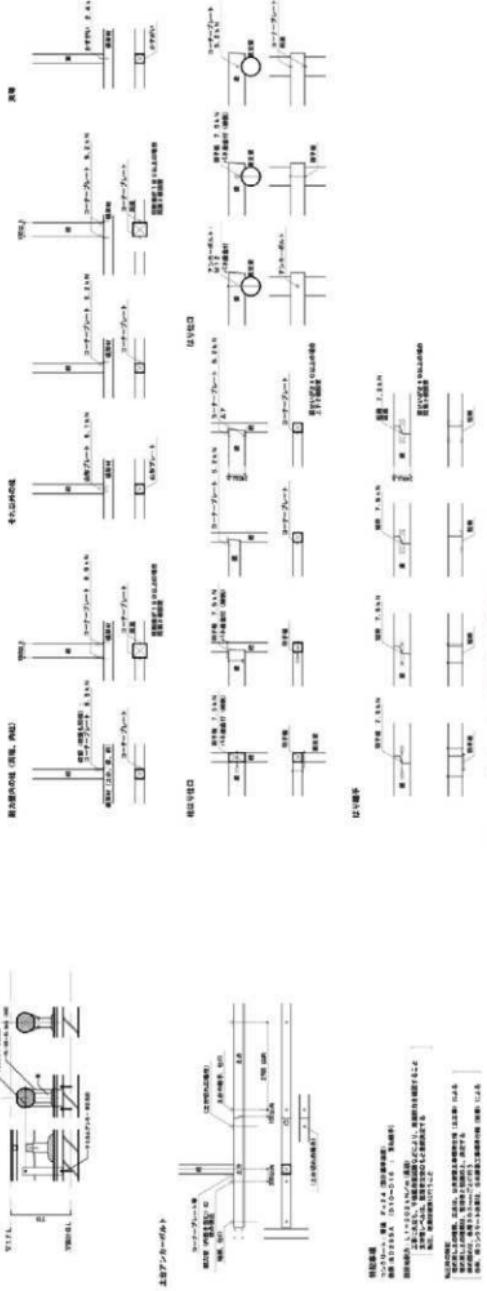


図1116 女改之長屋整備構造補強断面リスト

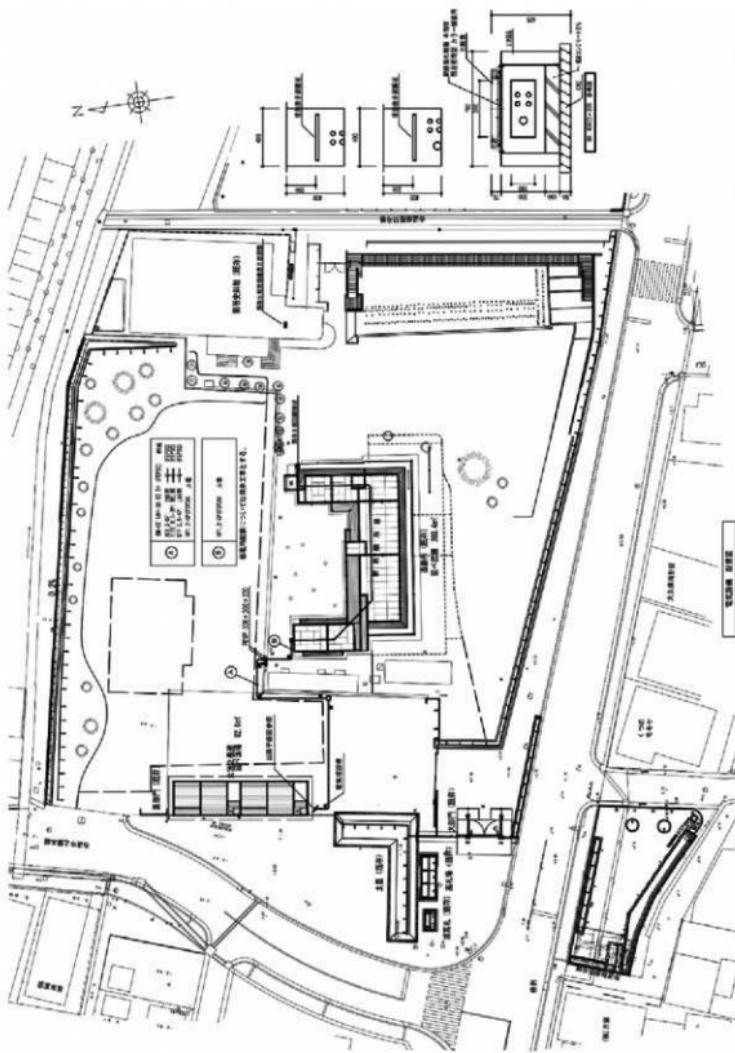


図 117 女改之長屋整備電氣設備配置圖

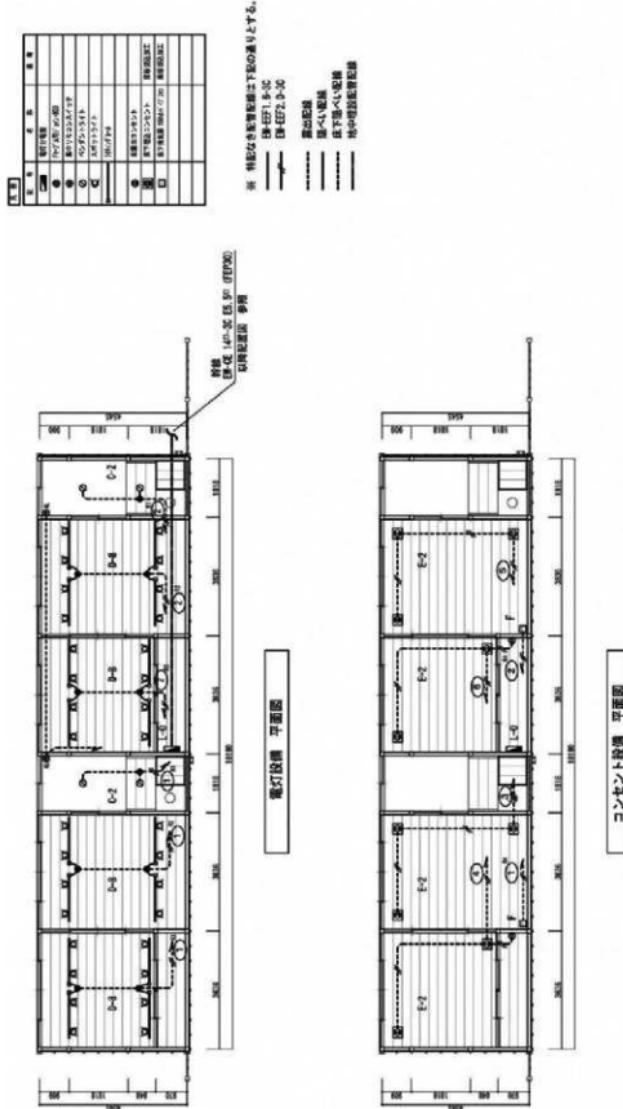


図 118 女改之長屋整備電灯・コンセント設備平面図

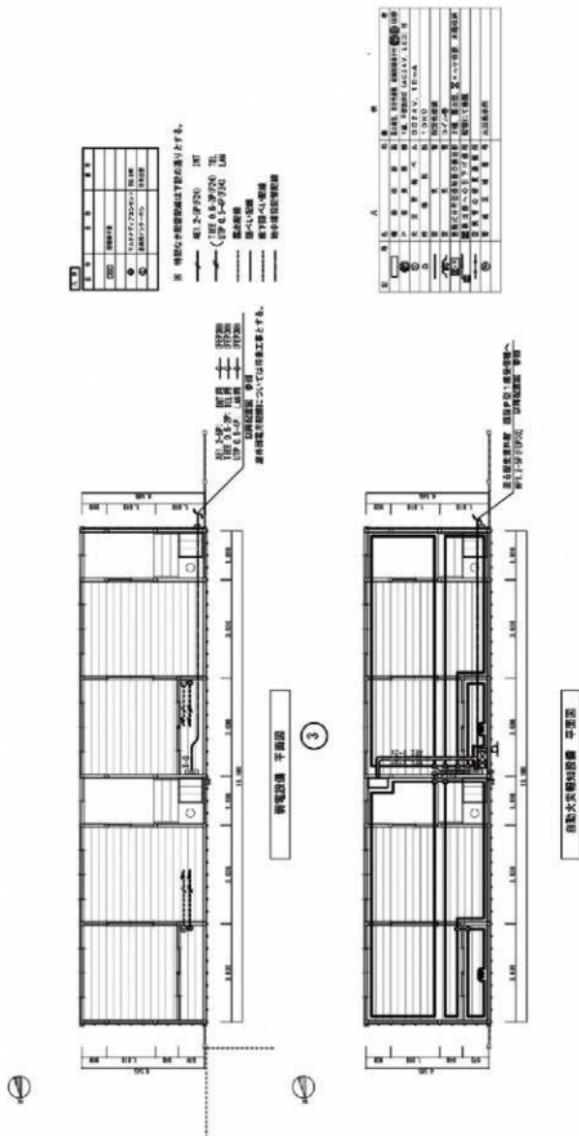


図 119 女改之長屋整備弱電・自動火災報知設備平面図

## 第8節 工作物

### (1) 構内屋外消火栓の整備と遺構

従来の構内屋外消火栓は昭和 55 年に設置された電動ポンプによる加圧給水式消火栓 3 基を設置していた。防火水槽には 27 m<sup>3</sup> の水量が保水されており、ポンプ室の電動ポンプを起動することで水を給水し、消火栓から水を放出する仕組みであった。女改之長屋等の復元建物建築により構内が拡充することから、重要文化財建造物防災施設等補助事業指針に基づく防災設備の設置を検討し、平成 28 年度に構内防災設備基本計画を策定した。

計画は、国の指針で消火設備は 50 分間の放水量の確保を原則とすることから、加圧式ポンプと水道本管直結方式の 2 つを検討し、水道管直結方式を採用した。設置位置も構内を網羅した消火ができる位置へと変更した。

#### ・構造形式

屋外消火栓 FB-1 3 台

ホース 口径 40mm

引込管径 75mm

直読式量水器 1 個

塗装 ウレタン樹脂焼付塗装（黒色）

なお、書院東側の配管工事の際、地表下 20 cm で石列を検出した。工事範囲のみの掘削であり、石材 2 個分のみしか検出されなかつたが、石列は一段で構成され、東西方向に伸びるようである。また、石材は二つとも直径 60cm 前後のやや赤みを帯びたチャートであった。石列上部はセメントで固定されており、また、石列が検出された深度もかなり浅いことから、近代以降に閑所の石垣材を転用して作られた何らかの構造物であると考えられる。

### (2) 防犯ポールセンサーと遺構

不審者の侵入など夜間の防犯体制を構築するため、構内を囲む赤外線センサーを設置した。赤外線センサーと防犯カメラは、従来から史料館や面番所の警備委託を行っている警備会社が警備委託の機器を設置するため、整備事業としては機器を取り付けるセンサーポールの建築と、侵入者の威嚇用としてセンサーライトを設置した。当初センサーライトは配線が不要で電気料もかかるソーラー式照明を検討していたが、バッテリーの期待寿命が 10 年であり、閑所前の歩道整備で用いたソーラー式街路灯がもうすぐ 10 年になるところであるが、不具合が生じ始め、かつ供給部品がなく修理が難しくなっている現状から、今後の維持管理を考え配線式のセンサーライトとした。

#### ・構造形式

支柱 2,300mm 1 本 / 1500mm 5 本

#### 塗装 鉄部対候性塗料塗り (DP)

点検口を設ける

なお、女改之長屋南側センサー・ポール設置の際、地表下 70cm で直径 30cm ほどの石を検出した。石材は赤みを帯びたチャートであるが、人為的な加工の痕跡等は地下湧水が激しく観察できなかった。

#### (3) 電灯・端子盤と遺構

当初、電灯・端子盤の位置は、面番所の北西に「今切閑所平面図」に見られる便所施設を復元し、その壁面に設置する計画であった。しかし、当面復元整備の計画がないことから、面番所の土間叩きはすでにコンクリートが打ってあり、設置の際に新たに基礎を作らなくてもよいことから、面番所壁際に設置することとした。現存する面番所建物近くに電気設備を設置することについては、火災の可能性が懸念されたが、景観等からもその場所しか案が無く、文化庁調査官に確認し設置場所を決めた。

また、面番所の電灯設備の既設配線は数十年経過し、経年劣化が懸念されるため、トラッキング現象やケーブルの断線・ショートなどで火花が出たときの火災発生を抑制するため、放電検出ユニットを組み込み、電灯・端子盤に面番所の電灯設備を接続した。

なお、面番所北西隅にあった電柱を桙形北地区に移設の際、桙形北地区的地表下 30cm で貝殻や近世陶器等の破片を含む灰色粘質土を検出した。この層は地表下 90cm まで続くようであるが、掘削面積が狭小であったため詳細は不明である。

#### (4) 解説板

新居閑所構内の標柱・標識は、大正 10 年に設置した標柱のみである。標柱は当初、面番所南辺に設置されていたが、平成 26 年度の南辺の整備に伴い大御門北西に移設されている。

文化財保護法第 115 条に定める管理に必要な解説板が設置されていなかったことから、令和 3 年度に指定地外の閑所史料館受付入口付近に設置することとした。耐久年数を考慮し、半永久的に状態を保てる陶板の板面を採用することにしたが、高額であるため、内容の変更が生じた際に取替えが難しいことを想定し、6 分割の陶板とし、部分的に取替えが行えるようにした。

(鈴木・大須賀)

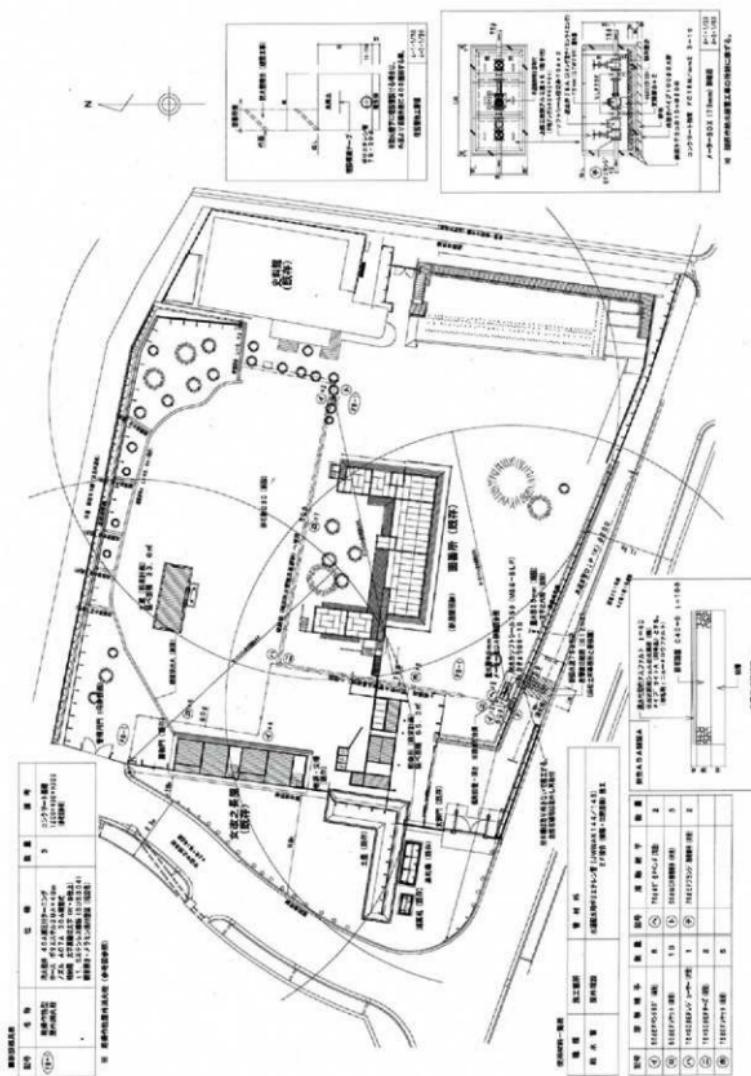


図 120 構内消火栓・暗渠・配管・配線設置図

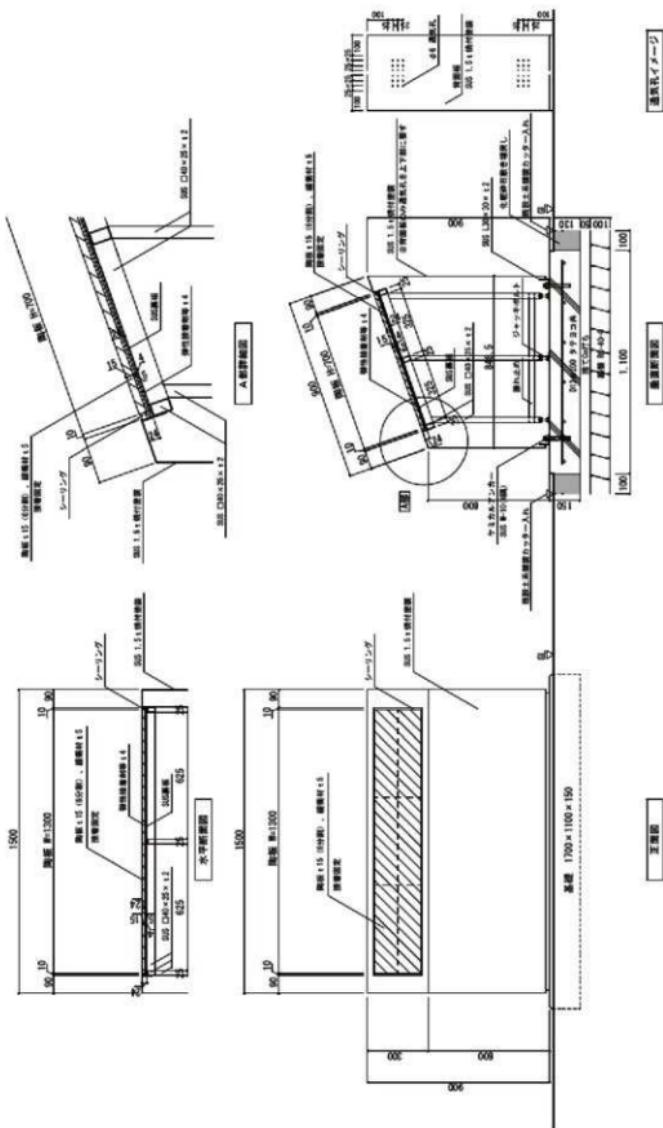


図 12.1 解説版図面

## 第5章 新居関跡の整備と建物復元（寄稿）

奈良文化財研究所

特別史跡新居関跡整備委員会委員

特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会委員 箱崎和久

### はじめに

令和2年4月、女改之長屋が完成し供用が開始された。筆者は新居関跡整備委員会の建築専門部会において座長を務め、建築史を専門とする先生方を交えて建物の復元の検討を深めてきた。ここでは新居関跡の整備の現状を確認し、建物復元の一端および今後の新居関跡について考えてみたい。

### 1. 新居関跡の整備の現状

まず、新居関跡の整備の経過と計画について確認しておこう。整備委員会は平成9年（1997）に設置された。筆者が加わったのは平成11年度からである。平成12年3月には『特別史跡新居関跡 保存整備基本計画書』（以下「基本計画」と略す）をとりまとめ、基本方針として、①遺構の確実な保存、②面番所を中心とした新居関跡の特徴を視覚的に表現、③関所の体験を重視した展示・運営、④新居宿まちなみ・まちづくりの核、運営・連携の中心、を掲げた。また、その達成には3つのステップが設定され、ステップ1は、渡船場・護岸の整備、ステップ2は関所内の総合的な整備として、大御門、裏御門、女改之長屋、船会所、土蔵、尖柵等の復元を挙げ、ステップ3は関所内整備の充実と護岸整備範囲の拡大等を掲げていた。ステップ1は平成13・14年に実現し、その報告書『特別史跡新居関跡 保存整備事業報告書Ⅰ』は平成18年3月に新居町（当時：以下同じ）から刊行されている。

平成16年度からは「新居町歴史を活かしたまちづくり基本計画」を推進し、史跡指定地の南辺に沿う国道301号の道路整備事業とも連携して、新居町を挙げて取り組んだ。この事業は、湖西市との合併（平成22年3月）を控え、新居町域の魅力の再発見につながっただけでなく、国道301号とともに史跡指定地西辺を画していた町道（当時の付け替えを実現させ、大御門の復元にむけて大きく前進させることができた。基本計画では、大御門の復元はステップ3に位置づけられていたが、平成27年に高札や西辺土塀などとともに竣工を見た。その後は、北辺と南辺の外郭柵を平成20-27年に、裏御門を平成29年に、そしてこのたび女改之長屋が完成した。これらの復元はステップ2の一部となるので、現状はステップ2の約半分とステップ3の一部が変則的に実現した状態である。

## 2. 新居関跡における建物の復元

国指定史跡における歴史的建造物等の復元には、文化庁が組織する「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」（俗称、復元検討委員会）の審査を受ける必要がある。

新居関跡の失われた建物については、平成 12 年策定の基本計画時点で、すでに大御門をはじめ裏御門、女改之長屋、船会所、土蔵等のある程度の復元図は作成されていた。これらの根拠となっていたのは、天明 2 年（1782）から文化 2 年（1805）までの、普請・修復計画等にみえる建築部材が書き上げられた 4 種の文献史料、幕末頃と考えられる数種の図面史料などである。その後の発掘調査により、各建物の位置や規模が判明し、それらの成果をまとめて復元検討委員会へ諮問することとなった。初めて諮問した平成 23 年 3 月の復元検討委員会にて、建築史の専門家による検討を深めるよう指導を受け、湖西市では平成 23 年度に新居関跡整備委員会の下に建築専門部会を組織した。同年 12 月から平成 27 年 3 月までに、計 10 回の建築専門部会を開催して検討を深め、最終的には計画している復元建物すべてについて、計 6 回の復元検討委員会の審査を通すことができた。

建築専門部会では、まず<sup>a</sup>現存する面番所と文献史料（36～38 頁掲載の文献 1～4）、図面史料（同図面 1～6）、絵画史料（同絵画 1～12）等の関係を探る検討をおこなった。現存する面番所は安政 2 年（1855）の棟札を遺し、嘉永 7 年（1854）の大地震後の建物であることが判明しているが、文献資料は、先述したように天明 2 年から文化 2 年のものであり、また図面資料も製作の時期や目的が不明のため、面番所との整合が問題となったのである。検討の結果、各種資料は製作年代が異なるものの、互いに補完するかたちでよく整合することが判明した。

さらに、関所が現在地に移転する以前にあたる、元禄 6 年（1693）の図面史料（37 頁掲載の移転前図面 1、2）もその平面構成は共通し、これは面番所だけでなく女改之長屋や船会所にも言えることが判明した。すなわち、関所の建物は、伝統的な形式を関所移転（元禄 14 年：1701、宝永 5 年：1708）以前から墨守していたことが明らかとなつたのである。建物の復元にとって、この成果はきわめて大きかった。どの史料も復元の根拠となり得るからである。

さらに特記すべきは、大御門の形態についてである。最も詳細で信頼が置ける図面史料（図面 3 「今切関所平面図」）には、大御門が冠木門の形態で描かれている。面番所との整合だけでなく、女改之長屋や船会所、土蔵の復元では、その図面を復元の大きな根拠としていた。一方でそのほかの文献史料や絵画史料では、大御門は高麗門として表現されているものが多い。この図面史料は製作年代が不明のため、屋根を除去して冠木門としたと文献に現れる明治元年（1868）以後の状態を描いたものと考えたこともあつた。しかし、建築専門部会での検討により、別の文献では嘉永 7 年の大地震後 10 日あまりで関所機能を回復させていることから、そのために応急的に門を復旧したものと考

えられ、この図面史料は大地震後の仮設的な状態を描いたもので、本来は高麗門の形式であると解釈することができた。これが復元検討委員会でも認められたのである。なお、当初は一般的な高麗門の構造を考えていたが、復元検討委員会の指摘もあり、冠木門の構造を保った高麗門の形状に復元案を修正した。この実例が鷺津の本興寺にあることも判明し、文献史料では不明の細部はそれに倣っている。

女改之長屋では、文献4「今切御閑所御普請仕様帳二」から「梁間二間半内三尺庇」とあって、梁間規模は2間半だが、そのうち半間が庇で、図面史料（図面1「新居御閑所平面図」）からも正面に庇が附属することが判明する。しかし、この屋根を一体的なものにするか、途切れさせて段をもたせるかが問題となった。文献1に記された柿板の面積の検討資料からは一体的な屋根をもつと解釈できたが、復元検討委員会でも同様の指摘があり、建築専門部会でも再度検討した。いずれの案も図を描いたが、文献4に見える柱の長さ（本柱は一丈、庇柱は九尺）を勘案すると、別屋根とした場合はかなり窮屈な形態となること、愛知県豊田市の旧紙屋鈴木家住宅（1828年）の嘉永2年（1849）の家相図では、一体的な屋根をもつ担架寮の正面部分を「ヒサシ」と記されており、類例があることが判明した。

以上のように、建築専門部会での専門的な観点からの深い検討によって、これまでの解釈から幅が広がり、また身近なところに類似する例があることが判明した。幕末の人びとが作成した文献や図面などに込められている意図を、より親しみをもって汲み取ることができ、それを復元建物に反映させることができたと思う。そうした検討の過程で、往時の人びとの考え方につれて感動というか胸騒ぎは研究者冥利に尽きると言って過言でない。

建築専門部会での検討で、私が改めて感じたのは、新居閑所は遠江に所在している幕府の施設である、ということである。現在地に移転する前から、建物配置や規模を大きく変更しないで形式を守っていることは、場所が変わっても閑所機能に変更はないため、大きな改変が必要なかったことを意味するのだろう。建物の形式も前時代のものを踏襲してきていると思われる。そしてそれは遠江国の方色をもつ建物ではなく、幕府の建物に近いだろう。旧江戸城（現皇居）大手門から本丸に向かう途中に、百人番所と呼ばれる長大な建物がある。大手三の門の警護のため、幕府直轄の鉄砲百人組が詰めていたといわれる番所で、その規模はともかく、入母屋造で吹き放ちの庇をもつ形式は、新居閑所の面番所にそっくりである。女改之長屋も船会所も、また大御門も幕府仕様だったと思われ、一般人が住む長屋や会所、あるいは市井の門とは別格のものであったろう。

### 3. 新居閑跡における建物復元の意義

以上のように、現存する面番所の分析をはじめ、発掘資料、文献史料、図面史料、絵画史料を駆使して建物の復元を進め、江戸時代の閑所内の景観がよみがえりつつある。建物を実際に建てていくためには、史料には情報のない細部に至るまで、形や大きさ、

材料、色などを決めていく必要がある。裏御門や女改之長屋では、文献史料に見える釘の長さや本数が過大と考えられ、原史料まで遡って、崩し字の誤読ではないか確認したものの誤っていないことを確認した。しかしそれでも、現代およびおそらく往時の常識でもあり得ない施工方法になるため、それを採用せず常識的な大きさや長さで施工した。イラストなどで復元する場合も、正確を期せばそうした検討も必要になるが、やはり実際の建物を建てる場合の方が、圧倒的に多くの検討を要する。

こうして完成した建物は歴史史料に基づくかたちで造られてはいるが、現代の材料や技術を使用し、また現代の建築基準法や静岡県における建築規制に則っており、女改之長屋では耐震補強を施している。復元建物とは、歴史的建造物の姿をした、まぎれもない現代建築と言える。また精度の高い復元になってはいるが、いくつかの前提条件のもとに案を考えており、それが変われば復元案自体も変わってくる。新史料の発見があつたとしても、細部にわたるまで正確にわかるわけではないため、幾多もの復元案の一つが実現しているという状況は変わらない。そしてひとたび実現した復元建物は、学問の深化によってその案に変更が生じたとしても、なかなか即座に対応するのが難しいのが現実である。この点がコンピューターグラフィックス（CG）などによる復元との大きな違いである。

CG を活用した仮想現実（VR）や、実際の風景に復元建物を浮かび上がらせる拡張現実（AR）は、建物を建てることなく往時の様相を見せることができるのが特徴である。現地に建つ復元建物では、来訪者が内部に入ったりしながら、かすかな温度の違いや、木の香りといった、建物を五感で体感できる点が大きな特徴である。また史跡上に復元された建物は、地域のシンボルとしても機能することがある。こうした点が復元建物の利点と言えるだろう。

復元建物の機能は、今まで存続している寺院の中心建物を発掘調査成果に基づいて再現したりするような場合を除けば、往時の機能を保つものではなく、史跡の理解のための実物大の展示物と言える。新居関跡の場合も、当然のことながら関所機能は失われているなかで、大御門も女改之長屋も、江戸時代の関所を理解するための建物として機能させることを目的としている。したがって往時の建物の利用方法や機能などを、展示物や電子技術などを使用するなどして示すようにすることが必要になってくる。すなわち、建物を復元するだけではダメで、復元建物の利用・活用が問題になってくるのである。

#### 4. 近年の文化財をめぐる動向と新居関跡

令和2年4月には、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」が文化庁により示され、「復元等」の中身が復元と復元的整備に区分された。復元はこれまでと同様の概念だが、復元的整備では、利活用の観点等から、規模、材料、内外の意匠や構造の一部を、本来の形態と変更して再現することや、学術的な検討を尽くしても、形態が

十分に判明しない場合に、それらを多角的に検証して再現することが認められた。史跡等における建物復元のハードルが下がったとも言え、史跡の利活用にも重点が置かれるようになってきたとも言える。

新居関跡における復元建物は、新基準以前の、言わば厳しい基準をクリアしており、今後、復元される船会所や土蔵に影響が及ぶことは、基本的にはないだろう。船会所や土蔵の復元が一段落すると、基本計画のステップ2がほぼ終了に近づいたことになり、関所史料館を東に移して、護岸整備範囲を北に広げるステップ3の後半、いわば仕上げに近づいていく。

一方、令和元年に一部改正・施行された文化財保護法では、地域の文化財の総合的な保存活用を柱の一つとしている。都道府県が策定する文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱をふまえて、市町村は文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を受けることで、やや柔軟に未指定文化財を含む地域の文化財の保護を図ることができるようになった。

新居関所の南～南西は、旧新居宿にあたる住宅地だが、古い街割りを現在もほぼ遺しており、江戸時代の建物は多くはないものの、近代以降の伝統的な意匠を保つ民家が多く、新居宿の面影を現代に伝えている。旧新居町では、「新居町歴史を活かしたまちづくり基本計画」を推進した時期があり、再び関所跡の整備と一緒にとなった、新居宿の文化財的な視点での保存・活用に、この文化財保護法は追い風となるような気がする。歴史を活かしたまちづくりは、歴史のない新興住宅街ではできない。地域の魅力を、住民が再認識することが、地域のポテンシャルの向上につながる。これまでもそうだが、これからも新居関跡は地域の核となって、活かされることを期待したい。

### おわりに

新居関跡は、大正10年（1921）3月に、当時の史跡名勝天然記念物保護法下で、初めて史跡指定された50余件の一つである。筆者が研究活動のフィールドとしている奈良県の平城宮跡（大正11年10月指定）よりも指定年が古い。そしてこの報告書が刊行される令和3年度（2021）は指定100周年に当たる。

筆者が新居関跡に関わらせていただいてから、20年以上の年月がたつが、当時は大御門の復元はステップ3に位置付けられていたことからも分かるように、夢のような話だったことを思い出す。これも、ひとえに旧新居町、そして現在の湖西市の文化財関係職員の皆さんを中心とする関係各所の努力の賜と思う。この貴重な文化遺産を後世に確実に引き継ぐために、これからも微力ながら尽力したいと思っている。



旧江戸城（現皇居）の百人番所



建築専門部会の現地調査



建築専門部会の面番所瓦調査



建築専門部会の史料調査

## 第6章 今後の保存整備に向けた課題

### (1) 未整備の復元建物について

特別史跡新居関跡保存整備はこれまで保存してきた現存建物の保護継承とともに周辺景観を江戸時代の姿に再現・復元しようとするものである。

当初からそれぞれの建物の整備時期については、財政上の裏付けが確約できていないことから、計画上は明確にしてこなかった。そのため、箱根関所が発掘調査を含め8年という短期間で整備を終えたのに対し、新居関跡では同時期に保存整備事業を始めたが、未だ船会所・土蔵・板塀などの整備目途は立っていない。

### (2) 復元建物等の再整備

整備が長期間に及んだことにより、平成13年度に完成した渡船場の浮桟橋、平成19年度に実施した面番所の縁下の叩きを模した舗装、平成21年度に実施した駐車場の東屋の路盤舗装、平成24年度に実施した南側笠木土台付柵など、木の劣化や白アリ被害、舗装の風化など、整備した箇所において修理を必要とする箇所が次々と発生している。

平成30年度に南柵の補修・塗装、令和元年度に浮桟橋の改修、東屋の路盤舗装（史跡地外）、令和2年度に面番所の叩き修理、をそれぞれ実施した。柵の木材は防腐・防虫・変形抑制効果を期待し、酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理（モックル処理）の木材を採用したが、木の乾燥による割れ目から白アリが発生、土台部の沈下による柵木と柵木の隙間の発生、着色防腐剤（黒色）の色落ちなど、維持管理に労力を費やしている。特に遠州地域は白アリの多い地域とされていて、史跡の風合いを生かした木造にこだわってきたが、文化庁調査官との協議の中で、南辺は江戸時代の関所の範囲を示す柵ではなく、現代の境界境としての工作物であるので、木製にこだわる必要はなく、将来にわたる維持管理を検討した上での整備計画を考えるように指導を受けた。そのため修理の際に笠木土台付柵（道路側）のような鋼製での修理も検討したが、高額な材料費がかかることから、10年スパンで更新修理していく方が安上がりと判断し、木製での修繕を行った。くしくも新居関所が10年単位で普請を行っていた史実を実感した体験であった。

土舗装材は、平成14年度の面番所東側地盤整備でも軟質土質舗装（盛土材に安定処理剤を混同）を用いたが、風雨により舗装が削れ、雨水とともに護岸に流れ込み、汚泥として溜まっている。夏場の藻の大量発生や臭いの原因ともなり、汚泥の汲み取りを数年ごとに実施している。文化庁からは、地域毎の気候によって適した舗装材は変わり、推奨する舗装材はないため、各地域で適した舗装材を見極めるようにとの指導を受けた。令和元年の東屋の路盤整備は身障車両が乗り上げることを考慮し、道路工事に用いるアスファルト舗装の上に土舗装調カラー舗装を行った。面番所の叩きは、女改之長屋の土間と同様の土系舗装（ガンコマサ）で舗装を行った。

今後の整備の課題として、単なる同様素材での更新は維持管理修繕であり、再整備であれば現状を改善する施工が必要とされる。補助金を得て施設を守っていくためには、史跡保存活用計画に管理を記載し、課題を洗い出し、未整備部分の整備だけでなく、再整備計画による施設の向上計画を策定していく必要があるだろう。

#### （3）史跡保存活用計画の策定について

史跡保存活用計画の策定については、従来から策定に努めなくてはならなかつたが、新居関跡については整備基本計画を策定していたことから、計画を代用できると考え、策定を行つてこなかつた。しかし、整備基本計画が策定から 20 年以上経過し、史跡地の現状や発掘結果の反映、市町合併により市域が拡大し、関所が地域の核施設であるという市民意識の変容など、計画の見直し時期にある。また令和 2 年度の歴史活き活き！史跡等総合活用事業費国庫補助金要項の改定により、環境整備、復元整備にかかる補助事業は史跡保存活用計画の策定が条件となつた。早急に新居関跡史跡保存活用計画の策定を行う必要がある。

#### （4）史跡の追加指定について

平成 26 年度に柿形広場と高札の整備を行つた際に、新たに史跡の追加指定を行つた。その際、現在の道路範囲内にも柿形の遺構が残つていることが判明したが、道路の安全通行との協議において、柿形西端まですべての遺構を保存し追加指定することができなかつた。文化庁の史跡指定専門調査会からも市道の迂回が遺構のすべてを守る形になつていいことに厳しい意見が出され、市の史跡の保護保存する姿勢を追及された。車道幅を計画から 50cm せばめ、道路線形東辺を 50cm 分西へ移行するという線形変更案を市は検討したが、線形変更案を採用しても関所柿形遺構は道路（車道）区域下となり、道路下への保存とせざるをえなかつた。市は遺構位置の表示として、高札土壘の西にカラー舗装を行い、平面展示として表現に努めた。

平成 16 年度に策定された「新居町歴史をいかしたまちづくり計画」では、計画期間の明示はしていないが、国道 301 号を含め関所周辺の道路の車道片側幅員を 2.75m とするコミュニティー道路へと変更する将来計画を盛りこんでいる。将来的には柿形北側の復元整備が可能となる計画をもち、今後大御門付近周辺の追加指定計画を段階的に考えているが、具体的な計画段階にはないのが現状である。

#### （5）史料館の老朽化・面番所の解体修理など

史跡地内にある新居関所史料館は、昭和 51 年に開館した施設であり、2 階へは階段でしか昇れず、至るところに段差がありバリアフリー化していない。1 階部分が「街道と関所」、「海の関所新居」、2 階が「旅と宿場」というテーマに基づき展示を行つた。この展示テーマに変わりはないものの、昭和 61 年の増改築時から大きな展示リ

ニューアルをしておらず、展示内容は子どもにはやや難解なもので、ユニバーサルデザインなどを意識した、誰もが分かりやすい展示にはなっていない。

また昭和 61 年に増築した事務所壁面からは白アリの発生が繰り返している。湖西市公共施設長寿命計画個別計画では、史料館は 2031～2035 に建替え計画となっているが、その際には史跡地外に建替えを行う予定となっている。しかし、まだ財政的な裏付けのある計画ではないため、実施の目途は立っていないのが現状である。

さらに、新居地区は、関所が 2 度にわたり自然災害で移転を余儀なくされてきた歴史が物語るように、関所はハザードマップ上で津波浸水深は 1～3 m にある地域である。新居地区の多数の古文書史料が関所史料館に収蔵されているため、災害から貴重な歴史資料を守るという観点からも、史料館の建替えを実現可能な計画とする必要がある。

現存する面番所建物も昭和 46 年の解体修理から今年で 51 年を経過した。日常的に人が使用しているため、大きな破損などはないが、壁の漆喰や瓦などの劣化、建物のゆがみなど、少しずつ老朽化をしている。いずれかの時期に大規模修理を行う必要があるだろう。

観光形態の変容などの理由もあるが、入館者は年々減少傾向にある。史跡の整備後に、いかに史跡の歴史、魅力を伝えるか、ハード整備とともに史料館のソフト事業と地域での活用に注力していくなければならない。

(鈴木)

図版 1 北護岸整備事業前（西から）



図版 2 北護岸整備事業前（東から）



図版 3 北護岸尖柵整備後（東から）



図版 4 北護岸尖柵基礎工事



図版 5 北護岸尖柵石工事



図版 6 北護岸尖柵木工事



図版 7 北護岸尖柵木工事



図版 8 尖柵木材



図版 9 南辺整備事業前（東から）



図版 10 南辺整備事業前



図版 11 H24 補修工事



図版 12 H24 白蟻による破損状況



図版 13 H24 補修完了後



図版 14 H26 笠木土台付柵整備後



図版 15 桧形整備前（南から）



図版 16 スライド門扉設置



図版 17 桧形整備前（東から）



図版 18 桧形整備前（西から）



図版 19 笠木土台付柵（道路側）



図版 20 桧形石垣土壠



図版 21 桧形石垣土壠



図版 22 笠木土台付柵と土壠完成後



図版 23 高札木工事



図版 24 高札板設置



図版 25 土壠延長ラインを舗装表示



図版 26 桧形南区域土壠平面整備



図版 27 南辺歩道整備前（西から）



図版 28 南辺歩道整備後（西から）



図版 29 南辺柵基礎工事



図版 30 面番所南側礫敷



図版 31 磚敷拡大



図版 32 面番所地盤整備後



図版 33 木材モックル処理



図版 34 大御門柱材



図版 35 大御門木工事



図版 36 大御門和釘打ち



図版 37 大御門組立



図版 38 大御門屋根瓦工事



図版 39 大御門マントル嵩上げ



図版 40 大御門基礎工事



図版 41 大御門組立



図版 42 大御門組立



図版 43 大御門組立



図版 44 大御門木工事



図版 45 大御門石工事



図版 46 大御門屋根下葺



図版 47 大御門屋根瓦葺



図版 48 大御門鬼瓦



図版 49 大御門建具金物



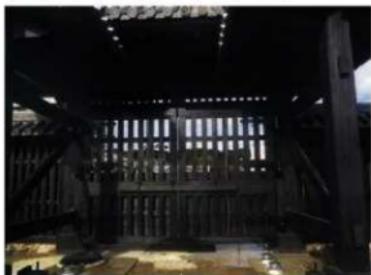
図版 50 大御門根包板



図版 51 大御門完成（脇塀）



図版 52 大御門閉門時（東から）



図版 53 大御門完成（北から）



図版 54 大御門完成（西から）



図版 55 大御門完成（東から）



図版 56 無電柱化した南辺歩道（東から）



図版 57 裏御門木工事



図版 58 裏御門破風板取付



図版 59 裏御門釘打ち



図版 60 裏御門組立



図版 61 裏御門完成（東から）



図版 62 裏御門箱鉄



図版 63 女改之長屋西辺石工事



図版 64 女改之長屋土系舗装



図版 65 女改之長屋金物補強



図版 66 女改之長屋梁柱



図版 67 女改之長屋木工事



図版 68 女改之長屋木工事



図版 69 女改之長屋木工事



図版 70 女改之長屋梁組



図版 71 女改之長屋梁組



図版 72 女改之長屋壁補強



図版 73 女改之長屋継手



図版 74 女改之長屋手斧削り



図版 75 女改之長屋土壁小舞



図版 76 土壁練りこみ



図版 77 土壁荒壁



図版 78 女改之長屋床板・筋交い補強



図版 79 女改之長屋屋根葺作業



図版 80 女改之長屋柿葺屋根



図版 81 女改之長屋補強金物



図版 82 女改之長屋雨落ち



図版 83 女改之長屋水流し



図版 84 女改之長屋コンセントボックス



図版 85 女改之長屋排水口



図版 86 女改之長屋無双窓



図版 87 土塁接合部の尖柵（西から）



図版 88 土塁接合部の尖柵（東から）



図版 89 女改之長屋完成後室内



図版 90 女改之長屋完成後室内



図版 91 女改之長屋完成後展示風景



図版 92 女改之長屋完成後展示物



図版 93 面番所西トイレ撤去前



図版 94 防火壁撤去前（東から）



図版 95 防火壁・電柱撤去前（西から）



図版 96 防火壁撤去作業



図版 97 電気・消火栓配管



図版 98 外構設備完成（西から）



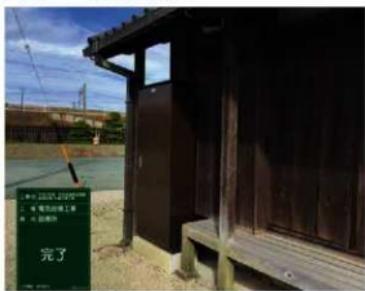
図版 99 消火栓設置



図版 100 暗渠排水設置



図版 101 配電盤設置



図版 102 外構工事完成（南から）



図版 103 電柱移設後（南から）



図版 104 水道管直結式消火栓



図版 105 駐車場整備前



図版 106 駐車場東屋整備後



図版 107 駐車場路盤修理前



図版 108 駐車場路盤再整備後



図版 109 渡船場柵修理前



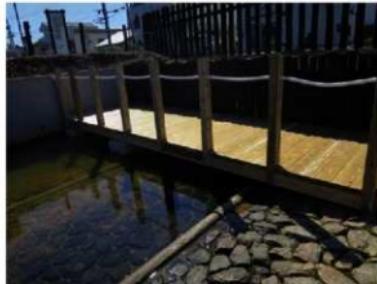
図版 110 渡船場柵再整備後



図版 111 浮き桟橋修理前



図版 112 浮き桟橋再整備後



図版 113 面番所叩き修理前



図版 114 面番所叩き再整備後



図版 115 防犯センサーホール



図版 116 解説板



## 報告書抄録

ふりがな	とくべつしせき あらいせきあと							
書名	特別史跡 新居関跡 保存整備事業報告書II 一大御門・女改之長屋等整備事業							
副書名								
卷次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	切池 融 岡本 聰 鈴木 紀子 大須賀 広夢 中田 英史 曽根田 雅彦							
編集機関	湖西市教育委員会							
所在地	〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268							
発行年月日	令和4年(2022)3月1日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査 期間	調査 面積	調査 原因
		市町村	遺跡 番号					
特別史跡 新居関跡	静岡県湖西市 新居町新居 1227-1他	22221		34度 42分 43秒	137度 33分 50秒	発掘調査 2002年 9月～ 2012年 3月  史跡整備 2006年 11月～ 2022年 1月	調査 1,655 m <sup>2</sup>	史跡整備 に先立つ 確認調査 及び 史跡整備
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物	特記事項		
新居関跡	関所跡	江戸時代 中～後期	門の掘立穴・礎盤石 建物跡 础石・石列 埋甕・瓦だまり 櫓の溝・掘立穴 護岸石垣、土坑 石敷地盤		陶磁器 瓦 門根包板 櫓木材	発掘調査で確認した遺構 を中心に史跡整備を行い、 大御門・女改之長屋・樹形 広場・地盤が復元された。		

※使用測地系：日本測地系

**特別史跡 新居関跡**

保存整備事業報告書II

一大御門・女改之長屋等整備事業一

発行年月日 令和4年3月1日

編集・発行 湖西市教育委員会

静岡県湖西市吉美3268

印刷・製本 株式会社朝倉印刷